令和８年３月定例会

委　員　会　会　議　録

総務文教常任委員会
建設環境常任委員会
健康福祉常任委員会

行　田　市　議　会

令和８年３月行田市議会定例会委員会会議録目次

◎総務文教常任委員会（３月１１日）

付託案件……１
出席委員（７名）……２
欠席委員（０名）……２
説明のため出席した者……２
事務局職員出席者……２
開　会（午前　９時２９分）……４
開会の宣告……４
開議の宣告……４
議案第９号について……５
休　憩（午前１０時１５分）……１７
―――――――――――――――
再　開（午前１０時２３分）……１７
議案第９号の質疑……１７
休　憩（午前１１時５２分）……４３
―――――――――――――――
再　開（午後　０時５８分）……４３
議案第２７号について……４３
議案第２７号の質疑……４５
議案第２７号の討論、採決……５１
休　憩（午後　１時１８分）……５１
―――――――――――――――
再　開（午後　１時２１分）……５１
議案第９号について……５２
議案第９号の質疑……５３
休　憩（午後　１時３２分）……５４
―――――――――――――――――――
再　開（午後　１時３４分）……５５

議案第９号について……５５
議案第９号の質疑……５７
休　憩（午後　１時４０分）……５７
―――――――――――――――――
再　開（午後　１時４１分）……５７
議案第９号について……５７
議案第９号の質疑……５９
散会の宣告……６０
散　会（午後　１時５２分）……６０

―――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――

◎総務文教常任委員会（３月１２日）

付託案件……６３
出席委員（７名）……６４
欠席委員（０名）……６４
説明のため出席した者……６４
事務局職員出席者……６５
開　会（午前　９時２９分）……６６
開議の宣告……６６
議案第９号について……６６
議案第９号の質疑……７６
休　憩（午前１０時４６分）……８８
―――――――――――――――――
再　開（午前１０時５７分）……８８
議案第９号の質疑続行……８８
休　憩（午前１１時１０分）……９２
―――――――――――――――――
再　開（午前１１時１４分）……９２
議案第１６号について……９２

議案第１６号の質疑……９３
議案第１６号の討論、採決……９５
休　憩（午前１１時２５分）……９６
―――――――――――――――
再　開（午前１１時２６分）……９６
議案第２０号について……９６
議案第２０号の質疑……９７
議案第２０号の討論、採決……９７
休　憩（午前１１時３１分）……９７
―――――――――――――――
再　開（午後　０時５８分）……９７
発言の訂正……９８
議案第９号について……９８
議案第９号の質疑……１１１
議案第９号の討論、採決……１２２
閉会の宣告……１２３
閉　会（午後　２時３４分）……１２３
署名委員……１２５

――――――――――――――――――― ※ ―――――――――――――――――――

◎建設環境常任委員会（３月５日）
付託案件……１２７
出席委員（６名）……１２８
欠席委員（０名）……１２８
説明のため出席した者……１２８
事務局職員出席者……１２８
開　会（午前　９時３０分）……１２９
開会の宣告……１２９
現地視察について……１２９

休　憩（午前　９時３１分）……１２９
―――――――――――――――
再　開（午後　１時１４分）……１２９
開議の宣告……１２９
議案第２８号及び議案第２９号について……１３０
議案第２８号及び議案第２９号の質疑……１３２
議案第２８号及び議案第２９号の討論、採決……１３４
休　憩（午後　１時３４分）……１３５
―――――――――――――――
再　開（午後　１時３６分）……１３５
議案第９号について……１３５
議案第９号の質疑……１４５
休　憩（午後　３時０１分）……１５８
―――――――――――――――
再　開（午後　３時０８分）……１５８
議案第９号及び議案第１４号について……１５９
議案第９号及び議案第１４号の質疑……１６３
議案第１４号の討論、採決……１６４
休　憩（午後　３時２９分）……１６４
―――――――――――――――
再　開（午後　３時３１分）……１６４
議案第９号及び議案第１５号について……１６５
議案第９号及び議案第１５号の質疑……１６８
議案第１５号の討論、採決……１６９
休　憩（午後　３時４７分）……１７０
―――――――――――――――
再　開（午後　３時５４分）……１７０
議案第９号について……１７０
議案第９号の質疑……１７６
休　憩（午後　４時４４分）……１８６

―――――――――――――――

再　開（午後　４時４５分）……１８６
会議時間の延長……１８６
議案第２４号について……１８６
議案第２４号の質疑……１８７
議案第２４号の討論、採決……１８９
散会の宣告……１８９
散　会（午後　４時５４分）……１８９

―――――――――――――――― ※ ――――――――――――――――

◎建設環境常任委員会（３月６日）

付託案件……１９１
出席委員（６名）……１９２
欠席委員（０名）……１９２
説明のため出席した者……１９２
事務局職員出席者……１９２
開　議（午前　９時２９分）……１９３
開議の宣告……１９３
議案第９号について……１９３
議案第９号の質疑……２０５
休　憩（午前１０時５８分）……２２１

―――――――――――――――

再　開（午前１１時０７分）……２２１
議案第９号について……２２１
議案第９号の質疑……２３１
議案第９号の討論、採決……２３６
休　憩（午前１１時５２分）……２３６

―――――――――――――――

再　開（午前１１時５４分）……２３６

議案第１１号について……２３６
議案第１１号の質疑……２３７
議案第１１号の討論、採決……２３８
休　憩（午後　０時００分）……２３８

―――――――――――――――

再　開（午後　０時０１分）……２３８
議案第２１号について……２３８
議案第２１号の質疑……２３９
議案第２１号の討論、採決……２４０
閉会の宣告……２４０
閉　会（午後　０時０７分）……２４０
署名委員……２４１

――――――――――――――――― ※ ―――――――――――――――――

◎健康福祉常任委員会（３月９日）

付託案件……２４３
出席委員（７名）……２４４
欠席委員（０名）……２４４
説明のため出席した者……２４４
事務局職員出席者……２４４
開　会（午前　９時２９分）……２４５
開会の宣告……２４５
開議の宣告……２４５
議案第２５号について……２４６
議案第２５号の質疑……２４８
議案第２５号の討論、採決……２４９
議案第２６号について……２５０
議案第２６号の質疑……２５１
議案第２６号の討論、採決……２５５

議案第９号について……２５５
議案第９号の質疑……２６０
休　憩（午前１０時４８分）……２７０
再　開（午前１０時５９分）……２７０
議案第２２号について……２７０
議案第２２号の質疑……２７１
議案第２２号の討論、採決……２７５
休　憩（午前１１時１５分）……２７５
再　開（午前１１時１７分）……２７５
議案第１２号について……２７５
議案第１２号の質疑……２８１
議案第１２号の討論、採決……２９３
休　憩（午後　０時１７分）……２９４
再　開（午後　１時１９分）……２９４
議案第２３号について……２９４
議案第２３号の質疑……２９７
議案第２３号の討論、採決……３０１
議案第１０号について……３０２
議案第１０号の質疑……３０４
議案第１０号の討論、採決……３１１
議案第１３号について……３１１
議案第１３号の質疑……３１２
議案第１３号の討論、採決……３１４
散会の宣告……３１４
散　会（午後　２時３１分）……３１４

※

◎健康福祉常任委員会（３月１０日）

付託案件……３１５
出席委員（７名）……３１６
欠席委員（０名）……３１６
説明のため出席した者……３１６
事務局職員出席者……３１６
開　議（午前　９時２８分）……３１７
開議の宣告……３１７
発言の申出……３１７
議案第９号について……３１８
休　憩（午前１１時０７分）……３４２

―――――――――――――――

再　開（午前１１時１９分）……３４２
議案第９号の質疑……３４２
休　憩（午後　０時０１分）……３５６

―――――――――――――――

再　開（午後　０時５８分）……３５６
発言の申出……３５６
議案第９号の質疑続行……３５７
議案第９号の討論、採決……３７４
閉会の宣告……３７５
閉　会（午後　１時５６分）……３７５
署名委員……３７７

―――――――――――――― ※ ――――――――――――――

総　務　文　教　常　任　委　員　会

３　月　１　１　日　（　水　曜　日　）

令和８年行田市議会総務文教常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月１１日（水曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第２７号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例

○審 査 日 程　【教育委員会】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第２７号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例

【会計課】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【監査委員事務局】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【議会事務局】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	町田　光 委員	３番	梁瀬里司 委員
副委員長	駒見行彦 委員	４番	新　諒平 委員
１番	香川宏行 委員	５番	村田秀夫 委員
２番	大屋　彰 委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

諸貫忠秋	副教育長
細谷博之	学校教育部長
中島　淳	教育委員会参事
嶋村理彦	学校教育部次長兼教育指導課長
岡部将弘	教育総務課長
飯田勝雄	学校給食センター所長
篠田豊和	教育支援センター所長（会）
大野三佳	学校教育部参事(学務・指導担当)
長島浩司	生涯学習部長兼参事
松田　正	生涯学習部次長兼図書館長
鈴木紀三雄	生涯学習部次長兼郷土博物館長
近藤隆洋	生涯学習課長
伊藤賀章	スポーツ振興課長
酒井春彦	文化財保護課長
蓮沼義典	教育文化センター所長兼中央公民館長
鴨田和彦	議会事務局長
石川　学	監査委員事務局長
五十嵐章五	会計管理者兼会計課長

○事務局職員出席者

書　　記　　大　澤　光　弘

午前　　９時　２９分　開会

△開会の宣告

○委員長　ご多用の中、当委員会にご参集いただきありがとうございます。

本日より２日間の委員会となります。皆様のご協力をいただきながらスムーズな委員会運営ができますようお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は雑談、発言等を禁止いたしますのでよろしくお願いいたします。なお、審議中における傍聴人の入退室につきましては自由となっておりますので、念のため申し添えます。

―――――――――――――――――――――

△開議の宣告

○委員長　これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上、行うようにお願いいたします。また、説明、質疑及び答弁につきましては、簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

今回当委員会に付託されました案件は議案４件であります。審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。なお、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の討論及び採決につきましては、明12日の総務部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。議事に入っていきたいと思います。

まず、諸貫副教育長にご挨拶をお願いします。

○副教育長　おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃より教育委員会の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼を申し上げます。

本日委員会でご審査いただきます案件につきましては、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算案のうち教育委員会所管部分及び議案第27号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例についてでございます。

説明員につきましては、それぞれ担当の所管課長から申し上げますので、委員の皆様には

ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第９号について

○委員長　初めに、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、学校教育部所管部分の歳出について、初めに岡部教育総務課長。

○教育総務課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、教育総務課所管の歳出予算について説明申し上げます。

予算に関する説明書220ページをお願いいたします。

10款教育費、１項１目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費でございます。説明欄の◎教育委員会運営費の17節事業用器具費は、教育委員が使用するタブレット端末を更新するものでございます。

次の２目事務局費の説明欄の◎事務局費は、教育長以下学校教育部事務局職員の人件費などの経費で、主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、本市の教育行政全体にわたる重要な施策に関し支援をいただく専門員として設置しております教育政策アドバイザーなどの報酬でございます。

223ページをお願いします。

12節調査測量設計委託料及びその下の基本設計発注者支援業務委託料は、忍・行田・埼玉・太田中学校区義務教育学校の施設整備に向け、建物の構造や配置、機能、設備などを示す基本設計に係る経費でございます。

228ページをお願いします。

２項１目学校管理費の説明欄の◎小学校管理運営費（教育総務課）は、小学校12校の管理運営費でございます。

231ページをお願いします。

説明欄の◎校舎維持管理費は、小学校施設設備の修繕管理に係る経費でございまして、12節２行目の清掃委託料は、小学校５校に係る空調設備の清掃委託料を計上したものでございます。

次の２目教育振興費の説明欄の◎教育振興助成費の11節手数料、それから、233ページに

なりますが、12節研修委託料及び17節事業用器具費は、児童１人１台のタブレット端末の更新に係る経費でございます。

その下、19節の学用品費等補助金以下は、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する児童に対する就学援助費で、小学校のいわゆる給食無償化に伴い、前年度と比較し減額となっております。

次の３目学校建設費の説明欄の◎校舎等新設改良費は、見沼小学校の避難器具の更新、東小学校、西小学校の体育館の屋根の改修、泉小学校の受電設備の改修を予定しているものでございます。

次に、３項１目学校管理費の説明欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、中学校８校の管理運営費でございます。

235ページをお願いします。

説明欄の◎校舎維持管理費は、小学校同様、中学校施設設備の修繕管理に係る経費でございます。

次の２目教育振興費、説明欄の◎教育振興助成費の11節手数料、12節研修委託料及び237ページになりますが、17節事業用器具費は、生徒１人１台のタブレット端末の更新に係る経費でございます。

その下、19節の学用品費等補助金以下は、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する生徒に対する就学援助費でございます。

次の３目学校建設費の説明欄の◎校舎等新設改良費は、行田中学校の配膳室のシャッターの改修工事を行うものでございます。

以上、教育総務課所管の歳出予算の説明とさせていただきます。

○委員長　次に、嶋村教育指導課長。

○教育指導課長　それでは、一般会計歳出予算のうち教育指導課所管部分につきまして説明申し上げます。

223ページをお願いいたします。

説明欄中ほどの◎小中学校指導費でございますが、１節会計年度任用職員報酬は、算数、数学、国語、外国語等の授業における複数指導を実施し、学力の定着を図ることを目的に配置する学習支援教員のほか、学校図書活動推進教員等の報酬でございます。

７節委員謝金は、いじめ問題対策連絡協議会や学校運営協議会委員などの委員謝金、その下の謝金は、不登校対策担当チーム会議謝金、部活動の地域クラブ実施事業指導者への謝金

などを計上したものでございます。

10節消耗品費は、児童・生徒のいじめ対策事業である学校生活についての調査、ｈｙｐｅｒ－ＱＵを実施する費用などでございます。

225ページをお願いいたします。

本市の特色ある教育として掲げる３つの柱のうち、スティーム教育に関するものとして、上から２行目、11節手数料及び13節自動車借上料は、山間部において自然環境に触れる体験活動等を実施するもの、12節に戻りますが、５行目の文化芸術活動支援事業委託料は、音楽創造プロジェクトとして西本智実氏による演奏や合唱指導を行うもの、その下のマイ足袋作成体験事業委託料は、全小学校３年生を対象として、地元足袋業者による講話やマイ足袋づくりの体験活動を実施するための経費を計上するものでございます。また、同じく特色ある教育のうち、情報活用能力を育む教育に関するものとして、13節ＯＡシステム利用料は、プログラミング学習を実施するための費用でございます。

その他、戻りまして12節、３行目のＩＣＴ支援員派遣委託料は、学校における効果的なＩＣＴの活用について総合的に支援するため、専門性を有する支援員の配置を委託するもの、その下の水泳授業実施委託料は、小学校全12校の水泳授業を民間のスイミングスクールに委託して行うものでございます。

18節の５行目、学校応援団推進事業補助金は、学校の活性化を図るため各小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付するものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（教育指導課）は、１節の３行目、会計年度任用職員報酬など特別な支援が必要な児童・生徒の支援のために配置するきらきらサポーター31名分の人件費が主なものでございます。

また、12節看護師派遣委託料は、医療的ケアが必要な児童に看護師１名を配置するための委託料でございます。

一番下の◎人権教育指導費は、学校における人権教育に要する経費でございます。

227ページをお願いします。

◎英語のできる行田っ子育成事業費は、本市の特色ある教育の柱の一つでありますグローバルコミュニケーションを育む教育として英語教育を推進するための経費で、１節会計年度任用職員報酬など小・中学校へのＡＬＴの配置に係る人件費のほか、11節手数料は、英語力をはかるための４技能測定テストに係るもの、12節２行目の外国語指導員派遣業務委託料は、幼稚園に外国語指導員を派遣するもの、その下の英語教育強化事業委託料は、ＡＩ、英語学

習アプリの活用に係る経費でございます。

少し飛びまして、235ページをお願いいたします。

２つ目の◎中学校管理運営費（教育指導課）は、いじめ・不登校対策事業の一環として各中学校に２名ずつ配置するさわやか相談員の人件費が主なものでございます。

少し飛びまして、259ページをお願いします。

５項１目保健体育総務費の◎学校保健費（教育指導課）、１節報酬は、内科、眼科、耳鼻科及び歯科の学校医59人分と薬剤師14人分の報酬、７節の２行目、学校医謝金は、児童・生徒の健康診断に係る学校医への謝金でございます。

10節消耗品費は、学校保健用消耗品の購入費用を計上したものでございます。

11節の２行目手数料は、児童・生徒、教職員の定期健康診断に係る手数料や学校環境衛生に係る各種検査手数料でございます。

13節の３行目、ＡＥＤ借上料は、全校に２台ずつ配置するためのリース料でございます。

18節の２行目、日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下で発生した事故における治療費等の保険給付に係る共済掛金でございます。

以上で教育指導課所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、飯田学校給食センター所長。

○学校給食センター所長　それでは、令和８年度行田市一般会計予算のうち学校給食センター所管部分についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の260ページをお願いします。

５項３目学校給食センター費は、学校給食センターが安全・安心な給食を安定的に提供するための管理運営経費を計上したもので、予算額は前年度と比較して3,884万1,000円の増額となっております。増額の主な要因は、設備改修工事費等の増額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎学校給食センター管理運営費の主なものを申し上げます。

10節４行目、賄材料費は、学校給食に使用する食材の購入費でございます。

263ページをお願いいたします。

12節１行目、学校給食委託料は、調理業務及び配送・配膳業務等の委託料でございます。

14節設備改修工事請負費は、ボイラー更新工事、会議室・男子休憩室空調設備更新工事及び照明ＬＥＤ化工事に係る経費を計上したものでございます。なお、ボイラー更新工事は、継続費を設定し、令和８年度及び令和９年度の２カ年での工事を予定しております。

17節給食用具購入費は、調理室で使用する運搬車両等を購入するものでございます。

以上で学校給食センター所管部分の説明といたします。

○委員長　次に、篠田教育支援センター所長。

○教育支援センター所長　それでは、教育支援センター所管部分につきまして説明を申し上げます。

225ページをお願いします。

説明欄の下から２つ目の◎特別支援教育推進費（教育支援センター）の７節謝金は、発達に課題がある幼児・児童に対して公認心理士や療育指導員が行う早期療育ステップ教室の謝金で、前年度と同額でございます。

続いて、226ページをお願いします。

３目教育支援センター費5,071万3,000円は、昨年度に比べ578万5,000円の増額でございます。

右ページの説明欄の◎教育支援センター管理運営費の主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は、センター所長、適応指導教室ウイズの指導員等10人分の報酬でございます。

続いて、一番下の行、12節防草シート敷設委託料は、下忍分室の除草委託料軽減のために実施するものでございます。

次に、229ページをお願いします。

14節施設設備工事請負費900万円は、支援センターの照明ＬＥＤ化のための工事請負費でございます。

以上で教育支援センター所管部分の説明を終わります。

○委員長　続いて、生涯学習部所管部分の歳出について、初めに近藤生涯学習課長。

○生涯学習課長　それでは、生涯学習課所管の歳出予算の内容について説明申し上げますので、236ページをお願いします。

４項１目社会教育総務費ですが、右ページ説明欄の◎社会教育一般管理費は、主に人件費などの経常経費でございます。

次の◎生涯学習課関係経費の主なものを申し上げますと、１節報酬は、社会教育委員12人分及び会計年度任用職員３人分の報酬でございます。

次に、10節のうち２行目、修繕料、その下の電気料及び上下水道料、11節の郵便料、電話料、239ページに移りまして、一番上から手数料及び水質検査手数料並びに12節に計上している遊具点検作業委託料以下11項目の各種委託料は、旧須加小学校の維持管理に係る経費で

ございます。

なお、12節５行目の伐採委託料は、旧須加小学校敷地内の松や杉などの樹木の伐採経費を計上しております。

次に、一番下の◎青少年教育費は、放課後子ども教室をはじめとして、少年の主張大会などの各種事業費を計上したもので、18節はぎょうだこどもまつり、241ページに移りまして、一番上から二十歳を祝う会実行委員会、青少年育成事業及び子ども会育成事業への補助金または交付金でございます。

次の◎生涯学習推進費は、18節の行田市民大学活動支援事業補助金など生涯学習に係る４事業及び２団体に対する補助金または交付金でございます。

次の◎はにわの館管理費の10節修繕料は、粘土をこねる装置２台の経年劣化による刃の交換を実施するもの、その下の12節指定管理料は、一般社団法人行田おもてなし観光局の指定管理料でございます。

次の◎産業文化会館管理費の10節修繕料は、ホールの音響や調光などの舞台関係設備の修繕を行うもの、その下の12節指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団の指定管理料でございます。

少し飛びまして、244ページをお願いいたします。

３目人権教育推進費は、人権同和教育に関する啓発及び同和対策集会所の維持管理や事業に要する経費を計上しております。

右ページ説明欄の１節報酬は、同和対策集会所運営委員32人及び集会所指導員２人分の報酬、７節謝金は、同和対策集会所４箇所の管理人に対する謝金及び人権教育講座、集会所事業に係る講師謝金でございます。

12節の一番上、講演委託料は、人権教育講演会の講師委託料でございます。

生涯学習課の説明は以上でございます。

○委員長　次に、伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　それでは、スポーツ振興課所管の歳出予算の内容について説明申し上げますので、256ページをお願いいたします。

５項１目保健体育総務費のうち、右ページ説明欄の◎スポーツ振興費でございますが、主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、スポーツ推進委員30人、スポーツ推進審議会委員12人分、会計年度任用職員１人分の報酬でございます。

259ページをお願いいたします。

７節３行目、報償品費は、市民体育祭や駅伝大会など各種スポーツ大会に参加した方への参加賞や記念品代として、13節自動車借上料は、生涯スポーツの推進を目的として実施しているウォーキング事業などの際に必要となる大型バス２台分の借上料でございます。

18節４行目、スポーツ協会補助金につきましては、近年の物価高騰の影響がスポーツ活動の運営や関連経費において顕著であることを踏まえ、各地区スポーツ協会や各競技団体への交付金を増額するため100万円の増額を行っております。また、鉄剣マラソン大会開催事業交付金につきましては、令和８年度開催の大会が40周年記念大会であることと、事業にかかる経費等が物価高騰による支出増が見込まれることから、前年と比べ50万円増額しております。

261ページをお願いいたします。

２目体育施設費は、体育施設管理運営のための費用で、右ページ説明欄の◎施設管理運営費の主なものを申し上げますと、11節保険料は、体育施設利用者に係る傷害保険の掛金、12節の１行目調査測量設計委託料は、総合体育館トイレを洋式便座化に伴う工事設計委託料として計上したものでございます。３行目の体育施設指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料で、令和８年６月から空調設備を導入することから、その増額する経費として2,300万円を増額しております。

13節１行目、ＯＡシステム利用料は、学校開放に係るスマートロックシステム利用料でございます。

次に、14節設備改修工事請負費は、総合体育館の照明ＬＥＤ化更新工事、総合体育館のトイレ改修工事、総合体育館柔道場及び剣道場の空調設備設置工事、総合体育館非常用発電設備改修工事、ターゲットバードゴルフ場整備工事などに係る費用でございます。

次に、17節事業用器具費は、経年劣化等により不具合が生じている使用備品の購入などに係る経費でございます。

以上でスポーツ振興課が所管する歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、酒井文化財保護課長。

○文化財保護課長　それでは、文化財保護課所管の歳出予算の内容についてご説明させていただきます。

240ページをお願いいたします。

４項２目文化財保護費、右ページ説明欄の◎文化財保護費でございますが、前年度と比較して489万9,000円の減となっております。その主な要因といたしましては、大規模な発掘が

予定されないことによる調査関係経費の減によるものでございます。

内訳の主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬は、市内の遺跡発掘調査や出土遺物の整理を実施するための人件費でございます。

10節の２行目、印刷製本費は、発掘調査報告書や日本遺産関連事業におけるパンフレットやポスター等の作成に要する経費として計上したものでございます。

243ページをお願いいたします。

12節文化財調査委託料は、市内の歴史的建造物の調査並びに埋蔵文化財出土遺物の保存処理を実施するための委託料でございます。３行下の日本遺産活用コンテンツ開発委託料は、令和７年度に引き続き、日本遺産を中心とする本市文化財の多言語解説の整備等を行うためのものでございます。その下の文化財公開業務委託料は、旧忍町信用組合店舗の公開業務を委託するもの、その下の日本遺産ガイダンスセンター委託料は、栗代蔵に設置している日本遺産ガイダンスセンターの運営を委託するものでございます。

次に、13節の４行目、器具・機材借上料は、発掘調査に使用する油圧ショベルなどを借り上げるための費用でございます。

18節の下から２行目、伝統芸能保存継承事業補助金は、ささら獅子舞やその他民俗芸能の保存団体に対し運営費や器材の修理費用等について補助するものでございます。

以上で文化財保護課の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、蓮沼教育文化センター所長兼中央公民館長。

○教育文化センター所長兼中央公民館長　それでは、教育文化センター及び中央公民館所管の歳出予算についてご説明申し上げます。

244ページをお願いいたします。

４項４目教育文化センター費は、教育文化センターの施設設備の維持及び管理運営に係る費用を計上したもので、前年度と比較して１億3,568万1,000円の減額でございます。減額の主な要因は、教育文化センターの照明ＬＥＤ化更新工事が令和７年度中に完了したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎教育文化センター管理費の主なものを申し上げます。

247ページをお願いいたします。

12節の１行目、調査測量設計委託料は、教育文化センターのガスヒートポンプ空調機６台の更新工事に係る設計業務委託料でございます。

次の施設管理委託料は、施設総合管理業務、文化ホール舞台運営業務、緑地管理業務に要

する経費でございます。

次の警備委託料から12節の一番下、ＯＡシステム保守点検委託料までは、施設設備の維持管理等に必要な委託料をそれぞれ計上したものでございます。

14節駐車場整備工事請負費は、教育文化センター西側職員用出入口付近の駐車場の凹凸を平滑にする不陸修繕工事に要する経費でございます。

左のページをお願いいたします。

５目公民館費は、中央公民館及び地域公民館の管理運営や各種事業の実施に係る費用を計上したものでございます。

右ページ説明欄の◎中央公民館管理運営費は、前年度と比較して372万2,000円の減額でございます。減額の主な要因は、職員の育児休業からの復職に伴い、育児休業代替職員１人分の人件費が皆減となったことによるものでございます。

主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬は、中央公民館における夜間の窓口対応等の業務に従事する会計年度任用職員４人の報酬でございます。

249ページをお願いいたします。

説明欄一番上の◎地域公民館管理運営費は、前年度と比較して5,939万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、地域公民館の照明ＬＥＤ化更新工事に係る費用を計上したことによるものでございます。

主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬から８節の１行目、費用弁償までは、地域公民館16館の館長、生涯学習推進委員、主事及び協力員、合わせて73人の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

12節の１行目、調査測量設計委託料は、北河原公民館及び星宮公民館の屋上、外壁等の改修工事や長野公民館以下地域公民館12館の照明ＬＥＤ化更新工事に係る設計業務委託料でございます。

次の清掃委託料から一番下のＯＡシステム保守点検委託料までは、施設設備の維持管理等に必要な委託料をそれぞれ計上したものでございます。

251ページをお願いいたします。

14節の１行目、設備改修工事請負費は、佐間公民館及び太井公民館の照明ＬＥＤ化更新工事や南河原公民館の受変電設備修繕工事に要する経費でございます。

次の駐車場整備工事請負費は、星河公民館の第２駐車場の排水設備の整備工事に要する経費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費は、中央公民館が主催する実用講座や将棋大会などの事業に係る費用を計上したものでございます。

次の◎地域公民館振興事業費は、各地域公民館で実施する講座などの事業に係る費用を計上したものでございます。

次の施設維持補修費は、地域公民館16館の施設設備の維持補修に係る費用を計上したものでございます。

以上で教育文化センター及び中央公民館所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、松田図書館長。

○図書館長　それでは、図書館所管の歳出予算について説明申し上げますので、説明書の250ページをお願いします。

６目図書館費は、図書館の運営や管理に要する経費を計上したもので、右ページ説明欄の◎図書館管理運営費の主なものを申し上げますと、２節の４行目、会計年度任用職員報酬から、253ページになりますが、上から２行目、労働保険料まで及び８節の１行目、費用弁償は、図書の貸出し返却などを行う会計年度任用職員20人分の人件費でございます。

10節の１行目、消耗品費は、主に新聞、雑誌などの購入費用でございます。

12節の１行目、ブックスタート事業委託料から13節の４行目、ＴＥＤ借上料までは、図書館業務に係るシステムの保守点検やシステム利用料、機器借上料などの経費でございます。

17節の２行目、図書費は、図書資料の購入費用でございます。

252ページをお願いいたします。

７目視聴覚ライブラリー費は、視聴覚ライブラリーの運営に係る経費でございます。

右ページ説明欄の◎視聴覚ライブラリー運営費の主なものを申し上げますと、17節ＤＶＤ等購入費は、教育・生涯学習用ＤＶＤ資料の購入費用でございます。

図書館の説明は以上でございます。

○委員長　次に、鈴木郷土博物館長。

○郷土博物館長　郷土博物館所管の歳出予算についてご説明いたします。

説明書の252ページをお願いします。

８目博物館費は、前年度と比べ2,750万5,000円の減額でございます。減額の主な理由でございますが、高圧受変電設備の更新や館内の照明のＬＥＤ化工事が終了したことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎博物館管理運営費のうち主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は、受付、展示解説員６人と事務補助員１人の報酬でございます。

255ページをお願いします。

説明欄12節の警備委託料から自動ドア保守点検委託料までは、施設の維持管理に必要な維持管理料を計上したものでございます。

14節の施設改修工事請負費は、博物館外壁の改修工事の費用でございます。

次に、◎博物館振興事業費は、博物館の展示事業や普及事業などに係るものでございます。主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は、博物館収蔵資料の整理や保存、活用に係る１人分の報酬でございます。

257ページをお願いします。

説明欄の１行目、印刷製本費は、テーマ展及び企画展の図録やポスター、チラシなどに係る印刷経費でございます。

12節の資料整備委託料は、博物館収蔵資料を展示するための資料修復の費用、次の資料運搬委託料は、テーマ展及び企画展に係る展示資料の運搬費用でございます。

13節ＯＡシステム利用料は、郷土博物館収蔵資料をデジタルアーカイブ化しインターネットで公開することに伴うクラウドの使用料でございます。

以上で郷土博物館の歳出の説明とさせていただきます。

○委員長　続いて、教育委員会所管部分の歳入について、一括して岡部教育総務課長

○教育総務課長　それでは、教育委員会所管の歳入予算について説明申し上げます。

予算に関する説明書の34ページをお願いいたします。

一番下、13款１項６目教育使用料は、各施設の使用料及び入館料でございます。

40ページをお願いします。

一番下、14款２項６目教育費国庫補助金の１節教育総務費補助金の説明欄、教育支援体制整備事業費補助金は、配慮を要する児童の看護師配置に係る補助、次の地域未来交付金（教育指導課）は、ＩＣＴを効果的に活用するための総合学力調査の財源として活用するものでございます。

２節小学校費補助金及び３節中学校費補助金、それぞれの説明欄の一番下の公立学校情報機器整備事業費補助金は、児童・生徒用タブレット端末の購入に対するものでございます。

４節社会教育費補助金の説明欄、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅の発掘調査や遺跡出土品等の整理・保存に係るもの、その下の文化財資源活用事業補助金は、日本遺

産を中心とする本市文化財の多言語解説の整備等に係る補助でございます。

48ページをお願いします。

中ほどになりますが、15款２項８目教育費県補助金の２節中学校費補助金の説明欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金は、中学校に配置するさわやか相談員の雇用に対する補助金でございます。

次の３節社会教育費補助金の説明欄、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、発掘調査や出土品の整理作業等に係るもの、その下の地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室事業に対する補助を見込むものでございます。

次の４節保健体育費補助金の説明欄、給食費負担軽減交付金は、小学校のいわゆる給食無償化に対するものでございます。

52ページをお願いします。

16款２項２目１節物品売払収入の説明欄、不用物品売払収入（教育総務課）は、更新に伴い不用となるタブレット端末及び閉校となった施設の不要物品の売払収入を見込むものでございます。

60ページをお願いします。

ページ下、20款１項１目雑入、１節学校給食費納付金は、保護者等が納付する学校給食費でございます。令和８年４月からの小学校給食無償化に伴い、説明欄一番上の小学校分につきましては、無償化の対象とならない教職員等の納付額を計上するものでございます。

62ページをお願いします。

５節委託金収入の説明欄４行目、文化財発掘調査事務委託金は、企業などの事業用地開発に係る発掘調査費用が企業側の負担となることから、発掘調査や出土品整理に充てるための委託金を計上したものでございます。

70ページをお願いします。

21款１項８目教育債でございますが、２節小学校債及び３節中学校債のそれぞれ説明欄一番下の行、小学校教育環境整備事業債及び中学校教育環境整備事業債は、児童・生徒のタブレット端末購入の財源として借り入れるもの、その他のものにつきましては、説明欄記載の各施設設備の改修事業の財源としてそれぞれ借入れを計上するものでございます。

以上、令和８年度一般会計予算中、教育委員会所管分についての説明とさせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　１５分　休憩

午前　１０時　２３分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　ご説明ありがとうございました。

２点ほど質疑させていただきたいと思います。

教育振興助成費、233ページは小学校のタブレット、237ページは中学校の１人１台タブレットの更新ということですが、非常に多額であるし、どのような選定基準なのか教えていただきたいと思います。

それと、259ページの学校保健費、１節学校医報酬、薬剤師報酬がありますが、以前からちょっと話が出ていたのですけれども、学校再編によって学校医、薬剤師、学校医謝金等も変わってくるかと思うのですが、そのようなお話はこれまで、例えば、内科医さんや歯科医さんたちと今後の在り方について話合いは持たれているのでしょうか。

以上の２点、お願いいたします。

○委員長　答弁を求めます。

岡部課長。

○教育総務課長　タブレット端末の選定につきましては、埼玉県が実施する共同調達という手法がございますので、そちらにのっとりまして進めていく予定でございます。購入とリースと両方ございますが、購入のほうが財源的に有利と判断したところでございまして、今回については購入ということで進めていく予定でございます。

それから、学校再編に伴う学校医につきましては、今後関係機関と調整を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　１点目のタブレットですが、県と共同調達で進めていくということですけ

れども、それは、例えば、行田市以外の自治体もそのような同じ方策なのでしょうか。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　今回のタブレット更新に当たりまして、内部でも検討したところでございますが、他市の状況も踏まえて、こちらの共同調達という形で調達をしていこうと至ったところでございます。また、他市においても、これまでリースだったものをこの共同調達の手法によるに当たって購入に切り替えるという自治体もございますので、そういったところも参考としながらこの手法を選定しようと結論を出したところでございます。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　状況等は分かったのですけれども、共同調達に関して、例えば、行田市としての意向とか、そういうものは反映されないのでしょうか。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　共同調達に参加する各自治体からの要望等については、県のほうへ上げておりますけれども、基本的には、県がお示しする方法によって調達をしていくというところでございます。また、こちらについては国庫補助も入る観点もございますので、あまり自治体ごとの要望というよりは、この制度全体としての運用の中で、県が示す方向にのっとって調達をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

○委員長　他に質疑はありますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　３点ほど伺いたいと思います。

初めに、予算書221ページ、事務局費の１節報酬ですけれども、教育政策アドバイザーの報酬が201万円計上されておりますけれども、今年度、ほぼ終わりの時期になりまして、実績はどういう状況なのか、どのような活動をこの方に行ってもらったのかということを伺いたいのと、新年度予算ということで、その具体的な成果、あるいはやっていく中でこのようなさらなる内容の充実とか、いろいろお考えもあって新年度予算を組まれていると思うのですけれども、その辺をどのように評価されているのか、今年度どんなことをやられる予定なのかということも教えていただきたいと思います。

２点目ですが、予算説明書の223ページ、当初予算の概要では26ページにあるのですけれ

ども、行田市地域クラブ展開事業です。来年度、事業の拡充ということで聞いておりますけれども、まず、今年度の実施の状況です。何中学校で何のクラブ活動を地域クラブに移行したと言っていいのか、お願いしたのか、実績をお願いします。それで先生方や保護者、あるいは当事者の生徒さんたちの反応というのはどういうものがあったのか、課題と成果というような形で整理されていれば、そうした観点からの評価についてお伺いしたいと思います。また、今年度実施の学校、それから実施するクラブの種類の予定を教えてください。

３点目、予算書の225ページ、当初予算の概要では28ページになります。学校ＩＣＴ活用推進事業ですけれども、支援員派遣委託料が前年度比で大体２倍に増えているのですけれども、それだけ力を入れるということだと思うのですけれども、派遣する人数、学校は全学校なのか、幾つ増えるのか、その辺の全体が分かる数字的なものを教えていただきたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

岡部課長。

○教育総務課長　それでは、教育政策アドバイザーに関するご質疑にお答え申し上げます。

実績につきましては、この２月末までの実績でございますが、41回の活動をご支援いただいております。内容につきましては、英語をはじめとする授業の視察、また、その視察を受けての授業研究における指導、それから、ＡＩを活用した授業を実施いたしましたが、そこに係る助言、実施に至るまでのアドバイス等をいただいております。また、保護者向けの教育講演会の講師、それから、市内全教職員を対象とした教育研修大会における講師、そのほか、学校再編に向けての基本構想策定に当たっての助言であるとか、先日ワークショップを実施しましたが、そこでの指導、助言、また、義務教育学校設置に向けた小中一貫教育の基本方針を策定するに当たってご助言等をいただいているところでございます。

成果といたしましては、例えば、ワークショップの指導に当たっては、わくわくする時代を生きる子どもたちと未来の学校を考えるというようなテーマで初めにご講話をいただきまして、ワークショップの中で参加者が円滑にワークショップに入っていけるような、そんなきっかけづくりをしていただけたと考えております。また、教育研修大会や保護者向けの講演会では、家庭や学校でこれからできる英語学習であるとか、未来のために先生方が何をしなければならないのか、何をやるべきかというような趣旨のご講演をいただきまして、子どもたちがこれから生き抜くためにどのような力をつけさせるべきなのか、教育環境や教員の意識をどのように変革させていくべきなのかという、そういった意識改革につながったもの

と考えております。

以上でございます。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　それでは、２点目、行田市地域クラブ展開事業についてお答え申し上げます。

今年度は、ソフトテニスと剣道の２種目で休日における地域クラブの実証を行ってまいりました。中学校ごとではなく、参加対象は全中学校の生徒とし、ソフトテニスは４校から44名、剣道においては２校から８名が参加しました。

参加した生徒の実施後のアンケートから、他校や地域の人と交流し、新しい人間関係が築けた、または専門的な指導により技術が向上した等の意見から、一定の成果が得られていると認識しております。一方で、剣道はグリーンアリーナ、または太田中の体育館、テニスについては、西中の校庭、テニスコートを使用したので、そこまでの距離がちょっと遠く負担に感じているという保護者からの意見も一部伺っているところでございます。

来年度につきましては、この２つに加えて２種目、計４種目を考えているところですが、残りの２種目については、地域クラブ協議会の中での話合いで考えているところで、まだ決定しておりません。

３点目の学校ＩＣＴ活用推進支援員の派遣ですけれども、今年度は５名の支援員を20校に派遣しております。隔週です。全校入っているわけですけれども、非常に効果的で、来年度はそれを隔週ではなく毎週とすることから、この金額になっているところです。

それから、１点目のアドバイザーの成果でございますが、加えて英語のほうで、教育指導課の部分については主に指導していただいたところですが、直接子どもへというのは、オラトリカルコンテストの指導、講評が主ですけれども、教員を通して子どもへの還元というところでは、授業を見ていただき、教員への指導を通して、子どもたちはより英語が好きになったとか、発話量が増えたということは伺っているところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　それぞれありがとうございました。

教育政策アドバイザーの方は、かなり幅広くアドバイスをやる形なんですね。学校再編の基本構想での助言、それから、先ほどのご答弁ですと基本設計とか、そういうところでも今後は助言などをすることになるのか。令和８年度、学校再編でのこの教育アドバイザーの方の関与といいますか、アドバイスというのがどういう形であるのか、ないのか、その点を改

めて伺います。

それから、地域クラブですけれども、なかなか大変だとは思うのですけれども、私のイメージとしては、学校ごとに何種類かクラブ活動をやっていますけれども、それを近くの地域ごとに、つまり、中学校は８つありますから、現時点で言えば８地域で、やれるクラブから順次増やしていくというイメージで思っていたのですが、今のご説明ですと、全市が一固まりとして、そこでクラブ活動の種類を順次増やして、全生徒が何かのクラブ活動に参加するような。ここでもソフトテニス、ここでもソフトテニスという形ではなく、全県で一つの種類の部活動、こういうやり方でこれから広げていく、こういう整理でよろしいのか、この２点を。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　教育政策アドバイザーにつきましては、基本設計等でもご助言等をいただくのかという趣旨だったかと思いますが、これからの学校、未来志向の学校を考える上では、この教育政策アドバイザーが持っている知見というのは非常に貴重なものになるのかと考えております。適宜アドバイス等をいただけるように進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　全県ということで質疑いただきましたが、国の方針を受けて、県は、それにのっとって、少しでも近づくようにやっているところですけれども、全県でこの種目ということではなく、各市町で、その取組状況だったり、種目についてはそれぞれでございます。市の中で言えば、地域ごとにということではなく、今回はテニスと剣道としたので、例えば、今後３つの地域となるわけですけれども、Ａ地区、Ｂ地区ということではなく、今のところは、行田市内ではテニスを１つ、剣道を１つとやってきたところです。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　教育政策アドバイザーの関係は分かりました。

地域クラブのほうですけれども、県というのは、私は、圏域と埼玉県の県と、聞きながらどっちのことを言っているのかなと。前段の話は、埼玉県が推奨するクラブ活動の項目を全市町村に押しつけるやり方ではないという意味合いで言っていたと思うのですけれども、そこは、私もそういうふうに整理しているのですけれども、行田市が、市全域を一つの固まりとしてクラブ活動を、そのまた学校区ごとにそろえるのではないというやり方が後半の答弁だったと思うのですけれども、そこは改めて確認できました。

最初に、保護者の方々ですとか当事者の生徒の反応と同時に、課題と成果みたいなことをお聞きしたつもりだったのですけれども、改めて聞きたいのですけれども、大きな目標としては、先生方の働き方改革といいますか、時間外の縮減ということが大きなテーマとしてはあったかと思うのですが、その点では、今年度どれぐらいの効果が測定されているのか、どのように把握されているのか。令和８年度ですと、それが広がったときにどういうふうに想定されているか、そこを教えていただきたい。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　成果については、先ほど申し上げたとり、他校や地域の人と交流し、新しい人間関係が築けるとか、専門的な指導により技術が向上したというような子どもからの意見を伺っております。また、保護者からは、課題として、距離的に送り迎えの負担を感じているという声を一部聞いています。負担軽減もこの一つなんですけれども、中学校の教員にアンケートをしたところ、４分の１から３分の１ぐらいが部活をやりたいと。それ以外の教員は、部活はなるべくやりたくないということを伺っているところで、この負担軽減を考えると、来年度は、他市町の先進のところを伺いながら、やりたい教員が兼職・兼業でやっていくようなことも考えているところです。いずれ、地域クラブというふうになれば、確かに学校の中のことではなくなるわけで、働き方改革というところも関係するわけですけれども、今年度につきましては、数値とかというところでは、申し訳ありませんがございません。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　それでは、何点か質疑させていただきます。

まず、225ページの水泳授業実施委託料ですけれども、新年度から全校ということですけれども、民間の施設は何施設になるのか教えてください。

それと、237ページの生涯学習課関係経費のところで、主に旧須加小学校の管理費という感じなのですけれども、今、旧須加小学校は水がちょっと不便というか、飲めない状態なんですけれども、これは改善されるのかお聞かせください。

それから、241ページの産業文化会館管理費ですけれども、正確に聞こえなかったのですけれども、観光局への何とかと説明があったのですけれども、もう一度説明をお願いできますか。聞き間違えていたらすみません。

○委員長　それでは、執行部の答弁を求めます。

嶋村課長。

○教育指導課長　水泳授業ですけれども、１社の民間に委託する予定でございます。

○委員長　近藤課長。

○生涯学習課長　それでは、梁瀬委員の質疑にお答えいたします。

まず、旧須加小学校の水の関係ですけれども、旧須加小学校の水につきましては、水質検査等は定期的に行っているところですが、利用自体が、日常的な利用というのがほとんどない。一部、週１～２回程度の団体が体育館の利用をされているだけという状況で、水道の供給のほうで塩素が抜けてしまうという懸念があって、水の劣化が進んでしまうというところを危惧して、飲めないという形でご案内をさせていただいているところです。こちらは、検査の回数を増やせばいいのかというと、そういうわけではなく、利用頻度の問題かと思いますので、なかなか日常的な利用がない以上は、飲み水として使うのは危ないのかとこちらは判断しているところです。

それと、ご質疑の趣旨としては、産業文化会館のほうで観光局という話がという趣旨でよろしかったでしょうか。

産業文化会館に関しては、12節指定管理料の説明の中で、いきいき財団に指定管理を出しているというご説明をさせていただきました。おもてなし観光局の名前が出たのは、はにわの館の指定管理かと思いますので、ご承知いただければと思います。

以上です。

○委員長　３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　ありがとうございます。

まず、最初の水泳授業は１社ということですけれども、これは、１社しか応札がなかった、やってもらえるところがなかったということでよろしいのか。

もう１点、旧須加小学校のほうですけれども、実際、利用はしているので、飲めないというのが利用頻度の問題ということですけれども、あそこは多分避難所になっていることから、利用している人から飲めなくていいのかということで聞かれていますので、その確認をさせてもらいました。

３番目の観光局というのは、はにわの館のことで了解しました。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　２社の見積り合わせでお願いしていたところですが、１社が辞退となりまし

たので、１社にお願いするものでございます。

○委員長　近藤課長。

○生涯学習課長　旧須加小の水の関係ですが、避難所としての活用も想定してというお話でございます。もし避難所としての活用になった場合は、そこは日常的な利用が見込まれますので、飲めるようにしかるべき準備を進めていきたいと想定はしております。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

○３番　梁瀬委員　了解しました。

○委員長　他に質疑ございますか。

２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　まず１点目が、概要27ページ、予算書225ページの早期療育事業のステップ教室、令和７年度と同額となっております。改善点と変更点は今回あるのかということと、今回、こども家庭センターで令和８年度予定している５歳児健康診査事業や５歳児健康診査後のフォロー事業というものがあります。そういった関係でほかの部署との連携があるのか確認したい。

概要61ページ、図書館関係で３つの事業ということで、図書館管理運営事業、図書館蔵書等整備事業、図書館情報システム運用事業とあるのですが、前年度だと一括になっていたのですが、それが３事業に分かれているのであれば、分けた理由を聞きたいのがございます。

概要28ページ、英語のできる行田っ子育成事業が拡充とあるのですけれども、先ほどの説明で、主な手数料が297万円で、４技能測定テストということでご説明いただいたのですが、４技能測定の内容についてお聞きしたい。

以上、お願いいたします。

○委員長　それでは、執行部の答弁を求めます。

最初に、篠田所長。

○教育支援センター所長　お答えいたします。

ステップ教室が昨年度と同額ということですが、昨年度大幅に増額いただきまして、令和６年度は幼児・児童を含めて53名、延べ指導回数が569回でございました。令和７年度は、２月末時点で幼児29名、児童18名、合計47名が利用しております。指導回数は586回で、多分600回は超えるのかと考えております。ですから、同額でも大丈夫だろうという予想でございます。

それから、こども家庭センター等、他との連携でございますが、どちらかと言いますと、ステップ教室は小学校就学に向けての療育という目的で行っております。福祉課とかこども家庭センターは、どちらかというと個々の、一人一人の発達の課題についていろいろ支援をしていく、うちのステップ教室は、小学校１年生に上がったときのことを考えて療育を進めていく、そういう違いがございますので、両方ともとても大切な両輪でございますので、お互いに連携を取りながらやっているところでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、松田館長。

○図書館長　お答え申し上げます。

当初予算の概要で図書館に関する事業を３つに分けた理由でございますけれども、行田市実施計画がございまして、実施計画の事業内容に合わせたことによるものでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、嶋村課長。

○教育指導課長　お答え申し上げます。

４技能は、話す、聞く、読む、書く、この４つの技能について、ペーパーのほか、リスニング、話す、対話というところでテストを行っているところです。

以上でございます。

○２番　大屋委員　分かりました。

以上です。

○委員長　他に質疑。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　大きく２点ほど伺いたいと思います。

まず、予算書の231ページ、概要では28ページ、スクールバス運行事業について伺います。

新年度で委託料が2,076万円、こちらの積算の内訳、どういう内容なのか。伺いたいのは、１台当たりの運行経費が平均として幾らぐらいになるのか伺います。

もう１点は、予算書の261ページ、概要の29ページになります。

学校給食センター管理運営事業ですけれども、小学校給食費無償化の国からの補助金を、県経由みたいですけれども、充ててということですけれども、国の賄材料費の補助単価は5,200円というのが本会議での答弁の中で分かりましたけれども、市の今年度の現時点での見込みとしての実績では、１人当たりの単価がたしか5,500円、そういう答弁だったと思う

んですけれども、そのことの確認と。そうすると、１人当たりで差額が300円出てしまうんですが、この分については、予算化していないのかどうなのか、この辺、お考えをお聞きしたいと思います。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　スクールバスに関するご質疑にお答え申し上げます。

平均ということだったんですが、具体的に学校ごとの金額でお話しさせていただきますが、忍小学校、見沼小学校、太田小学校につきましては、車両そのものの経費と運行自体の委託料ということで、それぞれ忍小が518万3,200円、見沼小が515万9,000円、太田小が656万7,000円。これに加えて、南河原小学校につきましては、市所有の車両を運行だけ委託しているものでございまして、こちらが385万円という金額でございます。

以上でございます。

○委員長　次に、飯田所長。

○学校給食センター所長　本市における本年度の決算見込みから算定いたしました児童１人当たりの食材費用の月額は約5,500円でございます。

令和８年度の賄材料費につきましては、国の小学校給食無償化事業の決定に先立ちまして、昨今の食材価格の上昇を見込み、予算措置をしております。国の支援基準の範囲内で質と量を維持するとともに、栄養バランスの取れた給食を提供してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

スクールバスのほうですけれども、極めて単純なことを確認させてほしいんですけれども、先ほど忍小学校から南河原小学校までの４校について、総額の金額を教えていただいた、それぞれ１台ということでよろしいのか、１台の単価ということでの数字なのかを確認。

次の学校給食センターのほうですけれども、国の単価内で新年度やっていきたいという回答だったんですけれども、昨今の経済情勢を見ても、物価が下がる……

〔「措置しているということ」と言う人あり〕

○５番　村田委員　いや、措置しているというのは、そこも確認しますけれども、７年度見込みの実績からすると300円足らないけれども、８年度においては国の単価の範囲内でできるようにしてまいりたいというふうに私は答弁をメモしたんだけれども、ということは、今の１人当たりの食材のボリューム、あるいは質を縮めてしまうことになるんじゃないですかと

いうのが私の問題意識で、さらに質疑をします。

物価が落ち着くような状況はなくて、これで本当に大丈夫なのか。このままだと食材を現行よりも縮めることになってしまうんじゃないですか。国や県にきちんとその辺は求めているんですか、どうですか、大丈夫ですかということを改めて伺いたい。

○委員長　初めに、岡部課長。

○教育総務課長　スクールバスにつきましては、各学校１台の運行費でございます。

以上でございます。

○委員長　次に、飯田所長。

○学校給食センター所長　今後も食材価格の上昇が続いて、現在の支援基準額を上回ってしまうなどの状況が想定される場合におきましては、保護者負担となっている抜本的な学校給食費の負担軽減という小学校給食費無償化事業の趣旨を鑑みまして、支援基準額の見直しなどの適切な財政措置について、国や県に強く働きかけしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　私が再質疑するときに整理した、そういう状況なわけですよね。今、足りない状況ですよね。

それを前提に、今のご答弁ですと、もし今後足らなくなる、好転しないのであれば、国・県に強く求めていくと、そういうご答弁だったと思うんですけれども、今でもね、恐らく現場は、給食センターの現場、栄養士さんですとかは食材選びに大変苦労していると思うんですよ。保護者の方からボリュームが足らないんじゃないかという声も時折私の耳に入ってくるんですが、こういう状況の中で、先ほどご答弁にあったけれども、保護者負担の軽減、無償化という大きなこの流れといいますか、方向の中で、保護者負担は求められないものだと思うんですよ。

そういう意味で、努力を続けてほしいんですけれども、万が一のことですけれども、例えば市の一般財源を充てるとか、そういうことの想定は持っているんでしょうか。無償化を無償化として確実にするために、そこを伺いたいと思います。

○委員長　答弁を求めます。

飯田所長。

○学校給食センター所長　保護者に負担が生じることのないように、食材調達の効率化や献立の工夫を凝らすことで、安定的な給食の提供に努めてまいります。

物価高騰が続きまして国の支援基準額を上回る場合におきましては、支援基準額の見直しなど適正な財政措置について、繰り返しになりますが、国や県に対して強く働きかけをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

４番　新委員。

○４番　新委員　ご説明ありがとうございます。

まずは、スポーツのところで、予算書の259ページの鉄剣マラソン開催事業交付金の部分の整合性を伺いたくて、50万円増額されたということを伺ったんですけれども、その理由として、物価高騰であったりだとか、そういったお話だったので。そうしますと、ほかの補助金等との整合性が取りづらいので、鉄剣マラソンを拡充した理由を伺えますかというのが１つです。

続いて、学力的なところでいいますと、今年度も学力向上支援事業というところが、毎年引き続き出ておりますが、実際、昨年度聞いたときは、たしかあんまり向上していなく、学力の低い子たちが少し上がって、上はそこまで伸びなかったというような話だったんですけれども、学力支援事業、今年の予算案の中でどういった狙いといいますか、どこまで学力を引き上げるといったような目標を持っているのか、伺えますでしょうか。この２点でまずお願いします。

○委員長　それでは、答弁を求めます。

初めに、伊藤課長。

○スポーツ振興課長　鉄剣マラソン大会の増額の理由ですけれども、先ほど委員がおっしゃられたように、鉄剣マラソン大会は、300人ぐらいの市内、市外も踏まえてボランティアがいまして、そちらに配給するお弁当とか、いろんな物品、機材を使いますので、そういったものが高騰しているというのが１つの理由ですけれども、もう１つの理由として、説明は差し上げたんですけれども、40周年記念ということで、40周年記念のロゴマークとか新たなゲストランナーとか、40周年記念を広く周知するための周知のＰＲとか、そういったものを踏まえて増額したところでございます。

以上です。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　お答え申し上げます。

様々な学力向上支援事業の中で、複数の指導学習支援教員を配置して複数指導しているところですが、数値に現れるのが、埼玉県学力・学習状況調査だったり、全国学力・学習状況調査だったりするので、それは令和８年度の４月、５月に実施し、その結果が夏に分かるわけですけれども、正直、なかなか厳しい結果ではありますが、県の平均に、また、全国の平均に少しでも近づくようにというところが目標でございます。

令和７年度も前年度に比べると、県や全国との平均の差が縮まったところが多々ありましたけれども、それ以上縮まるように今後も努力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

鉄剣マラソンは豪華になるなと思いますので、楽しみにしております。

あと、学力に関して、特に英語に力を入れている予算は昨年度からずっとやられていると思うんですけれども、アドバイザーを含めたりだとか、その他英語施策がある中で、英語に関しては伸びていると。１年間、成果があったと言えるんでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　１つ目安になるものが、ＣＥＦＲ・Ａ１、英検３級程度の力がどのくらいあるかというところですけれども、本来であれば中３の子たちを教員がはかるものでございます。ただ、今年度早い時期にＧＴＥＣを入れて、それを基に、中２ですけれども、どのくらいそのＣＥＦＲ・Ａ１がというところですが、昨年度は４割満たないところが７割程度ということで伺っています。ただ、それはＧＴＥＣを基にというところなので、いろいろな施策をやりながら、来年度の全国学力テストや、県学力・学習状況調査を期待しているところでございます。

以上です。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

そうですね。なかなか、すぐやってすぐ成果が出るかどうかというのは難しいと思うんですけれども、何かしら、村田委員とかもおっしゃっていたアドバイザーの成果の手法の一つにもなると思うので、しっかりとこういったテストなり、分かりやすい指標で見ていくというのは非常に大事なことかなと思っておりまして。

続いて、英語の話も出てしまったので、概要の28ページ、英語のできる行田っ子育成事業

で、予算的にはほとんど変わらないですけれども、拡充というような標記がついていまして、内容のほうはかなり変わるというようなことになるのか、その辺を改めて伺えますでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　昨年の令和６年度に比べて、今年度もいろいろなことに取り組んでまいりました。拡充というところでは、ＡＩアプリを入れたところですけれども、来年度は拡充して全校、今、小学校２校、中学校８校ですけれども、来年度は小・中20校で全ての学校に入れるというところが拡充でございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

その際、特にお金がかからず拡充ができるというような、アプリを使う人数とか増えるけれども、その辺の予算は変わらずできるというような確認でよろしいでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　今年度は国の補助をいただき取り組んできたところで、来年度についても、これから手を挙げるところですけれども、拡充というところでは、持ち出しについては、確かに10校が20校になるので、その部分については予算的には増える、持ち出しになれば増えるということになります。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ということは、もしそれが通ったりすれば、例えば補正なりで何か増えた分を調整していくというような考えになるんでしょう。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　そのように考えております。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　それでは、３点お伺いいたします。

今の英語のできる行田っ子のところですけれども、幼稚園ですかね。幼稚園生にということですけれども、私も以前言ったかと思うんですけれども、保育園児には検討しているのかどうか、お聞かせください。

それから、２点目が、地域公民館管理運営費ですか。

○委員長　梁瀬委員、ページお願いします。

○３番　梁瀬委員　予算書の251ページの14節の２行目ですか、駐車場整備工事請負費で、説明では、星河公民館の排水ということですけれども、以前整備はしたと思うんですけれども、それでも足りなくてというか、排水工事を新たに追加するということでよろしいのか、お伺いいたします。

それから、３点目ですけれども、261ページの施設管理運営費の13節スマートロック利用料ですか、これを導入する理由についてお伺いいたします。

以上、３点です。

○委員長　それでは、執行部の答弁を求めます。

初めに、嶋村課長。

○教育指導課長　保育園の部分でも前向きに考えていたところですが、令和８年度については実施しません。

以上です。

○委員長　次に、蓮沼館長。

○中央公民館長　星河公民館の駐車場につきましては、慢性的に不足しております駐車場を拡張するため、令和元年度に事業化をいたしました。当初の計画では、令和元年度に第１段階として駐車場を造成しまして、その後、第２段階として駐車場の全面舗装を行って、また、Ｕ字溝等々を埋める予定でございました。

しかしながら、令和元年冬から蔓延しました新型コロナウイルス感染症の影響で、公民館の利用者が減少したことから、第２段階の計画が先送りというか持ち越しになっておりまして、現在、砂利敷舗装で排水設備がない状況でございますので、令和８年度に改めてそちらの設計を行うものでございます。

以上です。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　スマートロックシステムの利用料ですけれども、そもそも何に使っているかといいますと、教育施設だと廃校になった学校ですけれども、平日の夜や土日・祝日等に、地域の方がスポーツ等で利用したいというときに学校を開放する、スポーツ施設を開放している事業ですけれども、今までは、学校の鍵を利用者が各学校に取りに行ったりとか、先生方または利用者が会社を休んで取り行くという負担の軽減の要望があったことから、今

回、鍵を使わずに、スマートロックを専用のそれぞれの施設にキーボックスを設置して、スマートロックでアプリを利用して、ブルートゥースでかざすとキーボックスが開いて、中に鍵が入っているというところで、それぞれ皆さんの負担を軽減するために、スマートロックとして今年度の１月から導入している事業でございます。

以上です。

○委員長　３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　ありがとうございます。

１点目の保育園のほうは、また検討のほうよろしくお願いいたします。

それから、２点目の星河公民館の駐車場の整備は、まだ途中だったということで了解いたしました。

それから、３点目のスマートロックですけれども、何かきっかけがあったのかなと思ったんですけれども、要望があったということなので了解したんですけれども、やり慣れればいいのかと思ったんですけれども、この間アプリが作動しなくて、できなかったこともあったので、その辺もう一度確認させてもらえればと思います。

ありがとうございました。

○委員長　他にございますか。

駒見副委員長。

○副委員長　それでは、当初予算の概要のほうから、まず教育関係のほうでは２点と、文化財保護課と、あと中央公民館で２点させていただきます。

初めに、教育委員会ですけれども、26ページになります。特色ある教育活動推進プロジェクト、新規事業になると思います。先ほど、音楽家の方ということで西本智実さんという名前が出てきましたのでよく分かりまして、この方について詳しくまずお聞きしたいと思います。

そして、概要からなる「様々な視点からの体験活動をとおし、直面する課題を柔軟な発想で解決する力を身に付け」という中で、音楽関係の創造プロジェクトとマイ足袋づくりになった理由お聞かせください。

そして、音楽と足袋でこの事業をやったことによる効果の指標というのは何になるのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、その下になります。いじめ・不登校対策事業のことですが、年々予算を増額しているんですけれども、内容の概要は同じなわけでして、この増額の要因と、去年も増額

したんですけれども、その効果であったりというのは、逆に、この概要に反映されていないのかというのをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、概要の59ページになります。

一番下の日本遺産魅力発信事業の主な経費の中の多言語化が去年から増額になりました。令和６年度は541万円の予算だったのが、令和７年度は1,547万円、今年は1,565万円ということで、ここの多言語化が増額されたわけだと思います。去年から増額されて、その事業がなされたと思うんですけれども、こちらの効果がどのような効果があったかというのをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、60ページの公民館管理運営事業の部分です。主な経費の会計年度任用職員報酬１億591万円、これが昨年は１億101万円だったんですけれども、人数を見ますと、僕の見間違いだったら申し訳ないですけれども、73人になっておりました。人数が同じで増えた理由はなにか、お聞かせいただきたいと思います。

以上、大きく４点になります。よろしくお願いします。

○委員長　それでは、答弁を求めます。

嶋村課長。

○教育指導課長　お答え申し上げます。

西本智実氏ですが、世界的に有名な指揮者であります。教員としては、歌声が響く学校というのは非常に憧れていて、特に音楽会のときなんかは、非常にすごくいい感じのする学校が多いんですけれども、そんな中、逆に、市内では吹奏楽部だったり金管だったりが縮小の傾向がありまして、音楽に触れて自分を表現できるというところを目指すものでございます。

また、マイ足袋についても、ふるさと学習の一環で、行田に根づく足袋について学習し、地域に対する愛着だったり、誇りというのを磨いてほしいなというところです。

この指標については、学力・学習状況調査の中の質問紙の調査で、地域に対する興味・関心の向上によって図っているところでございます。

２点目、いじめについてですけれども、いじめ重大事態等、以前に比べて専門家に頼るところが多くて、そのため増額傾向にあるということでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、酒井課長。

○文化財保護課長　日本遺産の魅力事業における多言語化についてのご質疑に対してお答え申し上げます。

こちらの事業につきましては、国庫補助事業として行っておりまして、文化庁からの補助申請のほうが夏口にありまして、交付決定が秋口ということで、その後に事業実施ということで、現在、まだ実施途中というところでございまして、３月末までには終わる予定でございます。

内容といたしましては、今年度におきましては行田市日本遺産ホームページの外国語解説ということで、観光庁基準への改定という、外国人が見ても分かりやすいような外国語にするということで、そういった改定を予定しております。

また、韓国語の追加、またさらに、行田市郷土博物館のラウンジと日本遺産ガイダンスセンターに設置する日本遺産の説明板の解説版の多言語化、そちらのほうにつきましてはＱＲコードを設置するような形でございまして、看板に外国語が載るわけではなくて、ＱＲコードを設置して、それを読み取って見ていただくような形で想定しております。

また、イサミコーポレーション足袋工場において、工場内の様子を体験できるＡＲ動画を作る予定でございまして、こちらも３月末までに作成して実装する予定でございます。

以上でございます。

○委員長　次に、蓮沼館長。

○中央公民館長　地域公民館の会計年度任用職員報酬の増額の理由でございますが、こちら人数は73人で変わっておりません。また、勤務時間も変わっておりません。増額は、給与改定によります時間額の報酬の増額によるものでございます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

嶋村課長。

○教育指導課長　付け足しでございます。西本智実氏ですけれども、兵庫県加西市の取組を参考にして、実際に本人と話し合って決めているところでございます。

以上でございます。

○委員長　副委員長。

○副委員長　ありがとうございます。

公民館と文化財保護課に関しては分かりました。いろいろ取り組んだものがこれから効果が出るということで、ぜひ期待したいと思います。

今の西本さんの件ですけれども、大体、嶋村課長からの説明で、本当にそういう思いでやったというのは分かりました。

その中で、例えば、この間、私が一般質問したからというわけじゃないですけれども、郷土部分を育む部分で、「行田音頭」とかを取り入れた、そういった音楽と絡めたと、そういうことも何かやったりしていかれる可能性とかはあったりされるんでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　音楽の部分も、郷土に根づくところを取り入れながらやっていく予定ですので、そういったところも参考にしながら取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

○委員長　他にございますか。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　予算書でいきますと253ページ、図書館管理運営費の17節図書費638万円、まずは何冊購入予定なのかと。

こちらの概要のほうでは61ページになりますが、蔵書が令和６年度末で31万9,480点ということですが、蔵書目標があると思うんですけれども、その目標について伺いたいと思います。お願いします。

○委員長　答弁を求めます。

松田館長。

○図書館長　お答え申し上げます。

初めに、図書費の関係でございますけれども、638万円ということで、何冊購入予定かということでございますけれども、予算計上といたしましては、１冊2,000円で3,000冊を予定しております。

次に、蔵書目標でございますけれども、目標につきましては、行田市資料収集方針に基づき資料の収集を行っております。その方針の中で、蔵書目標は34万7,000点ということで、その達成に向けて整備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

香川委員。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

目標としては34万7,000点ということですが、毎年廃棄するものもあろうかと思いますので、今回638万円は、１冊2,000円で3,000冊ということですけれども、そうすると、目標の34万7,000点には、いつ頃の設定と考えていらっしゃるんでしょうか。

○委員長　松田館長。

○図書館長　お答え申し上げます。

今現在、図書資料が32万9,800点ございまして、目標につきましては34万7,000点ということで目標を掲げておりますが、実際のところ、スペースの関係がございますので、現状としましては、蔵書目標は設定しておりますが、古くなった本を新しく入れ替えることを優先的に現在進めております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

○委員長　他にございますか。

４番　新委員。

○４番　新委員　学校ＩＣＴ活用推進事業のところで、概要の28ページになります。

今回、新しい端末として第２期ＧＩＧＡスクール端末の調達ということだったんですけれども、以前の第１期の部分で、どれだけ、例えば使えなくなった部品が出ていたとか、そこら辺の、最終的に利用できなくなってしまった数とか、その辺の数をまず伺いたいのと。

もう１つ、今回、第２期ＧＩＧＡスクール端末は、大体何年ぐらいの契約の想定になっているのかを、説明あったか分からないですけれども、もう一度伺えますでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

岡部課長。

○教育総務課長　使えなくなったものの台数ということでございますが、申し訳ございません、現在、手元にそういった資料はございませんので、参考までに申し上げますと、修繕を行っている台数が令和５年度で127台、令和６年度で185台、令和７年度、現時点で74台ということで、その都度修繕を行ったり、予備機を児童・生徒にお渡ししたりして対応しているという状況でございます。

それから、第２期の年数についてでございますが、購入ですので何年という設定は特にしておりませんが、通常リースでいえば５年ということで、リースをした場合、５年間のリースで幾らかかるんだろうか、そして今回購入したら幾らかかるんだろうかという比較をしながら、今回購入というほうに選択をしたところでございますので、５年というのは１つの目安になるかというふうには考えております。

また、５年たつと、それ相応に機器のほうも動作が鈍くなったりとか、不具合も出てくる

のではないかというところもありますので、そういった点も見極めながら対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございました。

そうですね。リースだと交換とかしやすいかもしれないですけれども、購入だと、壊れてしまうとまた追加購入とかが出てくると思うので、その辺の端末ですけれども、実際、具体的にどんな端末を使うかというのはもう決まっているんでしょうか。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　先ほどご説明申し上げましたが、県の共同調達ということで、そちらにのっとった対応になるんですが、クローム機のほうの調達を予定しております。これは、県内の他自治体でもクローム機を使っている自治体が多いというところがございますので、そういったところも踏まえまして選択をしたものでございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。グーグルクロームの機材ということで、指導のほうでプログラミング教育など等々が今後拡充されていくというようなお話もあったと思うんですけれども、実際そういったプログラミングの教育だったりとかには、タブレットなどは利用できるような想定はしているのか、伺えますでしょうか。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　プログラミングも含めまして、これからのＩＣＴ教育に必要な機能を備えたものの調達と考えております。

また、先ほどの機器の入替えだとかというところの話があったんですけれども、従前のものよりも丈夫なものというようなことは、各自治体から県のほうに要望を上げておりますので、そういったところも含めて、子どもたちに確実に端末が行き渡るよう、また、学習に支障がないように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他にございますか。

２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　３つほどお願いします。

今、新委員からもありました特色のある教育活動推進プロジェクトの中のプログラミング学習でタブレットも考えてＩＣＴの機能と今お話しあったんですが、プログラミングの学習というのは、具体的にどのような学習を考えているのかお示しいただきたい。

続きまして、概要の29ページの小中学校施設整備事業の中で、小学校の避難器具ということで救助袋の更新（見沼小）とございます。更新というのは、何年で更新するのか。また、学校再編の絡みもあると思いますので、救助袋についての今後の予定について、もし分かりましたらお示しいただきたいんです。

あと、最後になります。概要の58ページの青少年健全育成事業の中身になりますが、厚いほうの予算書のほうで、今年度７年度は自動車の借上料が計上されていたんですが、令和８年度に計上しない理由についてお示しいただけますか。

以上です。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、嶋村課長。

○教育指導課長　プログラミング学習でございますが、ライフイズテックというところのものを使って、例えば中１だったらホームページを作るとか、中２だったらそれを少し向上させて、市内の様子を、情報をつかみながら、その情報を基に、例えばここのお店はこういうよさがあって、これが売りだとか、そういうものをうまく１つにまとめたりとか、今ある情報を基にホームページを作ってみたりとか、あとはパワーポイントを作ってみたりとかという、そういうことを考えているところです。

以上です。

○委員長　岡部課長。

○教育総務課長　見沼小学校の救助袋の更新についてでございますけれども、通常、救助袋の耐用年数が10年とか15年とかと言われている中ではありますが、今回、こちらの見沼小に関しましては、定期的な消防設備の点検の中で、消防法の規定に合わないというような指摘を受けたことから、更新をするものでございます。

以上でございます。

○委員長　近藤課長。

○生涯学習課長　青少年教育費の自動車借上料の計上に関してでございますが、令和７年度まで実施していた小学生サマーキャンプを今回、市内で宿泊を伴わずに実施する方向に変更い

たします関係で、バスの借り上げが不要となったものでございます。

以上です。

○委員長　大屋委員。

○２番　大屋委員　ご答弁ありがとうございました。

そこで、先ほどホームページのプログラミングとか市内のとお話しいただいたんですが、実際に何かスクラッチとかそういうプログラムするんじゃなくて、行田市内のそういうホームページを作ったりとか、そういう情報をまとめてアピールしていこうという内容のみでよろしいんでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　プログラミング、大きく捉えると、それ以外にも、一般的なものもありますけれども、一例を挙げて、今ある情報を基にホームページを作ったり、それをまとめたりということを、１つ特色あるものとして考えているところです。

○委員長　よろしいですか。

○２番　大屋委員　大丈夫です。

○委員長　他にございますか。

新委員。

○４番　新委員　せっかく特色ある教育系が出ましたので、関連しまして、ページでいいますと26ページになります。

先ほど、音楽創造プロジェクト、マイ足袋づくり、今、２大屋委員のおっしゃったプログラミング等々、ＳＴＥＡＭというワードが出てきたことに大変うれしく感じております。実際、私、ふわっとして大きくなりますけれども、いわゆる体験学習や総合型学習、これとＳＴＥＡＭとうたう以上は、その違いをはっきり言う必要があると思うんですけれども、ＳＴＥＡＭ教育と今までの体験型・総合型の違いというものを伺えますでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　総合的な学習の時間もＳＴＥＡＭも、同じく横断的な取組ではございます。そういう点では一緒ですけれども、ＳＴＥＡＭ教育については、今後の学習指導要領を見据えて、サイエンスだったりテクノロジー、エンジニアリング、アート、マスマティクスというところを特に強調してやるものでございます。

以上です。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　私もいろいろ勉強をしてはいるんですけれども、実際ＳＴＥＡＭと何が１番かなと思ったときに、考える、思考のサイクルというのがすごく大事になってくるのかなと思っていて、先ほどのホームページや地域のデータを集めてくるみたいなプログラミングであったやつであったり、音楽というものをただ体験するだけじゃなくて、それをどう使っていくか、どう改善していくかというところまでしっかりやっていくのが僕はＳＴＥＡＭなんじゃないかなというように個人的には思っているので、地域課題につながるような思考を、例えば学生の頃から持っているのがＳＴＥＡＭかなというような意識もあるので、今後、まだＳＴＥＡＭというのは行田市の中でも明確に定義づけがされていない分野だと思うので、そうなると、先ほどの英語のアドバイザーの方だったりとか、そういったものを含めて、今後もっとカリキュラムのほうは詰めていくということでよろしいでしょうか。

○委員長　嶋村課長。

○教育指導課長　委員さんおっしゃるように、ＳＴＥＡＭについては今、アドバイザーにご指導いただきながら、小中一貫教育の基本方針の中に入れて検討しているところでございます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他にございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　それでは、大きく２つの事業について伺いたいと思います。

まず最初に、予算書ですと245ページです。人権教育推進費、この中で７節謝金の金額が大きい、事業の骨になるところかと思うんですけれども、今年度、講座、教室やられていると思うんですけれども、どういった内容でやっているのか、新年度はどのようなものを予定しているのか、伺います。

２点目として、13節の自動車借上料ですけれども、これは同和事業としての小学生の校外学習、そのためのバスの借上げだと思うんですけれども、今年度はどのような場所を実施したのか、どういう事業を行ったのかで、新年度の予定についても伺いたいと思います。

もう１つが図書館管理運営費、概要ですと61ページになります。

この中で、説明の中で会計年度任用の職員さん20人とあったんですけれども、今年度は25人の予算措置だったと思うんですけれども、実際どうだったのか。予算書上でいいますと５人の削減なわけですけれども、仕事運営上、問題が発生しないのか、どういう部門が人数を減らされるのか、あるいは全体で満遍なく減らすのか分かりませんけれども、執行体制に支

障はないのか、そういった点からどう変わるのか、伺います。

以上です。

○委員長　答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長　それでは、人権教育推進費の謝金の関係についてお答え申し上げます。

どのような講演を実施しているかということでございますが、令和７年度人権教育講座といたしまして、３回の実施をしております。こちらについては、第１回が人権啓発映画の上映、参加者は223名になっております。第２回が同和問題をテーマといたしまして講座を開催し、参加者106人、第３回は「災害時の人権」というテーマで、参加者124人を集めて行われました。

その他謝金の内訳といたしましては、集会所で行われている学力向上学級であったり成人学級、そちらに対する講師の謝金、それと集会所管理人への謝金、そういったものが計上されております。

それと、自動車借上料のご質疑です。

こちらについては、令和７年度７月26日に日本科学未来館に行っております。対象地区の小・中学校からご参加をいただいて、参加者は63人で行われております。

新年度につきましては、例年、各小・中学校にアンケートを実施した上で、時期と行き先を選定しておりますので、新年度になってからそちらを選定していく形になります。

以上です。

○委員長　次に、松田館長。

○図書館長　図書館会計年度任用職員の関係でございますけれども、減員の理由につきましては、職員体制の見直しを予定しているところでございます。具体的に人数で申し上げますと、今年度は会計年度任用職員25人のうち、内訳を申し上げますと、１日当たり7.5時間勤務者が８人、残りの17人が社会保険上の扶養の範囲内となる月額８万8,000円以内の短時間勤務者でございます。

ここ数年の最低賃金の見直しによりまして、会計年度任用職員の時間額が上昇しておりまして、扶養の範囲内で勤務する短時間勤務者の１人当たりに割り振れる月の勤務時間が減少しております。短時間勤務者の一月当たりの上限勤務時間を参考に申し上げますと、今年度令和７年度は８万8,000円以内で11日勤務、１日６時間勤務とすると月11日勤務、令和８年度は時給が上がりますので、同様に１日６時間の勤務としますと、令和８年度は10日になり

ます。

そのようなことから、一月に割り振れる短時間勤務の勤務時間数の減少によりまして、図書館の館内フロア業務を担う職員のシフト編成が難しい状況になっておりましたことから、新年度は7.5時間勤務者を４人増員いたしまして、7.5時間勤務者を12人、短時間勤務者８人の合計20人体制での勤務に変更を予定しているところでございます。

なお、利用者の方のサービスが低下しないように、図書館の適正な運営に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

人権教育のほうですけれども、学力向上は別の考えとしまして、成人学級ですね。たしか、教育委員会が毎年出しております事務事業の評価報告書ですか、あの中でも、目標に対して実績は少ない、桁違いに小さい。そういう状況があって、事業自体が縮小傾向だというような表現もされていたかと思うんですけれども、新年度、それはどういう利用促進を図っていくお考えなのか、その点を改めて伺いたいのと。

図書館のほうですけれども、大変細かく具体的なご説明ありがとうございました。

要は、長時間勤務していただける方を増やして、トータルでは勤務時間数は遜色ない形まで可能な限り、中身を、人の働き方を組み替えたということだと思うんですけれども、働く側の方のご意向ももちろんあるかと思いますので、そこは難しいところですけれども、現場が混乱しないように、サービスに支障を来さないよう、そこはお願いしたいと思います。

では、そういうことで、人権関係でお答えをお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

近藤課長。

○生涯学習課長　まず、利用促進、どのように今後図っていくかというところでございます。

集会所に関しましては、行政側もそうですが、地域の集会所運営委員さんを中心に、地域での声がけなども行っていただいておりまして、活用促進を図っております。

現在、須加集会所におきましては、新たに健康マージャン教室の開設なども予定しておりまして、そういった活動の声かけの成果も出ているかなと思います。

今後につきましては、集会所運営委員さんや利用者の方々の意見も伺いながら、さらに活性化できるよう、集会所活動の活性化に向けて工夫してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

○５番　村田委員　はい。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　以上で、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　５２分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第２７号について

○委員長　次に、議案第27号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

○委員長　伊藤スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長　それでは、議案第27号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

議案書の156ページをお願いします。

本案は、行田市総合公園野球場西側広場に新たな体育施設として、総合公園、ターゲット・バードゴルフ場を設置するに当たり、その施設の利用時間や使用料などについて規定するため、所要の改正を行うものです。

本案の構成は、行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の２つの条例を同時に改正するもので、第１条において、行田市体育施設設置及び管理条例の一部を改正し、第２条において、行田市都市公園条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げますので、新旧対照表の38ページお願いします。

行田市体育施設設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

第３条第２項の教育委員会が管理する体育施設に、「総合公園ターゲット・バードゴルフ

場」を追加するものです。

次に、第４条第１項、利用に供さない日を定める対象施設に、「総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を追加するものです。

39ページをお願いします。

第５条第１項第２号において、総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用時間を規定するものです。

次に、体育施設の使用料を規定する別表第１に、ターゲット・バードゴルフ場の使用料について追加するものです。

40ページお願いします。

別表第１の備考第２項に、ターゲット・バードゴルフ場の日没等やむを得ない理由により利用を許可したときの利用時間を、備考第５項には、日没等やむを得ない理由により利用の許可を受けたときの使用料を、それぞれ規定するものです。

41ページお願いします。

行田市都市公園条例の一部改正についてでございます。

第14条の有料公園施設に、「総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を追加するものです。

第15条は、第14条の改正により引用する条項にずれが生じるため、引用条項について改めるものです。

第16条は、教育委員会に管理を委任する施設に、「総合公園ターゲット・バードゴルフ場」を追加するものです。

42ページお願いします。

第17条第１項及び第20条第３項は、引用する条項にずれが生じたため、引用条項について改めるものです。

議案書の158ページへお戻りください。

附則でございますが、第１項は、施行期日を令和８年10月１日と定めるものです。

第２項は、総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用許可に係る申請、その他総合公園ターゲット・バードゴルフ場の利用に関し必要な準備行為について、本条例の施行日前においても行うことができる旨を規定するものでございます。

以上で行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２７号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　説明ありがとうございました。

附則の施行期日が令和８年10月１日から施行となっているんですが、その理由は何なんでしょうか。何かこの間、その場所に手を加えるようなこととか、必要な事項があるんでしょうか。

以上です。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　質疑にお答えいたします。

施行期日を10月１日にした理由ですけれども、本議会で当初予算でターゲット・バードゴルフ場の整備工事請負費を計上しておりまして、議決後、４月１日から有料施設を予定しておりますので、そこにフェンスを設置する、及び有料施設であるための鍵を設置する、プラスターゲット・バードゴルフ場としての説明看板等を設置するものを、入札後、工事をして設置して、開始するまでに半年ぐらいかかるものと考えており、10月１日に施行期日をしたものでございます。

○委員長　よろしいですか。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

○委員長　他にございますか。

４番　新委員。

○４番　新委員　何点かお願いします。

１つ目が、まず今回、ターゲット・バードゴルフ専用場の整備ということになりまして、ほかの例えばスポーツ団体、いろいろなスポーツ、各種あると思いますけれども、その他のスポーツ団体とのバランスといいますか、整合性の点について、改めて市民とかにご説明するときにも整理がほしいなと思いますので、ひとつお願いいたします。

２つ目が料金についてですけれども、例えば弓道場だと１時間150円、団体１時間900円となっているところ、ターゲット・バードゴルフ場は、個人だと２時間100円、団体で１時間300円と、違う設定になっているので、この設定の根拠を伺えますでしょうか。

３つ目が、最後、個人利用というのがあるんですけれども、このスポーツで個人利用とい

うのはどういったような利用を想定しているのか、この３点だけお願いいたします。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　それでは、質疑お答えいたします。

まず、今回、ターゲット・バードゴルフというスポーツを選択したところにおきましては、ターゲット・バードゴルフは老若男女問わず気軽に楽しめる生涯スポーツであり、日本発祥のミニゴルフの一種とこちらも認識をしておりまして、地域間・世代間が一緒にプレーすることによって交流も期待できることから、市民の健康維持増進を目的に、総合公園内にターゲット・バードゴルフ場の整備をしたところですけれども、例えば、似たような競技の一つにグラウンドゴルフがあると思います。グラウンドゴルフは、市内でも何百人とプレーヤーがいる中で、競技人口は多いんですけれども、グラウンドゴルフは、例えば土のグラウンドとかでもできたりするので、例えば総合公園の自由広場とか第２自由広場、あとは下須戸運動場、あとは古代蓮の里とかで、いろいろと利用する場所が多いというところがまず１つあります。

というところの中で、どうしてもターゲット・バードゴルフというのは、芝生でやるというところも踏まえて、なかなか利用場所が限られるというところの中で、ターゲット・バードゴルフ場というのを今回１つ選定して整備したものでございます。

次に、ターゲット・バードゴルフ場の利用料金ですけれども、こちらは行田市使用料・手数料見直し基本方針というものがございまして、原価算定方式により金額を算定するところで、ターゲット・バードゴルフ場において、何が経費あるかといいますと、芝生の管理がございます。プラスして、今回初めて整備するので、フェンスの設置代や案内板、あとはそこの管理に係る人件費というのも計上しておるんですけれども、弓道場の例が出ましたが、何が違うかというと、先ほど行田市使用料・手数料見直し基本方針の中で、経費の一つに償却資産の部分がございまして、弓道場というのは建物の中で、どうしてもお金がたくさんかかっております。ターゲット・バードゴルフ場におきましては、もともと外にあって、フェンスとか案内板を設置しても、今現状で我々が見込んでいる金額としては400万円程度で考えておりますので、経費が大きく違うというところから、その辺も踏まえて、今回利用料金を設定したところでございます。

最後に、個人利用というのですけれども、今後、ターゲット・バードゴルフ場を整備して、主には団体等が活用する想定であるんですけれども、ターゲット・バードゴルフ場、熊谷にあるんですけれども、ほかにはなかなかありませんので、そういうところを踏まえて広く周

知して、例えば市内の小・中学生とかが３人とかで来ても、財団のほうでターゲット・バードゴルフの手ほどき、教えるというものをちゃんと用意しておりますので、あとは初心者講習会等も踏まえて、個人で利用する方も増えてくるのかなというのを想定して、そちらの金額を設定させていただいたところでございます。

以上です。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　分かりました。明確なご答弁ありがとうございます。

ちなみに、例えば小学生がやるときとかって、道具とかというのは、総合公園というか、施設のほうで準備しておくものなのかどうか、伺えますか。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　道具の用意につきましては、既に行田市産業・文化・スポーツいきいき財団のほうが、まずクラブはウエッジ、あとは羽のついたボール、そしてゴールですけれども、もともと10セット既にありましたので、そういったものを貸し出す予定で考えております。

以上です。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　すみません、あと１点だけ。

例えば、目的外利用みたいなのというのはどうするんですか。例えば、借りたけれども、全然違うことやっているとか、そこら辺は管理とかできるのかなというようなところだけ。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　実際、ターゲット・バードゴルフ場を整備して、それに適した芝生の長さ等を維持していく関係で、現状は多目的広場というような使い方は考えておりません。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑等ありますか。

３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　何点かお伺いいたします。

まず、１点目ですけれども、158ページの附則ですか、２のところで準備行為というのがあるんですけれども、説明をもう一度お願いします。

それから、ターゲット・バードゴルフ場の施設の概要というか、どんな施設ができて、例えばコースとか、ゴールというの、あれが常設でついているのかとか、何か小屋ができてい

るんだとか、何かその辺を、施設の概要をもうちょっと説明していただきたいのと。

あと、ターゲット・バードゴルフの競技人口というのは、行田の方はどのぐらいいるんでしょうかね。

以上、３点お願いします。

○委員長　答弁を求めます。

伊藤課長。

○スポーツ振興課長　それでは、質疑にお答えさせていただきます。

まず、附則の準備行為ですけれども、ターゲット・バードゴルフ場は有料施設で運営する予定ですので、まずフェンスで囲んで、それに対して鍵もつけると。利用者のための案内看板等を設置することを考えているんですけれども、そちらのほうを４月１日の段階から迅速に用意して、工事等にかかる時間を考えて、10月１日からの施行にしております。

〔「施行前に準備行為ができると書いてあるので、それの説明をお願いしたいんですけれども」と言う人あり〕

○スポーツ振興課長　準備行為の中には、施設予約システムとかの準備とか、そういうものも踏まえて考えております。

ターゲット・バードゴルフ場の概要ですけれども、現状としましては、９ホールを考えておりまして、ゴールというのが、傘をひっくり返したようなゴールになるんですけれども、そちらはもともと器具庫がありますので、そちらのほうにしまっておいて、使うときにそのゴールを設置するという形になります。

最後に、ターゲット・バードゴルフの利用人数というか、人口ですけれども、現在、本市にはターゲット・バードゴルフ協会というものがありまして、令和７年度では、加盟人口は75人いるところでございます。

以上です。

○委員長　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　ご説明ありがとうございます。

あと補足で、例えばこれが整備されたときに利用の頻度というのはどのぐらいを見込んでいますでしょうか。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　お答え申し上げます。

利用頻度につきましては、現在、ターゲット・バードゴルフ協会が当該場所で、総合体育

館の休館日というのは月に２日あるんですけれども、休館日以外の全ての午前中を現在利用しておりまして、かつ火曜日と金曜日は午後３時まで活動しています。さらに、大会等も開催されまして、大会につきましては、規模にもよるんですけれども、当該場所以外にも、多目的広場を終日活用する可能性もあり、大会自体は、市内では令和７年度の現状ですと15回程度、現在までに開催されている状況でございます。

以上です。

○委員長　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　関連してですけれども、そうすると、例えばほかの団体とか利用とかしたい場合には、ほぼほぼできない感じになるんでしょうかね。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　お答え申し上げます。

専用のターゲット・バードゴルフ場として活用を考えておりますので、ほかの団体が現状では活用するというのは考えておりません。

〔発言する者あり〕

○スポーツ振興課長　そうですね。ターゲット・バードゴルフ、例えば市外のターゲット・バードゴルフ団体とかが使うのは問題ありません。ターゲット・バードゴルフとして使う分には問題ありません。

○委員長　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　そうすると、関連ですけれども、予約というのは何日前からとかってあるんでしょうか。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　予約自体は、ほかの施設と同様に、１か月前から予約することができます。それは、市のネット上にある施設予約システム等で予約することができます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

○３番　梁瀬委員　はい。

○委員長　すみません。委員長から確認だけしたいんですけれども、今の話だと、専用のグラウンド、コースというか、そこに市民の方は予約が空いていれば使えるということですよね。

〔発言する者あり〕

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　本市の予約のやり方ですけれども、スポーツ協会に属している団体なので、今現状で、例えば毎年秋口に各スポーツ競技団体に、例えば令和７年度の秋に、令和８年度どういうところを大会とかで使えますかという優先の予約はできます。

以上です。

○委員長　他にございますか。

２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　ご説明ありがとうございます。

私のほうからは、使用料についてお聞きしたいのと、団体利用についてと、２つお聞きします。

使用料について、市外の方についてはどのようになるのか。ほかだと割増しになっているとかあるんですが、これについてのお考えと。

あと、生徒・児童が使う場合に応じての料金はどのようになっているのか、お示しください。

あともう１点が、団体利用についてということで、６人以上とした理由についてお示しください。

以上です。

○委員長　伊藤課長。

○スポーツ振興課長　お答え申し上げます。

まず、市外の方が利用する場合は、ほかの施設と同様に、料金の1.5倍になります。

次に、生徒・児童が使う場合です。本市の減免の規定の中に、スポーツ協会の場合は50％というのがあり、あとは生徒とか子ども、中学生以下の団体であれば、その場合も50％減額という形になっております。

最後に、６人以上とした理由ですけれども、通常、ゴルフとかって４人１組で回ると思うんですけれども、他市のターゲット・バードゴルフ場とか、そういうところにいろんな情報を集約したところ、３人で回ると、より効率的に時間を使って回れるというところから、３人の団体２つ、６人というところを団体として今回は考えさせていただいたところでございます。

以上です。

○２番　大屋委員　ありがとうございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

△議案第２７号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第27号　行田市体育施設設置及び管理条例及び行田市都市公園条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　１８分　休憩

午後　　１時　２１分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用した上、お願いいたします。

また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、会計課所管の議案について審査を行います。

まず、五十嵐会計管理者兼会計課長にご挨拶をお願いいたします。

○会計課長　改めまして、皆さん、こんにちは。

町田委員長さんを初め委員の皆様には、日頃から本市の会計事務に多大なるご理解、ご協力を賜りまして、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

本日は、３月定例市議会に上程しております議案第９号　令和８年度行田市一般会計補正予算のうち、会計課所管部分をご説明申し上げますので、ご審議賜りますようよろしくお願

い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第９号について

○委員長　初めに、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中会計課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

五十嵐会計課長。

○会計課長　それでは、令和８年度行田市一般会計予算のうち、会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

２款１項１目一般管理費の説明欄、下から３つ目の◎会計課関係経費でございます。主なものといたしましては、23節事務取扱資金でございまして、市税や手数料などを窓口で収納している20箇所の所属に対して、釣銭用資金として支出するものでございます。

86ページをお願いいたします。

２款１項４目会計管理費は、出納事務に必要な経費で、前年度と比較して135万8,000円の増額となっております。この主な要因は、本年度、令和７年度予算におきまして債務負担行為を設定した公金収納デジタル化、いわゆるｅＬＴＡＸの活用に対応するための財務会計システム改修業務委託料と、それに関連してｅＬＴＡＸのシステムを構築し管理運営する共同法人地方税共同機構に対する負担金を措置したことによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎出納事務費の主なものを申し上げますと、11節の２行目、通信料は、公金振込等の各種エレクトロニックバンキングサービスで利用するインターネット回線等の利用料、次の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故などの損害に対応するために加入する公金総合保険の保険料でございます。その下の手数料は、市役所１階の指定金融機関派出手数料や、指定金融機関に対して負担する公金振込手数料を初めとする各種手数料でございます。

12節ＯＡシステム改修委託料は、公金収納デジタル化、いわゆるｅＬＴＡＸの活用に対応するための財務会計システム改修業務委託料でございます。

18節諸負担金は、埼玉県都市出納事務協議会及び埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会への負担金、そしてｅＬＴＡＸのシステムを構築し管理運営する共同法人地方税共同機構に

対する電子申告等関係負担金でございます。

少し飛びまして、113ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、説明欄、１つ目の◎郵便切手類等購入費は、会計課において販売しております郵便切手類や、旅行などの申請手数料として使われる収入印紙の購入費でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして60ページをお願いいたします。

20款諸収入、２項１目市預金利子は、61ページ、説明欄になりますが、歳計現金預金利子で、金融情勢の変化等に伴い、預金金利が上昇したことにより、前年度と比較して650万円の増額となっております。

次に、60ページの一番下、４項１目雑入の２節郵便切手類等売捌収入は、郵便切手類等の売捌収入及び郵便切手類等の売捌手数料収入でございます。

次に、66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ、説明欄の上から３つ目、会計事務取扱資金回収金は、歳出でご説明いたしました市税や手数料などを窓口で収納している20箇所の所属に支出する釣銭用資金を年度末に回収するものでございます。

３つ下の生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめて支払う事務に対して、各保険会社から支払われる事務手数料でございます。

以上で会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

４番　新委員。

○４番　新委員　私もｅＬＴＡＸについて聞きたくて、ｅＬＴＡＸを行田で導入することでどんなことが起きるのかというか、どこが効率的なのかをご説明いただけるとありがたいです。

○委員長　それでは、答弁を求めます。

五十嵐会計課長。

○会計課長　ｅＬＴＡＸを活用というよりも、地方税共同機構が全国の地方団体をまとめて効率化を図るべくできた団体でございまして、まず１つに、住民・事業者の利便性の向上が図

られると思っております。これは、住民のキャッシュレス決済に対するニーズの高まりへの対応、そして支払い手段と支払い可能な金融機関の選択肢を広げるほか、実際の区域をまたいで事業活動を行う事業者にとりましても、公金の支払い手段や支払い可能な金融機関が同一となることで事務負担の軽減が見込まれるということで、まず住民・事業者の利便性の向上が図られると、これがまず１点。

そしてもう１つ、地方公共団体の事務負担の軽減ということでございます。これは、納付情報が自動でデータ化されるために、入力事務等の省力化が見込まれるほか、スマホ決済アプリ事業者などとの契約業務や手数料の交渉を地方税共同機構、ここが行うということで、これらの地方公共団体の事務負担の軽減が見込まれる。

もう１つ、３点目でございますが、金融機関の事務負担の軽減というものでございます。これは、現在、皆様ご承知のように、紙の納付書で納付しておりますが、これの仕分け、管理などが金融機関の大きな事務負担となっておりました。ｅＬＴＡＸの中のｅＬ－ＱＲというシステムを活用することによりまして、この公金収納では紙の納付書の仕分け、管理等が全て不要となります。

こういったことから、金融機関の事務負担の軽減が図られるということでございます。具体的には、既に市税の中ではもう実施しておりますが、ＱＲコードが納付書についております。あのＱＲコードが今は市税だけですけれども、先々、これから後期高齢者の保険料であったり、介護保険の保険料であったり、またはその他の市民がお納めいただく、または事業所がお納めいただく収納金、こういったものに全てＱＲコードをつけることによって、幅広く収納事務が行えるということで、各所の利便性の向上につながると考えております。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　３２分　休憩

午後　　１時　３４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用した上、お願いいたします。

また、説明及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、監査委員事務局所管の議案について審査を行います。

まず、石川監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長　こんにちは。

委員の皆様におかれましては、日頃より監査業務を初めといたしまして、当事務局所管の業務にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第９号について

○委員長　初めに、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中監査委員事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

石川監査委員事務局長。

○監査委員事務局長　それでは、監査委員事務局が所管いたします監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会に関する予算についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

まず、歳出からご説明申し上げます。

予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

２款１項９目の公平委員会費は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

右側、説明欄、◎公平委員会運営費は、職員の公平審査制度を所管する行政委員会に係る運営経費を計上しており、主なものは、公平委員会の委員３名分の１節委員報酬で、条例により報酬は、年額で委員長４万6,500円、委員が４万3,000円となっております。

次の８節費用弁償は、委員が委員会へ出席した際や、全国及び関東支部の公平委員会で組織する連合会が主催する総会、研究会へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。

なお、委員会の開催は、７回分を見込んでおります。

次に、少し飛びまして、112ページをお願いいたします。

２項１目税務総務費ですが、右側、説明欄、４つ目の◎固定資産評価審査委員会費は、固定資産評価額に関する不服申出を審査する行政委員会に係る運営経費を計上しております。主なものは、固定資産評価審査委員会の委員３名分の１節委員報酬で、条例により報酬は、日額で委員長が１万1,000円、委員が１万円となっております。

８節費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や、近隣市と共同で組織しております固定資産評価審査委員会連絡会議へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。

なお、委員会の開催は、４回分を見込んでおります。

少し飛びまして、122ページをお願いいたします。

６項１目監査委員費でございます。前年度に比べ微増となっておりますが、これは事務局職員の人件費の増によるものでございます。

右ページ、説明欄、◎監査執行費は、監査委員及び事務局職員の人件費並びに監査の執行に要する経費を計上したものでございます。

１節委員報酬は、監査委員２名分の委員報酬で、条例により報酬は、月額で代表監査委員が６万8,500円、議会選出の委員が４万3,500円となっております。

２節一般職級から４節一般職共済組合負担金は、職員３名分の人件費でございます。

次の８節費用弁償は、委員が定期監査や例月出納検査業務に出席した際や、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会が主催する総会、研修会へ参加した場合にそれぞれ支給するものでございます。

10節消耗品費は、実務の参考として購入している加除式図書の追録や事務用品を購入するための経費、12節工事監査委託料は、工事監査を実施するため、土木、建築などの専門的な識見を有する技術士の資格を有する法人に監査業務を委託するものでございます。

18節、都市監査委員会負担金は、各都市の監査委員で組織する都市監査委員会で、全国、関東、埼玉県及び県北と４団体があり、これらに対する年間負担金でございます。

以上が歳出でございます。

なお、歳入につきましては、全て一般財源を充てておりますので、歳入科目はございません。

以上で監査委員事務局の予算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑の申出はございません。

質疑を終結いたします。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

執行部の入替えのため、暫時休憩いたします。

午後　　１時　４０分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　１時　４１分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用した上、お願いいたします。

また、説明及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

次に、議会事務局所管の議案について審査を行います。

まず、鴨田議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長　議会事務局長の鴨田でございます。

総務文教常任委員会の皆様には、日頃から議会事務局の業務に対しまして格別なるご理解、ご協力を賜りまして、深く感謝申し上げます。

お疲れのところ恐縮に存じますが、議会事務局所管の予算につきまして、ご審査のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、説明につきましては大澤次長から申し上げますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号について

○委員長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中議会事務局所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

大澤議会事務局次長。

○議会事務局次長　議会事務局次長の大澤です。よろしくお願いします。

それでは、着座にて説明のほうさせていただきます。

初めに、歳出から申し上げますので、予算に関する説明書の72ページをお開き願います。

１款議会費でございますが、予算額は２億3,935万7,000円で、前年度比1,438万2,000円の減額となっております。

それでは、歳出のうち主なものを申し上げますので、73ページの右側、説明欄、◎市議会運営費をご覧ください。

まず、１節議員報酬から４節共済費までは、議長、副議長及び議員18人分、議会事務局職員並びに会計年度任用職員に係る人件費であります。このうち、議会事務局職員１名の減により、２節の一般職給、３節の３行目、一般職期末勤勉手当、次の一般職その他の手当、４節の３行目、一般職共済組合負担金において1,468万8,000円の減となっております。

次に、４節の１行目、議員共済会負担金は、負担金率が令和７年度の26.9％から24.8％へ引き下げられたため、325万8,000円の減額となっております。

なお、議会費では、１節の報酬から４節共済費までの人件費に係る割合が、歳出全体の約９割を占めております。

次に、７節の謝金は、議員を対象とした研修会を開催するための講師謝金でございます。

次に、８節の費用弁償から３行目の研修旅費までは、各常任委員会及び議会運営委員会の行政視察費、議長会関係の研修会等へ参加した場合の費用弁償及び職員の旅費等でございます。

次に、９節交際費は、前年度と同額計上でございます。

次に、10節の２行目、印刷製本費は、議会だよりの発行に伴う費用及び４定例会の会議録８冊分の作成に要する経費などでございます。

次に、11節の４行目、データ反訳料は、定例会及び常任委員会等の会議録作成に係る反訳料でございます。

１行飛びまして、手数料は、タブレット端末22台分の更新に伴う廃棄手数料でございます。

次に、12節の１行目、会議録検索システムデータ作成委託料は、会議録の文字データを市議会ホームページ内にあります会議録検索システム用にデータを作成するものでございます。

１行飛びまして、ＯＡシステム保守点検委託料は、議場内音響映像システムの４定例会分の保守点検でございます。

次に、13節の１行目、ＯＡシステム利用料は、まず会議録のインターネット中継に伴うサーバー使用料、次に議会図書室、パソコンで閲覧できる現行法規システムのデータベース使用料、最後にペーパーレス会議システムｍｏｒｅＮＯＴＥの利用料でございます。

１行飛びまして、ＯＡ機器借上料は、まず、議会事務局内のコピー機の更新に伴うリース料、次に議場内音響映像システムのリース料、最後に議員の皆様に貸与しているタブレット端末の更新に伴い、令和８年度は議会事務局５台分を含めた25台分のリース料などでございます。

次に、18節の１行目、議長会関係負担金は、埼玉県、関東及び全国市議会議長会等の負担金でございます。

次に、75ページをお願いいたします。

上から３行目の政務活動費交付金は、議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派等に対し議員１人当たり月額１万円を交付するものでございます。

歳出の説明については以上でございますが、これら歳出を賄う歳入は全て一般財源となっておりまして、歳入については、議会事務局の所管はございません。

以上で議会事務局所管の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　それでは、１点伺います。

職員の関係ですけれども、説明では、職員１名減というご説明ですけれども、今現在、今年度も職員さん５人のように思うんですけれども、例えば運転業務の職員さんが予算上はここに配置されていて、実質、籍は今ここにない。その方が名実ともに退職されて、予算上の減で職員数は５、こういう理解かなと想定してみたんですが、ここをご説明いただきたいんですが。

○委員長　それでは、答弁を求めます。

大澤次長。

○議会事務局次長　人件費に係る事務局１名減の関係ですが、令和７年度の予算につきましては、職員６名分と、あと役職定年に係る職員１名分の人件費が措置されておりました。今年度につきましては、事務局職員、一般職級になりますが、５名分ということで、実質１名分の予算が削られているような形になっております。その関係で、１人分で約1,400万円ほど人件費として減額となっている状況でございます。

なお、議長の運転員の関係につきましては、兼務となっておりましたが、令和７年度につきましては財産管理課の職員という位置づけですので、議会事務局からの給与等については発生しておりません。

以上です。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

という説明ですと、今年度は予算はついていたけれども、人は配置されていなかった。それが新年度では、予算とともに実質も引き続き５人である、こういう理解でよろしいんでしょうか。

○委員長　大澤次長。

○議会事務局次長　委員さんおっしゃるとおりでございます。

○委員長　よろしいですか。

○５番　村田委員　はい。

○委員長　他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

―――――――――――――――――――――

△散会の宣告

○委員長　以上をもって本日の審査日程を終了いたしました。

明12日は午前９時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　　１時　５２分　散会

総　務　文　教　常　任　委　員　会

３　月　１　２　日　（　木　曜　日　）

令和８年行田市議会総務文教常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月１２日（木曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第１６号　行田市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第２０号　行田市税条例の一部を改正する条例

○審 査 日 程　【総合政策部】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【総務部】

議案第１６号　行田市行政手続条例の一部を改正する条例

議案第２０号　行田市税条例の一部を改正する条例

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	町田　光　委員	３番	梁瀬里司　委員
副委員長	駒見行彦　委員	４番	新　諒平　委員
１番	香川宏行　委員	５番	村田秀夫　委員
２番	大屋　彰　委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

齊藤勝紀	技監兼総合政策部公共施設再編・まちづくり準備室長事務取扱
安田俊一	参事
川上　清	参事兼総合政策部企画政策課長事務取扱
野辺博彦	総合政策部次長兼広報広聴課長
横倉喜和	秘書課長
柿沼宏和	財政課長
朝見寿行	財産管理課長
三村佑次	情報政策課長
浅見知正	総務部長
中村和則	参事兼男女共同参画推進センター所長事務取扱
柴﨑英明	総務部次長兼人事課長
白井克典	総務課長兼選挙管理委員会書記長
瀬尾昌之	税務課長
蓮見宗徳	収納課長
木村忠雄	人権・男女共同参画推進課長
大木宏之	契約検査課長
今井良和	総務部副参事

渡　辺　正　道	総務部副参事 （工事検査担当）

○事務局職員出席者

書　記　大澤光弘

午前　　９時　２９分　開議

△開議の宣告

○委員長　皆様おはようございます。

本日も当委員会にご参集をいただきましてありがとうございます。２日目の委員会となりますが、皆様のご協力をいただきながらスムーズな委員会運営ができますことをお願いいたしまして挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用の上お願いいたします。また、説明、質疑及び答弁につきましては簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

審査につきましては、お配りしております審査日程により行います。

それでは、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、川上参事にご挨拶をお願いします。

○参事　おはようございます。

町田委員長、駒見副委員長をはじめ委員の皆様におかれましては、日頃より総合政策部の事務事業の推進に格別なるご支援、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち総合政策部が所管する部分でございます。説明につきましては担当課長から申し上げますので、委員の皆様には、ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第９号について

○委員長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

初めに、川上参事兼企画政策課長事務取扱。

○参事兼総合政策部企画政策課長事務取扱　着座にて失礼いたします。

それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の90ページをお願いいたします。

２款総務費、１項７目企画費、右ページ説明欄の◎行政企画費は、前年度と比較して369万6,000円の増額となっております。この主な要因につきましては、特に若年層の移住・定住を促進させるため新たにプロモーション事業を展開することから増額となったものでございます。

説明欄の◎行政企画費の主なものを申し上げますと、１節の３行目、会計年度任用職員報酬から５行下の労働保険料までは、移住・定住コンシェルジュ及びふるさと納税事務に従事する会計年度任用職員１名の計２名の人件費でございます。

７節３行目の記念品費、93ページの11節４行目の手数料、12節１行目のふるさと納税管理業務委託料及び13節２行目のＯＡシステム利用料は、ふるさと納税に関する経費でございます。

12節３行目のプロモーション業務委託料は、移住・定住促進のためのウェブ広告やキャッチフレーズ制作に係る経費でございます。

18節２行目、ふるさとづくり事業補助金は、ふるさとづくり基金を活用して足袋蔵等の歴史的建築物を保存活用しようとする者への補助でございますが、Ａ事業の日本遺産構成資産等建築物改修活用事業として、佐間地内の行田窯改修１件をはじめ、Ｂ事業の歴史的まち並み景観整備事業２件及びＣ事業のおもてなしにぎわい創出事業４件の合計７件分を見込み、計上したものでございます。

その下の奨学金返還支援金は、本市に移住する奨学金返還者を対象とした支援施策として、前々年度、前年度からの継続分49名と新規分30名の計79名分を見込み、計上しております。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして、44ページをお願いいたします。

15款県支出金の中ほどの１項３目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた際の事務に要する経費について県の基準に基づき交付されるもので、令和７年度の交付実績に基づき計上しております。

飛びまして、54ページをお願いいたします。

17款寄附金、１項１目ふるさと納税寄附金は、寄附実績などを勘案し、クラウドファンディング型ふるさと納税分を除いて前年度と同額を計上しております。なお、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の計500万円につきましては、水城公園水辺再生事業の財源であるため、建設環境常任委員会において、都市整備部都市計画課からの説明とさせていただきます。

右側説明欄をお願いいたします。ふるさとづくり基金寄附金及びその他寄附金につきまし

ては、個人のふるさと納税に係る寄附金でありまして、近年の寄附額の実績を踏まえ、寄附見込み総額を１億8,000万円、うち１割をふるさとづくり基金寄附金として計上しております。

56ページをお願いいたします。

18款繰入金、２項２目ふるさとづくり基金繰入金は、ふるさとづくり事業として歳出にて計上いたしました７件分及び都市計画課において実施いたします八幡通りにおけるまち並み景観形成事業１件分の財源として措置するものでございます。

以上で、令和８年度一般会計予算中、企画政策課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、横倉秘書課長。

○秘書課長　秘書課所管部分につきまして、着座にて説明をさせていただきます。

引き続き、予算に関する説明書76ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち右ページ説明欄２つ目の◎秘書課関係経費522万2,000円は、前年度とほぼ同額の計上となっております。主なものを説明申し上げますと、３節の時間外勤務手当180万円は、休日等に開催されます各種行事への市長、副市長出席に伴う運転手の時間外勤務手当が主でありまして、前年度と比較して10万円の減となっております。

次に、９節交際費70万円は、各種会合に出席する際の会費や公職者への弔慰金などで、前年度と同額の計上でございます。

次に、11節クリーニング代11万2,000円は、市長室、応接室等のカーテンのクリーニングを年１回行うもので、前年度と同額の計上でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金につきましては、記載の市長会関係負担金から諸負担金までの３件、合わせまして127万1,000円でございますが、こちらは前年度と比較して３万2,000円減額となっております。要因につきましては、市長会関係負担金のうち埼玉県市長会負担金が毎年の各市の人口によって算出されるため、来年度は若干の減額となる見込みであることに加えまして、諸負担金の額を精査したことによるものでございます。

その他の費目につきましては、ほぼ例年どおりの計上となっております。

以上で秘書課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、柿沼財政課長。

○財政課長　続きまして、財政課所管部分につきまして説明させていただきます。着座にて失

礼いたします。

初めに歳出について説明申し上げますので、予算に関する説明書の86ページをお願いいたします。

２款総務費、１項３目財政管理費、右ページ説明欄の主なものは、10節印刷製本費でありまして、予算書や決算書の作成費用でございます。

次に、飛びまして、264ページをお願いいたします。

11款公債費は、前年度対比954万1,000円の増となっております。１項１目元金、右ページ説明欄の◎起債元金償還金は、前年度対比2,961万2,000円の減、２目利子、説明欄の◎市債利子償還金は、前年度対比3,825万3,000円の増となっております。これらは、償還表や借入れ見込額に基づき計上したものでありますが、元金については、過去に借り入れた市債の償還が進んだことによる減額、利子については、借入金利の上昇等を見込んだことによる増額となっております。

その下の◎一時借入金利子は、資金不足が生じた場合の一時借入金に係る利子見込額を計上したものでございます。

268ページをお願いいたします。

13款予備費は、前年度と同額を計上しております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、12ページをお願いいたします。

２款地方譲与税ですが、１項地方揮発油譲与税から３項森林環境譲与税までの各項目については、地方財政計画や交付実績を踏まえ予算額を計上しております。

１項地方揮発油譲与税は、暫定税率の廃止に伴う減収を見込み、前年度対比700万円の減となっております。

２項自動車重量譲与税は、交付実績を見込み前年度対比1,000万円の増、３項森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てる財源として譲与されるものでありまして、交付実績を見込み前年度対比240万円の減となっております。なお、令和８年度の森林環境譲与税の譲与額については、基金に積み立て、農政課で実施する県産木材活用促進支援事業及び教育指導課で実施する環境教育事業などの財源として活用するものでございます。

14ページをお願いいたします。

このページの３款利子割交付金から24ページの８款環境性能割交付金までの各交付金につ

いてですが、これらは、県税の一部を交付基準に基づき市町村へ交付されるものでありまして、予算額については、交付実績や地方財政計画などを勘案し、それぞれ見込んだものとなっております。なお、８款環境性能割交付金についてですが、自動車税の環境性能割は本年３月31日をもって廃止となりますが、令和８年度に本年３月分の精算交付が見込まれることから、科目存置しております。

次に、26ページをお願いいたします。

９款地方特例交付金は、国の制度変更等により地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるものでございます。

１項地方特例交付金は、令和８年度から、地方揮発油税の暫定税率や自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止などに伴い、新たに地方揮発油譲与税、自動車税及び軽自動車税それぞれに減収補填特例交付金が措置されることから、前年度対比7,605万8,000円の増を見込んでおります

28ページをお願いいたします。

10款地方交付税ですが、右ページ説明欄の普通交付税は、令和８年度地方財政対策において地方交付税の総額が増加したことや交付実績等を勘案し、前年度対比３億8,000万円の増を見込んでおります。

また、その下の特別交付税は、交付実績を踏まえ、前年度対比2,000万円の増を見込んでおります。

30ページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金は、交付実績を踏まえ、前年度対比190万円の減を見込んでおります。

次に、少し飛びまして、56ページをお願いいたします。

18款繰入金ですが、２項１目財政調整基金繰入金は、財源不足を補てんするために計上するものでありまして、前年度と同額を措置するものでございます。

８目減債基金繰入金ですが、過去に普通交付税において措置された臨時財政対策債償還基金費については、減債基金に積み立てた上で後年度の臨時財政対策債の償還財源に充てることとされております。このため、令和８年度分の償還の一部として減債基金からの繰入金を措置するものでございます。

58ページをお願いいたします。

19款繰越金は、令和７年度の決算見込み等を勘案し、前年度と同額を計上したものでござ

います。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入ですが、右ページ説明欄の１行目、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びハロウインジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割により交付されるものでありまして、前年度と同額の計上でございます。

以上で財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、野辺広報広聴課長。

○広報広聴課長　着座にて説明させていただきます。

広報広聴課所管部分について歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の82ページをお願いいたします。

２款１項２目文書広報費のうち右ページ説明欄の◎広報活動費でございますが、前年度と比べ948万円の増額となっております。この主な要因は、ホームページのデザインリニューアルに係る経費を計上したことなどでございます。

主な内訳についてご説明いたします。

初めに、10節の２行目印刷製本費は、市報「ぎょうだ」の発行経費と写真のプリント代でございます。

次に、11節の４行目広告料は、新聞への市のＰＲ広告掲載及びテレビ埼玉データ放送利用に要する経費でございます。

85ページをお願いいたします。

12節ホームページ作成委託料は、市公式ホームページ本体及び移住・定住サイト、それぞれのトップページのデザインリニューアルを行うための経費を計上したものでございます。２行下のホームページシステム保守点検委託料は、ホームページ作成管理システムの保守費用でございます。

次に、13節の２行目ＯＡシステム利用料は、ホームページに掲載しているＰＤＦ版市報「ぎょうだ」を多言語化するアプリの利用料として計上したものでございます。次のホームページシステム借上料は、ホームページ作成管理システムの借上料でございます。

少し飛びまして、120ページをお願いいたします。

５項１目統計調査総務費のうち、右ページ説明欄の◎統計調査一般管理費は、統計調査業務に携わる職員２名分の人件費及び事務費でございます。

122ページをお願いいたします。

２目諸統計調査費のうち、右ページ説明欄１つ目の◎経済統計調査費は、前年度と比較して449万2,000円の増額でございます。これは、令和８年度に経済センサス活動調査が実施されるため、調査に係る調査員報酬、指導員報酬などを計上したことによるものでございます。

次の◎教育統計調査費は、学校基本調査に係る経費でございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、48ページをお願いいたします。

15款県支出金、３項１目総務費委託金の５節統計調査費委託金は、右ページ説明欄に記載の２種類の統計調査実施に対する委託金でございます。

64ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、10節広告料収入のうち、右ページ説明欄、市報広告料は、市報「ぎょうだ」に掲載する広告料とホームページのバナー広告料を合わせて見込み計上したものでございます。

広報広聴課所管部分の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、朝見財産管理課長。

○財産管理課長　着座にて失礼させていただきます。

初めに歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の87ページをお願いいたします。

５目財産管理費、財産管理課所管部分といたしましては、市有財産維持管理費及び車両管理費となりますが、前年度と比較して259万8,000円の減額となっております。この主な要因は、12節委託料の減及び14節工事請負費の減によるものでございます。

右ページ説明欄◎の市有財産維持管理費は、市役所本庁舎や市有地などの維持管理に必要な経費を計上したもので、前年度と比較いたしまして191万3,000円の減額となっております。

主なものを申し上げます。

10節３行目の電気料及びその下のガス料は、主に本庁舎の電気料金及び冷暖房に係るガス料金でございます。

次に、11節の３行目、保険料は、市民総合賠償保険の保険料でございます。市有施設の瑕疵、あるいは市が主催または共催する行事におきまして利用者や参加者がけがをされた場合に対応する保険でございます。その下の火災保険料は、市有施設の火災等による損害に対応するものでございます。

次に、12節の２行目、庁舎総合管理業務委託料は、本庁舎の電話交換業務及び夜間警備業

務でございます。次に、２つ下、清掃委託料は、本庁舎の日常清掃、定期清掃及びガラス清掃業務でございます。その下の除草委託料は、本庁舎の敷地内及び当課で管理しております市有地の除草に係る経費などでございます。

89ページをお願いします。

右ページ説明欄の１行目、施設機械設備保守点検委託料以下各種委託料は、庁舎設備における法令等に基づく保守点検業務であり、ほぼ例年どおりの計上となっております。

次に、13節の５行目、電話交換機借上料は、本庁舎の電話交換機の借上料でございます。

次に、２つ下の◎車両管理費は、公用車の運行及び車検整備などに要する経費で、前年度と比較いたしまして68万5,000円の減額となっております。主な要因は、車両購入費の減によるものでございます。

主なものを申し上げます。

10節の２行目、修繕料は、車検等の法定点検に要するものでございます。

91ページをお願いします。

右ページ説明欄の１行目、燃料費は、ガソリン代でございます。

１節の３行目、車両保険料は、自賠責保険や任意保険料でございます。

17節の車両購入費は、庁用車として軽貨物自動車を２台購入するものでございます。

６目基金費は、基金の運用利子や寄附金等を見込んだものでございます。前年度と比較し2,839万3,000円の増額となっております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして、51ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。

16款財産収入、１項１目財産貸付収入の右ページ説明欄、１行目の交番等敷地貸付収入から６行目の一般土地貸付収入（財産管理課）までは、土地の貸付収入でございます。

次に、７行下の建物貸付収入（財産管理課）は、庁舎１階に設置している周辺案内板や証明写真機のほか、旧北河原小学校及び旧太田東小学校の跡地活用に係る建物貸付収入などを見込んだものでございます。９行下の電柱等設置料は、市有地に設置を許可している電柱や公衆電話等の設置料収入でございます。

続いて、左側、50ページになりますが、２目利子及び配当金は、右側説明欄の財政調整基金利子以下、53ページにかけて記載しております15の基金の運用利子収入でございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の７節施設貸付収入でございますが、右ページ説明欄の１行目、市庁舎電気料は、庁舎内に設置の自動販売機や周辺案内板等の電気使用料に係る実費相当分を見込んだものでございます。

64ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄の３行目、周辺案内板広告料は、周辺案内板設置業者からの広告料収入でございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の11行目、高圧線電線下補償料は、市有地に係る線下補償でございます。

以上で財産管理課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、三村情報政策課長。

○情報政策課長　着座にて失礼いたします。

初めに歳出の主なものについて説明いたしますので、予算に関する説明書の106ページをお願いいたします。

２款１項15目情報管理費でございますが、比較増減欄にありますとおり、前年度から２億7,519万6,000円の減額となっております。これは、令和７年度予算においては住民情報等基幹システムを標準仕様に準拠したシステムに移行するための経費を２億8,360万9,000円計上していたところ、本年１月に既に移行を終えたことに伴いまして減少しているものでございます。

右ページ説明欄の◎情報管理費でありますが、主なものを申し上げますと、11節の１行目、通信料は、本庁舎と出先機関を結ぶネットワーク回線、それから、標準化に伴いまして住民情報等基幹システムを構築いたしましたガバメントクラウドとの接続回線に係る通信料でございます。

12節の２行目、ＯＡシステム運用支援委託料は、専門人材を本庁に常駐させる形でシステムやネットワーク等の運用管理を委託しようとするものであります。次のクラウド環境運用補助委託料は、ガバメントクラウドやガバメントクラウドまでのネットワーク回線の運用管理を委託するものであります。

１つ飛びまして、情報システム標準化移行業務委託料は、本定例会でさきに議決いただきました令和７年度補正予算における減額措置に対応するものでありまして、本年度中の実装を見送った一部機能について、令和８年度に実装を行うための設定作業等を委託するもので

あります。次のグループウエアシステム保守点検委託料は、同システムのサーバー等のハードウエアに係る保守及び同システムの運用に係る保守であります。

次に、13節の１行目、ＯＡシステム利用料は、音声認識システム、ペーパーレス会議システム、電子請求システム、文書生成ＡＩ、チャットツール、ＡＩＯＣＲ、ＬＩＮＥ行政手続などの利用料であります。次の住民情報等基幹システム利用料は、同システムのパッケージソフトウエアの利用料であります。次のガバメントクラウド利用料は、住民情報等基幹システムを構築しておりますガバメントクラウドの利用料であります。次の財務会計システム利用料は、同システムのパッケージソフトウエアの利用料であります。次の住民情報等基幹システム借上料は、同システムで使用するパソコン、プリンター等の機器のリース料であります。次のグループウエアシステム借上料は、職員が常時使用するパソコンやプリンター、サーバー、ネットワーク機器等のリース料であります。

次に、109ページ、18節の５行目、番号制度システム交付金、こちらは、社会保障・税番号制度で利用する自治体中間サーバーシステムの運用経費に係る交付金でございます。

以上が歳出となっております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目４節の交付金及び助成金収入、こちらの下から３つ目、情報システム標準化事業補助金でございます。こちらは、先ほど歳出でご説明いたしました情報管理費、12節の情報システム標準化移行業務委託料の財源として歳出計上額と同額を見込んだものでございます。

情報政策課所管部分についての説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、齊藤技監兼公共施設再編・まちづくり準備室長事務取扱。

○技監兼公共施設再編・まちづくり準備室長事務取扱　着座にて失礼いたします。

公共施設再編・まちづくり準備室の所管部分についてご説明を申し上げます。

歳出予算についてご説明を申し上げますので、予算に関する説明書の88、89ページをお開き願います。

１項総務管理費、５目財産管理費のうち、89ページの説明欄、中段の◎公共施設再編事業費の主なものといたしましては、12節中心市街地公共施設再編・再整備支援業務委託料は、市役所周辺の中心市街地において公共施設の集約や複合化等をはじめとした再編・再整備を進めるに当たり、当該エリアの長期的な視点に基づくあるべき姿としてのコンセプトや公共

施設再編に係る基本的な方針、導入する官民機能の施設等を定める基本構想を策定して、また、その基本構想を具現化していくために各機能や施設の配置、規模、事業手法、事業スケジュールや概算事業費などを定めるための基本計画を策定するための委託料の経費でございます。

続きまして、ページが飛びまして、284ページをお開き願います。

継続費に関する調書のうち、一番上の中心市街地公共施設再編基本構想・基本計画策定事業は、先ほどご説明を申し上げた業務委託料について、令和８年度、令和９年度の２カ年により切れ目なく実施するため継続費を設定するものでございます。なお、年割額としましては、令和８年度は3,000万円、令和９年度は2,700万円を計上するものでございます。

以上で公共施設再編・まちづくり準備室の所管に係る説明を終わらせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　ご説明ありがとうございました。

まず、３点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

１点目として、77ページの秘書課関係経費のうち９節交際費70万円についてですが、行田市長になられて対外的に出かけることも多く、トップセールスマンとして非常に期待を持っているところでございます。この70万円の交際費で実際足りるのかと、私は、もっとあってもいいのではないかと思っているのですけれども、その辺をお聞きしたいと思います。

次に、83ページの広報活動費の中で、増額の要因がホームページのデザインリニューアルということで、948万円の増ということだったのですが、他の自治体等のホームページを見ても、非常に見やすい、それから入りやすいという自治体もあれば、ちょっとよく分からないホームページの自治体も見受けられるのですけれども、行田市としては、どういったところに重点を置いて、どのようなところと契約しようと考えているのかをお願いします。

次に、財産管理課の87ページ、市有財産維持管理費の10節電気料ですけれども、ＬＥＤ化をして電気料自体は減額になっているかと思うのですけれども、どの程度の割合で減額になっているのか、あるいは、総体的な部分で、目標値、何％減額させたいというような目標が

あるのか。

以上３点、お願いしたいと思います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、横倉課長。

○秘書課長　交際費についての質疑にお答え申し上げます。

交際費70万円の使い道の主たる部分につきましては、会合出席のための会費が大半を占めておりまして、年度によりばらつきがあるのが実態でございます。イベントが極端に少なかったコロナ禍は除きまして、直近３年間を見ますと、最も高い年が令和５年度で、執行率が約97％、最も低い年は令和６年度で約68％でございます。したがいまして、状況からいいますと、現状ではこの70万円の予算措置で足りているところでございますので、同じような考えの下で令和８年度の予算措置をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長　次に、野辺課長。

○広報広聴課長　ホームページのデザインリニューアルについてご説明させていただきます。

こちらにつきましては、市の公式ホームページ本体及び移住・定住サイトそれぞれのトップ画面のデザインリニューアルを行おうとするものでございます。現在の本体トップページにつきましては、ご覧になる方に観光といった面を印象づけるような構成でございますが、現時点での案として、例えば、子育てしやすいですとか、教育が充実しているですとか、住みやすさといった部分を感じていただけるような画面構成にしようと検討しているところでございます。また同時に、ご指摘のあった見やすさとか分かりやすさに通じるところだと思いますが、文字のフォントや大きさ、またメニュー項目ボタンの位置なども見直しをさせていただきまして、見やすさ、検索のしやすさ等の操作性の向上も図りたいと考えております。

それから、契約先として考えている事業者でございますが、現在のホームページを作成した事業者と契約を考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、朝見課長。

○財産管理課長　お答え申し上げます。

ＬＥＤ化による電気代の節約効果という質疑と思いますが、電力使用料に関しましては、本庁舎の空調設備やポンプ類、それから、我々が使っているパソコン類などの電気代も電気使用料に含まれてしまうため一概に言えないところはあるのですが、データといたしまして

は、本庁舎のＬＥＤ化工事を終了いたしました令和６年７月分から令和７年６月分の電気料とＬＥＤ化の１年前の電気料を比較したところ、一月平均で約12%の減となっております。

それと目標でございますが、改修ということもございまして、今の照度等を勘案しまして設備の改修を行っておりますので、先ほども申しましたように空調設備等も一緒の電気料となっておりますことから、目標というのは特に設けてはおりませんでしたが、結果として12%の減となったというふうに認識しております。

以上でございます。

○１番　香川委員　ありがとうございました。結構です。

○委員長　他にご質疑ありますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　まず、３点ほど伺いたいと思います。

先ほど広報活動費、ホームページのデザイン変更の質疑がありましたけれども、さらに伺いたいのは、各自治体で何パターンかに決まっているように見ていまして、今回リニューアルというのは、先ほどのご説明ですと、今のものを作ってもらった業者と協議をしながら、文字フォントとか位置を個別に課題を改善していくようなイメージで伺っていたのですけれども、目標にするような典型例的なパターンを構想で持っていて、そういうふうに変えるというのではなく、事業者と膝詰めで、一つ一つどうしようという変更の仕方なのか、その辺を伺いたいと思います。

２つ目ですけれども、予算書の87ページ、市有財産維持管理費で12節の庁舎総合管理業務委託料が今年度比で1.5倍ぐらいになっているかと思うのですけれども、この内容、増額の要因となっている変更はどういうものなのか伺います。

３点目ですけれども、107ページ、情報管理費、12節情報システム標準化移行業務委託料347万9,000円ですけれども、説明の中で全額国からの補助ということですけれども、今年の１月にこのシステム移行の業務は終えたということで大幅な減額になったという説明の一方で、350万円弱残っているのですけれども、これはどういう目的のために計上されているものなのか、業務の中身について、先ほどの説明との関連の中でご説明ください。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、野辺課長。

○広報広聴課長　今後のホームページリニューアル作業の進め方でございますが、まず、事業者から、市がどういったところをどういうふうに変えていきたいか、どういうイメージを押

し出したいかというところの調書を頂いて、それに回答して、それを踏まえて協議しながら進めていくというふうになっております。パターンが決まっているのか、全てオーダーメイドかというところについては、基本的に先ほどの希望を伝える中で作業を進めていくということですけれども、ただ、項目に載せたい最低限の部分というのは当然あるわけで、全て細かくオーダーメイドになるかというのはあれですけれども、基本的には、こちらから希望を伝えた上で、それを基に構成していくというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長　次に、朝見課長。

○財産管理課長　お答え申し上げます。

本庁舎総合管理業務委託料の増額ということでございますが、本庁舎の警備体制におきましては、警備員が庁舎内及び敷地内を巡回する時間や控室での待機時間を午後５時から午後11時半まで、それと午前６時から午前８時半までに行っているという形になっており、これ以外の午後11時半から午前６時までは巡回等の労働時間から外しておりました。ただ、皆様ご存知のように、昨年発生いたしました白岡市庁舎の火災を受けまして、夜間に関しても何かあった場合直ちに勤務に当たれるよう、常時人員を配置するような仕様に見直しを図りました。そのため委託料も増額となったものでございます。

以上でございます。

○委員長　次に、三村課長。

○情報政策課長　情報管理費の情報システム標準化移行業務委託料でございますが、こちらにつきましては、住民情報等基幹システムの標準化自体は令和７年度、本年１月に完了しているところでございますが、本年度中の実装を見送った機能が一部ございまして、そちらを令和８年度に実装するための作業費を見込むものでございます。こちらにつきましては、本定例会でさきに議決いただきました補正予算の減額措置と連動しておりまして、補正で令和７年度予算を1,113万2,000円減額しております。これは、一部の機能について先送りしたというところに伴うものでございまして、これを令和８年度、９年度で実装作業を委託する予定になっておりまして、そのうち令和８年度分として347万9,000円を計上しているところでございます。

以上です。

○委員長　村田委員、よろしいですか。

○５番　村田委員　はい、分かりました。

○委員長　他にご質疑ありますか。

２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　ご説明ありがとうございます。

まず歳入のほうで、聞き間違えかもしれませんが、予算書55ページの説明欄の一番上のふるさとづくり基金寄附金のご説明をいただいた中で１億8,000万円と聞こえてしまったのですが1,800万円ですかね。自分の聞き間違えなのかということ。

次に、概要の75ページの情報発信事業になります。各ＳＮＳ登録者数について細かく明記されております。去年と比べて結構伸びているのです。インスタグラムであれば昨年145人が667人ということで結構伸びがあるものですから、各ＳＮＳの伸びている要因と、先ほど来、ホームページのリニューアルということですけれども、何月ぐらいにリニューアルが完成するのか時期的なことをお聞きしたいです。

続きまして、概要の76ページ、ふるさと納税促進事業の概要説明の中で新たな返礼品の拡充や返礼品の掲載ポータルサイトの追加とありますけれども、新たな返礼品の拡充とはどのぐらい拡充の予定なのか、また、ポータルサイトの追加ということで、具体的な追加の予定のものについて、もしお決まりであればお示ししていただければと思います。

以上です。

○委員長　川上参事。

○参事　お答え申し上げます。

まず、１点目の歳入のふるさとづくり基金寄附金の話ですが、総額１億8,000万円のうち１割を見込んでおりますという説明なので、1,800万円になります。

続きまして、ふるさと納税の新たな返礼品をどれぐらい考えているのかということですが、今年も何十品目か増やしているのですが、来年度においては、目標というのはなく、その都度新しいところを見つけたり、新しい事業者とか、事業者の中でほかのものが考えられないのかというのをうちと事業者の営業とかで決めていくものなので、来年度については何品増やしたいというのは特にないです。

ポータルサイトの増ですけれども、今ところ予定しているのが、今運用しているポータルサイトは今年度までで16のポータルサイトがあるのですが、来年度予定しているのは、１つ増やす予定で，ＡＮＡのふるさと納税というのを令和８年度からポータルサイトで利用してみようかというのと、また、ここにとらわれず、ほかに人気サイトとか、いろいろ人の目についたほうがふるさと納税が伸びますので、ここの１件は予定しておりますが、ほかも検討

してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長　次に、野辺課長。

○広報広聴課長　まず、各種ＳＮＳの登録者数が伸びた理由でございますが、広報広聴課で捉えておるところは、令和７年度につきましては、田んぼアート、ＳＬの運行ですとか、こういった注目度の高い事業が実施されたことで関心を持っていただいたことだと考えております。

それから、ホームページのリニューアルの現時点での作業予定でございますが、現段階ですが、年度の前半で作業を進めて、10月頃をめどに新たなトップ画面でリリースできればと考えております。

以上でございます。

○委員長　２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　どうもありがとうございました。

自分もインスタグラムの定住で暮らすというのが結構好きですので、本当に分かりやすく、短時間で、若者から結構年配の方も見られるサイトということで気に入っておりますので、今後ともぜひよろしくお願いします。

以上です。

○委員長　他にご質疑ございますか。

４番　新委員。

○４番　新委員　皆さんがホームページの部分を聞いているので、まず、予算書の85ページ、ホームページのデザインリニューアルについて。

先ほど、トップページのリニューアルということだったのですけれども、本当にトップページだけの改修になるのか。だとすると結構高額だという印象なんですけれども、そのほかに、システムの変更とか、何か改善する点はないのか確認をお願いいたします。

もう１点は、ふるさとづくり事業の部分、薄いほうの冊子66ページになりまして、令和７年度2,000万円のおもてなしにぎわい創出事業が採択されたということですけれども、実際、この2,000万円を出すことでどれぐらいの経済効果みたいなものがその審査会の中で話されたのか、その辺のお話を伺えたら。

この２点だけお願いいたします。

○委員長　それでは、初めに野辺課長。

○広報広聴課長　今回デザインリニューアルを図るところは、本体サイトと移住・定住サイト、それぞれのトップページのみでございます。

以上でございます。

○委員長　川上参事。

○参事　ふるさとづくり事業のＡ事業の小川源右衛門蔵の2,000万円の改修についてお答えいたします。

経済効果ということですが、委員会で効果の額という話は出ないのですけれども、あそこの八幡通りに面しているところにビールの貯蔵所とダンススクールができるということで、あそこをメイン通りとしてにぎわい創出を図っている中で、地域活性化に資する事業だということで評価をされております。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　まず、ホームページは本当にトップページのみだということだったのですけれども、印象的には高いと思うのですけれども、その業者は、幾つか見積りを見た上で決定した感じになるのでしょうか。

○委員長　野辺課長。

○広報広聴課長　今回のデザインリニューアルは、現在運用しているホームページのシステムを作成なさった業者で、このシステムを継続して使用することを前提でのデザインリニューアルですので、作成した事業者とのお話で予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　システム的にも、いわゆるテンプレート的なものが、よくいろいろな行政で使われているようなものにはなると思うのですけれども、その辺は、今回トップページだけということですが、逆に、システムの変更も今後していくみたいなことは考えているので、まずトップページだけやるような流れになるのか、その辺のスケジュール感をお伺いいたします。

○委員長　野辺課長。

○広報広聴課長　現時点では、システム自体の変更は考えていないところでございます。今回、導入から５年が経過しますので、トップページはホームページ上の市の顔でございますので、こういったことを、違う印象、また見やすさを含めた改修を行おうとするものでございまし

て、システム自体はそのまま継続して利用する予定でございます。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員、大丈夫ですね。

３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　何点か質疑をさせていただきます。

まず、予算書の51ページの一番上、交番等敷地貸付収入ですけれども、どちらの交番なのでしょうか。

それと、89ページの公共施設再編事業、概要では76ページですけれども、官民連携でやっていくということですけれども、この官民連携ということの説明をお願いします。

続いて、91ページの17節車両管理費、車両購入２台ということですけれども、これはどのような車なのかというのと、廃止する車もあるのでしょうか。その辺を詳しくお聞かせください。

以上です。

○委員長　答弁を求めます。

初めに、朝見課長。

○財産管理課長　お答えいたします。

交番の貸付の場所になりますが、３箇所になります。１箇所目が長野派出所、２箇所目が南河原駐在所、３箇所目がＪＲ行田駅前の交番となります。以上３箇所でございます。

車両についてですが、いわゆる軽貨物車両、軽のバンタイプの貨物車両を２台購入する予定でございます。廃止する車両はあるかということですが、予定といたしましては、19年目を迎えます普通自動車が２台ございますので、それと入替えをしたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、安田参事。

○参事　公共施設再編事業の官民連携についてでございますけれども、まず、大きく２つイメージを持っておりまして、１つとしましては、例えば、この市役所庁舎を新しく建て替えるときに、例えばＰＦＩですとか、そういった事業手法の中で官民連携を取っていくというやり方、それと、今回公共施設を集約してまいりますので、そのエリアに余剰地、土地を生み出したいと思っております。その土地について民間事業者を誘致して民間施設を造る、そういった２つの官民連携を想定しております。

以上でございます。

○委員長　３番　梁瀬委員。

○３番　梁瀬委員　ありがとうございます。

派出所は３箇所ということですけれども、これは、市のほうでお願いして交番を置いていただくということなのでしょうか。それとも、昔からの流れでそうなっているということなのでしょうか。

車両のほうは分かりました。

公共施設再編のほうですけれども、２点目で説明いただきました余剰地への民間の誘致ということですけれども、それはそれでいいかと思うのですけれども、とにかく、中心市街地というか、この辺に施設を集約するに当たりまして、今もそうですけれども、駐車場がちょっと少ないかと思いますので、駐車場を多く取っていただければと思います。それは意見ということで、１点だけお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

朝見課長。

○財産管理課長　恐らく大分前からお貸ししている土地でありまして、手元に当時のいきさつがないのですが、３箇所、貸付けといたしまして、土地を貸しておるような状況です。

以上です。

○３番　梁瀬委員　了解しました。

○委員長　他に質疑はございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　何点か伺います。

まず、先ほど伺ったのですけれども、情報システムの関係で、確認で再度伺いたいのですけれども、今回の予算は、実装を見送った分ということで、補正予算のときに説明を伺った内容と一部結びついたのですけれども、減額補正の額がおよそ1,100万円ですよね。今度の額とイコールではないということは、先に延ばしていいとなったものが何本かあって、そのうちの１本というか、一部を令和８年度で、また令和９年度以降も同じ形でやるという仕組みになったということでいいのか、これを確認したいと思います。

２点目は、予算書の87ページ、公共施設マネジメント計画改定事業の関係ですけれども、当初予算案のポイントというプレス資料を我々も頂いています。その中に令和12年度以降整備着手とあるわけですけれども、どこの施設からやるという順番です。そういうものは想定を持っているのか。忍小学校・忍中学校の移転というのが現実的な計画としては進められつ

つあって、そうしたところからある程度想定を持っているのかと思いますので、その点。

２点目が、マネジメント計画改定版の案では、都市整備部ですとか建設部、あるいは教育委員会、これらの機能を集約化するのだというような記述があるのですけれども、現在入っている水道庁舎、あそこは現業機能と一緒に本課機能を持ってやっているわけですけれども、現業機能と切り離して管理部門というのを集約する、そういうことなのか。まさか現業業務機能をあそこへ持ってくるということはないと思うのですけれども、その辺の考え方をお示しいただきたい。

３つ目が、市役所周辺で、県の地方庁舎を市で借りて本庁の一部として使っているわけですけれども、ここはどのような扱いになるのか、県との調整、協議というのは何か進めているのか、これからなのか、その辺の状況について伺います。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

初めに、三村課長。

○情報政策課長　情報管理費の情報システム標準化移行業務委託料の減額補正との関係でございますが、先ほど委員おっしゃられたとおり、３月補正で1,113万2,000円を減額しておりまして、令和８年度の歳出計上額といたしましては、347万9,000円となっております。差額の約760万円でございますが、作業量等がどうなるかというところで未確定な部分もありますが、差額の約760万円につきましては令和９年度の作業ということで予定しておりまして、併せて、おおむね同等程度の予算額を措置するという形で予定しているところでございます。

以上です。

○委員長　次に、安田参事。

○参事　公共施設再編事業についてお答えいたします。

まず、中心市街地の整備をどこからというお話、小・中学校の跡地がいいのではないかというお話だったのですけれども、小・中学校の跡地に市庁舎を建設するというお話は、選択肢の一つであるとは思っております。具体的には、今年度補正予算でいただいているサウンディング調査を今やっているところでございますし、基本構想・基本計画の策定の中で、市民の方のワークショップのような意向確認であったり、あるいは、民間事業の深掘りみたいなことを踏まえて、どのような土地利用を想定していくかといったところを決定していきたい、絞り込んでいきたい、そういうふうに考えております。

さきにお答えすると、その中で、県の庁舎についても検討、調整、協議していく必要があると考えております。今サウンディング調査を行っている途中でございますので、市として

この辺りの土地利用をどのようにしたいかという考えをまとめてから県と調整を行うというふうに考えております。

水道庁舎のお話ですけれども、水道庁舎という名称ですが、正式には西部配水場という水道事業会計で所管しているインフラ施設となっております。水道事業会計で所管している施設の中に、今、一般会計の課である都市計画課、企業誘致課、建築開発課が入居しているといった状態となっております。まず、一般会計の課につきましては、市役所エリア、中心市街地のほうに集約を図りたいと考えております。西部配水場はインフラ資産でございますので、水道関係ですとか下水道関係の方につきましては、インフラの運用ですとか管理の中で効率的な人員配置がされる。水道庁舎という名前ですけれども、あそこに機能が残る、そういうふうにお考えいただければと思っております。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　それぞれありがとうございます。

情報関係はよく分かりました。

マネジメント計画の関係で再質疑したいのですけれども、私も水道庁舎と言っているのですけれども、確かに正式にはそうして書いてあると思うのだけれども、そうすると、いわゆる本庁機能は今ある市役所の方面に移して、現業機能というか、西部配水場という配水機能としての事務所は現在の立地に分離するような、そういう考えだということでいいのか。

○委員長　安田参事。

○参事　ちょっと表現が難しいところではあるのですけれども、施設と、その中にどのような機能を入れるかという発想になるかと思うのですけれども、市役所の本庁機能につきましてはこちらに集約したいと思っております。都市整備部につきましては、委員の皆様ご案内のとおり、一般会計で所管している、いわゆる行政事務を行う課と、水道ですとか下水道の現場を抱えている課がいらっしゃいますので、インフラの維持のための機能というのは、インフラの観点で人の配置だったり機能の配置がなされるべきであろうと考えておりますので、そこは分けて検討する必要があるだろうと考えております。今、優先して市役所のほうに移したい、中心市街地のほうに集約したいと考えているのは、一般会計の３課、ほかの事業と連携しているですとか、あるいは市民の方が手続のために建設部へ行ったり水道庁舎へ行ったりということがないように、１つの場所に集約したいと考えております。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

他にございますか。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　予算書の107ページ、情報管理費の12節の２行目、ＯＡシステム運用支援委託料、これは、専門家を招いて支援してもらうという説明だったのですけれども、どのような方にどのような支援を考えているのか、それだけお願いいたします。

○委員長　執行部の答弁を求めます。

三村課長。

○情報政策課長　情報管理費、ＯＡシステム運用支援委託料の専門人材についてでございますが、まず先に、お願いする業務というところでございますけれども、機器の維持管理の業務ですとかシステム全般の日常点検、あるいは庁内からの機器の不具合、システム不具合等への問合せ対応といったシステム管理全般についての業務を常駐の専門人材にお願いできればというところで考えているところでございます。

具体的にどういった人かというところでございますが、今標準化の取組等もございまして、全国的にＳＥの不足が続いておりまして、今いろいろな業者に当たっているところですけれども、ＳＥを市役所に派遣して常駐させるというのは対応が難しいという事業者が多い状況にございますので、今、派遣会社等も含めて打合せをしたり確認をしているところでございますが、なるべく専門人材ということで、システムの運用管理に必要な知識を有した人間というところで確保をしていきたいと考えておりまして、人事異動にかかわらず、安定的なシステムの運用管理が継続してできるところを目標にしておりますので、そういった観点で人材の確保を図っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　ありがとうございます。

常駐してもらうということは、ある意味、通勤をしてもらうとか、あるいは、遠ければ行田市に住んでもらうとか、いろいろあろうかと思うのですけれども、課長の説明の中で、今、ＳＥが全国的に不足しているという中で、いろいろなところを当たっていただいているわけですけれども、不足している中で、なおかつ通勤して常駐してもらえるというと、範囲がすごく狭くなってくるのかと。ですから、見つけていただかないと困るのですけれども、その辺、今後引き続き努力をお願いするしかないのですが、よろしくお願いします。結構です。

○委員長　他にご質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　暫時休憩いたします。

午前　１０時　４６分　休憩

午前　１０時　５７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長　質疑のある方は挙手をお願いいたします。

４番　新委員。

○４番　新委員　薄いほうの76ページ、公共施設再編まちづくり事業について確認をさせていただきたいことがございます。

まず、こちらは公共施設再編まちづくり事業となっているのですけれども、基本的には、捉え方として、このエリアの再編ということだけを考えていって、行田市全体のまちづくりというものではないのかという確認が１つ。

この中でよく中心市街地というワードが出てくるのですけれども、中心市街地というのは何をもって中心という表現をしているのかという確認をさせていただきたい。

この２点をお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

安田参事。

○参事　公共施設再編まちづくり事業の言葉の意味でございますけれども、今、本市においては学校再編を行おうとしておりまして、皆様ご案内のとおり、20校を３校に再編するということで、学校跡地が今後生じてくる見込みとなっております。中心市街地の再編につきましては、その中の１つ、忍小学校・忍中学校を含むエリアとして捉えて、優先的にといいますか、まず先に手がけているというところでございます。なので、中心市街地も踏まえて、今後学校跡地全体のまちづくり全般を考えていきたい、そのように考えております。まずは中心市街地から取り組んでいるというふうにお考えいただければと思っております。

また、中心市街地というワードです。これもいろいろなご意見をいただいているところではございますけれども、私どもとしましては、まず、本市の重要な観光拠点である忍城址を抱えていること、また、水城公園という市民の方にとっての憩いの場となっているエリアが

あるということ、それから、今公共施設ということで、産業文化会館のようなホール、人が集う機能が集積しているということで、今後さらなるまちの価値を高められるポテンシャルのあるエリアだというふうに捉えております。今、このエリアにつきましては、基本的には公共施設しか集積していないエリアとなっておりますけれども、これを周辺再編していくことで民間機能も呼び込むことで、さらにポテンシャルを高めていきたい、そのように考えているところでございます。そういった将来像を描いての中心市街地というネーミングにさせていただいております。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

私も同じように、文化的な拠点として、本当にここは歴史的にも中心地であるというのはすごく分かるのですけれども、例えば、今は公共施設だけが集まる地域、将来的には産業的・商業的なものも入るというようなワードがあるのですけれども、民間が入ってくる、商業的なものというのは、どのようなものを現段階で具体的にイメージされているのか。大規模な商業施設なのか、例えば、カフェとかコンビニといった規模の小さな商業施設なのか、その辺の現段階での構想はどうなっているか伺えますか。

○委員長　安田参事。

○参事　お答えしたいところではございますけれども、現在調査を行っておりまして、令和８年５月に報告書という形で公開を予定しております。今おっしゃっていただいたような、商業施設であったり、カフェであったり、ほかにも選択肢としては、例えばホテルでしたり、いろいろなあらゆる業種が想定されておりますので、現在は幅広に調査をさせていただいて、その中から少しずつ絞り込みを図っていきたい、そういうふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　４番　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

文化的にすばらしい、特に忍城の景観だったり、水城公園の景観というのがあるので、例えば、大規模なホテルとか、そういったものが間にできてしまったりすると、逆に文化と歴史の価値が下がってしまうのではないかという懸念が少しありまして、その辺のところはもちろん考えていらっしゃると思うのですけれども、実際、報告書にそういったいろいろな意

見も、現段階で私のような意見も結構出ているような感じなのでしょうか。

○委員長　安田参事。

○参事　意見という形でもございますし、また、私ども市としましても、文化的・歴史的拠点、あるいは憩いの場ということもございますので、忍城址、あるいは水城公園との一体性を確保する、あるいは回遊性とか連続性を担保するといったことを基本方針として企業に対してヒアリングを行っている、そういうふうにお考えいただければと思っております。

○委員長　よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　予算書の93ページ、行政企画費について２点伺います。

１点目、12節のふるさと納税管理業務委託料ですけれども、これは、例年前年度実績を踏まえて予算は積んでいて、不足があればその都度補正を組んで手当てしている状況ですので、過不足というのは最終的にはなくなるのだと思うのでそれはいいのですけれども、現時点での今年度の実績の見込み、収支についてお尋ねします。

２点目は、ふるさとづくり事業補助金についてここでは伺いたいと思うのですけれども、これは、相当程度、対象となる事業といいますか、補助対象のものが決まっていて、それで予算組みをしているように聞き取ったのですけれども、今年度について、予算取りに対して実績、見込みの段階ですけれども、どうなのか。当てが外れてしまって補助がないとか、その辺の見込みについて。

それと、新年度の積算の中で、Ａ、Ｂ、Ｃ説明ををいただきましたけれども、Ｂの２件、Ｃの４件というのを、もう少し具体的に想定がされているのでしたら説明をお願いしたい。

○委員長　川上参事。

○参事　お答え申し上げます。

まず、ふるさと納税管理業務委託料について、現時点での今年度の見込み、実績というところですが、今現在、今年度２月末時点でふるさと納税の受入れ額は、入金ということではなく申込みベースという形になりますけれども、8,485万1,500円となっております。

また、令和７年度における収支見込みについてですけれども、実は、歳入歳出というのは当初予算で計上されていて、実績に基づいて差引きができるのですが、令和７年度ということになりますと、市民税の寄附控除額が令和８年度末、来年度でないと出ないというのと、地方交付税による補填額というのが令和９年度の算定になるということなので、今だと、両

方が分からない以上は見込みができないという状況になっております。

ふるさとづくり事業につきましては、今年度の実績につきましては、小川源右衛門蔵の2,000万円のみとなっております。予算取りに関しましては、Ａ事業の2,000万円の規模については、事前相談がないと年度内に改修が終わらないので、前の年度に相談を受け付けして、審査が終わったもののみ当初予算に計上している状況なので、実際に執行はされます。あと、Ｂ事業、Ｃ事業については、年度途中でも申請が可能となっているので、相談があるというより、来た場合にすぐ予算措置ができるように、ＢとＣは見込みで計上しているのみです。ということなので、今年度の実績は小川源右衛門蔵のＡ事業のみとなっておりますし、来年度事業も、Ａ事業の行田窯の相談があって、審査会を経て予算計上しているものは確定しておりますが、ＢとＣは、いつ来ても受けられるような予算取りということで、件数を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　分かりました。ありがとうございます。

ふるさとづくり事業補助金は、事業の予算執行上の性質からＢ、Ｃは違うやり方になっているということで承知しました。

ふるさと納税管理業務委託料ですが、厳密に言うと、先ほどの説明のとおり正確な数字は出ないということだと思うのですが、昨年とか一昨年の別の課長の答弁の中でも、見込みですけれどもということで、一定の条件の下での数字という了解の上で答弁いただいていたのですが、どうなのでしょうか、そこも難しいのでしょうか。

○委員長　川上参事。

○参事　お答え申し上げます。

市民税の控除額が分かれば、ある程度、交付税は大体75％ぐらいの補てん額なので計算はできるのですが、多分お答えしていたのは、決算審査特別委員会のときにお答えしていたと思うので、秋口になるからある程度の、多分、市民税の控除額が概算と暫定値ですけれども分かるので、大体のめどがつくのですが、今年度は、市民税の控除額が、税務課でこれから出すので出せないので、そこが分からないとちょっと見込みができないということになります。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

他にご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩します。

午前　１１時　１０分　休憩

午前　１１時　１４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中、雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。なお、審議中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

これより審査に入りますが、議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用した上お願いいたします。また、説明及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、総務部所管の議案について審査を行います。

まず、浅見総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長　皆さんこんにちは。

委員の皆様には、日頃から総務部の事務事業の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第16号、議案第20号及び議案第９号の一般会計当初予算のうち総務部所管部分でございます。なお、説明につきましては、参事、担当課長及び副参事から申し上げさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第１６号について

○委員長　それでは、議案第16号　行田市行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

白井総務課長。

○総務課長　着座にてご説明させてもらいます。

それでは、議案第16号　行田市行政手続条例の一部を改正する条例につきまして細部説明を申し上げます。

議案書の122ページをお願いいたします。

本案は、デジタル規制改革一括法により行政手続法が改正されたことに伴い、聴聞や弁明の機会の付与の通知に係る公示送達につきましてインターネットによる公表方法などが定められたことから所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表の１ページをお願いいたします。

第７条は見出しにつきまして用語の整理を行うものでございます。

第15条は、聴聞の手続に係る公示送達の方法について、市ホームページに公示事項を掲載するとともに、公示事項が記載された書面を市の掲示場に掲示し、または事務所に設置したパソコン等の画面に表示して閲覧できるようにするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第16条から３ページの第34条の２までは、第15条の改正に伴い規定の整備等を行うものでございます。

議案書に戻りまして、123ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を法律の施行に合わせまして令和８年５月21日とするものでございます。

以上で議案第16号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１６号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　今回の条例改正ですが、上位法が改正された関連で、市の所管する部分について必要な条例改正ということですが、説明もあらかじめ受けておりますが、伺いたいのは、例えば、聴聞、弁明の手続を取ろうとしたときに、通知が本人に届かなかった場合とかが想定される。そういうときに、市役所の所管課のところでパソコンを開いて自由に見るこ

とができる、そういう周知手法の選択肢を１つ増やしたということなのだと思うのですが、そもそも、聴聞、弁明の対象となるような市民で、かつ通知が届かないような状況の人が、パソコンがありますというふうに制度を変えても、実際上、効果はどうなのかというところが私にはよく分からなくて、この改正によって、こんなケースだと本人に不利益処分がかかる場合の必要な手順が本人もちゃんとできるのですというような具体的な例はありますか。

○委員長　答弁を求めます。

白井課長。

○総務課長　具体的にこのような状況になるということが、聴聞であったり、そういうこと自体が今のところないというのが現状でございまして、ただ、公示送達をするに当たっては、そちらの宛先の方の現況というのは調べて、そこに所在等もないとか、そういうところも確認した中で公示送達の手続を取るような手順にはなりますので、実際に、その方自体が、例えば、住民票の住所に居るような感じがないとか、そういうところも具体的に調査をした中で手続を進めさせていただきますので、それでも、どうしてもその方に通知が送れないということでの方法が公示送達というものになるので、そういうことでご理解をいただければというところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　そうすると、この条例改正の趣旨というのは、そういう状況下にある市民の方に対して、行政として本人に知ってもらうべくツールを増やす、そこに実際に手を伸ばしてくるかどうかは次の課題だけれども、準備としてというか、選択肢としては、しっかりと本人がその後の抗弁なりができるような状況により高めるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長　答弁を求めます。

白井課長。

○総務課長　そもそも公示送達の意義というものが、先ほどお話したような手続をいろいろしたのですけれども、その宛先の方が不明だということで、そうしますと、それ以上こちらの処分とかの手続を進めることができなくなってしまう。それをできるように、公示送達という形で送付してから、行政手続条例ですと２週間たったことによって、その通知が本人に到達したということで、その後の処分の手続が取れるようなことをするというのがそもそもの趣旨になっておりますので、その宛先の方が分からない状況をその人にどうしても伝えなけ

ればいけないということでやるようなこととはちょっと意味合いが違ってくるのかという感じなのですけれども、よろしいでしょうか。

○委員長　浅見部長。

○総務部長　補完をさせていただきます。

今回、法令改正に伴う条例改正という形になっていますけれども、そもそも、上位法の行政手続法が改正されたのが、デジタル規制改革推進一括法により改正されております。この趣旨というのが、国で現在取り組んでおりますアナログ規制の見直し、こちらが趣旨という形になっておりまして、そもそも、アナログ規制自体が、紙とか人を介在させることによっていろいろ労力がかかっているといったところを、デジタル技術の活用によって省力化・合理化等を行うという趣旨のものになります。

したがいまして、先ほど村田委員がおっしゃるように、今回デジタル技術を導入することによりましてインターネットによる閲覧が可能になります。そうすると、本庁舎に来なくても、ご自宅とか出先とかそういった、いつでもどこでも公示事項を確認することができるという効果が生まれます。そのため、住民の利便性の向上が図られるということで、より届きやすい制度にはなるのかと解釈しております。

以上でございます。

○委員長　他にご質疑ありますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑を終結いたします。

△議案第１６号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第16号　行田市行政手続条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前　１１時　２５分　休憩

午前　１１時　２６分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第２０号について

○委員長　次に、議案第20号　行田市税条例の一部を改正する条例についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

今井副参事。

○副参事　着座にて説明させていただきます。

議案第20号　行田市税条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の136ページをお願いいたします。

本案は、地方税法等の改正により行田市税条例について所要の改正を行う必要があるため改正を行うものでございます。主な改正内容は、公示送達についてインターネットを用いる方法の定義を示した省令改正に伴う定義の整備及び個人市民税における公益信託制度の見直しに伴う寄附金控除について規定の整備を行うものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の19ページをお願いいたします。

第11条は、公示送達について、市ホームページに公示事項を掲載するとともに、公示事項が記載された書面を掲示場に掲示し、または市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示して閲覧できるようにするものでございます。

第11条の３は、第11条の改正に伴い用語の整備を行うものでございます。

第27条の６は、寄附金税額控除につきまして新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に関わる信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とするなどの措置が講じられたことから、規定の整備を行うものでございます。

20ページをお願いいたします。

附則第１条の４は、公益法人等に関わる市民税の課税の特例につきましては、地方税法と同様に公益法人等に関わる市民税の課税の特例を規定しておりましたが、今回の法改正によ

り規定が削除されたことから、市税条例においても同様に削除するものでございます。

議案書に戻りまして、137ページをお願いいたします。

税条例の附則ですが、第１項は施行期日を定めるもので、第11条及び第11条の３の改正規定は、地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第12号に掲げる規定の施行日から、第27条の６第１項第３号及び附則第１条の４の改正規定につきましては令和９年１月１日から施行するものでございます。

なお、第２項は公示送達に関する経過措置について、第３項は市民税に関する経過措置について定めたものでございます。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第２０号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑の申出はございません。質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第２０号の討論、採決

○委員長　次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第20号　行田市税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

午前　１１時　３１分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△発言の訂正

○委員長　この際、広報広聴課長から発言の申出がありますのでこれを許します。

野辺課長。

○広報広聴課長　貴重なお時間をいただいて申し訳ございません。

１つ訂正がございます。先ほどの議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の総合政策部所管部分に係る質疑において、歳出の２款１項２目文書広報費の広報活動費、12節ホームページ作成委託料に関する質疑にお答えする中で、該当作業はホームページトップ画面のみと申し上げましたが、正しくは、トップ画面のデザインリニューアルに伴い各ページの見出しやアイコンなどのデザインも変更するものでございます。

おわびして訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　皆様よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、議事を続行いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号について

○委員長　次に、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についてを議題とし、順次執行部の説明を求めます。

まず、白井総務課長兼選挙管理委員会書記長。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長　着座にて失礼いたします。

それでは、総務課及び選挙管理委員会の関係予算につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の79ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち、説明欄３つ目の◎総務課関係経費は、前年度と比べ167万1,000円の増額でございます。この主な要因といたしましては、13節２行目例規管理システム利用料において、法制支援例規管理総合システムの更新に伴い増額となったものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、３節時間外勤務手当、その下の一般職その他の手当

は、総務課職員５名分の時間外勤務手当及び休日勤務手当でございます。

12節弁護士委託料は、市の顧問弁護士委託料で、行政運営上の課題について弁護士による法律等に基づく指導、助言をいただくものでございます。

少し飛びまして、85ページをお願いいたします。

２目文書広報費のうち説明欄２つ目の◎文書管理費は、前年度と比べ135万4,000円の増額でございます。この主な要因といたしましては、12節１行目、文書使送業務委託料において、長期継続契約の更新に伴い増額となったものでございます。

そのほか主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び８節費用弁償は、情報公開・個人情報保護審査会等の委員に対する報酬及び費用弁償でございます。

10節の１行目、消耗品費は、庁内印刷に係る再生紙のほか、印刷機器のトナーなどの消耗品の購入に要する経費でございます。

11節の１行目、郵便料は、総務課分と予算措置のない事業担当課分の郵便料のほか、切手の購入経費などを一括して総務課で計上するものでございます。

12節の３行目、文書管理システム保守点検委託料は、文書管理システムのソフト及びサーバーの保守点検を委託するものでございます。

87ページをお願いいたします。

13節の１行目、文書管理システム借上料は、文書の電子化を図り収受から廃棄までを管理するシステムの借上料、次のＯＡ機器借上料は、印刷室に配置しているカラー印刷機、簡易印刷機、紙折機の借上料でございます。

17節庁用器具費は、文書の電子が進んだことにより文書管理システムのバックアップデータの容量不足が見込まれることから、外付けのソリッドステートドライブの購入経費を計上するものでございます。

少し飛びまして、110ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の◎栄典費は、前年度と比べ65万9,000円の増額でございます。主なものを申し上げますと、１節委員報酬及び８節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員に対する報酬及び費用弁償でございます。

７節記念品費は、行田市民功労表彰条例等に基づく被表彰者及び行田市感謝状贈呈要領に基づく被表彰者に贈呈する記念品の購入に要する経費でございます。

次の◎自衛官募集事務費は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、38ページをお願いいたし

ます。

14款国庫支出金、１項１目総務費国庫負担金、右ページ説明欄、自衛官募集事務負担金は、自衛隊法の規定による自衛官募集事務に対する負担金でございます。

以上が総務課関係の予算となります。

続きまして、選挙管理委員会関係予算について説明申し上げますので、118ページをお願いいたします。

４項１目選挙管理委員会費、右ページ説明欄の◎選挙管理委員会費は、前年度と比べ105万4,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、選挙管理委員会の委員に対する委員報酬でございます。

２節一般職給から４節一般職共済組合負担金までは、事務局専任職員１名分の人件費でございます。

13節１行目、ＯＡシステム利用料は標準化後の選挙システムの利用料を、次のガバメントクラウド利用料は、国や地方自治体が利用する共通クラウドサービスの利用料をそれぞれ計上するものでございます。

２目選挙啓発費、右ページ説明欄の◎選挙常時啓発費は前年度と同額の計上で、７節の２行目、記念品は、市内小・中学生を対象とした選挙啓発ポスターの応募者全員に対する記念品及び入賞者に贈呈する図書カードの購入に要する経費でございます。

120ページをお願いいたします。

３目県議会議員選挙費、右ページ説明欄の◎県議会議員選挙執行費は、令和９年４月29日に任期満了となる県議会議員の選挙について、令和８年度中に執行する業務に関する経費を措置するものでございます。

主なものを申し上げますと、３節時間外勤務手当は、選挙の準備事務に従事する職員の時間外勤務手当でございます。

10節の２行目、印刷製本費及び11節の１行目、郵便料は、投票所入場券の印刷製本費や郵便料でございます。

14節施設修繕工事請負費は、老朽化している期日前投票所の基礎を補修するための工事費でございます。

17節事業用器具費は、投票用紙交付機の購入経費でございます。

なお、令和８年度に係る県議会議員選挙の執行経費につきましては、17節事業用器具費の

一部を除き、県から選挙費委託金が交付されます。

４目市長、市議会議員選挙費、右ページ説明欄の◎市長、市議会議員選挙執行費は、令和９年４月30日に任期満了となる市長、市議会議員の選挙について、令和８年度中に執行する準備経費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして、48ページをお願いいたします。

15款県支出金、３項１目総務費委託金、４節選挙費委託金、右ページ説明欄、県議会議員選挙費委託金及び在外選挙特別経費交付金をそれぞれ計上しております。

以上で総務課及び選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、柴崎人事課長。

○人事課長　説明については着座にてさせていただきます。

それでは、人事課所管部分について歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の76ページをお願いいたします。

２款総務費、１項１目一般管理費のうち、右ページ説明欄◎総務一般管理費は、特別職及び会計年度任用職員を含む一般職の人件費でございまして、前年度との比較で１億1,262万円の増額となっております。その主な要因でございますが、定年年齢の段階的な引上げに伴い令和８年度は定年退職者が予定されていることから、定年退職者に係る退職手当を措置したことによるものでございます。

主なものについてご説明申し上げます。

１節の１行目、委員報酬は、政策特別顧問に係る報酬でございます。

次の会計年度任用職員報酬は、閉庁日における日直業務、庁舎総合案内業務、障害者の雇用などに係る経費を計上したものでございます。

２節の１行目、特別職給から３行目の再任用職給までは、給料を職ごとに区分し計上したものでございます。

３節の１行目、会計年度任用職期末勤勉手当から４行目の再任用職期末勤勉手当までは、期末手当等を職ごとに区分し計上したもの、次の特別職その他手当から３節の一番下の行、再任用職その他手当までは、扶養・地域・住居・通勤などの各種手当を職ごとに区分し計上したものでございます。

４節の１行目、会計年度任用職共済組合負担金から７行目の労働保険料までは、市が負担する社会保険料等を職ごとに区分して計上したものでございます。

79ページをお願いいたします。

一番上の◎人事課関係経費は、前年度と比較し139万円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、３節時間外勤務手当は、人事課及び国等への派遣職員の支給実績を踏まえ計上したものでございます。

12節の１行目、採用試験委託料は、職員採用に係る試験問題の提供及び採点のための委託料でございます。

13節の１行目、ＯＡシステム利用料は、勤怠管理システムのシステム利用料のほか、職員採用業務の効率化を図るために新たに導入する採用管理システムの経費などを計上するものでございます。

次の人事給与システム借上料は、当該システムのソフトウエア、サーバーなどのリース料でございます。

81ページをお願いいたします。

下から２つ目の◎職員保健衛生管理費ですが、職員の安全衛生管理に係る経費を計上したもので、前年度と同額となっております。

主なものを申し上げますと、１節産業医報酬は、職場環境の改善や健康管理に関する助言、指導を行う産業医に対する報酬で、12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断等のための経費でございます。

次の◎職員研修費は、職員の人材育成及び能力の向上を図るための研修に要する経費を計上したもので、前年度と比べ40万5,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、８節研修旅費は、派遣研修や階層別研修に参加するための旅費のほか、新たに他自治体への視察研修等に係る旅費を計上したものでございます。

83ページをお願いいたします。

12節研修委託料は、ハラスメント防止研修やキャリアデザイン研修など庁内研修のための委託料でございます。

18節の２行目、研修負担金は、近隣自治体との４市共同研修会及び自治大学校や市町村アカデミーなどへの派遣研修に係る負担金でございます。

飛びまして、270ページをお願いいたします。

４の給与費明細書ですが、これは、特別職と一般職に区分して、職員数や給与費、共済費等を項目別にまとめ整理したものでございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、64ページをお願いいたします。

主なものを申し上げます。20款諸収入、４項１目雑入、12節雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員などの雇用保険料の本人負担分を見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、説明欄の上から９行目、都市整備部長給与等企業会計負担金は、水道事業会計と公共下水道事業会計が負担する都市整備部長の人件費でございます。

次の行田羽生資源環境組合派遣職員給与等負担金は、本市から同組合に派遣している職員の人件費に対する組合からの負担金でございます。

次に、下から２行目の埼玉県後期高齢者医療広域連合派遣職員給与等負担金は、本市から同広域連合へ派遣している職員の人件費に対する広域連合からの負担金でございます。

以上で人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、瀬尾税務課長。

○税務課長　着座にて失礼いたします。

それでは、税務課所管部分につきまして歳出予算からご説明いたしますので、予算に関する説明書の112ページをお願いいたします。

２項１目税務総務費のうち、右ページ説明欄の◎税務一般管理費は、税務課及び収納課職員と税務課の会計年度任用職員に係る人件費でございます。

次の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、２目賦課徴収費のうち、右ページ説明欄の◎賦課費は、前年度と比べ299万7,000円の増額となっております

115ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、11節の１行目、郵便料は、納税通知書等の郵便料でございます。

３行下の鑑定料は、標準宅地に係る毎年実施している時点修正の鑑定料でございます。

12節の２行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の土地や家屋に係る課税資料を作成するための費用でございます。

次のＯＡシステム改修委託料は、個人住民税等の国税照会オンライン化対応、固定資産税及び軽自動車税納税通知書の電子化、給与支払報告書等のデータ連携などに伴う基幹系システム改修費用でございます。

２行下の電算委託料は、市税の賦課業務に係る電算処理の委託料でございます。

13節の１行目、ＯＡシステム利用料は、地方税電子申告支援サービス、いわゆるｅ－Ｔａｘのシステム利用料及び登記所からの土地家屋の所有者等の異動通知を電子データで受領する登記履歴管理システムなどの使用料でございます。

次の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋を評価、計算するためのシステム機器借上料でございます。

18節の４行目、地方税共同機構負担金はｅＬＴＡＸの利用等に係る負担金でございます。

22節還付金は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る還付金でございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、８ページをお願いいたします。

１款市税でございますが、予算計上額は107億6,357万8,000円でございます。１項１目個人市民税は42億6,192万7,000円で、内訳でございますが、右ページの説明欄になりますが、均等割額は前年度と比べ161万8,000円の増、その下の所得割は、前年度と比べ7,385万8,000円の増となっております。これは、就労者の増加や賃上げの影響による税増収が見込まれることが主な理由でございます。

次に、２目法人市民税は５億8,352万円で、内訳ですが、均等割は前年度と比べ885万5,000円の増、その下、法人税割は前年度と比べ7,978万円の増となっております。主な理由は、企業の業績が堅調に推移しており、法人の純利益の増加を見込んだことによるものでございます。

次に、２項１目固定資産税は44億2,443万2,000円で、内訳ですが、土地は地価が多くの地点で下落傾向でありますが、令和６年度の決算額を勘案し、前年度と比べ1,052万8,000円の増、その下、家屋は、新増築による増加額が取壊しによる減少額を上回ると見込まれるため、前年度と比べ6,440万1,000円の増、その下の償却資産は、法人において設備投資が見込まれることから、前年度と比べ1,167万5,000円の増となっております。

次に、２目国有資産等所在市交付金は3,568万2,000円でございます。

次に、３項１目環境性能割は231万円でございます。これは、令和８年４月から環境性能割が廃止されることに伴うものでございます。

次に、２目軽自動車税は２億7,347万1,000円でございます。

次に、４項１目市たばこ税は５億6,116万6,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

５項１目都市計画税は６億1,740万3,000円で、固定資産税と同様の理由でございます。

次に、６項１目入湯税は366万7,000円でございます。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

13款２項手数料でございますが、１目１節徴税手数料の右ページ説明欄、税務証明手数料を計上しております。

次に、48ページをお願いいたします。

15款３項１目総務費委託金のうち２節徴税費委託金は、右側説明欄、個人県民税の徴収に係る県からの委託金を計上しております。

以上で税務課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、蓮見収納課長。

○収納課長　着座にて失礼いたします。

それでは、収納課所管部分について歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の115ページをお願いいたします。

２項２目賦課徴収費のうち、右ページ説明欄の◎賦課徴収費でございます。

主なものを申し上げますと、１節会計年度任用職員報酬は、市税等の徴収業務に従事する職員の人件費でございます。

117ページをお願いいたします。

11節の１行目、郵便料は、督促状、催告書等の郵送料でございます。３行下の手数料は、市税等の口座振替に伴い金融機関等に支払う手数料と預貯金等照会電子化サービスの照会手数料でございます。

12節の１行目、市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、全国のコンビニエンスストアにおいて市税及び国民健康保険税を収納するための委託料でございます。次の市税電話催告業務委託料は、市税等の未納者に電話催告等を行うための委託料でございます。次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替に伴うデータの受渡しについて電送方式で安全に行うための委託料でございます。２行下の電算委託料は、市税の収納業務に係る電算処理の委託費用でございます。

13節ＯＡシステム利用料は、地方税を電子納税するための地方税共通納税システムの利用料及び預貯金等照会電子化サービスの利用料でございます。

18節の３行目、地方税共同機構負担金は、地方税共通納税システムの利用に係る負担金でございます。

22節の１行目、過誤納金還付金は、市税に係る還付金を計上したものでございます。

以上が歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、60ページをお願いいたします。

20款１項１目延滞金加算金及び過料の１節延滞金は、前年度と同額を計上しております。

４項１目雑入の３節負担金収入のうち、下から２番目の滞納処分費負担金は、滞納処分に要する経費を換価代金から収入金として徴収するものでございます。

以上で収納課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、木村人権・男女共同参画推進課長。

○人権・男女共同参画推進課長　着座にて失礼いたします。

私からは、人権・男女共同参画推進課所管部分のうち、人権推進担当に関する箇所についてご説明させていただきます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の98ページをお開き願います。

２款１項12目人権推進費は、前年度と比べ1,666万2,000円の増額となっております。これは、主に地域交流センターの施設修繕工事及び南河原隣保館の設備改修工事の費用並びに令和８年度に本市を会場として開催予定のヒューマンフェスティバル北埼玉に係る各種経費を計上したことによるものでございます。なお、ヒューマンフェスティバル北埼玉は、行田市、加須市及び羽生市において会場を持ち回りで開催しており、その対象経費につきましては、75万円を上限として県委託金により充当されるものでございます。

右ページ説明欄の２つ目の◎人権推進費の主なものを申し上げます。

１節委員報酬は、人権施策推進審議会委員及び隣保館運営審議会委員、合わせて27人分の報酬、３行下の会計年度任用職員報酬は、地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員２名分の報酬でございます。

２節、３節及び４節は、一般職員３人分及び会計年度任用職員２名分の人件費でございます。

101ページをお願いいたします。

説明欄６行目の７節謝金は、市内全域で実施する人権・同和問題地区別研修会の講師謝金や地域交流センター及び南河原隣保館で行う各種講座の講師謝金などでございます。

８節費用弁償は、審議会委員への費用弁償及び会計年度任用職員の交通費でございます。

10節の１行目、消耗品費は、例年の消耗品費に加え、県の再委託事業として実施予定の人権の花運動及びヒューマンフェスティバル北埼玉に係る経費を計上したものでございます。なお、人権の花運動に要する経費につきましては、22万円を上限として県支出金より充当されるものでございます。

その３行下、電気料は、地域交流センターに係るものでございます。

11節の３行目、保険料は、地域交流センター及び南河原隣保館における行事傷害補償及び賠償責任補償の保険料でございます。

次の手話通訳手数料は、ヒューマンフェスティバル北埼玉における開会式や講演会などの手話通訳者への手数料でございます。

12節の１行目、調査測量設計委託料は、地域交流センターの照明機器をＬＥＤ化するための工事設計委託料でございます。

次の会場設営委託料から２行下の催物委託料は、ヒューマンフェスティバル北埼玉でのテント設営、開会式などの音響操作、子育て世代を呼び込むために設置する移動動物園に係る委託料でございます。

その２行下、警備委託料は、地域交流センター閉館時の警備に係る委託料でございます。

次の清掃委託料は、地域交流センターと南河原隣保館に係る清掃委託料でございます。

次の除草委託料から12節、一番下の浄化槽維持管理委託料までは、地域交流センターの維持管理に関する委託料でございます。

13節会場使用料は、ヒューマンフェスティバル北埼玉の会場予定の教育文化センターみらいの使用料でございます。

次のＯＡ機器借上料は、例年の借上料に加え、現在インターネット差別書込みモニタリング事業で使用しているパソコンがウインドウズ11にアップグレードが適さないことから、セキュリティー面を鑑み、新たにパソコンをリースするための経費を計上したものでございます。

次の器具・機材借上料は、例年の借上料に加え、ヒューマンフェスティバル北埼玉での舞台映像機材及び連絡調整用の無線機を借り上げるための経費を計上したものでございます。

103ページをお願いいたします。

14節の１行目、施設修繕工事請負費は、地域交流センターの生活改善室及び教養娯楽室の空調設備更新並びに老朽化の著しい受変電設備の改修工事に要する費用でございます。

次の設備改修工事請負費は、南河原隣保館の照明器具をＬＥＤ化するための改修工事に要

する費用でございます。

17節の２行目、ＤＶＤ等購入費は、人権・同和地区別研修会などで使用する人権啓発用ＤＶＤを購入するための費用でございます。

18節の１行目、人権擁護委員協議会負担金は、埼玉地方法務局熊谷支局が所管する熊谷人権擁護委員協議会に属する行田部会に係る負担金でございます。

その３行下、部落解放運動団体補助金は、部落解放同盟行田支部及び埼玉県北同和会行田支部に対する補助金でございまして、前年度と比べ７万3,000円の減額でございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして、44ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項１目総務費県補助金の右ページ説明欄、１行目、隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の運営費に対する補助金でございまして、県が定める経費基準額の４分の３が交付されるものでございます。

48ページをお願いいたします。

３項１目総務費委託金、１節総務管理費委託金の右ページ説明欄、２行目、地域人権啓発活動活性化事業委託金は、先ほど歳出においてご説明いたしました人権の花運動の充当財源として計上するものでございます。

次の地域人権啓発推進事業委託金は、こちらも先ほど歳出においてご説明いたしましたヒューマンフェスティバル北埼玉の充当財源として計上するものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、３項２目同和対策住宅資金貸付金元利収入は、滞納繰越分の収入を実績に基づき見込んだものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

21款市債、１項１目総務債、１節総務債の右ページ説明欄、３行目、地域交流センター設備改修事業債は、地域交流センターの空調設備及び受変電設備の改修工事並びに照明ＬＥＤ化工事の設計委託に関する財源として計上するものでございます。

その３行下、南河原隣保館設備改修事業債は、南河原隣保館の照明ＬＥＤ化工事の財源として計上するものでございます。

人権推進担当所管の説明は以上でございます。

引き続き、男女共同参画推進担当に係る部分につきましては中村参事からご説明いたします。

○委員長　次に、中村男女共同参画推進センター所長。

○男女共同参画推進センター所長　着座にて説明させていただきます。

男女共同参画推進センター所管部分についてご説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、予算に関する説明書108ページをお願いいたします。

２款１項16目男女共同参画推進費の右ページ説明欄◎男女共同参画推進センター管理運営費について主なものを申し上げます。

１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までは、会計年度任用職員１名分の人件費、11節２行目、通信料は、新たに館内で利用を開始する来館者向けのＷｉ－Ｆｉサービスに要する経費などを計上してございます。

３行下、手数料は、平日夜間及び日曜日等の施設管理に対する従事者の派遣に要する経費、キャッシュレス決済等に係る費用でございます。なお、施設管理に関する経費につきましては、前年度は施設管理委託料として12節に計上しておりましたが、新年度では手数料として計上してございます。

12節警備委託料以下各種の委託料は、施設の管理運営に必要な委託業務に関する経費、13節１行目、ＯＡ機器借上料は、複合機や簡易印刷機等の借上げに係る費用でございます。

111ページをお願いいたします。

次に、説明欄◎男女共同参画推進事業費について主なものを申し上げます。

１節委員報酬は、男女共同参画推進審議会の委員報酬、７節委員謝金は、女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金、その下、謝金は、各種講座を開催する際の講師謝金及びＤＶや夫婦関係等の相談に関する相談員３名分の謝金、12節研修委託料は、女性活躍推進に関する各種セミナーの実施に要する経費、19節ＤＶ被害者等支援金は、ＤＶ被害者で生活が困窮している方及び同伴するお子さんに対し緊急一時避難のための宿泊費及び食費を支援するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、35ページをお願いいたします。

13款１項１目１節総務使用料、右側説明欄の２行目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターの使用料収入でございます。

飛びまして、51ページをお願いいたします。

16款１項１目１節土地建物貸付収入、右側説明欄の上から14行目、建物貸付収入（男女共同参画推進センター）は、屋上にある太陽光発電設備の屋根貸しなどの貸付収入でございます。

61ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、３節負担金収入、右ページ説明欄、上から２行目、男女共同参画推進講座自己負担金は、講座参加者の参加費でございます。

63ページをお願いいたします。

７節施設貸付収入、右側説明欄の上から７行目、男女共同参画推進センター電気料は、施設内の自動販売機の電気料収入でございます。

67ページをお願いいたします。

15節雑入、右側説明欄の上から12行目、事務手数料103万6,000円のうち４万8,000円が当センターにおけるコピー代や印刷機の使用料でございます。

以上で説明を終わります。

○委員長　次に、大木契約検査課長。

○契約検査課長　それでは、契約検査課所管の当初予算に関しましてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

それでは、歳出から申し上げますので、予算に関する説明書82、83ページをお願いいたします。

最初の◎２款１項１目一般管理費の契約検査課関係経費でございます。

主なものを申し上げますと、12節ＯＡシステム保守点検委託料はＣＡＤシステムの保守点検委託料、13節ＯＡシステム利用料は、契約締結事務をインターネット上で行う電子契約システムの利用料などでございます。

また、18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、埼玉県と県内自治体が共同で運営しております電子入札共同システムの運営に係る経費、次の入札参加資格共同審査協議会負担金は、建設工事関係及び物品関係の入札参加資格審査の定期受付に要する費用でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費でございますが、こちらは、各部署で必要とする共通物品の購入経費や共通伝票の印刷製本費などを中心に措置したもので、主なものを申し上げますと、10節共通需用費には、事務用品などの購入、印刷製本費は、各種封筒の納金請求書などに要する経費でございます。

17節庁用器具費は、職員の事務用回転椅子の購入費でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、52、53ページをお開きいただきたいと存じます。

53ページの説明欄より説明させていただきます。

16款２項２目物品売払収入の説明欄、不用物品売払収入でございます。これは、不用品で売却できるものができた場合を考慮いたしまして措置したものでございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入の９節用品等売払収入の右ページ説明欄、１行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）でございます。これは、古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみの売払い金額を見込み計上したものでございます。

以上で契約検査課所管の説明を終了させていただきます。よろしくお願いします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

１番　香川委員。

○１番　香川委員　説明ありがとうございました。

１点だけ質疑させていただきたいと思います。

予算書の77ページの総務一般管理費、１節会計年度任用職員報酬の中で障害者雇用も含まれているという説明があったのですけれども、自治体では雇用の目安となるパーセントの数字があると思うのですけれども、その数字を今までも多分クリアできていなかったと思うのですが、現状はどうなのでしょうか。それだけお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

会計年度任用職員報酬の関係で、障害者雇用ということでご質疑いただいたわけですけれども、地方公共団体の障害者の法定雇用率は現在2.8％となっておりまして、こちらの数字につきましては、令和７年６月１日現在ですけれども、法定雇用率2.8％に対しまして本市の雇用率は3.2％となっております。したがいまして、法定雇用率は満たしているということになっております。

以上でございます。

○委員長　１番　香川委員。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

法定雇用率を上回っているということで、非常にいいことと感じましたけれども、行田市

として、法定は2.8％、現状は3.2％ですけれども、例えば、その比率を少しずつ上げていくとか、あるいは、目標のパーセントの数字等があればお願いいたします。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

法定雇用率を満たしている現状でございます。ただ、具体的にこれを上回る目標は想定していないところですが、例えば、今回の予算措置、これまでも、現状の会計年度任用職員障害者雇用だけではなく、新規雇用分も見込んで予算措置もしております。今後も障害者雇用に向けて面接会なども行う予定でおりますので、そういったところで障害者雇用につなげていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○１番　香川委員　ありがとうございました。

○委員長　他に質疑はございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　まず、人事課関係で何点か伺いたいと思います。

予算書の79ページ、人事課関係経費、12節の採用試験委託料、その下の昇任選考試験委託料ですけれども、今年度と比べて50万円、昇任選考は20万円減額になっているのですけれども、試験方法とか、何か内容、中身の部分で変更があるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

２つ目が、予算書の81ページになります。一番下の◎職員研修費、研修旅費が増額になっております。説明では新たに他自治体の視察もありということですけれども、45万円ほどの増ですけれども、この増の分は、具体的にはどういった研修で増なのか教えてください。

もう１点、これは制度の話かと思いますので、代表して人事課にお答えいただければと思うのですけれども、会計年度任用職員の共済費、共済組合負担金、それから社会保険料、労働保険料、雇用の形によってそれぞれ負担金、保険料とかかる人、かからない人とあると思うのですけれども、どういう整理になるのか、今の仕組みをお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

まず、採用試験、昇任試験の関係ですけれども、そちらにつきましては、まず、採用試験委託料についてお答え申し上げます。

採用試験委託料ですけれども、こちらの委託料については、採用試験、筆記試験の教材、採点費用、こういった費用でございます。近年の採用試験の受験者数を踏まえまして、実績を踏まえた人数にて積算をしておるところでございます。それに伴いまして、減額というところでさせていただいております。具体的には、採用試験の人数、２回に分けて行っているわけですが、前年度については合計310人ということで積算していたのですが、ここ数年の実績を参考に220人として計上させていただいたため、予算が減額となったものでございます。

続きまして、昇任試験委託料でございますけれども、こちらにつきましては、主に課長級選考の筆記試験の教材、採点費用、こういったところに係るものでございます。令和７年度の課長級昇任選考試験の実施に当たりまして、近年受験者数の減少ということもございまして、そういったところから、受験者の負担軽減を図るというところで受験者数を増やしたい、それによって試験の競争性を維持したいということを考えた上で、また、課長級職員として求められますマネジメント力ですとかコミュニケーション、人材育成、そういったもろもろの能力を判定するに当たって、そういった部分をより重視するというところで試験内容の見直しを行ったところでございます。具体的には、試験科目から主に知識を問うような形が目的の教養試験、こちらを廃止いたしまして、そういったことから、この分に係る経費が減額となったものでございます。

最後に、社会保険の関係ですけれども、社会保険の要件ですが、これについては、週の所定労働時間が20時間以上であること、それと報酬月額８万8,000円以上、雇用期間が２カ月を超えて見込まれること、こういった要件を全て満たす場合が社会保険の対象になるということでございます。

続きまして、雇用保険料ですが、労働保険料の中に雇用保険が含まれるわけですけれども、この労働保険料の中には会計年度任用職員ですとか定年前、短時間の再任用の方、暫定再任用の方の雇用保険料が含まれておりまして、雇用保険料につきましては、31日以上の雇用で週20時間以上の場合に加入することとなっております。そのほか、労災保険料も加わって労働保険料という形になっておるものでございます。

続きまして、研修委託料につきましては、８節の研修委託料で前年度比約45万円の増になっているわけですが、具体的に、どこの自治体へ、どのような研修なのかというところでございますが、現時点では、具体的にどの業務でどこの自治体に視察に行くかというところについては予定していないところでございます。このたびの他自治体への視察研修のために措

置した予算でございますけれども、各所属からの視察についての申出等を受けまして、人事課が視察研修の必要性を認めた場合に、研修として出張を命ずることを想定しているものでございます。行田市を含めて、他の自治体もそうですけれども、自治体を取り巻く環境というのは、大きく、急激に変化しているということもございますので、いろいろ直面している課題に対してスピーディーに対応していくために、各所属において事業を進めていく中で事業の課題がいろいろ明らかになることもあると思います。そういった場合に視察が必要だとなった場合に、視察に関する予算をすぐに措置することは難しいケースもあるのではないかということで考えております。こうしたことから、人事課におきまして他自治体への視察のための予算措置を行うことで、各課が課題解決に向けた視察研修、そういったものを積極的に実施することにつながるものと考えておるところでございます。

以上でございます。

○委員長　村田委員。

○５番　村田委員　大変詳しい答弁、ありがとうございました。

まず、試験の委託料の関係はなかなか厳しいですね、受験者数が減ってくるというのは。この予算書の限りでは、状況は承知しました。これに対するいろいろな検討というのはされることと思います。

研修旅費では、しっかりと事業をやりながら、必要な視察ですとか、そういうものに対して予算をしっかりとつけていくことはよいことだと思いますので、ぜひやってほしい。

３つ目の会計年度任用職員の仕組みですけれども、もう一回整理させていただきますと、私がこの質疑を思い立ったのは、109ページの男女共同参画推進センター運営費の資料を見ながら、このページのそこの部分によりますと、報酬のところに１とあるものですから、会計年度任用職員は１人というふうに読み取ったのです。それに対して、共済組合負担金が発生する人もいれば、社会保険、労働保険。社会保険が発生する人というのは、同時に雇用保険も発生する人がいる、物すごく短時間の人で、こういうふうに読み取ったのですけれども、そうすると、これは１人ではなくて２人、３人の場合もあるのか、隠れている、極めて短時間の社会保険、雇用保険に該当する会計年度任用職員も、人数には計上していないけれども、雇用としては想定している、そういう内容なのか。私の前提としての共済組合負担金に該当する職員と、社会保険等の職員は別の人間だという私の勝手な理解が出発点にあるのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○委員長　男女共同参画推進センターの109ページの内容の確認でいいですか。

○５番　村田委員　制度の話なので、これは例示で、制度を持っているのは人事課だと思うので、どちらでも答弁をいただける課で結構ですが、人事課長のほうが適切かと。

○委員長　分かりました。

○人事課長　確認させてください。ちょっとお時間をいただいて。

○委員長　それでは、他に質疑のある方は。

２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　概要の77ページ、上から２つ目の拡充ということで、市税等電話催促業務事業の中からお聞きしたいことがございます。前年と比べまして、概要の説明の中で、令和８年度から督促状の発付業務等も併せて実施することでという説明がございます。その関係で、主な経費ということで、市税等電話催促業務委託料983万円の中に督促状の発付事務も併せて入っているのか、その委託について、どのような委託の内容かお聞きしたいのですが、お願いいたします。

○委員長　蓮見課長。

○収納課長　ご質疑にお答えいたします。

今回の市税等電話催告業務の増額分についてですけれども、これは、従来の電話催告業務に加えまして、督促状、催告状の発送のほか、ＳＮＳによる納付勧奨、これは携帯電話に対するショートメッセージを行って納付勧奨をする。さらに、紛失していた納付書の再発行と発送、口座振替の勧奨、また、電話番号の調査というのも今回の業務の中に含まれておりますので、これにより金額が増額となっております。さらに、最低賃金の見直しによりまして人件費の単価が上がっておりますので、こちらの上昇に伴う増額というのも加味されております。

以上でございます。

○委員長　２番　大屋委員。

○２番　大屋委員　詳細にわたるご答弁ありがとうございます。

まだ年度は締まっていないので最近の状況で構わないのですけれども、架電件数ということで、令和５年度、６年度ということで増加傾向にあるのですが、今年度はまだ途中ですが、現在どういう状況なのか、もし数字が出ておりましたらお答えいただけますか。

○委員長　蓮見課長。

○収納課長　現状においては、進捗は、架電件数は例年より若干少なくなっている。すみません、今手元に詳しい数字がないのですが、最終的には、架電件数というより納付金額が重要

なところかと思っております。令和５年度、６年度と１億円超えをしておりますので、最終的にはその数値には近いものとなってくるかと考えております。

架電の件数が分かりました。現状で１万8,865件となっております。これは12月末までの状況になりますので、残りの３カ月分がこの後加味されてきますので、12月末現在で１万8,865件でございます。

○委員長　大屋委員。

○２番　大屋委員　分かりました。

以上です。

○委員長　他に質疑ございますか。

村田委員。

○５番　村田委員　今の催告業務に関係しますので伺いたいのですけれども、今回の業務内容の変更、委託する職員、人を増やすことになるのか、それから、架電の本数ではなく金額が指標だというのは分かるのですが、架電数自体は減るという想定でいらっしゃるのか、あるいは同程度の架電数は確保するような体制の委託内容なのか、この点を伺いたい。

それから、人権関係で何点か伺います。

予算書の103ページ、18節部落解放団体補助金の関係ですけれども、これは例年聞いているのですけれども、昨年に続いて７万円余の減額ということですけれども、パーセンテージではどのぐらいなのか。パーセンテージを毎年一定額、少しずつ減らしているというのが近年の答弁だったかと思うのですが、この減額に対する基本的な市の考え方、方針について伺いたいと思います。

もう１点、この補助団体からの意見、あるいは反応、どんな声が聞こえているのか、そこをお願いいたします。

最後に、予算書の60ページ、諸収入で同和対策住宅資金の貸付金元利収入ですけれども、実績に基づいて予算計上しているという説明でしたけれども、今年度の予算ではその前の年度より上がった数字が計上されていて、令和８年度では令和６年度の水準にまた下がっているのですけれども、これが実績だといえばそういうことなのかもしれないですが、どういう実績なのか。要は、新しい返済者というか、返してもらえる人の発掘というのでしょうか、そういうのはどういう状況なのでしょうか。そのための努力と成果といいますか、それについてお願いします。

○委員長　答弁を求めます。

初めに、蓮見課長。

○収納課長　お答えいたします。

市税電話催告業務の体制ですけれども、こちらは、現状は３名で稼働しているところですが、来年度からの事業については１名の増を考えております。

続きまして、架電件数の見込みというところでございますが、こちらについては、例年どおりの３万件程度は維持したいと考えておりまして、もちろん、納付額も１億円超えというところは想定していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長　次に、木村課長。

○人権・男女共同参画推進課長　お答え申し上げます。

最初に、団体補助金の関係でございます。減額のパーセンテージにつきましては、前年度比2.6％の減額でございます。こちらの団体補助金につきましては、交付団体は２団体見込んでおります。部落解放同盟行田支部、もう一つは埼玉県北同和会行田支部でございます。減額する金額の方針につきましては、明文化されているわけではなく、あくまで目安としておるのですけれども、部落解放同盟行田支部については、前年度比３％減額、埼玉県北同和会については隔年で5,000円減額ということを前提に協議しております。この３％と隔年5,000円の根拠についても明確なものはございませんが、現実的に減額の協議が成立するであろう目安として市から提示しているものでございます。

次に、団体からの意見や声につきましては、減額の協議をする際に団体のほうにも市の厳しい財政状況をお伝えしているのですけれども、団体側からは、活動を継続するために補助金額の現状維持について要望をいただいております。

次に、貸付金の関係でございます。こちらの収入の見込みにつきましては、今年度の償還状況、実績を勘案し見込額を計上したものでございます。今年度３件の完納者がいらっしゃいまして、その分を除き積算した結果となっております。また、新たな返済者と申しますか、今まで滞っていた方からの返済については、今年度はなかなか取組ができておりませんでした。こちらも、電話や訪問によりまして納付相談の中で生活実態や経済状況を把握しつつ、粘り強く返済を求めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　先ほどの会計年度任用職員の共済組合負担金と社会保険料の関係ですけれども、

まず、共済組合負担金につきましては、いわゆる健康保険、医療ですとか介護といった部分の負担金ということになります。また、社会保険料については年金です。この部分ということになるのですけれども、要件とすると、社会保険という扱いですので、こちらの共済組合負担金の対象となる会計年度任用職員、あと社会保険料の対象となる会計年度任用職員につきましては、要件は一緒となります。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○５番　村田委員　分かりました。

○委員長　他に。

新委員。

○４番　新委員　大きく２点ありまして、予算書の79ページの人事課関係経費の中で、先ほど答弁でありました金額が減っている理由は、想定する人数が減っているということで伺ったのですけれども、実際、人事課の関係経費をざっと見る中で、できるだけいい人材をたくさん確保するような施策に関わる経費というのが見えてこないのですけれども、そういったいい人材をたくさん確保するための予算というのはどういうふうにお考えなのかが１つ。

もう一つが、先ほどＯＡシステムの中で、もともと勤怠管理システムを使っている中に、さらに採用管理システムを導入するみたいなお話があったのですけれども、採用管理システムはどういったものなのか、その辺の詳細を伺えたらと思います。

○委員長　答弁を求めます。

柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

まず、人材を増やすための予算ですけれども、この中ですと11節の広告料です。ここについては、いわゆる職員採用に向けて、採用がなかなか難しい専門職、例えば、土木職、建築職、保健師、そういった職員については、有料の求人サイト、そういったところに掲載を行って積極的に募集を行おうということで、この広告料については、職員採用に向けての広告料ということで計上しておるところでございます。

そのほか、ＯＡシステムの勤怠管理システムを導入している中で、さらに採用管理システムを導入することについてですけれども、まず、勤怠管理システムについては、職員の出退勤、休暇、時間外勤務の状況、出張、こういったものをシステムにおいて管理する、そのようなシステムとなっております。

一方で、今回新しく導入を予定しております採用管理システムですけれども、こちらにつきましては、現在採用試験の職種とか採用試験方法がなかなか複雑になってきている中で、業務の効率化を図るために今回導入するというもので、出退勤、休日、休暇などの管理をする勤怠管理システムとは、そもそも目的が違うというところがます１つございます。

今回採用管理システムを導入しようと考えた理由ですけれども、今までは職員の受験申込みは電子申請システムを利用して行っていたわけですが、実際に、例えば、申請のデータをエクセルなどに移して処理をしていたところですけれども、今回このようなシステムを導入することで、専用のサイトといいますか、そういったところに受験者が申込みをすることで、データの管理を一元的に行うことができるというところがございます。例えば、現在ですと、エクセルで管理していて、例えば、受験票を作成する際にも、一人一人名前などを入力したりコピーしたりして、一つ一つ全部確認しながら間違いのないようにやったり。例えば、合否の通知もそうですけれども、そういったところで職員の手間というのがかなりかかっているところでございます。今回のシステムを導入することで、今までのように一人一人データを移して貼り付けてとか、そういったものもしなくて済むというところもありますし、データの一元管理をすることで事務の効率化にかなりつながるというところで今回導入を行おうということで、計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

まず、広告料の部分で有料広告を専門職に絞ってやっているということだったのですけれども、逆に言うと、一般職だと、現状ではそこまで施策はなく、募集を一般的にかけたものに来たものをやるというのが今のプロセスということでよろしいでしょうか。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　一般行政職、一般事務ですとかそういったところについては、現在のところ有料広告を使ってということは考えていないところでございます。一般事務についても、近年、他の自治体もそうですけれども、やはり、公務員自体の人気が低下しているというところが国も含めてある中でございますけれども、ただ、一般事務等につきましては一定の応募者数は確保している。ただ、いかんせん、先ほどの話の繰り返しになってしまいますが、国・県なども含めて、技術職・専門職についてはかなり採用が厳しい状況だと聞いております。近隣自治体の人事担当との意見交換でも行田市と同じような状況ということがある中で、少し

でも専門職の確保に向けて取り組むべきことをというところで、専門職に特化して有料広告を出しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

一般事務は、基本的には、まだそこまで問題ではないかと思うのですけれども、特に専門職に関しては、恐らく土木・建築も含めて、ＩＴ系の人なども大分取り合いだとは思うのですけれども、広告を出すのは、多分今回が初めてではないと思うのです。実際、確保はできているというか、しっかり採用までつながっているのかというところは確認してもよろしいでしょうか。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

昨年度について有料広告を掲載した実績があるのですけれども、その際には、保健師の採用に１人つながっております。通年採用だったのですけれども、通年採用に当たって有料広告を出したところ、そこも確認はしていたというところで、保健師の実績はございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ということは、逆に、先ほどおっしゃっていた土木とか建築の本当に人手が足りないところは、この広告を出すだけでは難しい状況という認識でしょうか。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

現状、これまで広告を出した中で、土木職、建築職について有料広告を見て採用につながったというケースはございませんが、少しでも採用に向けて何か手を打っていく中で、目に留まるような形でやっていければということで考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　これは意見に近いと思うのですけれども、やはり、広告を出すだけだと、どこの自治体もやっていて、なかなか目立たないので、必要な技術職を取るための施策というのは今後考えていく必要があるのかと思っているのがあります。

あと１点、先ほどデータ管理の採用システムについて質疑を１つ忘れてしまいまして、デ

ータ管理が一元化できるというのは、逆に言うと、現在だと当たり前のことができるようになるということだと思うのですけれども、実際、まとめたデータを今後どのように生かしていく予定で、今まで手動で大変だった集めたデータ、それを今後の採用なり課長級昇格試験というものに、どちらかというと昇格試験に使うようなイメージなのかと思うのですけれども、そのまとめたデータというのはどのように活用していく予定なのでしょうか。

○委員長　柴崎課長。

○人事課長　お答え申し上げます。

現時点で、採用管理システムの仕様の中で、採用の部分を超えたところのデータの利用というところまでは考えていないところはあるのですが、ただ、先ほど申し上げたとおり、事務的な負担がかなり減るという中で、今後、導入に当たって、事業者等から話を聞いてというような形になっていくと思うのですけれども、そういった中で、採用を超えた部分での利用というのがどこまでできるのかということなども含めて、よりよい利用といいますか、そこを超えた部分でも付加価値的なものがあれば、そういったものの導入を検討していくとか、そういう部分も含めて考えていければと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　新委員。

○４番　新委員　ありがとうございます。

恐らく、こういったシステムは、基本的には、集めたデータをどうするかが重要になってくると思うので、事務が効率化されるというのは、ある意味当たり前の機能になっているので、逆に言えば、そのデータ管理したものをどう生かして、どう採用を増やすか、どういい人材を増やしていくかということを重視していただけるとありがたいという意見です。

○委員長　浅見総務部長。

○総務部長　補足させていただきます。

専門職の採用の関係ですけれども、先ほど、広告の関係で出しているというお話もさせていただきましたけれども、広告だけではなく、やはり、大学、高校であるとか、そういったところも回り始めております。待っているだけではなく、アウトリーチ、例えば、職員採用フォーラムといったところの出展とか、そういったところも引き続きやっていって、併せて、通年採用とか、今そういう形で専門職を実際やっておりますので、いい人材の確保を図っていきたいというのが１点。

あと１点、一般職の関係につきましては、この間の12月議会でも答弁申し上げましたけれ

ども、辞めた職員をカムバック採用、そういった工夫した採用を１月から行っているということ。それと、行田市におきましては、一般職等の採用につきましては通常の年齢よりかなり拡充しておりまして、就職氷河期の世代にも配慮した形で、46歳まで新卒採用ができるということで、他自治体に比べて比較的間口を広く取ってございます。また、様々な採用の手段の一つとして、会計年度任用職員を一般職員として登用するという選考試験も実は今年度やっておりまして、そういった様々な採用の手段を尽くしながら、よい人材の確保を図っていきたいと存じます。引き続き、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長　他にご質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第９号　令和８年度一般会計予算について、全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第９号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算についての討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決しました。

△閉会の宣告

○委員長　本日はこれにて閉会いたします。

午後　　２時　３４分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長　　町　　田　　光

建　設　環　境　常　任　委　員　会

３　月　５　日　（　木　曜　日　）

令和８年行田市議会建設環境常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月５日（木曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第１４号　令和８年度行田市水道事業会計予算

議案第１５号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算

議案第２４号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

議案第２８号　行田市道路線の認定について

議案第２９号　行田市道路線の廃止について

○審 査 日 程　【建設部】

議案第２８号　行田市道路線の認定について

議案第２９号　行田市道路線の廃止について

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【都市整備部】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・水道課）

議案第１４号　令和８年度行田市水道事業会計予算

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・下水道課）

議案第１５号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算（都市計画課・建築開発課・企業誘致課）

議案第２４号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例

○出席委員（６名）

委員長	木村　博　委員	２番	小林　修　委員
副委員長	小林淳一　委員	３番	吉田豊彦　委員
１番	福島ともお　委員	４番	小野寺貴男　委員

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

高橋栄一	都市整備部長
五十幡雅弘	都市整備部次長兼下水道課長
金子政好	都市整備部次長兼都市計画課長
山崎博司	建築開発課長
馬場康治	企業誘致課長
根岸正臣	上下水道経営課長
内山正一	水道課長
中島延雄	都市整備部副参事
青山義徳	建設部長
新井　大	管理課長
藤野賢哉	道路治水課長
小倉　健	営繕課長
黒澤典弘	建設部副参事

○事務局職員出席者

書記　新井康夫

午前　　９時　３０分　開会

△開会の宣告

○委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開催いたします。

それでは、当委員会に付託されております案件は、議案７件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案１件であります。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程により行います。

―――――――――――――――――――――

△現地視察について

○委員長　初めに、お諮りいたします。議案第28号及び議案第29号、行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行った後に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定及び廃止については、現地視察を行いますので、危機管理課脇の西側玄関前までご移動いただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前　　９時　３１分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　１時　１４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△開議の宣告

○委員長　午前中、現場視察ありがとうございました、ご苦労さまでした。

傍聴人がいるので、ご連絡いたします。

傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

それでは、これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますよう、お願いいたします。また、説明及び質疑並びに答弁は、簡潔明瞭にお願いいたします。

初めに、建設部所管の議案について審査をいたします。

まず、建設部長にご挨拶をお願いいたします。

○建設部長　本日は、審査日程が厳しい中、誠に恐縮ではございますが一言ご挨拶させていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、建設部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。また、大変お忙しい中、建設部に係る議案について審査いただきますことに、心より感謝申し上げます。さらに、先ほど貴重なお時間をいただきまして現場視察いただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

本日審査いただきます案件は、議案第28号　行田市道路線の認定について、議案第29号行田市道路線の廃止について及び議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の３議案でございます。内容が多岐にわたりますが、何とぞ慎重なる審議、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長から申し上げますので、よろしくお願いいたします。よろしくお願いします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第２８号及び議案第２９号について

○委員長　初めに、議案第28号　行田市道路線の認定について及び議案第29号　行田市道路線の廃止についてを一括議題として、執行部の説明を求めます。

新井課長、お願いします。

○管理課長　現地調査、ありがとうございました。

議案第28及び第29号について順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第28号　行田市道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書の159ページをお願いいたします。

本案は、道路法第８条第２項の規定に基づき、12路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。なお、161ページ以降に位置図を添付しております。また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名4.3－358号線でございます。起点行田市大字若小玉字枳1892番８地先、終点行田市大字若小玉字枳1892番３地先、次の6.3－655号線、起点行田市持田二丁目1906番

１地先、終点行田市持田二丁目1906番10地先、160ページをお願いします、１行目の9.3－502号線、起点行田市佐間三丁目3158番４地先、終点行田市佐間三丁目3158番11地先、その下の9.3－503号線、起点佐間三丁目2009番９地先、終点行田市佐間三丁目2009番10地先、以上４路線は、都市計画法に基づく開発行為により整備された道路について市に帰属されたため、認定するものでございます。

159ページに戻っていただきまして、上から３行目、6.3－656号線、起点行田市壱里山町８番28地先、終点行田市壱里山町８番22地先についてでございますが、公衆用道路が市に寄附され、既存の道路用地と合わせて幅員が４メートル以上となったため認定するものでございます。

その下の7.4－56号線でございます。起点行田市長野一丁目3579番１地先、終点行田市長野一丁目3578番10地先についてでございますが、現状の利用状況に合わせるため認定するものでございます。

次の8.3－190号線でございます。起点行田大字真名板字中宮1249番１地先、終点行田市大字真名板字中宮1239番２地先、その下の8.4－100号線、起点行田市大字真名板字中宮1269番１地先、終点行田市大字真名板字中宮1267番１地先、その下の8.4－101号線でございますが、起点行田市大字真名板字中宮1264番１地先、終点行田市大字真名板字中宮1256番２地先、次の9.3－76号線でございますが、起点行田市大字下忍字東谷2454番４地先、終点行田市大字下忍字東谷2517番５地先、次の9.3－77号線、起点行田市大字樋上字前584番10地先、終点行田市大字樋上字武良内183番１地先、160ページをお願いします、9.4－44号線、起点行田市大字渡柳字原1126番１地先、終点行田市大字渡柳字原1106番地先、以上６路線は、一部区間の廃止に伴う認定替えのため市道認定するものでございます。

認定に係る説明は以上です。

続きまして、議案第29号　行田市道路線の廃止につきましてご説明申し上げます。

議案書の170ページをお願いします。

本案は、道路法第10条第３項の規定に基づき、６路線の市道の廃止について議決をお願いするものでございます。なお、172ページ以降に位置図を添付してございます。また、表の右側の幅員及び延長は、参考に記載させていただきました。

表の一番上、路線名8.3－190号線、起点行田市大字真名板字中宮1269番１地先、終点行田市大字真名板字中宮1239番２地先、次の8.3－191号線、起点行田市大字真名板字中宮1262番地先、終点行田市大字真名板字中宮1256番２地先、表の一番下の9.4－44号線、起点行田市

大字渡柳字原1126番１地先、終点行田市大字渡柳字原1106番地先についてでございますが、周辺地域の土地利用の変化により路線を廃止しても公益上支障がないため、それぞれ廃止しようとするものでございます。

次の9.3－76号線でございますが、起点行田市大字下忍字東谷2445番地先、終点行田市大字下忍字東谷2488番１地先、次の9.3－77号線、起点行田市大字下忍字東谷2488番１地先、終点行田市大字樋上字武良内183番１地先についてでございますが、下忍橋落橋に伴い廃止しようとするものでございます。

次の9.3－131号線、起点行田市大字堤根字青柳通121番１地先、終点行田市大字堤根字青柳通142番１地先、こちらについては、忍川下忍調節池整備の進捗に伴い廃止するものでございます。

以上をもちまして、議案第28号及び第29号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第２８号及び議案第２９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　私のほうからは、２箇所ですけれども、まず、真名板の8.4－101号線、あともう一個が9.4－44号線ですけれども、実際に今回の認定と廃止の件に関しては、もう理解はしているんですけれども、例えば8.4－101号線に関しては余りにも幅員が狭いですし、そもそも論として市道には見えないようなところが現状市道になっておりまして、また、9.4－44号線も同様に、今回払下げの部分は分かるんですけれども、残ってしまうところが果たして市道としてのそもそも論として価値があるのかというところがあると思うんですけれども、これを残すことの何かメリットってあるんですかね。そこだけちょっと、9.4－44号線にしても、8.4－101号線にしても、何か残すメリットがあるのかというところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

以上です。

○委員長　答弁お願いいたします。

新井課長。

○管理課長　お答え申し上げます。

接道が少なくなってしまいますので、土地利用の価値が下がるために市道認定するというものでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　土地利用の価値が下がるというご答弁でしたけれども、9.4－44号線も接している住宅がたしかあったと思うんですけれども、南側に、あそこの絡みで残すということでよろしいんですかね。

○委員長　黒澤副参事。

○建設部副参事　こちらにつきましても接道する部分で畑等もございますので、その畑の出入りがありますことから残すものでございます。

以上です。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　私の中のイメージとしては、やっぱりある程度不特定多数の人が利用してこそ価値があるのかなと思ってしまうんですよね。あそこの、例えば9.4－44号に関しても、残したところで多分特定の人しかもう使わないと思うんですよ。そもそも論として舗装もされてなかったですし、土の道みたいな感じだったんですけれども。多分利用的には不特定多数というよりも特定の人の利用になってしまうけれども、残しておいたほうが利用者のためにメリットがあるということですかね。

○委員長　黒澤副参事。

○建設部副参事　そのとおりでございまして、そこがないとその土地の出入りとかできなくなりますので、接道ということでやはり残しておくという考えで市道認定しています。

以上です。

○１番　福島委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

２番　小林委員。

○２番　小林（修）委員　この中で払下げ箇所が２箇所ほどあったと思いますけれども、その辺の払下げの手続的な状況はどうなっているか、渡柳と真名板かな、お願いします。

○委員長　新井管理課長。

○管理課長　お答えします。

この議会議決後に払下げの処理を行いまして、手続を進めていくというような手順でございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　払下げというのは、事前に協議をしながらやるんであって、現場を見ますと、もう実際に砂利引いて駐車場として使っているところとかありますけれども、その辺の兼ね合いのことですけれども。

○委員長　新井管理課長。

○管理課長　その２箇所については既に終わっておりまして、先方にも近傍雑種地の評価額も伝えてある、そのような状況でございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　では払下げは終わっているということでいいわけですね。

○委員長　新井課長。

○管理課長　いえ、まだ払下げは終わっていないのですけれども、払下げに伴う準備をしているところでございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　使っていますけれども、では、いつ頃から協議されていたかだけ教えてください。

○委員長　新井課長。

○管理課長　お答えします。

前年度の末から始めております。

以上です。

○委員長　ということは、１年たっているということでよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑がほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――――

△議案第２８号及び議案第２９号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

まず、議案第28号　行田市道路線の認定については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決するに決しました。

次に、議案第29号　行田市道路線の廃止については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　１時　３４分　休憩

午後　　１時　３６分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第９号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、管理課、新井課長。

○管理課長　それでは、令和８年度一般会計予算のうち、管理課所管につきましてご説明申し上げます。

歳出から説明しますので、予算に関する説明書の188ページをお願いします。

１項１目土木総務費は、昨年度に比べ2,252万5,000円の増額となっております。この増額の主な要因は、土木一般管理費の増によるものでございます。

189ページの説明欄、１つ目の◎土木一般管理費でございますが、これは、管理課及び営繕課の一般職員、会計年度任用職員の人件費を計上したものでございます。

次に、２つ目の◎管理課関係経費でございますが、主なものといたしましては、11節出役料は、水路内の樹木の剪定や除草作業などに要する作業員賃金でございます。

６つ下の保険料でございますが、これは市が管理する道路1,121キロメートルに係る道路賠償責任保険に加入するための費用でございます。

12節道路台帳作成・更新業務委託料は、道路改良による幅員の拡幅や開発行為による道路認定など、道路整備に伴う道路台帳補正のための経費でございまして、次の調査測量設計委託料は、道路と民地の境界確認を確定するため調査、測量を行う業務委託費用でございます。その下の除草委託料でございますが、見沼廃川敷、忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所、旧忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所の除草を実施するための費用でございます。ＯＡシステム保守点検委託料は、道路・水路境界確認資料閲覧システムの保守点検委託に要する費用でございます。

191ページをお願いします。

上から２行目です。13節ＯＡ機器借上料は、道路・水路境界確認資料閲覧システムの機器の借上料でございます。器具・機材借上料は、水路内の樹木の剪定や除草作業時に使用するダンプ、トラック等の借上げ費用でございます。電話交換機借上料でございますが、本市が借用している行田地方庁舎２階、３階の利用に係る交換機及び電話機の借上料の計上でございます。

18節負担金補助及び交付金でございますが、埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、行田地方庁舎を執務室として借用することに伴う埼玉県への負担金、その下の五県連合利根川上流改修促進期成同盟会会費ほか６件は、河川の同盟会等の負担金でございます。

歳出については以上です。

次に、歳入についてご説明しますので、戻りまして、34ページをお願いします。

13款使用料及び手数料、１項５目１節土木管理使用料ですが、右側説明欄の行田羽生資源環境組合使用料は、地方庁舎３階にあります行田羽生資源環境組合執務室の使用料でございます。

２節道路橋りょう使用料、右側説明欄の道路占用料は、市が管理する道路を占用する電柱、電線及びガス管等に係る占用料を見込んだものでございます。

次に、３節河川使用料、右側説明欄の水路敷使用料は、市が管理する水路敷を使用する電柱等に係る使用料を見込んだものでございます。

36ページをお願いします。

２項４目１節土木管理手数料、右側説明欄、屋外広告物許可手数料は85件を見込み算出いたしまして、その下の境界確認等証明手数料は170件を見込み算出しておりまして、道路台

帳等交付手数料は1,440件分の収入を見込み、計上したものでございます。

少し飛びまして、48ページをお願いします。

15款県支出金、２項６目１節土木管理費補助金の右側説明欄、地籍調査準備支援事業補助金は、地籍調査で使用しますパソコンの購入等に対する補助金でございます。

50ページをお願いします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入、右側説明欄、上から８行目、一般土地貸付収入（管理課）は、不用水路敷の貸付けを行っている矢場２丁目地内以下９件、1,253平方メートルの収入を計上したものでございます。

次に、52ページをお願いします。

２項１目１節土地売払収入、右側説明欄、土地売払収入（管理課）は、不用道路敷・不用水路敷の売払金額で、本年度の相談件数に基づき収入を見込んだものでございます。

以上で管理課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、道路治水課、藤野課長。

○道路治水課長　続きまして、道路治水課が所管する部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算から説明申し上げますので、予算に関する説明書の188ページをお開き願います。

８款土木費、１項１目土木総務費のうち、191ページの説明欄２つ目の◎用地関係事務費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、行田市私道等寄附要綱の規定に基づき、寄附を受け入れる際に必要となる測量業務や分筆登記に係る経費でございます。

192ページをお願いいたします。

２項１目道路橋りょう総務費の右ページ説明欄１つ目の◎道路橋りょう一般管理費の主なものといたしまして、１節会計年度任用職員報酬から８節研修旅費までと10節被服費につきましては、建設部長、道路治水課職員13名及び会計年度任用職員２名の合計16名分の人件費と事務費などの経常的経費でございます。

13節土木積算システム借上料は、工事や委託業務の設計積算に使用している埼玉県土木積算システムの賃貸借及び同システムのパッケージ保守に係る経費でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事の支障となる水道管の移設工事に係る負担金でございます。同じく18節道路河川愛護会連合会補助金及び道路河川愛護会補助金は、道路河川の愛護思想を普及し道路河川の維持保全を図るために活動している、市内33団体や同連合会への補助金をそれぞれ計上したものでございます。

次に、２目道路維持費は、市が管理する道路や道路施設の維持・保守に係る経常的経費のほか、生活道路の維持補修に係る経費を計上しております。

右ページ説明欄２つ目の◎市道維持補修費の主なものといたしまして、10節修繕料は、秩父鉄道行田市駅とＪＲ行田駅の両駅前の公衆トイレやＪＲ行田駅自由通路エレベーター、道路照明灯などに不具合があった場合の修繕料でございます。

次の電気料は、市内の道路照明灯や行田市駅、ＪＲ行田駅の両駅前の公衆トイレ、国道125号アンダーパスの照明及び雨水排水ポンプなど25施設の電気料でございます。

195ページ、お願いいたします。

11節出役料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など、緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料は、市内各所の舗装、側溝の修繕工事や幹線道路舗装修繕計画に基づく幹線道路舗装修繕工事に伴う調査測量設計業務に係る経費でございます。その下の清掃委託料は、行田市駅やＪＲ行田駅の公衆トイレ及び自由通路エレベーターの清掃に係る経費でございます。また、令和８年度は新たにＪＲ行田駅西口通路の清掃業務を予算計上しております。その下の除草委託料は、大字須加、大字荒木及び大字若小玉地内の主要道路の除草に係る経費でございます。その下の剪定委託料は、街路樹の剪定に係る経費でございます。その下の機械器具等保守点検委託料は、ＪＲ行田駅自由通路エレベーター及び国道125号アンダーパス排水施設の保守点検に係る経費でございます。その下の道路パトロール業務委託料は、市が管理する道路や附属施設の異状の有無、損傷箇所の早期発見及び補修を行うなど、常時良好な状態が保たれるよう、道路状況や道路の利用状況を把握するための道路パトロールに係る経費でございます。その下の道路照明設備維管理委託料は、市内の道路照明灯の維持管理に係る委託料でございます。その下の側溝清掃委託料は、道路側溝の清掃で発生した土砂の運搬、処分に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、道路、側溝などの簡易な修繕や清掃、街路樹の剪定や除草など、緊急作業時に使用する機械の借上げに係る経費を計上したものでございます。

14節道路舗装修繕工事請負費から側溝修繕工事請負費は、市内各所の舗装や側溝の修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。また、新ごみ処理施設整備事業に伴う周辺環境整備として実施する舗装修繕工事のほか、道路環境整備、防草対策として、毎年除草を実施している箇所において防草シートや防草コンクリートの設置に要する費用もそれぞれ計上しております。その下の設備改修工事請負費は、平成14年に設置し23年が経過したＪ

Ｒ行田駅自由通路エレベーターについて法定耐用年数を超過していること、また、制御盤内の電子部品も既に供給が終了しているものもあることから、不測の事態に備え設備の更新を実施するものであります。なお、当該エレベーターの改修工事は、２カ年で実施する予定としております。

15節補修用材料費は、道路や側溝などの修繕に必要となる常温合材や砕石、転落防止柵及び視線誘導標などの購入費でございます。

18節除草作業助成金は、市内の道路や水路等について除草作業を行っていただけるボランティアや有志団体等に対する助成金でございます。本助成金は、令和８年度の新たな取組として、年々増加する除草要望への対応が難しい中、景観の保全や道路、水路の機能確保を図るため、地域環境の保全に取り組むボランティア等の除草活動を支援し、市民の方々の主体的な参加を通じて地域の連帯感と地域力の向上を図るものでございます。

次に、３目道路新設改良費のうち、右ページ説明欄の◎市道新設改良費の主なものといたしまして、１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までと10節電気料、13節器具・機材借上料及び15節工事用材料費は、生活道路等の整備に伴う埋蔵文化財発掘調査に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

12節調査測量設計委託料並びに14節の各工事請負費は、市内各所の生活道路整備に係る道路の拡幅や舗装、側溝の新設に係る調査測量設計業務及び工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

197ページをお願いいたします。

16節土地購入費は、生活道路の拡幅整備に伴う用地取得に係る土地購入費でございます。

18節歩道整備事業負担金は、元荒川上流土地改良区が実施している下長野用水路改良工事に対する市負担分を計上したものでございます。

21節の物件移転等補償料及び電柱移設補償料は、いずれも市内各所の生活道路の拡幅整備に伴う物件移転や電柱移設の補償料をそれぞれ計上したものでございます。

次に、197ページ、１つ目の◎幹線道路整備事業費の14節道路改良工事請負費は、大字須加地内の幹線道路整備事業における県道羽生・妻沼線から緑風苑までの区間における道路改良工事及び北河原用水路に架かる橋の架換工事に係る経費でございます。

16節土地購入費及び21節物件移転等補償料は、須加地区幹線道路整備事業の県道羽生・妻沼線から緑風苑までの区間における３名の用地取得に係る土地購入費及び物件移転補償料をそれぞれ計上したものでございます。

２つ目の◎まちなかウォーカブル推進事業費の12節調査測量設計委託料は、常盤通佐間線、市役所入り口交差点から忍城バスターミナル交差点までの区間における歩行空間整備に伴う調査測量設計に係る委託料でございます。

14節駅前広場整備工事請負費は、行田市駅南口駅前広場に接する市道第5.1－７号線、市道第5.1－８号線及び県道行田市停車場線の歩道整備工事に係る経費でございます。

次に、４目橋りょう維持費は、橋梁長寿命化事業を実施し利用者の安全を確保するため、橋りょうの定期点検や修繕工事などに係る経費を計上しております。

右ページ説明欄３つ目の◎橋りょう維持補修費の主なものといたしまして、12節橋りょう点検委託料は、市が管理する橋長２メートル以上の橋りょう687橋について道路の適正な維持管理のため、道路法施行規則の規定に基づき５年に１回の定期点検を実施するための委託料でございます。

その下の調査測量設計委託料及び14節橋りょう修繕工事請負費は、行田市橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋梁長寿命化事業に伴う設計業務や橋りょう修繕工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次に、５目橋りょう新設改良費は、老朽化した橋りょうについて、車両の大型化、重量化に適応した橋りょうに架け換えるための経費を計上しております。

右ページ説明欄４つ目の◎橋りょう新設改良費の主なものといたしまして、18節橋りょう架換工事負担金は、埼玉県が主体となって進めている１級河川忍川の河川改修事業に伴う樋の上橋及び諏訪山橋の架け換えに対する埼玉県への負担金でございます。

21節物件移転等補償料は、諏訪山橋の架け換えに関連する取付け道路の拡幅整備に伴う物件移転補償料でございます。

次に、３項１目河川維持費のうち、右ページ説明欄一番下の◎河川等改修費の主なものといたしまして、12節調査測量設計委託料は、太井、持田地区の側溝改良工事や市内各所の排水路改良工事に伴う調査測量設計業務に係る経費を計上しております。

199ページをお願いいたします。

14節排水路整備工事請負費及びその下の排水路改良工事請負費は、太井、持田地区の側溝改良工事及び市内各所の排水路改良工事に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。その下の校庭貯留施設整備工事請負費は、泉小学校の校庭貯留施設整備工事に要する経費を計上しております。

次に、199ページ、１つ目の◎河川維持管理費は、排水機場やポンプ場、調整池などの排

水施設の維持管理に係る経費のほか、市の管理水路や河川の維持補修などに係る経費を計上しております。

主なものといたしまして、10節修繕料は、排水機場や調整池の排水施設に不具合があった場合の修繕料でございます。その下の電気料は、内水排除施設である排水機場や調整池、国道125号アンダーパスの排水ポンプ稼働時の電気料でございます。

11節出役料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など、緊急作業に係る作業員の経費を計上したものでございます。

12節除草委託料は、旧忍川の水路敷や長野工業団地の調整池などの除草に係る経費でございます。その下の自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井ポンプ場の自家発電機の保守点検や各排水機場、調整池などの保守点検に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、水路の清掃やしゅんせつ、簡易な修繕など、緊急作業時に使用する機械の借上げに係る経費を計上したものでございます。また、長野落悪水路とがんがら落排水路に設置する河川監視システムの借上げに係る経費も計上しております。

14節水路補修工事請負費は、市民から要望のあった水路敷の防草対策として、土揚げ式のコンクリート設置工事に係る経費を計上したものでございます。その下の設備改修工事請負費は、平成19年に設置し18年が経過した忍排水機場の制御盤及び排水ポンプと、平成８年に設置し28年が経過した市駅排水機場の制御盤及び排水ポンプの更新工事に係る経費でございます。

17節庁用器具費は、台風やゲリラ豪雨により道路冠水などの浸水被害が発生した際に、河川等へ強制排水するための自吸式エンジンポンプの購入費でございます。

次に、４項１目都市計画総務費のうち、道路治水課が所管する部分についてご説明申し上げますので、205ページをお開き願います。

１つ目の◎道路治水課関係経費の18節全国街路事業促進協議会負担金及び県街路事業推進協議会負担金は、都市計画道路の整備、充実の推進を目的とする協議会への負担金をそれぞれ計上したものでございます。

３つ目の◎県道整備促進事業調整費の18節行田市停車場酒巻線道路改築連絡協議会交付金、騎西鴻巣線道路整備促進協議会交付金及び熊谷羽生線道路整備促進協議会交付金は、埼玉県が実施する県道行田市停車場酒巻線バイパス以下３路線の整備を促進するため、埼玉県への要望活動等を行う地元協議会への交付金をそれぞれ計上したものでございます。

少し飛びまして、266ページをお開き願います。

12款諸支出金のうち、２項１目土地開発公社振興費は、土地開発公社事務費補助金でございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、戻りまして、40ページをお開き願います。

14款国庫支出金、２項５目土木費国庫補助金のうち、道路治水課が所管する部分、１節道路橋りょう費補助金の右ページ説明欄の上から、幹線道路修繕事業補助金は、大字若小玉地内の市道第4.1－４号線及び藤原町１丁目地内の南大通線における幹線道路舗装修繕工事に対するものでございます。その下の通学路安全対策事業補助金は、大字堤根地内で実施する通学路の安全対策に関するもので、歩行スペースを確保するための側溝修繕工事に対するものでございます。その下の狭あい道路整備事業補助金は、大字小針地内及び大字若小玉地内で予定している幅員４メートル未満の狭隘な生活道路の拡幅整備に対するものでございます。その下の橋りょう長寿命化事業補助金は、橋りょう定期点検業務や橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょう修繕工事などに対するものでございます。その下の幹線道路整備事業補助金は、大字須加地内の幹線道路整備事業における道路改良工事及び橋りょう架換工事に対するものでございます。その下の秩父鉄道行田市駅周辺整備事業補助金は、都市再生整備計画に基づき実施するまちなかウォーカブル推進事業に活用するもので、常盤通佐間線市役所入り口交差点から忍城バスターミナル交差点までの区間における歩行空間整備に伴う調査測量設計業務及び行田市駅南口駅前広場に接する市道第5.1－７号線、5.1－８号線及び県道行田市停車場線の歩道整備工事に対するものでございます。

次に、２節河川費補助金の右ページ説明欄、治水事業費補助金は、泉小学校で予定している校庭貯留施設整備工事に対するものでございます。

少し飛びまして、66ページをお開き願います。

20款諸収入、４項１目雑入のうち、道路治水課が所管する部分、15節雑入の右ページ説明欄下から３つ目、行田羽生資源環境組合市道維持補修費負担金は、新ごみ処理施設整備事業に伴う周辺環境整備として実施する舗装修繕工事に対する行田羽生資源環境組合からの工事費負担金でございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項６目土木債のうち、道路治水課が所管する部分、１節道路橋りょう債の右ページ説明欄の上から、道路整備事業債は、幹線道路舗装修繕工事や通学路安全対策事業、

幅員４メートル未満の狭隘な生活道路の拡幅整備などに対するものでございます。その下の幹線道路整備事業債は、大字須加地内の幹線道路整備事業に対するものでございます。その下の橋りょう長寿命化事業債は、橋梁長寿命化修繕計画に基づく橋りょう長寿命化事業に伴う設計業務や橋りょう修繕工事などに対するものでございます。その下の橋りょう整備事業債は、１級河川忍川の河川改修事業に伴う樋の上橋及び諏訪山橋の架換工事負担金に対するものでございます。その下の秩父鉄道行田市駅周辺整備事業債は、都市再生整備計画に基づき実施するまちなかウォーカブル推進事業に対するものでございます。

次に、２節河川債の右ページ説明欄、出水対策事業債は、泉小学校で予定している校庭貯留施設整備工事と忍排水機場、市駅排水機場の制御盤及び排水ポンプの更新工事に対するものでございます。その下の排水路整備事業債は、太井、持田地区の側溝改良工事や市内各所の排水路改良事業に対するものでございます。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計のうち、道路治水課が所管する部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

次に、営繕課、小倉課長。

○営繕課長　続きまして、営繕課所管分について説明させていただきます。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の188ページをお願いいたします。

８款１項１目土木総務費のうち、営繕課に関わる予算は、１ページめくりまして191ページをお願いします。

説明欄１つ目の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、車両の保険料など、業務執行上の経常的経費でございます。

少し飛びまして、206ページをお願いいたします。

８款５項１目住宅管理費の右ページ説明欄の◎市営住宅維持管理費の主なものといたしまして、１節の委員報酬と、１ページめくりまして209ページお願いします、209ページの説明欄一番上の８節費用弁償は、市営住宅委員会の委員８名分の経費で、会議は年２回、７月と１月の開催を予定しております。

10節の２行目、電気料は、小橋住宅の受水槽の動力設備などに要する経費でございます。

12節の調査測量設計委託料は、竹の花住宅外部改修工事の設計業務などに要する経費、次の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を引き続き埼玉県住宅供給公社に委託する経費でござ

います。

13節の２行目、器具・機材借上料は、市営住宅の住戸内に設置しておりますガス漏れ警報器のリース料でございます。次の土地借上料は、市営住宅の敷地として近隣の地権者から土地を賃借している借上料でございます。

14節の市営住宅工事請負費は、小橋住宅３号棟の老朽化した給水管を改修する工事や、斎条住宅の共用部の照明をＬＥＤ化する工事などに要する経費、次の建物解体工事請負費は、老朽化し空き家となった荒井住宅の解体工事に要する経費でございます。

21節の物件移転等補償料は、老朽化のため除却を予定している市営住宅にお住まいの方を対象に、他の市営住宅への住み替えに応じてくれた方への補償料で、１件分の経費を見込み、計上したものでございます。

以上で歳出予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして、34ページをお願いいたします。

13款１項５目土木使用料のうち、５節の住宅使用料につきましては、右ページの説明欄、公営住宅使用料としまして、現年度分と滞納繰越分の使用料をそれぞれ見込み、計上したものでございます。

40ページをお願いいたします。

14款２項５目土木費国庫補助金のうち、４節の住宅費補助金につきましては、右ページの説明欄、地域住宅交付金として小橋住宅３号棟の給水管改修工事に関し国からの補助金を見込み、計上したものでございます。

50ページをお願いいたします。

16款１項１目財産貸付収入のうち、右ページの説明欄上から11行目の一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の市民などへ貸し付けることについて、その使用料を見込み、計上したものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款１項６目土木債のうち、４節の住宅債につきましては、右ページ説明欄の１行目、市営住宅改修事業債は、小橋住宅３号棟の給水管改修工事や斎条住宅の照明ＬＥＤ化工事などに対するもの、次の市営住宅解体事業債は、荒井住宅の解体工事に対するものでございます。

以上で営繕課所管分の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。質疑のほうさせていただきます。

まず、197ページのまちなかウォーカブル推進事業費ですけれども、本会議でも質疑された委員もいたかと思うんですけれども、改めて。概要のほうを見ますと、市道第5.1－７号線外歩道整備工事と、あと、市道第6.2－８号線調査測量設計業務となっていまして、それぞれ具体的にどうしようとしているのか、ちょっとそのイメージみたいなものを改めて聞かせていただきたいなと思います。

以上です。

○委員長　藤野道路治水課長。

○道路治水課長　お答えいたします。

まちなかウォーカブル推進事業に位置づけられております駅前の5.1－７号線のほか、駅前の県道熊谷・羽生線までの駅前通りの南北の道路と、6.2－８号線、これは市役所前の常盤通佐間線になります。こちら、令和８年度は設計業務ですとか工事費を計上させていただいておりますが、いずれの路線も居心地がよく、歩きたくなるまちづくりというところで都市計画課と一緒になって都市再生整備計画に基づき実施しているものです。こちらは、車道と歩道の段差を解消するということと、車道と歩道の再配分、歩道を広げて歩行者目線の道路整備というようなことで考えているものでございます。駅前の5.1－７号線、令和８年度に工事を予定しておりますけれども、まさに今設計業務を履行中でして、具体的にどこがどうなるというのは、現時点ではまだちょっとお答えできる段階ではございません。申し訳ございません。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　やはり概要のほうにも書いてあるような、歩行空間の拡充とバリアフリー化というところかなとは思うんですけれども、まちなかウォーカブルなんで歩行者になってしまうと思うんですけれども、今回一般質問している議員もいましたけれども、自転車の絡みも何かあるのかと思うんですけれども、そこら辺というのはどうですかね。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　自転車は一般的に軽車両ということで、歩道は通行できないものと認識をしております。場所によっては、自転車歩道通行可という規制を行って歩道を走れる区間も存在はしておりますが、基本的には車道を走るものと認識しておりまして、今回まちなかウォーカブルで実施する路線につきましては、自転車はやはり車道を通行してもらうということで、可能であれば、路面標示等で自転車の通行帯というのも合わせて実施できればなというのは、私としては思っているところです。

以上でございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　せっかくこういった形でやっていくので、いろいろなことを考えていただけたらなと思います。

続きまして、市営住宅の絡みですけれども、209ページのほうになりますけれども、土地借上料の50万円のところですが、これってどこですかね。

○委員長　小倉営繕課長。

○営繕課長　土地借上料のほうですね、50万円ほど予算要求させていただいていますけれども、５箇所ございまして、順に申し上げます、１つが城西１丁目の荒井住宅、それから、残りは全て旧南河原になりまして、新屋敷住宅、町住宅、曲目第二住宅、諏訪宮住宅、計５住宅で土地のほうを近隣の地権者からお借りしているという形になります。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　今回、荒井住宅に関して建物解体工事請負費が計上されていると思うんですけれども、荒井住宅の絡みでの土地借上料というのは幾らぐらいだったんですかね。

○委員長　小倉課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

荒井住宅は、土地全てを借りているわけではなくて、土地の一部をお借りしているという形になります。面積にしますと16.39平方メートル、幾らでもないんですね。金額にして年間で１万6,494円をお借りしているという形になりまして、来年度、荒井住宅解体予定になっていますので、解体後は土地のほうは地権者さんに返却する予定になってございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　今回当初予算の段階では、荒井住宅のみの解体工事の請負費になっているかと思いますけれども、住んでいる居住者のためにも、やっぱり順次そういうのは進めていってもらいたいなとは思っています。

土地借上料の絡みですけれども、じゃ残りの金額が全て南河原のほうの場所ということでよろしいんですか。それで、どれぐらいですか、それぞれ金額的には。

○委員長　小倉課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

順に申し上げます。新屋敷住宅につきましては、面積で言うと946.23平方メートル、年間の借上料といたしまして９万3,139円です。町住宅につきましては、面積といたしまして2,422.45平方メートル、年間の借上料といたしまして14万2,037円でございます。曲目第二住宅につきましては、面積が2,234.71平方メートル、金額にしまして16万7,719円です。諏訪宮住宅につきましては、面積が1,368.59平方メートル、金額が８万245円となってございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　これ、要はそれぞれお金がかかってしまっていますが、購入しないほうがやっぱりいいという考えですかね、それともそういう契約があるということでいいんですかね。

○委員長　小倉課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

当初の契約が賃貸借契約という形になってございます。それで、今申し上げた住宅は、新屋敷住宅以外の住宅につきましては除却の方針という形になってございます。なので、除却が完了した後には、土地のほうは地権者さんのほうにお返ししていきたいと、そういった考えを持ってございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　ぜひそういった意味では、やっぱり借りているよりかは、本当は所有しているほうがいいのかなとは思うんですけれども、やっぱりそこは将来的にはもう除却してお返しするからということで、入居者がいる間は借りているということですよね、確認ですけれども。

○委員長　小倉課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおりで、入居者いる間はちょっとお借りさせていただいて、すぐ返せるという状況をつくりたいと、そういった考えもございます。

○委員長　ありがとうございました。

ほかに質疑はございますか。

２番　小林委員。

○２番　小林（修）委員　何点かお聞きしますけれども、189ページの管理課関係経費、８款１項１目土木総務費の管理課経費で12節の道路台帳作成業務委託というのが、前年の倍ぐらいの予算取りになっていると思いますけれども、その理由。

また、12節の除草委託料が前年比より増えていますが、これは箇所が増えたために増額になったのか、それとも労務単価が上がったための増額なのか。

その２点を管理課の関係で聞きたいと思います。それ、お願いします。

○委員長　新井管理課長、お願いします。

○管理課長　お答えします。

まず、道路台帳の作成、更新委託の増額の要因ですけれども、道路台帳作成、更新業務委託というのは、道路の工事ですとか、あと住宅建設時における道路後退など、道路形態が変更になる場合に道路台帳の更新を行うための費用となっているんですけれども、令和８年度の委託の予算は、令和７年度に実施しました道路工事や道路後退に関するものと、あと、過去に実施した道路工事及び後退部分を更新に追加するために、前年度と比較しまして増加計上となっています。

それから、12節除草委託の増額の要因ですが、荒川上流の除草区域の追加によるものと、あと、人件費の増加による、その要因で増加の計上となっております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　そうしますと、道路台帳というのは、要するに前年より倍ぐらいになっているということですけれども、普通だと前の年度をやるわけだけれども、積み残しがあったためにやる、で倍になっているということですか。

○委員長　新井課長。

○管理課長　お答えします。

そのとおりで、過去のものを追加したために増額の計上となっておる、そういった予算の計上となっております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　分かりました。除草のほうは、箇所が増えたということでわかりま

したので、結構です。

引き続きいいですか、次。

○委員長　黒澤副参事。

○建設部副参事　すみません、先ほど新井課長のほうで除草委託のほう、荒川と申し上げましたが、こちら忍川の間違い、訂正させていただきます。

○委員長　では、今の訂正認めたいと思います。よろしくお願いします。

では、続きまして、小林委員。

○２番　小林（修）委員　続きまして、今度、道路治水課のほうでちょっと聞きたい。

195ページの８款２項２目道路維持費の中の195ページの12節道路照明設備維持管理委託ということで、これ多分新規だと思いますけれども、この該当場所と委託予定、これ入札でやるから委託業者は分からない、どういう業者の人に委託するかということを教えてください。

もう一つが、18節の除草作業補助金、ボランティア18万円あるんですけれども、これが説明ですと水路、道路ということですけれども、この水路、道路というのは該当する水路、道路というのはどれを指すのか。また、この内容で、刈込みだけで、刈り込んだやつの処理はどうなっているかも伺います。

あと、道路治水のほうで197ページ、幹線道路工事請負費の14節道路改良工事請負費１億4,200万円、これ内訳をもう一度お願いします。

それとあと、まちなかウォーカブルは今聞きましたので、橋りょう維持補修の橋りょう点検委託料4,000万円、これは何箇所か。

また、14節の道路橋りょう修繕工事請負費１億6,470万円の内訳を教えてください。

それでいいです、とりあえず。

○委員長　藤野課長、お願いします。書き留められましたか。

○道路治水課長　書き留められておりません。抜けていたら、ご指摘お願いいたします。

まず、１点目、道路照明設備維持管理委託料、こちらについては、これまで交通政策課が所管していた市内1,180本の道路照明灯の維持管理に係る経費となります。令和８年度から所管替えとなって、道路治水課が所管することとなったものでございます。こちらは、令和５年４月１日から令和15年３月31日までの長期継続契約で契約を締結しておりまして、契約の相手方は岩崎電気株式会社の中にある照明管理センターとなっております。

それから、２点目、除草作業助成金ですが、こちらの対象は市が管理する道路と水路、市内全域を対象としております。今のところ、それで考えております。基本的には刈り放し、

刈ったままで、ボリューム等によっては市が回収して処理をすることを考えております。

続いて、幹線道路の内訳でございますが、県道羽生・妻沼線から緑風苑までの区間における道路改良工事と、北河原用水路に架かる橋の架換工事を予定しております。道路改良工事の中には、県道羽生・妻沼線との交差点も含まれているということでございます。

続いて、橋りょう点検委託でございますが、橋りょう点検の対象は140橋を予定しているところでございます。

続いて、修繕工事の内訳でございますが、４橋予定しておりまして、４－13号橋と、これ若小玉地内ですね、長野二丁目地内７－30号橋、それから小針地内の８－14号橋、大字長野地内の５－21号橋、こちらの４橋を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　漏れはないですか。

小林委員、どうぞ。

○２番　小林（修）委員　はい、分かりました。

道路照明灯は、道路治水課のほうで管理するということで、一応長期契約ということで分かりました。

それとあと、ボランティアの除草関係で水路、道路が対象と言いますけれども、農振農用地とか市街化調整区域とか市街化区域等々あると思いますけれども、調整区域については農政課のほうで多面的機能促進事業ということで路肩の補助金出してやっていますから、そういうところは二重の該当ということでよろしいんですか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　お答えいたします。

対象としては、市が管理する道路、水路ということで考えております。なので、対象としては重複はすると思いますが、例えば多面的機能の活動の中で実施されたものとしては、この助成金の対象からは外れると。ただ、多面的機能のメンバーの方が活動とは別に作業していただいたというときには、この助成金の対象となると考えているところでございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　あと、刈払い機だと飛びますけれども、その辺の保険的なものというのはどうなっていますか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　お答えいたします。

やはりそういった飛び石だとか、そういった危険を伴う作業でもございますので、保険については加入をするということで考えております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　続きまして、14節道路改良工事ということですけれども、これはあくまでも現在やっている工事の残りを含めて、熊谷・羽生線までの工事を橋を含めてやるということでよろしいのか。それで、何本で出すのか、お願いします。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　今、埼玉用水路以北の用水路から緑風苑までの区間については、現在工事を実施させていただいております。この３月議会で繰越明許の議決をいただいて、現在進行中でございます。令和８年度はそれの続き、北側、緑風苑から県道までの区間を橋の架け換えを含めて、１本の工事で発注を今しようと考えているところでございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　同時に、今やっているところの続きからと、要するに令和８年までに完成するということ、実施するということで、１本で出すということでいいわけですね。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　今のところ、１本で出す考えを持っております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　分かりました。

続きまして、14節橋りょう点検で140箇所ということですが、これは140箇所、担当職員が点検する件数は、来年は何箇所になりますか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　例年の話になってしまう部分もございますが、基本的には140橋全てを外部委託で実施したいということで毎年考えております。ただ、労務費の高騰ですとか、いろいろな事情があって、例年担当職員による点検が余儀なくされているというところで、今年度に至っては職員で実施したのは110橋ぐらいです。来年度は、また国庫補助金を活用する予定でおりますので、その内示額との兼ね合いもあって、現時点では何橋が直営でということは、ちょっとお答えできない状況でございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　687橋を５で割ると100ちょっとぐらいで、今までも全部委託でやってなかったと思いますから、職員でできるのは職員でやったほうがいいと思いますけれども。この点検の委託業務を決める考え方、河川で決めるのか、ブロックで決めているのか、それだけ教えてください。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　今回が３巡目の点検となりますので、５年前にやった場所を今回やるということになりますが、基本的には河川で分けているということで考えております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　河川で分けているということですね、了解しました。

続きまして、再度ですけれども、橋りょう修繕工事請負費で何か４箇所やるということですけれども、場所が若小玉とかあったんですけれども、この中を見ると、耐震のほうは何か含まれてないような気がするんですけれども、耐震は含まれてないということでよろしいんですよね。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　お答えします。

東橋になるかと思いますが、こちらは工事は含まれておりません。令和８年度は、耐震補強と修繕に係る調査設計業務を予定しております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　そうしますと、この12節調査測量設計委託料9,400万円に含まれているということでよろしいわけですか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　そのとおりでございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　橋りょう修繕工事請負費で何回も言うんですけれども、今まで４橋ぐらい止まっているところがあると思いますけれども、その辺は今回、番号なので場所が分からないんですけれども、入っているのですかということが１点と、下長野用水のところの橋については、何か来年つけ足しでやるとかというんですけれども、それも入っているとい

うことでよろしいんですかね。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　初めに議員おっしゃった、これまで止まっていたものというのは、先ほどの橋りょう修繕工事の中に一応含まれております。下長野用水路の橋の架け換えについては、長寿命化事業とは別に予算を組ませていただいております。下長野用水路の橋については、市道新設改良費の14節歩道整備工事請負費の中で計上させていただいております。

○２番　小林（修）委員　何ページですか。

○道路治水課長　市道新設なので、195ページ、14節歩道整備工事請負費2,140万円ですね、こちらに計上しております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　さっき言った、４橋含まれているということは、４橋含まれているということでよろしいんですか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　含まれております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　４橋のうち幾つか撤去するという橋もあったと思う。４橋やるんですか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　通行止めになっている４橋ということでよろしいですか。

今説明した来年度予定している４橋には、通行止めになっている４橋のうち２橋を予定しています。それが７－30号橋、長野二丁目地内ですね、こちらは修繕、架け換えになります。あと、大字長野地内の５－21号橋、こちらは撤去を予定しております。残りの２橋については、これから設計するものが１橋と、忍川の浸水対策事業に伴って埼玉県のほうで撤去していただくという協議、調整が整っているので、その予定で考えております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　分かりました。よろしくお願いします。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

３番　吉田委員。

○３番　吉田委員　説明をお聞きしたいんだけれども、199ページ、この一番上の校庭貯留槽施設整備工事請負費が泉小という説明ですよね。これは、忍小でやった校庭の周りのところ

へ側溝埋めて雨水対策するという計画ですか。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　議員おっしゃるとおり、忍小学校や南小学校、また、本年度は西小学校でやらせていただいていますが、同様の工事内容となります。

○委員長　吉田委員。

○３番　吉田委員　それ見て私思ったんですけれども、そうなると私が思うところは、これから３校の義務教育学校というものが見えていますよね。そうすると、西小学校も８年後でしょう。約８年から10年以内、西小学校で新しい３校の義務教育一貫校ができるのであればいいけれども、その場所はまだ未定ですよね、Ｂ地区はね。そこへ、私思うには、今整備１億円かけて、予算１億円ですね、８年間から最低10年の間に行田市の予算を１億円かけて西小学校が違うところへ行ったら、その後の政策はどうなるか分からないけれども、ただ、まだ時期尚早、そういうところも少し執行部の中で計画、計算して、これを新年度予算に入れてきたのかなと。その中で一応国庫補助金が3,600万円ぐらいありますよね。１億円の3,600万円というと、行田市の予算というのは6,400万円ぐらいという形かもしれないけれども、そこら辺を検討したのかどうか、まずそこら辺を聞きたい。いいんだろうか、費用対効果は。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　この校庭貯留施設整備工事につきましては、今埼玉県が事業主体となって進めております忍川浸水対策事業、浸水対策重点地域緊急事業の中に市の取組として忍小学校、南小学校、西小学校、泉小学校の４校の校庭貯留を位置づけております。それで、令和４年度から忍小学校で始まって、来年度泉小学校で終わるわけですけれども、事業に着手した後に義務教育学校の話が出てきましたので、教育委員会とは協議、調整はさせていただいています。議員おっしゃるとおり、そういった３校に集約される中でまだ決まってないというところで、その校庭貯留事業を進めていいものかどうかというところで協議はさせていただきました。回答いただいたのは、20校が３校になるということですけれども、まだどこに再編されるか決まっていないという中で校庭貯留事業を中止してくれということは教育委員会としては言えないというところで、我々としては事業は予定どおり進めるということで、来年度実施させていただくということで考えているところでございます。

以上です。

○委員長　吉田委員。

○３番　吉田委員　私思うのは、その辺に１億円かけるんであれば、新しい２校で、一番最初

にＢ地区だっけ、最初にやる、用地がどこだか分からないけれども、そこのほうへ予算をかけたりして、そこにこういう対策をしていくのならいいのかと思うんだけれども。だから、未知数のところにこれだけ高額なお金、行田市の資産をかけちゃって、後でそこは使わなくなっちゃったという場合は無駄かなという形で、100万円、200万円ならいいと思うんだけれども、6,000万円からかけていくんだからどうかなという形で市のほうのお話を聞きたかったので、今質疑したの。では、そういうことですね。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　忍小学校も南小学校もですが、校庭貯留施設を設置した学校ごとに覚書、協定書を締結させていただいております。当然学校再編というのがありますので、学校施設ではなくなる可能性も十分にございますので、学校施設ではなくなった場合については、新たな管理者と今後について協議をする条項というか、そういうのを設けさせていただいております。我々といたしましては、管理者が代わったとしても機能は残していただくということを、まずは訴えていきたいと考えております。

以上です。

○委員長　吉田委員。

○３番　吉田委員　分かりました。

もう一点お聞きしたいんだけれども、お願いします、もう一点。

予算は小さいんですけれども、195ページ、上から18の除草作業助成金、18万円ですけれども予算は小さいんですけれども、有償でボランティア等の予算だという説明を受けたんだけれども、ボランティアとかそれはどういう関係の予算か、もう少し詳細を教えていただきたい、聞きたい。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　ちょっと繰り返しとなる部分もございますが、まず、市内の道路、水路について機械を使って除草作業をしていただいた場合に限って、１台当たり1,500円を助成する内容となってございます。まず、２人以上、２人１組以上の作業で、おおむね２時間程度以上の場合に、１台当たり1,500円を助成をさせていただくと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑。

小野寺委員、どうぞ。

○４番　小野寺委員　すみません、小さいやつ４点ほどあるんですけれども。

まず、１つ目が管理課所管分で189ページ、管理課関係経費の11出役料267万7,000円ですけれども、前年に比べて110万円ぐらい増額になっているんですけれども、理由についてご説明お願いします。

○委員長　新井課長。

○管理課長　お答えします。

管理課関係経費の出役料の増額に対する理由ですけれども、まず、出役料のことですが、主に道路、水路敷の除草に係る作業賃金を計上しているもので、令和７年度の実績に基づき計算して計上した結果、増額となったというものでございます。

以上です。

○委員長　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　ありがとうございます。

続きまして、道路治水課所管分が２つありまして、１つ目が193ページ、道路橋りょう一般管理費の13土木積算システム借上料ですけれども、こちらが前年に比べて70～80万円増額になっている理由を教えてください。

あと、もう一点ありまして、同じく193ページの市道維持補修費の電気料ですけれども、こちらも前年度と比べて1,000万円ぐらい増額になっているんですけれども、こちらの理由も教えてください。

○委員長　藤野課長。

○道路治水課長　お答えいたします。

まず、土木積算システム借上料でございますが、今は埼玉県の土木積算システムを利用させていただいております。こちらが、来年度からシステムが更新されると、県の積算システムが改修される予定となっております。新たなシステムとなりますとネットワークの環境の問題があって、今はサーバーを置いて、そのサーバーを使っている職員がアクセスするような感じですけれども、今度、新たなシステムを使おうとすると庁内のネットワークを使う必要があると。そうなると、同時に使用できる人数ですとかネットワークの環境で、例えば積算システムを使っている最中に例えばお客さんが来て窓口応対、１回席を離れると何分かするとダウンしてしまうんですね。そうすると、保存されずに消えちゃうと。そういった障害が出るので、埼玉県の積算システムではなくて、今、上下水道で利用している民間の積算システムがあります、そちらに令和８年度中に移行しようと考えております。令和８年度につ

いては、既存のシステムと新システムを半年ぐらい重複して利用することになりますので、予算が増額しているということになります。

もう一点、電気料につきましては、令和８年度に交通政策課が所管していた道路照明灯を道路治水課で所管することになりましたので、その照明灯の電気料が増額となったものでございます。

以上です。

○委員長　続いて、どうぞ。

○４番　小野寺委員　ありがとうございます。

最後に１点、営繕課様分で、209ページ、上から６個目の住宅管理委託料、こちらが6,122万6,000円となっておりますけれども、前年に比べて500万円ほど減額になっているんですけれども、主な理由についてご説明お願いします。

○委員長　小倉課長。

○営繕課長　お答え申し上げます。

増額になっている。

○４番　小野寺委員　増額か、そうかそうか。

○営繕課長　昨年度に比べまして460万円ほど増額になってございます。この理由ですが、こちらは市営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社に管理代行している費用になりまして、お部屋の修繕だとか建物の修繕、設備の修繕、こういったことに対しまして、物価や人件費の高騰が伴いまして修繕料が増加しているというところと、あと、来年度、再来年度かけまして、市営住宅に設置しております消火器がございまして、消火器が耐用年数を迎えることから、その更新費用もここに入ってきてしまいまして、昨年度に比べて460万円ほど増額になってしまっているという状況でございます。

○委員長　よろしいですか。

○４番　小野寺委員　どうもありがとうございます。

以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　藤野課長、どうぞ。

○道路治水課長　申し訳ございません。発言の訂正をお願いしたい部分が１点ございます。よろしいでしょうか。

私の歳出予算の説明の中で、193ページ、市道維持補修費の電気料と199ページの河川維持管理費の電気料の内容の説明の中で、国道125号アンダーパスの電気料という説明をいずれもさせていただきました。正しくは、125号アンダーパスの電気料は市道維持補修費に計上していて、河川維持補修費には計上しておりませんので、河川維持補修費の説明の中で125号アンダーパスの電気料と説明した部分については削除していただければと思います。

以上でございます。

○委員長　河川維持補修の中での説明のアンダーパスの電気料は、訂正ということでよろしいですね。

ほかに質疑はございませんね。

では、質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、審査日程のとおり、明日審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩といたします。

午後　　３時　０１分　休憩

午後　　３時　０８分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長　これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てからマイクを使用していただきますようお願いいたします。また、説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次に、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いいたします。

○都市整備部長　都市整備部長の高橋でございます。

本日は、審査日程が厳しい中、誠に恐縮ではございますが、一言挨拶をさせていただきます。

建設環境常任委員会の皆様には、都市整備部所管の事務事業に深いご理解をいただきまして、誠にありがとうございます。また、都市整備部に係る４議案につきまして審査をいただきますことに、心より感謝を申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の

うち、都市整備部所管部分、議案第14号　令和８年度行田市水道事業会計予算、議案第15号令和８年度行田市公共下水道事業会計予算、議案第24号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例の４議案でございますが、上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課、企業誘致課と多岐にわたる予算等でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、この後担当課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。本日はよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第９号及び議案第１４号について

○委員長　初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第14号　令和８年度行田市水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長。

○上下水道経営課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、水道事業に関する部分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の172ページをお願いいたします。

４款衛生費、３項上水道費、１目上水道事業費3,234万6,000円は、水道事業会計への繰出金で、簡易水道事業債に係る元金及び利子償還金並びに児童手当の給付に要する経費に充てるものでございます。なお、これらは、総務省が定めた繰出し基準に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第14号　令和８年度行田市水道事業会計予算についてご説明いたします。

行田市水道事業会計予算書及び予算説明書の１ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、令和８年度の事業運営の目標となる業務の予定量でございます。給水戸数３万5,720戸、年間総配水量925万立方メートル、１日平均配水量２万5,342立方メートル、有収率91.0％として業務の目標を定めるものでございます。

第３条は、営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款水道事業収益として18億2,720万6,000円、支出の総額は、１款水道事業費用として18億5,626万6,000円でございます。

第４条は、建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款資本的収入として５億9,372万6,000円、支出の総額は、１款資本的支出として14億1,426万8,000円でございます。この収支では８億2,054万2,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中の括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等により補てんするものでございます。

２ページをお願いいたします。

第５条は、債務負担行為を定めるもので、水道水に必要な薬品の購入及び工事の施工時期の平準化を図るため、配水管布設等工事について、それぞれ期間及び限度額を設定するものでございます。

第６条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、老朽管更新工事等の財源として５億5,000万円を限度に上水道事業債を借り入れるものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第７条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第８条は、一般会計からの補助金について定めるものでございます。

第９条は、量水器等の棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額を2,200万円とするものでございます。

次の３ページから24ページまでは、予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、25ページをお願いいたします。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款水道事業収益は、18億2,720万6,000円の計上でございます。

１項営業収益、１目給水収益は、水道料金収入でございます。前年度と比較し４億6,217万4,000円の減となっておりますが、令和８年度における基本料金無償化11カ月分を見込んだものでございます。

３目その他営業収益は、口径別加入金や設計審査手数料等の収入でございます。

次に、２項営業外収益の主なものといたしまして、２目他会計補助金は、一般会計から繰り入れるもので、水道基本料金無償化に伴う繰入金及び旧南河原地区簡易水道事業に係る企業債の利息の一部等に充てる繰入金でございます。

３目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

４目雑収益は、下水道使用料徴収事務受託手数料や水道庁舎の貸付料等でございます。

続きまして、支出についてご説明いたしますので、27ページをお願いいたします。

１款水道事業費用は、18億5,626万6,000円の計上でございます。

１項営業費用、１目原水及び浄水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場、配水場等の設備点検委託や施設管理委託等に要する経費で、23節動力費は、浄水場や各水源における電気料等、24節薬品費は、水道水に必要な薬品購入の費用、29ページになりますが、31節受水費は、県営水道用水を購入するための費用でございます。

なお、令和８年４月より県営水道の料金が１立方メートル当たり61.78円から74.74円となったことにより、6,244万1,000円の増額となっております。

次に、２目配水及び給水費の主なものといたしまして、17節委託料は、浄水場、配水場等の設備点検委託や施設管理委託等に要する費用、20節修繕費は、配水管等の漏水修繕を行うための費用、31ページになりますが、23節動力費は、配水場における電気料等、26節工事請負費は、配給水管の移設等に係る工事請負費でございます。

次に、３目業務費の主なものといたしまして、17節委託料は、水道料金等の徴収事務委託や量水器の取替え委託等の費用、20節修繕費は、検定満期等により交換した量水器に係る費用でございます。

33ページをお願いいたします。

４目総係費の主なものといたしまして、17節委託料は、水道庁舎清掃等の委託料、35ページになりますが、20節修繕費は、庁舎の修繕費等でございます。

５目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し、計上するものでございます。

６目資産減耗費は、配水管の布設替え工事等により除却された配水管等の減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

37ページをお願いいたします。

２項営業外費用、１目支払利息は、企業債の支払利息を償還計画に基づき計上するもので

ございます。

５目消費税は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した額を見込んだものでございます。

３項３目過年度損益修正損は、過年度の漏水等による還付金を計上するものでございます。

５項１目予備費は、配給水管や施設の緊急修繕等に対応するため計上するものでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明します。

１款資本的収入は、５億9,372万6,000円の計上でございます。

主なものといたしまして、１項２目建設改良費等の財源に充てるための企業債は、老朽管更新工事等の財源に充てるものでございます。

５項１目負担金は、道路工事に伴う配水管移設工事等の負担金でございます。

９項１目他会計補助金は、旧南河原地区簡易水道事業における創設事業債の元金償還金の一部に充てる一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。

支出についてご説明いたします。

１款資本的支出は、14億1,426万8,000円の計上でございます。

１項１目建設費の主なものといたしまして、17節委託料は、配水管布設替え工事等の設計委託料や老朽管更新基本計画作成に係る委託料等、26節工事請負費は、他事業者からの受託工事請負費、浄水場、配水場施設の改修工事請負費、老朽管更新工事や舗装復旧工事等の配水管等布設工事請負費でございます。

２目機械及び装置費は、新規に設置した量水器に係る費用でございます。

43ページをお願いいたします。

７目向町浄水場自家発電施設等更新事業費の主なものといたしまして、26節工事請負費でございます。

２項２目建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は、企業債の元金について償還計画に基づき計上したものでございます。

６項１目予備費は、緊急的な工事のうち、資本的支出となるものに対応するために計上したものでございます。

以上で議案第14号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号及び議案第１４号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　小林委員。

○２番　小林（修）委員　予算書の29ページ、30ページの17節委託料、今年度は9,530万円で前年度に比べて3,328万円ぐらい減額になっておりますが、この減額の理由と、その中の備考欄に書いてあります給水装置工事施行要領作成業務委託料等となっていますけれども、この作成委託料というのは新規ですか、改定ですか、ちょっとその２点について教えてください。

あと、もう一点で、41ページの委託料と工事請負費、委託料のほうが増額になっていて、工事請負費のほうが大きい減額になっていますが、その増額理由と減額理由を教えてください。お願いします。

○委員長　内山水道課長。

○水道課長　お答え申し上げます。

まず、予算書の29ページ、30ページの17節委託料、昨年と比べて減額になっているんですけれども、その理由といたしましては、昨年、西部配水場の配水池耐震診断業務委託、約2,500万円のものが昨年中で終わりまして、今年度は計上されていません。

また、ＡＩによります漏水委託調査を昨年実施しまして、これもおおむね1,200万円ほどかかったんですけれども、これも令和８年度には計上されておりません。これが主な理由です。

あと、給水装置工事施行要領作成業務委託料等でございますけれども、こちらは新規の事業でございます。

続きまして、40ページのご質問ですけれども、配水管の布設工事が減っておりまして、その代わり、向町の自家発電機の工事が新たに加わりまして増額になっております。

以上です。

○２番　小林（修）委員　委託料が増額で、工事請負費が減額になっているんで、その辺がどうかということです。41、42ページの。

○水道課長　すみません、申し訳ありません。ご質問のほうにお答え申し上げます。

ちょっと説明不足で申し訳なかったんですけれども、まず、最初に、布設工事が減ったと

いうことは間違いございません。また、業務委託料の価格調査業務委託の中の三号、九号井戸調査業務委託が新規に加わりまして、また、送水管基本計画、向町浄水場から西部配水場までの送水管を設置する計画を立てるということで、これが新規に加わったことによって増額になってございます。

以上です。

○委員長　よろしいですか。

○２番　小林（修）委員　了解です。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、先ほど申し上げましたとおり、明日審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

△議案第１４号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第14号　令和８年度行田市水道事業会計予算について討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出がありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第14号　令和８年度行田市水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩します。

午後　　３時　２９分　休憩

午後　　３時　３１分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第９号及び議案第１５号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第15号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、根岸課長。

○上下水道経営課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の204ページをお願いいたします。

８款土木費、４項都市計画費、３目公共下水道費８億6,407万1,000円は、公共下水道事業会計への繰出金で、総務省が定めた繰出し基準に基づく繰出金等でございます。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、下水道事業に関する部分についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第15号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算についてご説明いたしますので、行田市公共下水道事業会計予算書及び予算説明書の45ページをお願いいたします。

第１条は、総則でございます。

第２条は、事業運営の目標となる業務の予定量でございます。水洗化戸数１万9,944戸、年間有収水量457万7,187立方メートル、１日平均有収水量１万2,540立方メートルとして業務の目標を定めるものでございます。

第３条は、営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款下水道事業収益として18億5,496万2,000円、支出の総額は、１款下水道事業費用として17億4,684万4,000円でございます。

第４条は、建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、１款資本的収入として16億8,023万9,000円、支出の総額は、１款資本的支出として23億4,119万1,000円でございます。この収支では６億6,095万2,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、本文中の括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額等により補てんするものでございます。

46ページをお願いいたします。

第５条は、継続費を定めるもので、老朽化した谷郷ポンプ場の電気設備等を更新するため令和８年度と令和９年度の２カ年で事業を実施するもので、総額及び年割額は記載のとおり

でございます。

第６条は、債務負担行為を定めるもので、自家用電気工作物保守点検業務委託及び工事の施工時期の平準化を図るため、幹枝線等工事について、それぞれ期間及び限度額を設定するものでございます。

第７条は、企業債の借入限度額及び借入条件を定めるもので、下水道管布設工事等の財源として公共下水道事業債９億3,830万円、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源として流域下水道事業債１億6,150万円、企業債元金償還金の財源として資本費平準化債１億円を限度に借入れするものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第８条は、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

第９条は、予定支出の各項で流用することができる経費として、営業費用と営業外費用を定めるものでございます。

第10条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第11条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助金について定めるものでございます。

次の47ページから63ページまでは予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、64ページをお願いいたします。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款下水道事業収益は、18億5,496万2,000円の計上でございます。

１項１目は、下水道使用料でございます。

２目雨水処理負担金は、雨水処理に要する経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、２項営業外収益の主なものといたしまして、２目他会計負担金は、企業債の支払利息や不明水の処理に要する経費等に充てるため、一般会計から繰り入れるものでございます。

３目補助金等は、安定した公共下水道事業運営のため、一般会計から繰り入れるものでございます。

４目長期前受金戻入は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

８目消費税及び地方消費税還付金は、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した結果、還付を見込んだものでございます。

続きまして、支出についてご説明いたしますので、66ページをお願いいたします。

１款下水道事業費用17億4,684万4,000円の計上でございます。

１項営業費用、１目管渠及びポンプ場費の主なものといたしまして、17節委託料は、ポンプ場施設等の管理委託やポンプ場機械設備保守点検業務委託等に要する費用で、41節動力費は、ポンプ場における電気料等でございます。

68ページをお願いいたします。

２目流域下水道維持管理負担金は、荒川左岸北部流域下水道の汚水処理に係る負担金でございます。

３目業務及び普及促進費の主なものといたしまして、17節委託料は、本市水道事業に支払う下水道使用料徴収委託料等でございます。

４目総係費の主なものといたしまして、70ページになりますが、19節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることから、本市水道事業へ支払う施設借上料等でございます。

６目減価償却費は、固定資産に係る減価償却費で、耐用年数に応じて定額法により算出し、計上するものでございます。

７目資産減耗費は、施設更新工事等に伴い除却された構築物の減価償却未済分を費用として計上するものでございます。

２項営業外費用、１目支払利息は、企業債の利息について償還計画に基づき計上するものでございます。

３項特別損失は、過年度の過誤納等による下水道使用料の還付金を計上するものでございます。

９項予備費は、下水道管や施設の緊急修繕等に対応するため計上するものでございます。

72ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、収入からご説明いたします。

１款資本的収入は、16億8,023万9,000円の計上でございます。

主なものといたしまして、１項１目建設改良費企業債は、建設改良事業や流域下水道建設負担金の財源に充てる企業債で、２目資本費平準化債は、企業債元金償還金の財源に充てるための企業債でございます。

３項１目国庫補助金は、下水道管布設工事等の財源に充てる国の交付金でございます。

８項１目他会計出資金は、企業債元金償還金等に要する経費を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、支出についてご説明いたしますので、74ページをお願いいたします。

１款資本的支出は、23億4,119万1,000円の計上でございます。

１項１目建設改良費の主なものといたしまして、17節委託料は、ポンプ場施設の耐水化実施設計委託やウオーターＰＰＰ導入に向けた取組等に要する費用でございます。

26節工事請負費は、下水道管の更新工事や谷郷ポンプ場の電気設備更新工事等に係る工事請負費でございます。

２目流域下水道建設負担金は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県が実施する流域下水道の建設事業費を負担するものでございます。

３項１目建設改良企業債償還金は、企業債の元金について償還計画に基づき措置するものでございます。

６項貸付金は、排水設備改造資金貸付金を計上したものでございます。

以上で議案第15号についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第９号及び議案第１５号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

私のほうからは、74ページ、75ページの委託料のところでウオーターＰＰＰが出たと思うんですけれども、昨年も質疑していると思うんですけれども、現況どういう検討状況になっているのか、この予算に絡んでお聞かせいただけたらと思います。

○委員長　根岸課長。

○上下水道経営課長　お答え申し上げます。

ウオーターＰＰＰの現況でございますが、まず、令和７年度に導入可能性調査を実施して、現在実施しているところでございます。内容につきましては、事業実施のスキームですとか、対象とする施設の範囲等、こちらの検討、また、マーケットサウンディング、事業者への説明会やアンケート調査、個別ヒアリング、こういったものを実施してウオーターＰＰＰの導

入に向けての概略、どのような方向で実施するかというものを現在進めているところでございます。

令和８年度にまたウオーターＰＰＰに要する費用として予算を計上しておりますが、こちらは令和７年度に実施をしました導入可能性調査、マーケットサウンディング等を踏まえましてもっと詳細なスキーム、それから、どこまでをこの事業の委託の範囲とするか、こういったものの検討、また、それを踏まえたさらなる事業者へのアンケート調査、個別ヒアリング等を行って、参加しやすい環境を整備するために事業者との対話を行いながら導入方針案の策定、または導入効果の評価、またこういったものを実施する予定でございます。

以上でございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　ありがとうございます。

多分、前のとき、等じゃなくて、ちゃんと書いてあったと思うんですけれども、これは今回理由があるんですか。

○委員長　根岸課長。

○上下水道経営課長　備考欄への記載があったかということでございますが、すみません、確かに昨年は備考欄に特出しして書いておりましたが、今年度は委託料の中で等ということで一括して乗っけて、特段意図があるわけではございません。

○１番　福島委員　単にページの関係かなと思ったので、ちょっと気になったので、お聞きしたというだけなので。

以上です。

○委員長　以上でよろしいですか、今の質疑は。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、先ほど申し上げましたとおり、明日審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

―――――――――――――――――――――

△議案第１５号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第15号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算について討論を行

います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出がありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第15号　令和８年度行田市公共下水道事業会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　３時　４７分　休憩

午後　　３時　５４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第９号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、都市計画課、建築開発課及び企業誘致課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、都市計画課、金子課長。

○都市計画課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、都市計画課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の198ページをお願いいたします。

４項都市計画費、１目都市計画総務費２億8,822万1,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては２億144万7,000円で、前年度と比較して3,209万6,000円の減額でございまして、主な要因は、本年度実施している公開型ＧＩＳ構築業務などの委託料の減額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎都市計画一般管理費は、都市整備部長、副参事、都市計画課長、都市計画課計画担当、建築開発課及び企業誘致課の職員19名分と、都市計画課の会計年度任用職員の１名分の人件費でございます。

説明欄の２つ目の◎都市計画課関係経費の主なものを申し上げますと、１節委員報酬は、都市計画審議会を３回分と、景観審議会を２回分などの開催に伴う委員報酬でございます。

201ページをお願いいたします。

12節都市計画基礎調査委託料は、５年ごとに実施する都市計画区域内の人口や土地利用等の調査に要する経費でございます。

次の調査測量設計委託料は、まちなかウォーカブル推進事業の一環として、八幡通りのさらなる交流人口の増加やにぎわいの創出には何が必要となるかを、あわせて、ワークショップを行った中で今後の八幡通りの在り方を検討するために要する経費でございます。

次のＯＡシステム保守点検委託料は、令和８年度から導入を予定する公開型ＧＩＳシステムの運用や更新データを作成するための経費でございます。

13節ＯＡシステム利用料は、公開型ＧＩＳシステムの利用料でございます。

３行目の施設借上料は、水道庁舎２階の都市計画課、建築開発課及び企業誘致課の執務室の使用料を行田市水道事業に支出する経費でございます。

18節足利鴻巣線新設整備促進同盟会分担金から、８行目の埼玉県北部地域国道17号バイパス早期整備期成同盟会負担金までの８件につきましては、国道や県道などの整備促進を図るための活動を行う期成同盟会など各団体に係る負担金でございます。

次のさきたま古墳公園整備事業地元推進協議会交付金は、事業が円滑に進捗するよう、地権者や地元の代表者で組織する地元推進協議会に対する交付金でございます。

次のまち並み景観形成事業補助金は、八幡通りにおいて建物等の修景整備を実施する建物所有者等に対し補助金を交付するものでございます。

205ページをお願いいたします。

２目街路事業費1,106万9,000円のうち、都市計画課所管部分につきましては1,094万9,000円で、前年度と比較して659万9,000円の増額でございまして、主な要因は、負担金補助及び交付金の増額でございます。

右ページの説明欄◎常盤通佐間線街路事業費のうち、12節除草委託料は、先行取得した用地に係る年２回分の除草に要する経費でございます。

18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施する用地買収や物件補償等に対する負担金でございます。

４目公園費は、５億7,965万5,000円で、前年度と比較して２億1,715万3,000円の増額でございまして、主な要因は、水城公園しのぶ池環境改善工事、古代蓮の里行田タワー防水改修

工事及び忍城址御三階櫓外壁改修工事などの工事請負費の増額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎公園維持管理費の主なものとして、１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までは、都市計画課公園担当職員４名及び公園作業員６名に係る人件費でございます。

７節報償金は、栄町から行田地区までの忍川堤防上の除草や清掃にご協力いただいている５自治会への報償金でございます。

10節消耗品費は、公園施設の維持管理など、必要となるトイレットペーパーや草刈り機の替え刃などの消耗品の購入費でございます。２つ下の修繕料は、水城公園バスターミナルの男子トイレ、古代蓮の里ホタルの川辺ポンプ修繕、また、各所公園の遊具などの修繕を行うための経費でございます。２つ下の電気料は、園内灯やトイレなどに係る経費でございます。

207ページをお願いいたします。

10節上下水道料は、トイレや水飲みなどに係る経費でございます。

11節出役料は、倒木のおそれがあるなど緊急を要する樹木剪定や、公園施設の補修などに係る人件費でございます。

12節古代蓮の里売店リニューアル業務委託料は、新たな電気便益を整備するための調査測量、設計業務などに係る経費でございます。

次の調査測量設計委託料は、忍城址御三階櫓外壁改修の実施設計業務に係る経費でございます。次の催物委託料は、水城公園しのぶ池の水抜き作業を行った際のイベント開催に係る経費でございます。

次の施設管理委託料は、忍城址などの緑地管理業務や各所公園の高木剪定業務のほか、地元自治会などによる各所公園の管理業務に係る経費でございます。

次の桜維持管理委託料は、栄町から緑町までの忍川堤防上の桜の維持管理に係る経費でございます。

次の水城公園等指定管理料は、行田市総合公園及び富士見公園の運動施設を除く公園施設を管理するための経費でございます。

次の古代蓮の里指定管理料は、古代蓮会館を含む古代蓮の里を管理するための経費でございます。

なお、指定管理者はいずれも公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団でございます。

次の清掃委託料は、各所公園のトイレや園内の清掃業務に係る経費でございます。

次の除草委託料は、水城公園やみなみ産業団地の緑地帯など除草業務に係る経費でございます。

13節器具・機材借上料は、倒木のおそれがあるなど緊急を要する樹木剪定や公園施設の補修などに使用する高所作業車や、運搬用のダンプトラックなどを借り上げるための経費でございます。

14節各所公園整備工事請負費は、水城公園東側園地の園路整備工事、しのぶ池の環境改善工事、忍城址御三階櫓の外壁改修工事、また、館内証明のＬＥＤ化工事のほか、各所公園の遊具や園内灯などの施設更新に要する経費でございます。

次の総合公園整備工事請負費は、２箇所の高圧受変電設備の更新に要する経費でございます。

次の古代蓮の里整備工事請負費は、行田タワーの目地材の更新工事、また、会館内やトイレなど施設照明のＬＥＤ化などに要する経費でございます。

15節補修用材料費は、園内補修に必要な砂や、施設の修繕に必要な木材などの経費でございます。

17節事業用器具費は、維持管理に必要な器具を購入するための経費でございます。

歳出予算については以上でございます。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明申し上げます。

戻りまして、40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、５目土木費国庫補助金のうち、３節都市計画課補助金の右ページ、説明欄の上から３行目、公園施設長寿命化対策事業補助金は、水城公園東側園地の園路整備や各所公園の施設更新に対する社会資本整備総合交付金でございます。

次の秩父鉄道行田市駅周辺整備事業補助金（都市計画課）は、八幡通りにおける事業活用調査業務に対する社会資本整備総合交付金でございます。

48ページをお願いいたします。

15款県支出金、３目土木費委託金、１節都市計画費委託金の右ページ説明欄の都市計画基礎調査事務委託金は、埼玉県が主体的に実施する都市計画基礎調査の協力に対する県からの委託金でございます。

50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１目財産貸付収入、１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野５丁目地内の市有地及びＪＲ行田駅前

広場に係る貸付収入を見込み計上したものでございます。

54ページをお願いいたします。

17款寄附金、１目ふるさと納税寄附金、１節ふるさと納税寄附金のうち、右ページ説明欄の上から２行目、クラウドファンディング型ふるさと納税寄附金及び２節企業版ふるさと納税寄附金のうち、右ページ説明欄の企業版ふるさと納税寄附金は、水城公園しのぶ池の環境改善工事に充当するものでございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、１目雑入、７節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から５行目、公園電気料は、忍城址や各所公園などに設置されている自動販売機の電気料を見込み計上したものでございます。

64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の上から６行目、都市計画図売払収入は、都市計画図などの売払いによる収入を見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の上から15行目、自動車保険料負担金（都市計画課）は、指定管理者である行田市産業・文化・スポーツいきいき財団へ貸与している車両について、今年度から所管課単位での計上としたものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、３節都市計画債の右ページ説明欄、都市公園整備事業債は、公園の施設整備工事などに対する事業債を計上したものでございます。

以上で議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、都市計画課に係る歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、建築開発課、山崎課長。

○建築開発課長　初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書201ページをお願いいたします。

８款４項１目都市計画総務費、右側説明欄の◎建築開発課関係経費1,740万5,000円は、前年度に比べ362万円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、熊谷市などとの行政界の変更に伴います建築基準法の区域指定図の作成業務が本年度をもって完了することから、減額となるものでございます。

次に、内訳の主なものといたしましては、１節の委員報酬及び８節の費用弁償は、行田市

空家等対策協議会の委員12名分の経費で、会議の開催は３回を予定するものでございます。

次の203ページをお願いいたします。

11節の６行目、手数料は、空き家に関して財産管理制度の活用を図るための経費でございます。この制度は、相続放棄等により空き家が所有者不存在となった場合に対応するもので、空き家指導を行う市が利害関係人として民法に基づき家庭裁判所に申立てを行います。申立てに基づき裁判所が弁護士等を選任し、空き家の適正管理や処分を行うものでございます。費用としましては、申立て時の予納金100万円のほか、追加費用として解体費用等の経費を１件分計上したものでございます。

次に、12節窓口業務委託料は、空き家の所有者が抱える様々な課題に対して司法書士などが適切な助言等を行うための経費で、熊谷市で実績のあるＮＰＯ法人熊谷相続研究会への委託を予定するものでございます。

14節道路後退用地整備工事請負費は、寄附を受けた道路後退用地の舗装工事等を行うための経費でございます。

18節木造住宅耐震改修等補助金は、耐震診断、耐震改修に関する補助のほか、危険なブロック塀を解体する場合に費用の一部を補助するものでございます。

次の老朽空き家等解体補助金は、老朽化した危険な空き家を解体する場合に費用の一部を補助するもので、１件当たり30万円を上限に15件分を見込み計上したものでございます。

２つ下の空き家利活用補助金は、空き家を地域の交流拠点等として活用する場合に改修費用の一部を補助するもので、国庫補助を活用して、上限200万円、１件分を見込み計上したものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款２項４目土木手数料のうち、２節開発手数料は、右ページ説明欄になりますが、開発許可等申請手数料、適合証明書申請手数料、諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次の３節建築手数料は、同じく右ページ説明欄の建築確認等申請手数料及び諸証明手数料をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、40ページをお願いいたします。

14款２項５目土木費国庫補助金、３節の都市計画費補助金のうち、右ページ説明欄の狭あい道路整備事業費補助金（建築開発課）は、道路後退用地整備工事に対する国庫補助金でございます。

次の空き家再生等推進事業補助金は、空き家の利活用補助金に対する国庫補助金でございます。

次に、48ページをお願いいたします。

15款２項６目土木費県補助金、２節都市計画費補助金は、右ページ説明欄になりますが、相続おしかけ講座実施支援補助金としまして、空き家対策として実施するセミナー開催に関する県からの補助金でございます。

15款３項３目土木費委託金、１節都市計画費委託金は、右ページ説明欄になりますが、建築動態統計調査交付金としまして、毎月建築に関する統計データを国に提出することに対する交付金でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、５節委託金収入のうち、右ページ説明欄になりますが、建築確認調査事務委託金は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等について、市が受付事務を行うことに対する県からの委託費用でございます。

以上で、建築開発課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、企業誘致課、馬場課長。

○企業誘致課長　予算に関する説明書の203ページをお願いいたします。

８款４項１目都市計画総務費、右側説明欄の◎企業誘致課関係経費6,934万5,000円は、前年度に比べ1,587万5,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、データ分析委託料と各所公園整備工事請負費などによるものでございます。

内訳の主なものといたしましては、18節富士見工業団地拡張整備事業負担金は、埼玉県企業局が実施した産業団地整備に伴う発掘調査費用の負担金を計上したものでございます。

以上で、企業誘致課所管部分についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

まずは、200ページと201ページのところのまち並み景観形成事業補助金100万円ですけれ

ども、概要のほうも見ておりますけれども、その直近の実績等を教えてください。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　こちらの事業については、これまで12件の実績がございまして、直近で申し上げますと、令和５年度に１件の実績、それから、令和３年度に６件、令和２年度の５件で12件ということになってございます。

残念ながら令和６年度、７年度、今年度も現地の方に営業というか、しておりますが、実現に至っていないような状況でございまして、令和８年度についても、今後も進めていきたいというところがございますが、１件の計上をさせていただいているというところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　多分、令和２年度、３年度のときは全額補助で200万円だったと私は記憶しているんですけれども、それが補助割合も全額補助ではなくて、補助割合も減って、それで100万円になったという中で、そのコンセプトというものをしっかりしていただきたいなというのがあるんですけれども、その今の段階でのイメージとしては、八幡通り全体が同じような色調になるということでまだやり続けるということでいいですかね。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　基本的にはそのような感じで考えております。また、現在、景観計画というものを策定してございまして、令和８年４月に公布をして、10月からいよいよ行田市の景観法に基づく計画として届出等もしていく予定でございます。

そういった中で、条例にも推進地区、あるいは重点地区というところで、一定のエリアにおいて町並みの景観形成を図っていこうというところがございますので、そういった中で、地元の皆様とお話合いをしながら修景整備、まとまった景観形成、こういったものに取り組んでいきたいというふうに考えております。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

続きまして、202ページ、203ページの木造住宅耐震改修等補助金、そして、老朽空き家等解体補助金ですけれども、これ大変どちらも重要な補助金だと思いますので、しっかり、これ周知啓発という意味ではさらに市民の皆様に知っていただくようにしていただきたいですが、どのように今回に関しても考えておりますか。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　木造住宅の耐震補助、それと、空き家の解体補助ということですが、空き家の解体補助についてはかなり人気のある制度ということで、今年度も補正予算頂きながら適切な執行に努めているところでございます。老朽した空き家、市内にもかなり多いですので、ホームページですとか窓口、あとは、様々な機会を捉えて制度の周知には努めていきたいと思っております。

一方で、木造住宅の耐震化ですが、なかなかご活用いただけないというような実情があります。昭和57年の法改正なりを受けて、古い住宅を耐震化していこうという内容ですが、かなり耐用年数も超えてしまうような住宅が対象になりますので、なかなかその診断改修というのに至らないことがあるかな。かといって、住宅の耐震化というのは災害防止の観点では非常に重要ですので、こちらも市の出前講座というのを企画しておりまして、そういったところを通してでも市民の皆さんにこういった制度の活用を周知、引き続き図ってまいりたいと考えています。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　いやもうぜひお願いしたいと思います。

あと、この今、老朽空き家等の解体補助事業のほうは着実に、こういう実績概要のほうを見させてもらうと増えていますけれども、一方で、この空き家利活用促進事業のほうは、令和５年度から令和７年度までゼロ件ですよね。ですから、これは逆に必要なのかと考えてしまうのですが、これはなぜそれでも続けるのでしょうか。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　空き家対策の大きな柱の中に、利活用の促進というテーマもございます。実績としては、令和４年に１度活用した実績はあるんですけれども、ここ３年間ちょっとご利用いただけていないという実態もありますので、引き続きこちらも制度周知をしっかりしながら、何とかご利用いただけるようなところで取り組んでいきたいと思います。

大きな柱の一つであるというふうにこの利活用の部分、考えておりますので、このあたりも今後しっかり取り組んでいきたいというふうに考えています。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　改めて再確認ですけれども、この空き家利活用のほうの地域交流拠点というのが、恐らく、過去にあったあの埼玉の辺りのやつだったのは認識しているんですけれども、そこら辺をもうちょっと、どういうイメージで今後も考えているんですか。あそこみたいなイメージの場所を市内に、その民間というか、お話があればやっていくみたいなイメー

ジですかね。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　高齢者の方とかが地域で集まるような拠点が過去に実績のあった埼玉での事例になります。そのほか、子育て系の施設も対象となりますので、お子さん向けの子ども食堂ですとかそういったものも、なるべくニーズを掘り起こせれば一番いいかと思うんですけれども、高齢者向けの施設に限らず、そういった子育て関係の支援にもご利用いただけると思っていますんで、そういったところもしっかり周知していければなと思います。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　制度としてあるのであれば、やっぱり使ってもらわないと、なくてもいいんじゃない、むしろ、老朽空き家の解体とかのほうに力を入れていったほうがいいんじゃないかとちょっと思ってしまいますので、そこは、補助金としてこれ計上されているからには、そこら辺お願いしたいと思います。

あと、最後に、206、207ページの古代蓮の里売店リニューアル業務委託料ですけれども、これちょっと、やっぱり、便益施設がちょっといまいちどういうものなのか、今の古代蓮の里の売店とかうどん店がある中で、便益施設というイメージが、どういった施設を便益施設で考えているのというのが１点と、もう一点が、ちょっとこれは当初予算のポイントのほうになってしまうと思うんですけれども、結構スパンが、令和10年度のそのリニューアルオープンということなので、結構思ったよりは長くかかってしまうというところ、そこは何か理由があるのでしょうか。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　一番初めのご質問、便益施設の整備は何かというところでございまして、今年度、リニューアル更新を現在、確定をしているところでございまして、申し訳ございません、まず、アンケート調査を実施しております。

また、現在、公募型のサウンディング調査を今、まさに実施しているところで、具体的にどれというところの便益施設まで定まっていない状況の中でございますが、市民アンケート結果の中では、希望するこういう施設で何が欲しいかというところで、気軽に利用できるカフェとか地域食材等扱ったレストラン、また、産直施設、観光物産施設、それから、リーズナブルなレストラン、そういったものを便益施設として捉えておりますが、今後、リニューアルをする上で、当たって、サウンディングの調査等を、結果を踏まえて業務形態、どういうふうな形で今後その古代蓮のリニューアルをしていくのか、例えば、指定管理でいくのか、

あるいは指定管理と、こういった施設を造るためにＤＢＯ方式をするのか、あるいはＰＰＰ/ＰＦＩとかいろんな手法がございますので、そういった意向も含めた中で決めていきたいというところでございます。基本的には、そういったものの便益施設を現在、どうしていくのというのを検討しているというところでございます。

そうした中で、リニューアルを令和10年度ということで現在、考えているというのが、指定管理が令和９年度末をもって完了するという中で、10年度に向けて進めていくためには、今年度から方針をして、来年度以降に業務形態を決めた中で、新たな管理をどうやってするというところで、事業者等を決めていかなくてはいけないというところ、そこの中でご提案があったような形、ご提案をいただきながら、実際稼ぐ施設として古代蓮をどうしていくのという中で、今回、調査測量設計業務を計上させていただきましたけれども、その辺とリンクを図って進めていきたいというところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　稼げる施設ということで、ぜひそれはもう、ポテンシャルのある場所なので目指していただきたいとは考えますが、私は当初、この予算ぱっと見たときには、既存のものを改修していくのかなと捉えていたんですよ。でも、何か、やっぱり便益施設というものを、例えばですけれども、今のわらアートやっている辺りとかに新しく建てるみたいな形でいいんですか、イメージとしては。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　事業者選定の公募の結果によるところもございますが、今回、調査測量設計見込みを計上させていただいているのは約250平方メートル程度のその新たに建築する建築設計業務委託料を計上させていただいてるというところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　やっぱり、既存のものの活用ではなくそっちになるというのは、新しくしたいというか、また、今の形だとその便益施設には合っていないということですかね、そのイメージ。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　既存のものは活用しつつ、新たにそういったものも施設を導入して稼げる施設にしていきたいという考え方でございますので、現在のその売店等、あるいは会館内の休憩室等もありますけれども、そういった中を今後、事業者等を選定していく中で提案をいただきながら、より有効な配置計画、こういったものを踏まえて施設整備を進めていきたいと

いうところです。

○委員長　よろしいですか。

○１番　福島委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

小林委員。

○小林（修）委員　207ページの説明の中で、14節の各種公園整備工事請負費だと思いますけれども、しのぶ池の環境改善事業というのが多分、あったと思うんですけれども、その環境改善事業の内容と事業規模を教えてください。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　まず、しのぶ池環境改善工事については、予算額6,700万円を予定しているところでございます。主な工種でございますが、まず、既存水路をまず切り回させていただいて、要は、一部仮締切りを行うと、その上で、水抜きを行うという中で、水中ポンプだったり発電機、こういったものを設置して水を抜くと、その上で、抜いた結果、池底の清掃をして、一部護岸の補修等をしたいというところでございます。

○委員長　小林委員。

○小林（修）委員　では、清掃だけで、ヘドロを掘るとかそういうふうにはやらないということですか。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　天日干し等をしますが、一部の汚泥の処理も含まれているというところでございます。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

吉田委員。

○３番　吉田委員　お願いになるのかもしれませんけれども、201ページの調査測量設計委託料という形で、先ほど八幡通りのところの話出ていますよね。そこについて、調査設計委託料ですから、その中で私がお願いするのは、その八幡通りの人たちがトイレがないというんですよ。通行人とか観光客が、その通りにトイレがないんで、近所の人が、トイレすみませんけれども貸してくださいとかという話を聞くんですよ。ですから、この通りのどこかにまたそういう市のか何か、トイレがあればいいですよねという希望の声が大きいの。ですから、そこら辺も委託料、調査していくんあれば、トイレも含めて調査していただければありがた

いと思いますけれども、どうでしょうか。

○委員長　今のは、今の調査の内容にそういうのものが含まれているかどうかという質問でよろしいですか。

○３番　吉田委員　いいです。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　八幡通りを今後どうしていこうという事業の在り方を調査するものでございまして、ワークショップ等も行う中で、地域の皆様の声とかそういったものも伺いながら、ご意見も含めて検討させていただければというふうに考えております。

○委員長　よろしくお願いします。

よろしいですか。

吉田委員、どうぞ。

○３番　吉田委員　もう一点、あと次、この203ページ、今、山崎課長が手数料という形で、空き家対策の手数料という形だが、弁護士という言葉とかいろいろそう聞いたんですけれども、１件は、その老人宅が亡くなってしまって、店舗でも、そうすると、相続関係がないんですよ。そうすると、どうすればいいですかという相談も受けるの。そうすると、銀行なんかにも一応、遺言とか相続のを書いてくださいとかという話もあるんですけれども、もしそういうことがあった場合は、それから、それ市で、窓口でも相談を受けてくれるんですか。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　空き家関係であれば、私どもの部署が空き家の総合相談窓口ということになっています。最近、多いのが、相続放棄で所有者が不存在となってしまうような案件もありますので、そういったところも制度上何が使えるというのを今、研究しています。

まさに今回、予算要求、今年度から予算化させていただいて、来年度も引き続き取り組むんですが、民法の財産管理制度というのが相続放棄をした案件に対しての取り組める制度の一つでありますので、こういった既存の民法の制度なりを活用しながら、そういった本当に放棄されて誰も管理する人がいなくなってしまった物件などについて、一つ一つになってしまうんですけれども、丁寧に対応できればなというふうに考えています。

その他のご相談に関しましても私どもが総合的な窓口になっていますので、空き家のいろんな相談については引き続き窓口、お電話等で承れればなと思っています。

○委員長　吉田委員、どうぞ。

○３番　吉田委員　ありがとうございます。

税理士とか会計事務所等でいろいろ話をさせてもらうと、今、空き家対策、そういう亡くなった場合に相談受けていくと、最終的には誰もいなくなってしまうから、最後はもうしようがない、弁護士が入ってくるんだって、裁判の折。委託して、３人ね。すると、みんな弁護士が結構いないものだから、みんないいこと言う、いいことしか知らんですよと話を聞く、そこら辺をよく含んでおいたほうがいいですよという話を聞かせているものだから、この手数料の問題もどういう問題かなと、行政も受けてくれるのかなと話をちょっと聞かせてもらったの。ありがとうございます。分かりました。それでは、よろしくお願いします。ありがとうございます。

以上です。

○委員長　ありがとうございます。

ほかに質疑ありますか。

小野寺委員。

○４番　小野寺委員　それでは、都市計画課さん所管分から伺います。

まずは、１つ目が207ページの上から、桜維持管理委託料と、54万9,000円の事業があるんですけれども、こちらは、説明伺った限りだと、伐採とか植樹というんじゃなくてまたほかの内容かと思うんですけれども、ちょっと内容についてご説明お願いいたします。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　こちらについては忍川堤防上、ちょうど市駅前の北側附近ですが、そちらのところで、５自治会の方が除草とかそういったものにご協力をいただいておりまして、その方々に……それじゃないです、申し訳ないです。

こちら、桜維持管理委託料は、忍川堤防沿いにある桜について、消毒等行うための委託料でございます。

○委員長　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　承知いたしました。

続きまして、都市計画課さん所管分で、207ページの古代蓮の指定管理料5,738万4,000円というがあるんですけれども、これすみません、決まりでこの金額というのがあるのかもしれないですけれども、前年度もこの金額で、ここから先はちょっといろんな方のご意見があって、例えば、わらアートを、多分、これの中で実施して、その分、花フェスティバルでしたっけ、花のイベントが縮小されて、その辺で何かご不満の声とかも聞いたり、あと、その古代蓮のいろんな行事の中で、職員の皆さん、いろんな電球をつけたりとか、その駐車場の

お手伝いしたりとか、すごいボランティア的な仕事されているようですけれども、この辺の管理料って、何か足りないような感じが個人的にはするんですけれども、こういった金額というのは増額ってできないものでしょうか。

ちょっとおかしいですかね。

○委員長　おかしいですね。契約で決まった指定料の中で、発注元と管理をしている方たちの話合いの中で決まってくると思うんですね。だから、その辺で、この中に含まれているものが何であるというのをちょっとご説明してもらうということでいいですか。

○４番　小野寺委員　はい。じゃ、そちらでお願いいたします。

○委員長　お願いいたします。

○都市計画課長　古代蓮の指定管理料につきましては、これ施設、14ヘクタールございまして、園内の古代蓮、花蓮だったり水生植物園の管理、そういったものと、古代蓮会館の運営、それから、売店、うどん店ですね。こういったもの全て含んで指定管理料ということで５カ年、令和５年度から９年度までについて基本協定を結びまして、１年度当たりこちらの5,738万4,000円の年度協定を結んでいると。

そういった中で、先ほどのわらアート、あるいはフラワーアートのお話とか、そういったお話があったかと思うんですけれども、こちらについては、指定管理者でございますいきいき財団が自主事業という形で計画をして進めているというところでございまして、こちらについて、我々も報告は受けているところではございますが、基本的なその自主事業というものは、指定管理者のほうで考えながら運営していくというものでございます。

○委員長　よろしいですか。

○４番　小野寺委員　失礼いたしました。ありがとうございます。

すみません、まだ……。

○委員長　どうぞ。

○４番　小野寺委員　すみません、もう何点か。

すみません、小林委員からもご質問があったんですけれども、同じく207ページの14番、各所公園整備請負工事費の水抜き事業というんですか、水城公園水辺再生事業の中で、議場、一般質問とかいろんなそういう質疑の場とかでスケジュールの話とかご説明あったかと思うんですけれども、そのときに、11月に、たしか水を抜くというお話だったかと思うんですけれども、申し訳ないですけれども、11月になぜ水を抜くのか、その理由についてちょっともう一度ご説明お願いいたします。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　水を抜いて、まず、魚を移動するという作業がございます。こちらについては、専門家のご意見を伺ったところ、寒い時期でないと魚自体が弱まってしまうというご意見がございまして、イベント等については12月ということでさせていただいたところでございます。

○委員長　はい。

○４番　小野寺委員　承知いたしました。

こちらの事業についてもう一点だけ、すみません。

この前その議場で説明があったかどうか、ちょっと私、聞き逃したんですけれども、こういったことはテレビとかそういったところ、メディアに情報提供というのはもうされていらっしゃるんでしょうか。

○委員長　金子課長。

○都市計画課長　こちらについては、昨年度来から、テレビ局のほうへは私どものほうから積極的にお声かけをさせていただいているところでございますが、その撮影のタイミング等々もございますので、先方からそういった情報もいただきながら、ちょっとどうなるか分からないですけれども、時期が合ったときにはそういった形でテレビ局とタイアップも可能なのかなというふうに認識しております。

○委員長　小野寺委員、どうぞ。

○４番　小野寺委員　ありがとうございます。

すみません、最後に１点だけ。

次は、建築開発課様所管分で、203ページ、12番の窓口業務委託料についてですけれども、こちらは新しい取組だったような感じがするんですけれども、これというのはどういった対応されるんでしょうか。例えば、電話対応なのか定期的な、月１回みたいな感じで予約制みたいな感じなのか、そういった内容についてちょっとお伺いいたします。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　こちらの事業につきましては、来年度から予定する新規のものになっています。熊谷市のＮＰＯ法人熊谷相続研究会と単価契約を予定しておりまして、１件今のところ7,700円で、10件分ということで、10件ほどの件数を見込んで予算計上させていただいておりますんで、こちらの研究会は、主に強いところが、司法書士とか行政書士さんが加盟しておりますんで、法律的な観点で、相続で困っているですとかそういったところが非常に相談

窓口として有効かと思いますんで、市でお申込みを受けて、そのお客様をこの研究会のほうにおつなぎするようなイメージでおります。

○４番　小野寺委員　ありがとうございます。以上で。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、先ほど申し上げましたとおり明日審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後　　４時　４４分　休憩

午後　　４時　４５分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△会議時間の延長

○委員長　やがて定刻となりますので、会議時間を延長する場合がございます。

議事を続行いたします。

△議案第２４号について

○委員長　次に、議案第24号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

建築開発課、山崎課長。

○建築開発課長　それでは、議案第24号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の148ページをお願いいたします。

本条例の施行から20年が経過する中で、全国的な少子化、物価高騰、本市の状況、市民や企業のニーズなどが変化してまいりました。本案は、このような状況に対応すべく、行田市基本構想の重点施策の一つである開発の促進と雇用の創出の早期実現に向けたさらなる土地活用の促進を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容をご説明申し上げますので、新旧対照表32ページをお願いいたします。

第２条第１号は、開発申請者の負担軽減や土地の有効活用の観点から、公園等を設置しなければならない開発区域の面積の最低限度を0.3ヘクタール、3,000平方メートルですね、こちらから１ヘクタール、１万平方メートルに緩和するため、新たな規定を追加するものでございます。

次の第２条第２号は、土地取得費用が抑制されることによる若年世帯の住宅取得促進等の観点から、市街化調整区域における予定建築物の最低敷地面積を300平方メートルから200平方メートルに変更するものでございます。

次の第３条第３項、次の33ページになりますが、第４条第３項、第５条第４項及び第６条第２項は、事務の簡略化により、迅速な土地活用や企業誘致の早期実現を図る観点から、都市計画審議会の意見を徴収する旨を削除するものでございます。

次の第５条第１項第６号は、用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、149ページをお願いいたします。

附則についてご説明申し上げます。

第１項は本条例の施行期日を公布の日とし、第２項は、改正後、この条例の施行日の前日までになされた開発行為等の許可申請については従前の例によるものとするものでございます。

以上で議案第24号の細部終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２４号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

小林委員。

○小林（修）委員　ちょっと何点か教えてください。

一応、開発の推進とかで変えるというのは分かるんですけれども、この変えたのが３つですよね、面積要件と公園の要件、あと、審査会に出す要件、３件。そのところが、200に決めた理由、１ヘクタールに決めた理由を教えてもらいたいですけれども、あと、開発審査会というのは、何か法律だと、都市計画化を何かやる場合は審査会にかけなくてはいけないという条文があると思いますけれども、それに抵触しないかという、３つ目はその質問です。

○委員長　山崎課長。

○建築開発課長　まず、１つ目の公園等の面積の緩和ですが、こちらについては、近隣の自治

体の状況等を参考にしながら緩和をしたものでございます。具体的には、加須市ですとか羽生市においては、既に0.3ヘクタール以上のものを１ヘクタール以上ということで緩和しておりますので、本市もそういった形を参考にしながら緩和していきたいとするものでございます。

次に、２つ目の最低敷地面積についてですけれども、こちらについても、近隣市の状況とか県内の状況を調べますと、やはり緩和しているところも事例としてはございます。緩和している自治体としましては鴻巣市、北本市、川越市、こういったところが200平方メートルという数字を採用しておりますので、本市でも、これまで300で、権限移譲を受けてからずっと県の基準に倣ってやってきたところではあるんですが、それを、先進的な自治体というのもあるんですけれども、200平方メートルに変えて、１区画当たりの住宅費用を抑えることで、若い方も行田市で住宅を持っていただける機会も増えていくのかなという思いで面積基準の緩和をしております。

３つ目の都市計画審議会についての意見聴取ですけれども、これは特段法律上うたわれているところではないというふうに認識しておりまして、この諮問を条例の中に明記している自治体も、県内で調べますと、本市のほかは５市という形になっています。本庄ですとか東松山市さんは規定はあるんですけれども、その他の自治体については特段規定もなくて、そういったところを勘案しながら、本市でも早期の企業誘致の実現とか区域指定の柔軟化という観点もございますので、今回、審議会への諮問については削らせていただきたいというふうに考えています。

○委員長　小林委員。

○小林（修）委員　大体分かりました。私が見てみると、ほかの市町村の公園について、やはり１ヘクタールだと。鴻巣市なんか見ても、ホームページで200ということで出ているんで分かるんで、その辺も含めてやることはいいことだと思いますけれども、私とすると、本当に独自でこう考えてもらう、すごいなというような感じでちょっと質問させてもらったんで、分かりました。

それと、あと、審査会の関係ですけれども、私が見た関係で、19条で、市町村の都市計画の決定ですから、決定の場合は審議会にかけなくてはいけないとあるんですけれども、これは、でも決定とは違って、ほかのところないとなればそれでいいのかと思いますけれども、とにかく頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長　まとめてもらってありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２４号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第24号　行田市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決するに決しました。

△散会の宣告

○委員長　以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明日は、午前９時30分から委員会を開き、引き続き環境経済部及び市民生活部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日は散会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後　　４時　５４分　散会

建　設　環　境　常　任　委　員　会

３　月　６　日　（　金　曜　日　）

令和８年行田市議会建設環境常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月６日（金曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第１１号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

議案第２１号　行田市印鑑条例の一部を改正する条例

○審 査 日 程　【環境経済部】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【市民生活部】

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第１１号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算

議案第２１号　行田市印鑑条例の一部を改正する条例

○出席委員（６名）

委員長	木村　博　委員	２番	小林　修　委員
副委員長	小林淳一　委員	３番	吉田豊彦　委員
１番	福島ともお　委員	４番	小野寺貴男　委員

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

森原秀敏	市民生活部長
加藤修	危機管理監兼市民生活部危機管理課長事務取扱
島田あかね	参事兼市民生活部交通政策課長事務取扱
礒貝和実	市民生活部次長兼市民課長
上野浩二	地域活動推進課長
吉田悦生	南河原支所長
長澤紳介	市民生活部副参事
江森裕一	環境経済部長
菅原広志	環境課長兼粗大ごみ処理場長
横山敦亮	商工観光課長
萩原弘一	農政課長
小林誠	農業委員会事務局長
寺田定弘	環境経済部副参事
吉田秀和	環境経済部副参事

○事務局職員出席者

書記　新井康夫

午前　　９時　２９分　開議

△開議の宣告

○委員長　皆さん、おはようございます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止しますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

本日は、環境経済部及び市民生活部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、昨日お配りいたしました審査日程により行います。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用していただきますようお願いいたします。

また、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

初めに、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長　おはようございます。

環境経済部長、江森でございます。委員の皆様には、環境経済部、そして、農業委員会の諸施策に、日頃から多大なるご支援を賜り、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

本日は、令和８年度行田市一般会計予算に関する説明を申し上げます。審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号について

○委員長　総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、環境課、菅原課長。

○環境課長　議案第９号　令和８年度一般会計予算のうち、環境課所管部分につきまして、歳出、歳入の順に説明申し上げます。

予算に関する説明書の96ページをお願いいたします。

２款１項11目環境対策費は、前年度に比べ2,723万9,000円の増額でございます。これは、主に市内のクビアカツヤカミキリ対策において、集中対策強化期間の２年目となる令和８年度に、被害樹木の防除や伐採等の取組を加速するため、予算を大幅に増額したことによるものでございます。

99ページをお願いいたします。

環境対策費の12節化学分析委託料は、河川及び地下水の水質分析を委託するものでございます。

その下のダイオキシン類調査委託料は、市内の大気及び土壌におけるダイオキシン類濃度の測定、分析を委託するものでございます。

12節の一番下、害獣・害虫等駆除委託料は、特定外来生物であるアライグマや有害鳥獣であるイノシシによる人的被害や農作物等への被害を防止するため、捕獲、駆除業務を業者に委託するための費用でございます。

14節設備撤去工事請負費は、故障により使用できなくなっている電気自動車用急速充電設備２基を撤去するための費用でございます。

18節の５つ目、合併処理浄化槽設置補助金は、国・県の補助制度に合わせて合併処理浄化槽への転換促進を図るため、その設置などに係る費用の一部を補助するものでございます。

次の◎クビアカツヤカミキリ対策費の10節消耗品費は、クビアカツヤカミキリ防除のための薬剤や機材等の購入に要する費用でございます。

12節害虫等防除委託料及び伐採委託料は、市が所有する桜などの被害樹木の薬剤による防除及び伐採を事業者に委託するための費用でございます。

18節クビアカツヤカミキリ対策費補助金は、個人や事業主が市内に所有する桜などの被害樹木の薬剤による防除や伐採を、事業者に依頼して実施した場合の費用の２分の１を、５万円を限度に補助するものでございます。

次に、飛びまして、164ページをお願いいたします。

４款１項４目環境衛生費は、前年度とほぼ同額の予算計上となっております。

右ページ説明欄の◎環境衛生一般管理費の７節報償金は、年２回実施するごみゼロ運動の際に地区で回収したごみを、粗大ごみ処理場へ搬入するための奉仕車両やごみ集積所の管理、指導に対する各地区衛生協力会への報償金でございます。

18節地区衛生協力会交付金は、市内185地区の各衛生協力会に対する交付金でございます。

166ページをお願いいたします。

２項１目清掃総務費は、前年度に比べ３億4,151万7,000円の増額でございます。これは、行田羽生資源環境組合負担金の増額などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎清掃事業管理費の２節一般職給から４節一般職共済組合負担金は、環境課及び粗大ごみ処理場の職員に係る人件費でございます。

10節消耗品費から13節器具・機材借上料までは、主に環境課事務所の維持管理に要する費用でございます。

18節の３つ目、行田羽生資源環境組合負担金は、新ごみ処理施設の整備を行っている同組合への負担金でございます。

左ページ、２目塵芥処理費は、前年度とほぼ同額の予算計上でございます。

169ページをお願いいたします。

塵芥処理事業費、説明欄の７節奨励金は、ＰＴＡや子ども会などが行う資源物の集団回収に対する奨励金で、その下の買上金は、各地区衛生協力会に対する資源物の買上金でございます。

12節１つ目の資源物収集委託料から５つ目の公共施設等廃棄物収集委託料までは、それぞれの種別ごとの収集運搬に係る委託料でございます。

その下の戸別訪問収集委託料は、家庭から排出されるごみを、自ら集積所に出すことが難しい高齢者等の居宅を事業者が訪問し、ごみの収集を行うための委託料でございます。

18節彩北広域清掃組合負担金は、小針クリーンセンターの運営、維持管理を行っている同組合への負担金でございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費、10節の３つ目、修繕料は、粗大ごみ処理場の老朽化に伴う破砕機などの修繕に係る費用でございます。

11節の３つ目、手数料は、粗大ごみ処理場で処理することができない破砕不適物、処理困難物などの処理に係る費用でございます。

12節の３つ目、破砕廃棄物運搬委託料は、破砕処理後の不燃物を寄居町にある県の最終処分場まで運搬するための委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、粗大ごみ処理場の運転管理に係る委託料でございます。

171ページをお願いいたします。

説明欄の一番上の◎長善沼整備事業費は、長善沼最終処分場の除草及び水質管理などの管理に係る費用でございます。

左ページ、３目し尿処理費は、前年度に比べ161万1,000円の減額でございます。これは、

環境センターの施設運転管理委託料が減額となったことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎し尿処理事業費は、生活保護世帯に係るし尿処理委託料でございます。

次の◎し尿処理施設管理費は、環境センターの維持管理に要する費用で、10節の３つ目、修繕料は、施設の老朽化に伴う修繕に係る費用、12節の各委託料は、施設の維持管理に要する費用でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款２項２目衛生手数料の２節清掃手数料のうち、右ページ説明欄の許可申請手数料は、一般廃棄物収集運搬業者の許可申請に係る更新手数料、その下の諸手数料は、粗大ごみ処理場に搬入される事業系ごみに係る処理手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項１目総務費国庫補助金の１節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の１つ目、循環型社会形成推進交付金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る国からの補助金でございます。

44ページをお願いいたします。

15款県支出金、２項１目総務費県補助金の１節総務管理費補助金のうち、右ページ説明欄の２つ目、浄化槽整備事業補助金は、合併処理浄化槽への転換設置に係る県からの補助金でございます。

その下のネイチャーポジティブ推進事業補助金は、クビアカツヤカミキリ防除対策に係る県からの補助金でございます。

48ページをお願いいたします。

15款３項１目総務費委託金の１節総務管理費委託金のうち、右ページ説明欄の１つ目、環境保全交付金は、駆除したアライグマの個体分析や公害関係事務に対する交付金でございます。

50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目財産貸付収入の１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の７つ目、一般土地貸付収入（環境課）は、メガソーラー発電事業に係る土地及び一般廃棄物処理施設建設用地に隣接する土地の貸付収入でございます。

８つ下の建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に係る環境センターの屋根貸し収入でございます。

さらに８つ下の一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合への最終処分場の一部に係る土地の貸付収入でございます。

その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、行田羽生資源環境組合への一般廃棄物処理施設建設用地の貸付収入でございます。

少し飛びまして、62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の７節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の９つ目、環境課電気、ガス、水道料は、環境課事務所の２階部分を忍城おもてなし甲冑隊の事務所として貸し付けている貸付収入でございます。

64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の２つ目、資源ごみ売払収入（環境課）は、資源リサイクル事業で回収する缶・瓶及び紙・布類の売払収入でございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項３目衛生債の１節清掃債の右ページ説明欄の１つ目、環境課事務所設備改修事業債及び環境センター設備改修事業債は、それぞれの施設における照明ＬＥＤ化事業の工事設計業務委託に対するものでございます。

以上で、令和８年度一般会計予算のうち、環境課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、商工観光課、横山課長。

○商工観光課長　初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の174ページをお願いいたします。

５款１項１目労働諸費の右ページ説明欄の◎労務対策費は、労務対策に係る職員の人件費などでございます。

18節の一番下、求職者公的資格等取得助成金は、市民の正規雇用としての就業を支援するため、就職に必要な資格を取得した場合にその費用の一部を助成するものでございます。

少し飛びまして、182ページをお願いいたします。

７款１項１目商工総務費、右ページ説明欄の◎商工一般管理費は、職員の人件費でございます。

次に、２目商工業振興費、説明欄の◎商工業育成振興費でございますが、14節の設備改修工事請負費は、富士見工業団地内の街路灯をＬＥＤ照明にするための工事費でございます。

その下の18節、上から１つ目及び２つ目の商工会議所事業補助金及び商工会事業補助金は、

行田商工会議所及び南河原商工会の運営に対する補助金でございます。

その４つ下の電灯料補助金は、市内商店街街路灯管理団体10団体に対し、街路灯電気料の８割を補助するものでございます。

その４つ下の商工業振興資金利子補給金は、市の融資制度に基づき金融機関から資金の借入れを行った市内中小企業が、その借入額を完済した場合に、金融機関及び完済者に対して利子の一部を補助するものでございます。

その３つ下の住宅改修資金補助金は、市内事業者を利用した市民の住宅改修に対して工事費用の一部を補助するものでございます。

その１つ下の起業家支援助成金は、市内の空き店舗を利用して新たに事業を開始する方に、創業に対する費用の一部を補助するものでございます。

その１つ下の店舗併用住宅改修支援助成金は、新規事業でございまして、市内の空き店舗の活用を促進するため、店舗と住宅を分離する改修工事費用の一部を補助するものでございます。

その１つ下の伝統産業活性化推進交付金は、行田足袋組合が国の補助金を活用して実施する行田足袋のプロモーションを初めとする事業に対する補助金でございます。

その１つ下の企業等人材育成支援補助金は、従業員が業務に必要な資格を取得した場合に、その費用を負担した中小企業などに対し費用の一部を補助するものでございます。

185ページをお願いいたします。

20節行田足袋組合貸付金は、行田足袋組合が国の補助金を活用して行田足袋のプロモーションを初めとする事業を実施するに当たり、国からの補助金が交付される前に必要となる事業費について、無利子で貸付けを行うものでございます。

次に、184ページ、３目の観光費でございます。

右ページ説明欄の◎観光事業費、12節の観光関連施設管理業務委託料は、ＪＲ行田駅前及び忍城バスターミナルの観光案内所並びにさきたまテラスゾーンの管理運営を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託するものでございます。

18節の上から２つ目、行田おもてなし観光局補助金は、同観光局が行う公益事業への補助を通じて、国内旅行者及び訪日外国人旅行者を本市に誘客し、稼げる観光地の形成を図るためのものでございます。

その下の酉の市補助金から行田古墳フェスティバル補助金までは、各実行委員会が行うイベントの開催に対する補助金でございます。

次の◎桜維持管理費は、武蔵水路などに植樹されている桜の維持管理に係る経費でございます。

186ページをお願いいたします。

４目商工センター費は、前年度に比べ7,878万3,000円の減額でございます。これは、施設設備の更新工事費の減によるものでございます。

右ページ説明欄の◎商工センター管理費、12節の指定管理料は、指定管理者である公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団に支払う指定管理料でございます。

14節の設備改修工事請負費は、受変電設備の更新のための工事費でございます。

続きまして、歳入について説明いたしますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款１項４目商工使用料のうち、１節観光使用料の右ページ、さきたまテラスゾーン使用料は、さきたまテラスゾーンでのイベントの開催やキッチンカーの出店など、主催者や出店者からの使用料を見込むものでございます。

２節の商工センター使用料は、右ページ説明欄に記載の商工センター内に事務所を置く行田商工会議所から労働基準協会までの６団体からの使用料を見込んだもので、前年度と同額の計上でございます。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

48ページの上のほう、15款２項５目商工費県補助金でございますが、右ページ説明欄の魅力ある地域づくり事業補助金は、行田おもてなし観光局への補助金のうち、町なかへの回遊と消費促進を図るための事業に対する県の補助金でございます。

50ページをお願いいたします。

16款１項１目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の中ほど、建物貸付収入（商工観光課）は、商工センターの屋根貸しによる太陽光発電事業に係る建物貸付収入で、前年度と同額の計上でございます。

60ページをお願いいたします。

20款３項４目行田足袋組合貸付金元金収入は、歳出のところで説明しました行田足袋組合に対し、同組合に国から補助金が交付されるまでの間、一時的に無利子貸付けを行う貸付金に係るものでございます。

62ページをお願いいたします。

同じく、20款諸収入、４項１目雑入のうち、７節施設貸付収入でございます。右ページ説明欄の中ほど、商工センター電気、ガス、水道料から２つ下の商工センター清掃委託料まで

は、商工センターの施設貸付けに伴う行田商工会議所などの受益団体からの負担分を見込んだものでございます。

66ページをお願いいたします。

15節雑入の右ページ説明欄の上から２つ目、損失補償還付金は、市の融資制度に係る返済において未償還が生じた場合に代位弁済を行う埼玉県信用保証協会に対し損失補償を行いますが、これに係る同信用保証協会からの還付を見込んだものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債でございます。１項５目商工債の右ページ説明欄の富士見工業団地設備改修事業債は、富士見工業団地内の街路灯をＬＥＤ照明にする事業費に、また、その下の商工センター設備改修事業債は、商工センターの受変電設備を更新する事業費にそれぞれ充当するため、起債しようとするものでございます。

以上で、商工観光課所管分の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、農政課、萩原課長。

○農政課長　それでは、農政課所管につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算につきましてご説明申し上げますので、予算に関する説明書の176ページをお願いいたします。

上段の６款農業費、１項２目農業総務費１億2,326万4,000円は、前年度に比べ2,632万6,000円の増額で、右ページ説明欄の◎農業一般管理費は、農政課職員及び農業委員会事務局職員、前年比２名増加の計15人分の人件費でございます。

左ページをお願いします。

３目農業振興費5,605万9,000円は、前年度に比べ997万5,000円の減額で、農産物等病害虫防除対策事業や県産木材活用促進支援事業費の補助金等における負担金補助及び交付金の減額によるものでございます。

右ページ説明欄の◎農業振興費のうち、主なものを申し上げますので、179ページの説明欄をお願いいたします。

12節農業振興地域整備計画策定委託料は、令和８年から９年度に基礎調査を実施し、一般除外や編入、データ錯誤修正などを反映して現況を整理し、計画の見直しを行う委託料でございます。

13節器具・機材借上料は、農業用素掘り用排水路のしゅんせつに使用する作業機械及びダンプトラック等の借上料でございます。

18節の上から４行目の県畜産会負担金は、令和８年度から畜産業費から農業振興費に統合した埼玉県畜産会の負担金です。

２つ下の農業再生協議会交付金は、経営所得安定対策や米の生産調整等の事務を行う行田市農業再生協議会への交付金でございます。

６つ下の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金は、田んぼアート事業を実施する費用を実行委員会に補助するものでございます。

その下の行田はちまんマルシェ実行委員会補助金は、八幡通りで毎週日曜日に、新鮮な野菜や米などを販売するマルシェに対して補助するものでございます。

その下の園芸団体振興事業補助金は、令和８年度から園芸振興費から農業振興費に統合し、行田市花き園芸組合とほくさい農協行田園芸組合に対して補助するものです。

２つ下の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者の経営開始に必要となる資金を支援するものでございます。

２つ下のスマート農業等推進補助金は、本市独自の取組を積極的に推進するため、スマート農業の機器の導入や規模拡大を行おうとする農業者等に対し費用等の一部を補助するものでございます。

その下の環境保全型農業支援事業補助金は、自然環境保全に資する生産方式を導入し、環境保全に効果の高い営農活動を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の経営継承・発展等支援事業補助金は、現在の担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者に対し補助するものでございます。

その下の県産木材活用促進支援事業費補助金は、市内において住宅や事務所等を新築、増改築する際に県産木材を使用した場合、その購入額の一部を補助するものでございます。

一番下の農産物等病害虫防除対策費補助金は、イネカメムシ等の病害虫に対する防除対策を実施した耕作者等に対し、費用の一部を補助するものでございます。

次に、４目農地費３億86万円は、前年度に比べ１億2,317万円の増額で、主な要因は、新たに支援する見沼代用水土地改良区負担金及び利田地区において機構ほ場整備事業費負担金が増額となったことなどによるものでございます。

右ページ説明欄の◎土地改良費のうち主なものを申し上げますと、12節認定農用地台帳作成委託料は、多面的機能活動組織の対象区域に係る認定農用地台帳整備業務の委託料でございます。

14節土地改良事業工事請負費は、真名板地内の農業用用排水路の整備工事を県補助金を活

用し実施するものでございます。

181ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の上から４つ目の元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、同改良区が実施する幹線農業用排水路整備事業の市負担金でございます。

２つ下の県営ほ場整備事業負担金は、鴻巣・行田地区及び池上地区のほ場整備事業における市の負担金でございます。

２つ下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営基幹水利施設の補修整備事業における負担金で、中条星宮地区の揚水機場の更新工事費を負担するものでございます。

その下の土地改良事業補助金は、行田市南河原土地改良区及び見沼代用水土地改良区の農業水利施設の更新工事費の一部を補助するものでございます。

その下の多面的機能発揮促進事業補助金は、地域ぐるみで農地や道路・用排水路の保全管理を行う活動組織17団体への補助金でございます。

その下の見沼代用水元杁公園整備事業交付金は、国の補助率100％である農山漁村活性化対策整備交付金を活用した見沼代用水土地改良区への公園整備事業に対する交付金でございます。

次の◎農業用道路及び農業用用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、11節出役料は、市内各所の用排水路及び農道の緊急的な補修を行うための作業員賃金でございます。

12節の調査測量設計委託料は、用排水路整備工事及び水田貯留設備整備工事に伴う実施設計委託料でございます。

14節の１行目、農道整備工事請負費は、未舗装の道路を舗装する農道舗装工事費でございます。

その下の農道補修工事請負費は、農道の補修工事費でございます。

その下の用排水路整備工事請負費は、用水路及び排水路の整備工事費でございます。

その下の水田貯留設備整備工事請負費は、田んぼダムの整備工事費でございます。

なお、戻りまして180ページの園芸振興費、畜産業費は、先ほど説明のとおり、令和８年度より３目農業振興費に統合しております。

歳出につきましては以上でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして41ページをお願いいたし

ます。

14款国庫支出金、２項国庫補助金、４目農業費国庫補助金の１節農地費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

農山漁村振興交付金は、見沼代用水元杁公園整備事業交付金に関わる国庫補助を見込んだもので、助成率は10分の10でございます。

次に、46ページの15款県支出金、２項県補助金、４目農業費県補助金の２節農業振興費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

農業経営基盤強化資金利子助成金は、認定農業者が受けた融資に対する利子に係る県助成金を見込んだもので、助成率は２分の１でございます。

次の新規就農総合支援事業費補助金は、認定新規就農者への補助金を見込んだもので、経営開始資金事業に関わる補助率は10分の10でございます。

次の環境保全型農業支援事業補助金は、環境保全型農業支援事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は４分の３でございます。

次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、米の生産調整、担い手の育成の各種事務を行う行田市農業再生協議会の事業に対する補助金を見込んだもので、補助率は10分の10でございます。

次に、48ページをお願いします。

３節農地費補助金の右ページ説明欄をお願いいたします。

土地改良事業費補助金は、真名板地内の用排水路整備工事の補助金を見込んだもので、補助率は補助対象経費の100分の33でございます。

次の多面的機能支払交付金は、農地や農業用道路・水路を保全管理することを目的とした活動組織への補助金及び各活動区域の認定農用地台帳作成のための委託業務への補助金を見込んだもので、補助率は、団体事業に関わるものが４分の３、認定農用地台帳作成委託業務に関わるものが10分の10でございます。

56ページをお願いいたします。

18款繰入金、２項６目１節森林環境整備促進基金繰入金の右ページ説明欄、森林環境整備促進基金取崩しは、県産木材活用促進支援事業費補助金に充当するため、同基金を取り崩すものでございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の２行目、

経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者への補助金を見込んだもので、補助率は２分の１でございます。

次に、５節委託金収入のうち、右ページ説明欄の５行目、農地中間管理事業委託金は、農地中間管理機構から事務委託金を見込んだものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

９節用品等売払収入のうち、右ページ説明欄の８行目、農業振興地域計画図売払収入は、農業振興地域計画図の売払いを見込んだものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

15節雑入のうち右ページ説明欄の下から４行目、行田羽生資源環境組合用排水路整備費負担金は、行田羽生資源環境組合に関わる小針地内の用排水路整備事業について全額を見込んだものでございます。

次に、68ページをお願いします。

21款市債、１項４目農業債、１節農業債の右ページ説明欄をお願いします。

かんがい排水路整備事業債は、真名板地内の県費補助事業における用排水路整備工事及び市内各所における用排水路の整備工事に対するものでございます。

その下の農道整備事業債は、農業振興区域内における市道の整備及び補修に対するものでございます。

その下の水田貯留設備整備事業債は、田んぼダムの整備に対するものでございます。

以上をもちまして、農政課関係予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、農業委員会事務局、小林局長。

○農業委員会事務局長　初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の176ページをお願いいたします。

６款１項１目農業委員会費でございますが、前年度に比べ145万6,000円の減額でございます。これは、農業委員などに係る成果報酬額の減額によるものなどでございます。

右ページ説明欄の◎農業委員会運営費の主なものを申し上げますと、農業委員13人分と農地利用最適化推進委員20人分の報酬及び事務局の運営に関する経費でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

２項３目農業手数料でございますが、右ページ説明欄の諸証明手数料は、農家証明書や除外証明書などの発行手数料でございます。

46ページをお願いいたします。

２項４目農業費県補助金のうち、１節農業委員会費補助金は、農業委員会設置などに関する県補助金でございます。

以上で、農業委員会所管の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　１点ちょっと補足をさせていただきたいと存じます。

農政課の説明の中で、見沼代用水元杁公園の公園事業費に対しまして、国の補助率100％と、10分の10と説明で申し上げました。これは、市の支出に対しては10分の10、国から入ってまいります。ただ、事業費、見沼代用水土地改良区が行う事業費に対しては、割合としては２分の１となっておりますので、この点を補足させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明が終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番　福島委員。

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

順次質疑のほうさせていただきたいと思います。

まず、99ページの害獣・害虫等駆除委託料並びにスズメバチ駆除費補助金についてですけれども、どちらも令和７年度当初予算に比べて、どちらも減額になっていると思うんですけれども、これは当初見込んでいたよりも件数が少なかったからなのかどうなのというところを１点お聞かせいただきたいと思います。

あともう一点として、害獣・害虫等のところに関しては、アライグマ、イノシシ以外はどのような例があったのということを併せてお願いします、まずは。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

害獣・害虫等駆除委託料、それからスズメバチの補助金の関係でございます。

委員おっしゃるとおり、昨年度見込んだ当初の見込みより実績が少なかった関係で、本年度は予算を減額しております。

２つ目の害獣・害虫等駆除委託料につきましては、委員おっしゃるとおり、アライグマと

イノシシのみでございます。実績はございません、イノシシにつきましては。

以上です。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　では、害虫を入れている理由は何ですか、害獣だけで済んでいますよね。だから、虫が入っていないです。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　こちらにつきましては、昨年までは、スズメバチの駆除の委託料も入っていた関係で害虫という形でありましたけれども、現在、委員おっしゃるとおり、害虫の部分は新年度予算残っていないところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　実質害獣のみだったら、害虫入れている意味ない気がしてしまうんですけれども、スズメバチの駆除補助事業は別建てになっているわけですから、何でこれ害虫残っているんですか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　予算科目上の措置でございまして、この点につきましては、財政課等と協議をして科目名の修正等を検討していきたいと思います。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　質疑させてもらって、害虫が入っている必要があるのかと感じてしまったんですけれども、今後そこは考えていただけたらなと思います。

仮に、別な何か害虫の類のものが発生したら、そのままでいいんでしょうけれども、取りあえず、ここに関しては以上で終わらせてもらいます。

次が、ページ的には飛ぶんですけれども、169ページですけれども、予算的にはそんなに大きくないですが、生ごみ処理機器購入費補助事業ですけれども、60万円ですけれども、実績はどうなっていますか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

実績は、令和８年２月末現在で25件の申請が出てございます。

以上です。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　25件あるということですが、新しい予算措置的には何件分ですか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　40件分を予算措置してございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　申請がある程度出ているということであれば、続けてもいいのかいうところがあるのですけれども、そこは確認で質疑をさせてもらいました。

あと続きまして、農政課になるんですけれども、179ページの農業振興地域整備計画策定委託料ですけれども、ここもうちょっと詳しくお聞かせいただけますでしょうか。なぜかといえば、規制の関係とかで、農業振興地域というものが結構大きなハードルになっていますので、見直しをおっしゃっていたので、そこら辺規制の絡みが入るのかどうか、そこの確認というか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

こちらの変更というところですけれども、既存の今の状況を整理したものを、今後の計画に反映させるということでの基本的には調査ということで、５年１回確認ということでの作業になります。

○委員長　よろしいですか。

○１番　福島委員　分かりました、そういうものなのか、分かりました。

続いてですけれども、同じ179ページの田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金ですけれども、少し増額になっているんですけれども、理由はあれですか、物価高騰とかですかね。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

委員さんおっしゃとおり、物価高騰の分のところと、あと田んぼアートのほ場自体が、毎年やっている中で高低差がかなりありまして、それをレベラーがけ等の整備を行うことによって、より作業効率と、それから生育にいいようなことをするための、そこの部分がということで増額となっております。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　要は、市財でやっているではないですか。

なので、もうちょっと例えば何か民間の資金というか、そういう考えとかないですかね。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

確かに、こちらの田んぼアートの補助金が、ほぼこの補助金で実施しているところですけれども、基本的には、あとは田植え並びに稲刈りのときの参加費ということで、こちらのほう頂いているところですけれども、こちらの参加料についての改定、それからあとは何かほかの新たな財源というのは、今いろいろと調査研究しているところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　なぜ、これ質疑したのか、申し上げたのというと、実際問題田んぼアートは、行田タワーから見てこそ価値が発揮されるものであって、そういう観点で捉えますと、やっぱり指定管理者が直接的には恩恵を受けているのというのもありますので、そこに市が市財を全額投入してよりかは、もうちょっとそこの部分が何かあってもいいのか、民間入れるなり、あるいは、何かそういう形つくれればいいのと思っていたので、確認も込めて質疑をさせてもらいました。分かりました。

続きまして、これは次の181ページですけれども、見沼代用水元杁公園整備事業交付金。

部長からも補足説明があったかと思うんですけれども、全体の事業的には、もう２億円近いものになるのと思うんですけれども、そこは確認でどうですかね、そんな感じですかね。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

総事業費としては１億9,200万円となっております。それの２分の１ということで、市が今回交付金を頂いて支出するものでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　非常に大きな整備になると思いますので、２億円近いので。

その内容的には、口頭で分かる範囲でよろしいので、県道の北側だと思うんですよね。県道の北側、南側、行田市になるので、北側どんな感じで整備するのか。口頭で、今分かっている段階で言ってもらえるんだったらお願いしたいです。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

見沼代用水土地改良区さんからのいただいたお話によりますと、先ほど委員さんおっしゃるとおり、県道の北側のところを再整備ということで、今回こちらの、今後、見沼代用水並びに利根大堰等を見学されるお子さんたちのための休憩施設ということでの建物ですね。それからあとは、あずまや等のそういった休憩施設の建物、それが中心になって、あと植栽な

どを入れた広場、公園という形と聞いております。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　若干補足させていただきたいと思います。

見沼代用水や利根大堰の見学者のほかに、サイクリングの方であるとか地域の交流、そういったことも含めて、活性化するための拠点ということで整備を予定していると。

具体的には、いらっしゃった方に対して説明をするような施設、そうしたものも考えていらっしゃるというふうに伺っているところでございます。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　そういった拠点があの場所にできるとなれば、個人的には望ましいと思いますので、ぜひ整備お願いしたいなと思います。

それでいて、続いて、また質疑に戻りますけれども、183ページの電灯料補助金ですけれども、防犯灯とか道路照明灯とかある中での商店街街路灯という位置づけだと思うんです。それなので、一応今までは80％で補助をしている。

今後も80％という考えでしょうけれども、やっぱりほかの防犯灯とか道路照明灯とかとの兼ね合いも含めると、補助率はできるだけ引き上げているほうがいいかと考えますが、８割である理由というのは何でしょうか。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　委員ご指摘のように、各自治会が管理をしている防犯灯というのがございまして、これは市民生活部の地域活動推進課が所管している分で、現在のところは、それは100％。過去においては、９割地元が負担していただいて、１割を市が補助するというような形の経緯もございました。現在のところ、先ほど申し上げたとおり、10割という形で。

最近の動向としますと、街路、要するに商店街の団体が、普通の商店街という定義ではなくて、一般的な街路灯から普通の防犯灯に切り替えたいというようなご要望も承っております。８割の負担、要するに市からの２割の補助につきましては、また今後そういったご意見等を賜りながら検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　若干補足させていただきたいと存じます。

過去にも議会でお問合せいただいたこともあって、防犯灯と商店街の街路灯というのは、設置目的が当然違うわけでございまして、現在は、防犯灯は10分の10の補助をしております。商店街の街路灯に関しましては８割補助ですけれども、いろいろ調べた中では、補助率とし

ては比較的高いほうという状況でございます。

なかなか商店街が厳しい状況というのは承知しておりますが、今後も設置目的、状況等を注視してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　分かりました。

あと最後に、今回新しくやる店舗併用住宅改修支援の絡みですけれども、前から思っていたんですけれども、起業家支援は、名前的に、実際はこういう概要とか見ますと、あくまでも空き店舗。起業家支援事業は、あくまでも市内の空き店舗を活用しているという。要は起業家支援と聞いてしまうと、イメージ的にはスタートアップ支援とかベンチャー企業とか、そういったものに対しての支援というイメージが個人的には強く感じてしまうのです。

それなので、例えば空き店舗活用事業とか何か支援事業とか何かうまく、今回こういうふうに、店舗併用住宅改修支援事業が生まれたのであれば、うまく何か空き店舗というほうの活用を、こういうふうに打ち出してもよかったのではないのかと考えてしまいますが、そこはどうしてこういう形になったんでしょうかね。結局どちらも空き店舗ですけれども。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　委員ご指摘のとおり、空き店舗というのが重要な要素を含んでおります。

こちらの助成金、補助金の制度の目的というのは、当然、創業者支援とそれから空き店舗対策、こちらの両方の目的を兼ねておりまして、それによって商店街の活性化であるとか商業振興というのを図るというようなところでございます。

先ほども環境課のところでもご指摘ございましたけれども、こちらの予算書の科目名称につきましては、空き店舗というような名称が科目に載っていませんので、いろんなベンチャー企業、ベンチャーの手助けをするとか、そういったものまで含めて理解されてしまうようなところはございますけれども、また説明の方法等につきましては、また今後検討はしていきたいと思います。

ただ、空き店舗対策については、やはり市内商店街の活性化というところでいいますと最重要なところでございますので、空き店舗の対策というものを重視して、支援を引き続き行っていきたいと考えております。

○委員長　福島委員。

○１番　福島委員　本当に店舗併用住宅改修支援の事業に関しては、私は結構好意的というか、

やっぱり今までが、そういった行田のまちって、そういうふうに家と店舗が一体化してしまっているところが多かったと考えますので、ぜひこういった対策お願いしたいと思います。

私は以上です。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　すみません。福島委員に対する私の答弁の中で補足をさせていただきたい部分がございますので、よろしくお願いします。

１点目の害獣・害虫等駆除委託料とスズメバチの駆除費補助金について、予算額が下がっている理由について、実績に基づいて下げましたというふうにお答え申し上げましたけれども、スズメバチの駆除費補助金につきましては、実績に基づきまして件数を下げておりますので、予算がその分下がっております。

害獣・害虫等駆除委託料につきましては、予算計上上の件数は同じで、今年度委託に変わりまして実績は上がっております。なぜ予算が下がったかといいますと、件数は同じで計上しているんですが、今年度の入札実績に基づきまして、単価契約になっておりますので、単価を令和７年度と比較して下げさせていただいたので、予算計上上は減額となったものでございます。申し訳ございません。

○委員長　よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございますか。

２番、小林委員。

○２番　小林（修）委員　何点かお聞きします。

最初に、環境課のページでいくと99ページ、クビアカツヤカミキリ対策費の12節伐採委託料というので、前年度より今年度、大分増えたというご説明ありましたけれども、増えた積算根拠が分かればそれを教えてください。取りあえず、お願いします。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　クビアカツヤカミキリ対策事業費のご質疑に対してお答え申し上げます。

伐採についてでございますけれども、令和７年度につきましては、伐採の本数は121本の予算を計上しておりました。令和８年度につきましては、300本の被害木の伐採を計上しております。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　300本というのはあくまでも予測であって、現在被害が出ている本

数とそれから見込みの本数、どちらですか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

300本につきましては、集中対策強化期間の３年間のうちに伐採する中で、市が所有している市内の桜の木は2,122本ございます。それを３年間で伐採を計画しているわけです。被害木2,122本の中で薬剤防除と伐採、もう既に伐採せざるを得ない木がございますけれども、その中の計画的に３年間で伐採していく中の、令和８年度の分が300本という形になります。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　実績ということで分かりました。

続きまして、169ページの12節の戸別訪問収集委託というので高齢者の戸別訪問ということで、前年ちょっと見ると600万円で、今年度400万円ということで減っていますけれども、これも実績に伴う減額でしょうか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

令和７年度につきましては、予算上100世帯分を計上しておりましたが、現在ご利用されている方が20世帯でございます。実績が思ったほど、予算上見込んでいたものよりは少なかった観点から、令和８年度は利用件数を下げたものでございます。50件として計上しております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　戸別訪問の相手方を募集するというのは、どういう方法で、要するに発信しているんでしょうか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　この制度につきましては、制度施行後、民生委員さんの連合会の総会の席へお邪魔してお話をさせていただきました。それからあと、もちろん市報とかホームページ等でも周知はしておりますけれども、現在はそういった周知をしております。

そういったところ、民生委員さんからとかそういった市報、ホームページで制度を知られた方たちから、そういった必要とされる方に携わっている方からの問合せみたいな形が多いです。

以上です。

○２番　小林（修）委員　分かりました。

相手方を、よく事業説明を、発信する機会をつくっていただいてやっていただければと思います。

続きまして、今度は農政課に移りたいと思うんですけれども、179ページの18節負担金補助及び交付金の中の下から４行目の環境保全型農業支援事業補助金、あと下から２番目の県産木材活用促進支援事業補助金というのが、前年度から減額になっていますけれども、その理由をお願いします。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

双方とも、実績ベースを勘案しまして減額となっております。特に木材に関しましては、今もまだ申請期間中ではあるんですけれども、当初予算より、相談、問合せ件数が伸び悩んだために、そういったことをベースにこちらのほう減額とさせていただいております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　では、また同じような質問になりますけれども、こういう事業があるということの発信なり募集というのはどういう方法でやられていますか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

県産木材につきましては、市内の木材協会さんに協力いただきまして、北埼地域の建築士協会、そちらの会合にお伺いさせてもらって、こちらの補助金のＰＲをさせていただきました。

また市内業者さんの住宅関係の建設業者さんも戸別で訪問させていただきまして、こちらの県産木材の利用促進の補助金のＰＲということで回らせていただいたところでございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　その関係で、県産での実績と今回の予算建ての件数をおのおの教えてください。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　今年度、今いただいております実績としては１件の６万6,000円のみでございます。

そうした中で、今回は約20件分ということで来年度の予算は計上させていただいておりま

す。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　ほとんどないということ、分かりました。

続きまして、農政課で福島委員からも聞いたんですけれども、見沼代用水元杁公園整備事業交付金、181ページ、9,600万円について伺いますけれども、これは何か市で国の補助金をもらって、それを交付金として、トンネルという言葉はいいかどうか分かりませんけれども、それから見沼代用水に交付金として出すということですけれども、なぜ見沼代用水が直接事業主体となってやらないということですけれども、１点目。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

今回、活用する交付金ですけれども、こちらの性質上、計画自体が市並びに県、こういった行政機関がということが対象となっています。事業主体としましては、土地改良区として対象となるということの観点から、今回は市がこちらの計画し、補助金を申請するものでございます。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　補足をさせていただきたいと思います。

農山漁村振興交付金の申請資格が、まず土地改良区にはございません。

市町村は申請主体になれることになってございまして、その中でスキームとしては、事業主体は土地改良区ですけれども、振興の計画を市がつくって、その下に事業がぶら下がっているという形になっています。計画を国に申請して、認められると市に対して補助金が下りて、それを交付金として土地改良区に支出するということで、打合せを行って、こういったスキームで活用しているところでございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　事業主体が行田市ということですか。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　計画の提出をするんですけれども、地域の振興計画みたいなものを市が出します。その下にぶら下がっている事業、個別事業は、事業主体は見沼代用水土地改良区となります。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　そうすると、申請自体は市で全部して、実績報告とかして、会計検査も市で受けるということになるわけですか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

委員さんのおっしゃるとおりでございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　そうすると、市は、逆にいえば、交付金を見沼代用水に出したから、見沼代用水から実績報告とかそういうのももらうということでよろしいですか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　今回のものにつきましてはそういった形になります。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　それは分かりました。

それであとは、見沼代用水の１億9,600万円でしたか、事業費。事業費あるんですけれども、その事業というのは、令和８年の事業計画を教えてください。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　総事業費といたしましては、9,600万円の倍の１億9,200万円になるんですけれども、令和８年度中に、公園の再整備ということで完了するとなっております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　そうすると、事業というと設計とか工事とかありますけれども、設計は補助対象外ということでよろしいんでしょうか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　お答え申し上げます。

確かに、事業費が工事だけという形になっておりますので、設計は含まれておりません。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　くれぐれも、要するに交付金で出ていますから、監督もあれですけれども、本当に事務処理的に市にかかってきますから、その辺も含めてやっていただきたいのと、名前というのは、現在の見沼元杁公園というのがありますから、実際、今回新しく造る公園というのは、見ると、見沼代用水元杁公園という名前になるということでよろしいんでしょうか。

○委員長　萩原課長。

○農政課長　委員さんおっしゃるとおり、この名前で今事業は計画が進んでおります。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　あと、くれぐれも、市の維持管理をしてくれというようなことにならないようにしていただきたいと思います。

以上です。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　度々申し訳ございません。

小林修委員の質疑の中で、クビアカツヤカミキリ対策費の伐採委託料のところでの質疑の関係ですけれども、市内で市が所有する桜の本数を2,212本と申し上げましたが、2,218本の間違いでございました。訂正しておわび申し上げます。

○委員長　2,218本ですね、よろしいですか。

小林委員。

○２番　小林（修）委員　あとは、今度は商工課で聞きたいと思うんですけれども、183ページ。先ほど福島委員も聞いたと思いますが、店舗併用住宅改修支援補助金は新規ということで、今回新しく100万円見てありますけれども、これは何件の積算でしょうか。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　お答えいたします。

予算見積り上は、上限でございます50万円、こちらが補助金の上限額でございますが、２件を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　併用住宅の改修の内容は、どういうことに対して出すんでしょうか。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　今の現状、店舗併用住宅という形で、要するに、店舗部分と住宅部分とか人が行き来できてしまうために、所有者の方がなかなか空き店舗部分を活用できない、貸出しができないというようなところがございますので、行き来ができないような、遮断をしてしまうような改修工事、こういった工事が対象になっております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　行き来ができないとなると、手洗いとかトイレというのがどうなるのかと思いますけれども、取りあえず２件ということですね、分かりました。

もう一点ですけれども、あとは、伝統産業活性化推進交付金というのが新たに出ているというんですけれども、前年に足袋産業活性化推進交付金というのがありますけれども、その代わりということの補助金でよろしいんでしょうか。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　名称は変わりましたが、内容は昨年度と同じ内容となってございます。

こちらが３か年の事業となります。

○２番　小林（修）委員　最後だけれども、もう一点ですけれども、185ページの２つ目の◎桜維持管理の12節桜維持管理委託料が前年より増えたということですけれども、この増えた理由をお願いします。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　商工観光課分の桜維持管理費でございますが、こちらは商工観光課が維持管理しております武蔵水路沿いであるとか、そこの管理をしておりまして、ここの維持管理につきましては、まず害虫ですね。アメリカシロヒトリ、毛虫の害虫の駆除、防除と、あと現在している枝の剪定、除草及び現在、これから植樹を行いますけれども、その植樹に係る植樹後のいわゆる水やりです。そういった生育に必要なための維持管理に係る費用をこちらに計上させていただいています。

そのために、単なる伐採、プラス植樹後の生育に必要なものを委託して実施するというもので、費用が上がっているものでございます。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　伐採って、要するに武蔵水路伐採していますから、本数的に減っているということはあるんで、それで増えたんでどうということで。

新しい植栽するやつの管理も含めてということの金額ということで、再度聞きます、よろしいんでしょうか。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　委員おっしゃるとおり、新たに埋めたのを、育成の分も含めた金額になります。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　何本分でしょうか。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　33本を予定しております。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　分かりました、いいです。

○委員長　教育センターの東側に33本新しく植樹するというお話、その33本ですね。

他に質疑ある方。

吉田委員。

○３番　吉田委員　２点ほどお聞きしたいんだけれども、先ほど小林委員が戸別訪問の管理で質疑していましたけれども、そこのところで質問するんだけれども、50件って言いましたね今年度、50件ですよね。

50件だと400万円、ここに予算がしてありますから、その内訳どうなっているの。簡単に１件訪問して回収して、そうすると、１件だと年間１件だと８万円ですよね、400万円割る50だと。どういう数字で400万円になっているのか、50件の割合が、そこを聞きたいの。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　吉田委員の質疑にお答え申し上げます。

400万円の積算につきましては、１世帯当たりの単価を１回当たり1,400円で見ています。1,400円の52週、それの50件分で400万円という形で計上しております。

以上です。

○委員長　吉田委員。

○３番　吉田委員　1,400円、１回ね。これは年間ですか。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

毎週１回、こちらは訪問収集をさせていただいておりまして、52回ということですね。１回当たりが、１週当たりが、だから1,400円、52週の50件分という形でございます。

○委員長　吉田委員。

○３番　吉田委員　もう一件、ダイオキシンがありましたよね、99ページか。

ダイオキシン類の調査委託料198万7,000円。これはどこの場所で年に何回ぐらい、場所を知りたいの、何箇所ぐらいのところを調査するのか、お願いします。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　お答え申し上げます。

ダイオキシン類の調査につきましては、大気と土壌がございまして、場所的には市内の３箇所ずつです、大気３箇所、土壌３箇所。大気につきましては年に２回、土壌につきましては年１回測定と分析を行っております。

以上です。

○委員長　場所についてお願いします。

○３番　吉田委員　市内３箇所だけど、どこ。

○委員長　菅原課長。

○環境課長　具体的な場所につきましては、令和７年度につきましては、大気の測定については市役所と南河原支所、それから太田公民館の３箇所でございます。

土壌につきましては、馬見塚公園、それから棚田中央公園、あとつきみちした公園の３箇所でございます。

３箇所につきましては、毎年３年周期ぐらいで場所を替えて計測しております。

以上です。

○委員長　ほかに質疑ありますか。

小野寺委員。

○４番　小野寺委員　商工観光課所管分のこと、伺いたいと思います。

183ページの商工業育成振興費、18節の商工会議所事業補助金と商工会事業補助金ですけれども、こちらの積算根拠といいますか、例えば会員数でこの金額が決まっているのかとか、会社数なのかとか、会社の規模で積算するとか、そういったところを、すみません、分かりやすくちょっと教えていただけたらと思います。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　お答え申し上げます。

こちらの補助金の積算につきましては、委員がおっしゃられました会員数でありますとか、そういったことを積算根拠にはしておりません。

全体の事業費に対して、この補助金の額が多いか少ないということは分かりかねますけれども、全体の事業費は計算しますと、８％ぐらいに当たる補助金として支出をさせていただいております。細かなこちらを導くための具体的な詳細な積算根拠というのは特にございません。

今回の場合、南河原商工会につきましては、昨年100万円の補助金、今回が120万円の補助金ということで、20万円増額をさせていただきましたけれども、その理由といたしましては、

根拠といたしましては、南河原商工会に県等から補助金が入っていたんですけれども、それが廃止になって、そういった収入がなくなってしまったりとか、それから、今、南河原商工会さんではスリッパですね。販路拡大でありますとか、いろいろマスコミとかいろいろな雑誌とかでも最近取り上げられておりますけれども、そういったスリッパを中心とした産業振興に力を入れていらっしゃいまして、そういった点から、商工会の会長さんからまたそういったご要望とかもありまして、20万円という額ではございますけれども増額をさせていただいたという経緯がございます。

○委員長　江森部長。

○環境経済部長　若干補足させていただきたいと存じます。

何社入っているから幾らという計算しかないですけれども、あとはほかの事業費ベースであるとか、あとほかの商工会、商工会議所等に対する補助金などの額との比較、そういったところを基に交付しているところでございます。

以上です。

○委員長　小野寺委員。

○４番　小野寺委員　ありがとうございます。

今、南河原は、スリッパの事業を期待しているような感じを受け取ったんですけれども、この２つの補助金の事業は何を期待したものなのかとか、あと成果がもしあればちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長　横山課長。

○商工観光課長　先ほどの説明でも申し上げましたように、こちらは、行田商工会議所と南河原商工会の事業の運営、こちらが円滑に行われて、その事業の目的が達成されて、各会員様、また会員様でなくても、市内の小規模事業者の方が中心になってくると思いますけれども、そういった方の利益が出るような形で、そういった目的で市も補助をさせていただいているんですが、具体的な事業の成果といいますと、数字では申し上げにくいところがございます。

ただ、事業の内容としては、先ほども触れましたけれども小規模事業者の方への支援。例えば経営改善であるとか、税務とか財務とか、本来、自立自走で行わなくてはならないような方に対して、指導員がサポートすることによって経営というものが自ら行えるようにしていくとか、これは経営改善の事業でございますけれども、それからＢＣＢですね、業務継続計画です。そういったものの計画を、なかなか小規模事業者の方がお一人でつくるということが難しいので、そういった計画を策定することをサポートしたりとか、こういった形でき

め細かく伴走的に、小規模事業者の方への支援を行っているというのが、大きなこちらの、商工会議所また商工会のお仕事という形で理解しておりますので、それをバックアップさせていただいているというようなところでございます。

以上です。

○４番　小野寺委員　よく分かりました。

○委員長　よろしいですか。

○４番　小野寺委員　もう一点だけ、すみません。

次は、確認ですけれども、これも商工観光課様所管分で、先ほど他の委員からもあったんですけれども、185ページの桜維持管理費、12節桜維持管理委託料ですけれども、私、前に酒巻導水路沿い、谷郷ポンプ場の近くというか、裏手の酒巻導水路沿いの桜の木の件でちょっとご相談したときに、商工観光課様がご担当だったっていうことがあったんですけれども、あの桜の維持管理費も、この桜維持管理委託料に含まれるという考えでしょうか。

○委員長　吉田副参事。

○環境経済部副参事　お答え申し上げます。

商工観光課所管分の桜の維持管理ですけれども、酒巻導水路も商工観光課が所管しておりまして、一部、谷郷ポンプ場のところから北上いたしますと、進修館の通り、桜が植樹されていると思うんです。そこのところの区間が商工観光課が所管している部分になります。

○４番　小野寺委員　よく分かりました。

○委員長　よろしいですか。

○４番　小野寺委員　はい。以上です。

○委員長　ちょっと時間も押しているということで、ほかに質疑はないですか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

なお、討論及び採決は、この後審査を行います市民生活部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承お願います。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　５８分　休憩

午前　１１時　０７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号について

○委員長　これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は、委員長の許可を得てから、マイクを使用していただくようお願いいたします。

また、説明及び答弁は簡潔明瞭にお願いいたします。

次に、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず、市民生活部長、ご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長　建設環境常任委員会の皆様には、日頃より市民生活部が所管する各種事業の推進につきましてご理解いただいておりますことを、この場を借りてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日は、令和８年３月議会に上程いたしました市民生活部関連の各種諸議案についてご審議賜りたく存じます。どうかよろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

初めに、市民課、礒貝課長。

○市民課長　議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、市民課所管分について細部説明を申し上げます。

初めに、歳出でございますが、予算に関する説明書の116ページをお願いいたします。

２款３項１目戸籍住民基本台帳費でございますが、主なものを申し上げますと、119ページの説明欄、11節の３番目、手数料は、コンビニ交付サービスの利用に係るコンビニ交付事業者への事務手数料や、市民課窓口及び電子申請サービスにおいて証明書発行手数料の支払いに導入しているキャッシュレス決裁の手数料、また、コンビニ交付と同様の利用体系の機械を提供することにより、コンビニ交付サービスの利用促進及び窓口の混雑緩和を目的として、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行するコンビニ交付機を、市役所庁舎内に設置するため、設置に要する回線設定手数料などでございます。

13節の２番目のガバメントクラウド利用料は、戸籍情報システムの標準化に伴うガバメン

トクラウドの利用料でございます。

その下のＯＡ機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム及び戸籍情報システムのサーバーや端末のほか、市役所庁舎内に設置するコンビニ交付機などの借上料でございます。

次に、左側、118ページをお願いいたします。

２目住居表示整理費は、住居番号表示板の作成に係る費用を計上したものでございます。

少し飛びまして、164ページをお願いいたします。

一番下の４款１項５目斎場費でございますが、右ページ説明欄の下から２番目、10節修繕料は、火葬炉の耐火台車及びバーナーの部品交換に要する経費でございます。

その下の12節指定管理料は、斎場の管理運営に係る費用で、本年２月から開始したペット火葬業務が、来年度からは通年の業務となりますことから、当該業務に係る経費を追加計上しております。このため、前年度と比較して約620万円の増額となっております。

167ページをお願いいたします。

一番上のＯＡシステム改修委託料は、斎場予約システムにおいて施設の予約を分かりやすくするため、予約画面を改修するものでございます。

続きまして、歳入について主なものを申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款１項３目衛生使用料の１節保健衛生使用料、右ページ説明欄の斎場使用料は、火葬室のほか、式場や法要ホールなど斎場施設の使用料で、本年２月からペット火葬を開始したこと及び本年４月から人体等の火葬料金を改定することから、これらの増額要因を踏まえ、前年度と比較して約550万円の増額を見込んでおります。

36ページをお願いいたします。

２項１目総務手数料の２節戸籍住民基本台帳手数料、右ページ説明欄の戸籍等手数料は、戸籍証明書や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

下から２番目、14款２項１目総務費国庫補助金の２節戸籍住民基本台帳補助金、右ページ説明欄の個人番号カード交付事務費補助金は、マイナンバーカードの交付等に従事する会計年度任用職員５名分の人件費、マイナンバーカード業務で使用するシステムや機器のリース料等への補助金を見込んだものでございます。

以上で、市民課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、地域活動推進課、上野課長。

○地域活動推進課長　議案第９号　令和８年度一般会計予算のうち、地域活動推進課の所管する部分についてご説明さしあげます。

まず、歳出予算について、主なものをご説明いたします。

予算に関する説明書の85ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、２目文書広報費のうち、説明欄中ほどの◎市民相談費ですが、１節会計年度任用職員報酬及び８節費用弁償は、消費生活相談員に係る人件費で、10節消耗品費は、主に消費者被害防止に向けた啓発用物品を購入するための経費を計上したものでございます。

また、12節弁護士委託料は、市民向けの無料法律相談を実施するための委託料でございます。

次に、102ページをお願いいたします。

13目自治振興費でございますが、右ページ説明欄の◎都市社会施設整備費、12節防草シート敷設委託料は、地域活動推進課で管理している旧第一持田子ども広場における除草シート設置のための委託料でございます。

その下の遊具点検作業委託料は、地域にある子ども広場などに設置している遊具の点検を専門業者に委託して行う経費でございます。

14節土地改良事業工事請負費は、一桜公園とも呼ばれております竹の花子ども広場における土壌改良費でございます。

その下の工作物移転工事請負費及びその下の遊具移設工事請負費は、埼玉県の実施する道路整備事業である主要地方道佐野・行田線の県道拡幅事業に伴う経費でございます。

18節自治会施設建設事業費補助金は、自治会集会所の修繕や自治会倉庫の新築等に要した費用の一部を自治会に補助するものでございます。

次に、下の◎自治会振興費について、７節謝金は、新規事業でございまして、自治会等における地域活動のデジタル化を推進するため、自治会ＤＸ推進アドバイザーを派遣し、ＳＮＳによる情報共有など、自治会運営の効率化に向けた取組を支援するための経費でございます。

18節自治会連合会補助金から自治会補助金までは、地域福祉の向上や安全・安心なまちづくりにご尽力いただく自治会組織の運営に対する補助金でございます。

その下の地域コミュニティ活性化事業費補助金は、新規事業でございまして、２つ以上の

単位自治会や団体が合同で実施する地域の活性化及び多世代交流が図られる事業に対して、事業費の一部を補助するための経費でございます。

次のページをお願いいたします。

◎防犯対策費でございますが、12節看板等作成委託料は、市内に設置されている街頭防犯カメラを周知するための看板80基を作成するための経費でございます。

14節防犯カメラ設置工事請負費は、犯罪の抑制や公共の安全の維持を目的に、交差点など市内主要箇所20箇所に防犯カメラを設置するための経費でございます。

18節防犯カメラ設置費補助金及びその下の特殊詐欺等対策機器購入費補助金は、本年度と同様でございます。

その下の防犯灯設置費補助金は、自治会が行う防犯灯の新設、移設、修繕に係る経費の一部を補助するもので、次の防犯灯電気料補助金は、自治会が負担する防犯灯の電気料の全額を補助するものでございます。

次に、14目コミュニティ費でございますが、説明欄の◎コミュニティセンター管理運営費、次のページをお願いいたします。14節設備改修工事請負費は、自家用電気工作物保安管理業務の指摘による老朽改善工事のための経費でございます。そのほかにつきましては、コミュニティセンターみずしろ、同みずしろ分館及び同南河原の管理運営に係る経常的経費を計上したものでございます。

次に、その下の◎コミュニティ事業活動費でございますが、18節コミュニティ事業助成金は、一般財団法人自治総合センターが実施する宝くじの収益を活用した社会貢献広報事業の中の自治会集会施設の備品整備に係る助成事業で、１自治会分を見込み計上したものでございます。

次に、111ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の上から３番目の◎市民活動支援費でございますが、１節委員報酬は、市民公益活動推進委員会の委員報酬でございます。

次のページをお願いいたします。

10節印刷製本費及び11節翻訳料は、新規事業でございまして、地域住民と共生を図るため、市内在住の外国人住民向けの生活に関して必要なマナーやルールに関するマニュアルを多言語で作成し、配付するための経費でございます。

続きまして、歳入について主なものをご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項総務使用料のうち、１目１節総務使用料の右ページ説明欄の３行目、コミュニティセンター使用料は、コミュニティセンターみずしろ、同みずしろ分館、同南河原の３館の使用料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項国庫補助金のうち、１目１節総務管理費補助金の右ページ説明欄２行目、重層的支援体制整備事業交付金（地域活動推進課）は、来年度より新たに施行する地域コミュニティ活性化事業費補助金に対して、重層的支援体制整備事業交付金の補助対象として、歳出の２分の１の収入を見込み計上するものでございます。

44ページをお願いいたします。

15款県支出金、ページ中ほどより少し下の２項県補助金、１目１節総務管理費補助金の右ページ説明欄の４行目、消費者行政活性化補助金は、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした埼玉県の補助金でございます。

その下のわがまち防犯対策推進事業費補助金は、防犯カメラの整備、特殊詐欺対策機器の普及促進及び自主防犯活動の支援事業に対する埼玉県の補助金でございます。

少し飛びまして、52ページをお願いいたします。

16款財産収入、２項財産売払収入のうち、１目１節土地売払収入の右ページ説明欄の２行目、土地売払収入（地域活動推進課）は、歳出でも説明いたしました埼玉県の実施する県道拡幅事業の範囲に子ども広場が含まれていることから、事業範囲に係る土地を埼玉県へ売却した収入を計上するものでございます。

少し飛びまして、63ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項雑入のうち、１目４節の交付金及び助成金収入の右ページ説明欄の上から３行目、自治総合センターコミュニティ助成金は、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を見込み計上するものでございます。

少し飛びまして、67ページ、15節雑入の説明欄の一番下、物件移転等補償金（地域活動推進課）は、先ほどからご説明しております県道拡幅事業に伴う地域活動推進課が所管する子ども広場内の物件等の移転に対する補償額を、収入として計上するものでございます。

以上で、地域活動推進課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、危機管理課、加藤危機管理監。

○危機管理監　議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、危機管理課が所管する歳入歳出予算について細部説明を申し上げます。

初めに、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の81ページをお願いいたします。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費のうち、説明欄下から４番目の◎危機管理課関係経費の主なものとして、10節消耗品費は、市職員を対象にした救急救命講習に要する経費を計上したもの、次の修繕料は、公用車の車検整備に要する経費でございます。

次に、飛びまして、217ページをお願いいたします。

９款消防費、１項４目水防費のうち、説明欄の一番上の◎水防管理費の主なものとして、17節庁用器具費は、水防倉庫解体に伴う資機材の移動により、水防倉庫と防災備蓄倉庫で共有している土のうや発電機等の資機材を保管するための倉庫購入に要する経費でございます。

また、18節負担金補助及び交付金の荒川北縁水防事務組合費分担金は、荒川の水防管理に関する経費でございます。

次の埼玉県水防管理団体連合協議会会費は、埼玉県水防管理団体連合協議会会費規程に基づく経過措置の終了に伴い、２万1,000円から３万円になっております。

次に、２つ目の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費でございます。

主なものとして、10節消耗品費及び食糧費は、水防演習に要する土のう袋、ロープ及び消防団員の朝食などに係る経費、12節会場設営委託料及び除草委託料は、利根川の河川敷で行う水防演習会場のテントなどの会場設営及び除草に係る経費でございます。

次の３つ目の◎災害対策費は、市の防災・減災力の強化を図るための事業に係る経費でございます。

主なものとして、１節委員報酬及び８節費用弁償は、行田市防災会議の委員18人分の報酬及び費用弁償でございます。

７節謝金は、防災士育成事業に係る講師謝金でございます。

10節２行目の印刷製本費は、転入者や出前講座等で配付している行田市防災ガイドブック、洪水及び地震ハザードマップ増刷する経費でございます。

次の修繕料は、防災行政無線屋外拡声子局のバッテリー交換、避難所発動発電機の修繕及び避難所看板の修繕に要する経費でございます。

２行下、一番下の電気料は、防災行政無線屋外拡声子局の電気料でございます。

219ページをお願いいたします。

上から２行目の10節防災備蓄品費は、主に防災備蓄倉庫に備蓄する食料、水等の更新に加え、毛布及び非常用排泄袋の拡大購入に要する経費でございます。

11節３行目の通信料は、防災行政無線に係る回線、防災行政無線音声確認サービス及び防災行政無線連携ホームページの利用料並びに災害用のＭＣＡデジタル携帯無線機及び災害時優先携帯電話の使用料に要する経費でございます。

12節２行目の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線機器の保守点検に要する経費でございます。

次のＯＡシステム改修委託料及び14節の配線工事請負費は、緊急時に操作するため本庁にある防災行政無線操作卓と熊谷市の消防指令センターにある遠隔操作卓を結んでいるデジタルアクセス専用回線サービスが終了することに伴い、新たに光回線を利用した２拠点間におけるネットワークの構築及び切替えに要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステム利用料でございます。

14節２行目の防災行政無線設置工事請負費は、防災行政無線屋外拡声子局の移設及びスピーカー機能の強化に要する経費でございます。

17節庁用器具費は、出前講座等で使用する防災啓発ＤＶＤと防災関係機関とのオンライン会議等で使用するパソコンを購入する経費でございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に対する補助金で、過去の実績を勘案し計上したものでございます。

次の◎防災訓練費ですが、全市民を対象に実施する市内一斉避難訓練に要す時間外勤務手当の経費に加え、自主防災組織の防災訓練に要する消耗品の経費でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして48ページをお願いいたします。

上から３番目の15款２項７目消防費県補助金の右ページ説明欄、地域防災活動活性化事業補助金は、防災士養成講座実施に対する県の補助金でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

20款４項１目の３節負担金収入のうち、右ページ説明欄、一番上の防災士養成講座負担金は、共催市である熊谷市からの負担金でございます。

次に、68ページをお願いいたします。

一番下の21款１項７目消防債の右ページ説明欄、一番下の防災施設整備事業債は、防災行

政無線屋外拡声子局の移設及びスピーカーの機能強化の工事に対する市債でございます。

以上で、危機管理課が所管する歳入歳出一般会計予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　次に、交通政策課、島田課長。

○交通政策課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち交通政策課が所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。主なものを中心にご説明申し上げます。

予算に関する説明書の94ページをお願いいたします。

10目交通対策費、右ページ説明欄の◎交通安全対策費は、道路反射鏡を初めとする交通安全施設の設置、修繕、児童交通公園の維持管理、自転車用ヘルメット購入費補助事業などに要する経費でございます。

10節修繕料は、道路反射鏡、路面標示などの交通安全施設の修繕に要する経費でございます。

12節上から２つ目の調査測量設計委託料及び97ページの14節施設整備工事請負費は、児童交通公園の園内に、日よけのためのあずまやを新設するための経費でございます。

97ページをお願いいたします。

14節上から２つ目の交通安全施設整備工事請負費は、道路反射鏡、路面標示などの交通安全施設の新設及び児童交通公園内の踏切装置の改修等に要する経費でございます。

18節一番下の自転車用ヘルメット購入費補助金は、税込み3,000円以上の自転車用ヘルメットを購入した市民へ、2,000円の市内商店共通商品券を交付する事業で、令和５年10月の事業開始以来、満３年となる本年９月末をもって事業を終了することとし、半年分として550人分を実績に基づき計上しております。

説明欄中ほどの◎地域公共交通事業費は、市内循環バスや乗合型ＡＩオンデマンド交通、路線バスなどの地域公共交通の運行等に要する経費でございます。

14節施設整備工事請負費及び17節事業用器具費は、バスに乗り下りしやすい環境整備のため、バス停に設置する雨よけ施設及びベンチの購入に要する経費でございます。

18節上から２つ目の秩父鉄道整備促進協議会負担金は、同社が実施する鉄道施設や設備の更新などの安全対策事業について、国・県及び沿線市町が連携して支援するものでございます。

１つ下の熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会負担金及び下から２つ目の生活路線バス運行事業補助金は、住民生活に必要不可欠な路線バスの運行を維持するために、運行事業者

２社に対して支援を行うものでございます。熊谷駅・犬塚間を走る熊谷駅・犬塚線につきましては、沿線自治体である熊谷市と設立しております熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会を通じて国際十王交通株式会社へ、吹上駅を発着する行田・吹上線につきましては、朝日自動車へ支援を行うものでございます。

下から３つ目の循環バス運行経費補助金は、西循環コース、南大通り線コース及び観光拠点循環コースの３路線の運行に対する補助金、２つ下のＡＩオンデマンド交通事業補助金は、乗合型ＡＩオンデマンド交通「うきしろ号」の運行に対する運行事業者への補助金で、いずれも運行経費から運賃収入を控除した額を補助するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、おおむね例年どおりの計上となっているものにつきましては説明を省略させていただき、増減が大きかったもの及び新たに受け入れるものについてご説明申し上げます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入の４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の一番下、地域公共交通確保維持改善事業費補助金は、市内循環バス３路線の運行経費に対する国の補助金で、新年度につきましては、前年度中に運行事業者が購入した車両の減価償却費相当額が加算されております。

なお、本補助金は、国から行田市地域公共交通会議へ交付されていることとしているため、同協議会が補助金を受け入れた後、市へ雑入として入金するものでございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項１目総務債の１節総務債のうち、右ページ上から４つ目の地域公共交通環境整備事業債は、バス停に設置する雨よけ施設に要する経費に対するものでございます。

その下の児童交通公園設備改修事業債は、児童交通公園内の踏切改修工事に要する経費に対するものでございます。

以上で、議案第９号　行田市一般会計予算のうち交通政策課所管分の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、南河原支所、吉田支所長。

○南河原支所長　初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、右ページの12節委託料の警備委託料から95ページの上から３行目、浄化槽維持管理委託料までは、施設の管理運営に係る経常的な経費でございます。

14節工事請負費の施設改修工事請負費は、支所の照明をＬＥＤ化するための事業費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

主なものを申し上げますと、13款使用料及び手数料、１項１目総務使用料のうち、右ページの１行目、土地改良区事務所使用料は、支所建物の１部屋を南河原土地改良区等の周辺地域の土地改良区が事務所として使用する使用料でございます。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項１目総務債、右ページの２行目、支所設備改修事業債は、ＬＥＤ化事業に対するものでございます。

以上で、南河原支所が所管する予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長　以上で、説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

１番、福島委員、

○１番　福島委員　ご説明ありがとうございました。

私から１点のみ質疑したいと思います。

103ページの自治会施設建設事業費補助金290万円ですけれども、名称が建設になってしまっていますが、実際、倉庫は建設しているかもしれませんが、自治会集会施設の改修修繕というものがメインであるのであれば、そもそも論として、自治会施設を造っていくというよりも、むしろ改修や修繕、あるいは老朽空き家解体のような形での、解体なども広げた意味での形にしていくほうがよいのではないかと、それに関してはいかがでしょうか。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　福島委員のご質疑にお答えいたします。

この補助金につきましては、今ご指摘の点もございますが、解体は、当面のところは対象とはしない形で考えております。あくまでも、確かに、建設というのはなかなかないのが現状ではございますが、今あるものを、まだこれからも使っていっていただくというところの改修等で活用していただければというところで、まだ解体までは、ちょっと今のところは想定していないところでございます。

以上でございます。

○委員長　福島委員、

○１番　福島委員　解体って今言ってしまいましたけれども、そもそも論として、建設よりも、改修とかが名称がいいような感じがするんですけれども、それでも建設がいいんですかね、行政的には。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　お答えいたします。

ここに特段のこだわりがあって、この言葉でなければいけないという認識はございませんが、今までの経緯でこのような名称になっているというふうに承知しております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑はございますか。

小林委員。

マイクをお願いします。

○２番　小林（修）委員　103ページ、都市社会施設整備費の中の14節工作物移転工事請負費、遊具移転工事請負費。

説明だと、佐野・行田線に伴うということで、ちょっと聞き逃した点があるので、これはなぜ動かすことになったのか、場所がどこなのか、動かし先がどこなのか教えてください。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　小林委員のご質疑にお答えいたします。

場所ですけれども、三桜北部の子ども広場、久伊豆神社の、すぐ道挟んで北側にあります公園ですけれども、あそこの部分の県道が拡幅されるということで、まず公園の敷地につきましては削られるのみで、公園が移転するわけではございません、公園の敷地がちょっと減るという形です。

遊具の移転につきましては、滑り台等がございまして、それを今回の拡幅工事に伴って、ちょっと場所の位置がずれる必要が生じてしまいましたので、その滑り台を移転するという工事になってございます。同じ敷地内に、少しずらして設置し直すというような状況になってございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　それというのは事業に伴うことなので、移設する場合も、それは補

助金とかそういうのは全然出ない該当の工事になるわけですか。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　お答えいたします。

補償金という形で歳入で見込ませていただいておりまして、先ほども申し上げました。少々お待ちください。67ページ、15節雑入の説明欄のところですが、一番下、物件移転等補償金（地域活動推進課）というのがございまして、そちらで。

○２番　小林（修）委員　幾ら。

○地域活動推進課長　90万円が県から入ってくるということで、歳入を見込ませていただいております。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　全額ではないということなわけですね。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　お見込みのとおりでございまして、現存の価値部分を算出して、それに伴ってということで、この90万円という額が出ているところでございます。

以上でございます。

○委員長　よろしいですか。

○２番　小林（修）委員　では、もう一つ、続きまして、地域活動の関係で105ページ、防犯対策費で、18節で防犯カメラ設置費補助金ということで、前年は住宅用防犯カメラ設置補助金という言葉になっていたと思いますけれども、その住宅用を抜いた経緯をお願いします。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　今回、予算の要求等の事務処理の中で、この住宅という言葉を限定的にするのではなくて、防犯カメラ設置ということで、一般的な名称にしようということで調整した結果、住宅用という言葉が今回は抜けたというところでございます。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　ということは、事務所等でもいいということで理解してよろしいですか。

○委員長　上野課長。

○地域活動推進課長　すみません、中身的には実は変更ございませんで、今年度と同じ内容の

補助事業を行ってまいりまして、対象が今回広がるというわけではないですが、名称が一般的になったというところで、若干紛らわしくなってしまったとは思っておるんですけれども、事情としては、一般的な名前になったということで、委員さんご指摘の対象が広がって、住宅用でないものにも広がるという点につきましては、対象は広がる予定ございません。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　分かりました。

対象が広がったのかと思ったので、ああいいかと思ったんですけれども、内容は変わらないということですね。

いいですか、引き続きやってしまって。

○委員長　はい、続けてお願いします。

○２番　小林（修）委員　戻って、交通対策かな、97ページ。地域公共交通事業の中の14節施設整備工事請負費ということで、本会議の中で、雨よけとか何かつくる工事ということの説明は受けたと思いますけれども、雨よけというのはどういうものか、それで何箇所造るのか教えてください。

○委員長　島田課長。

○交通政策課長　お答え申し上げます。

こちらの雨よけ施設については、２箇所を予定いたしまして、どのようなものというものは、現在、観光拠点循環コースのさきたま古墳公園前に雨よけ施設、片屋根式の待合所があるんですけれども、あのようなものを設置する予定でおります。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　その設置は歩道上ですか、それとも民地というかそういうところに建てるんでしょうか。

○委員長　島田課長。

○交通政策課長　設置箇所につきましては、これから詳細に検討を進めることになるわけですけれども、現在のイメージといたしましては、歩道上に設置をすることを想定しております。

以上でございます。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　原則とすると、歩道上にそういう工作物を建てるというのは、多分、

許可が出ないと思いますので、その辺も含めてよく協議していただければと思います。

次にいいですか。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　もう一点、最後ですけれども、防災安全課かな、危機管理課です、すみません。

219ページ、防災備品費が900万円ということで、水、毛布等の拡充ということですけれども、各防災倉庫の配付状況はどう計画しているか教えてください。

あともう一点ですけれども、14節の防災行政無線設置工事請負費480万円、移設と機械の機能拡張というご説明だったんですけれども、それ何箇所か教えてください。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　防災備蓄品の毛布等の配付の状況に関してですが、そちらに関しましては、52箇所を均等に考えております。

○２番　小林（修）委員　水。

○危機管理監　水も同じように考えております。

14節の防災行政無線設置工事請負費ですが、これの消防団の改修がございまして、そちらが１箇所考えております。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　防災備蓄品について再度質問いたしますけれども、これは、一応いつまでにやるということでよろしいでしょうか。

○委員長　加藤危機管理監。

○危機管理監　納入の予定でございますが、令和８年度を予定しておりまして、令和９年３月までに納入する予定でございます。

以上です。

○委員長　小林委員。

○２番　小林（修）委員　災害はいつ来るか分かりませんから、できるだけ早く配付するものであれば配付していただければと思います。

以上です。

○委員長　他に質疑はございますか。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了いたしました。

△議案第９号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第９号について討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に採決いたします。

議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　５２分　休憩

午前　１１時　５４分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第１１号について

○委員長　次に、議案第11号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通政策課、島田課長。

○交通政策課長　議案第11号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算についてご説明申し上げます。

初めに、予算書の20ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ2,919万4,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして82万円の増額となっております。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の365ページをお願いいたします。

１款１項１目一般管理費の右ページの説明欄、１節、４節及び８節は、交通災害共済事業に係る会計年度任用職員の人件費でございます。

７節報償金は、共済会費の取りまとめをお願いしております各自治会への謝礼金、10節印刷製本費は、共済加入申込書や封筒などの作成に要する経費でございます。

367ページをお願いいたします。

２款１項１目事業費は、右ページ説明欄に記載のとおり、18節共済見舞金でございまして、事故に遭われた会員に支払う医療見舞金、後遺障害見舞金及び死亡見舞金でございます。

369ページをお願いいたします。

３款１項１目交通災害共済基金費は、運用利子を基金に積み立てるものでございます。

371ページをお願いいたします。

４款１項１目予備費は、前年度と同額の計上でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして355ページをお願いいたします。

１款１項１目共済会費収入は、交通災害共済会費収入として、実績を勘案の上、３万5,000人分を計上しております。

357ページをお願いいたします。

２款１項１目負担金は、生活保護者交通災害共済会費として、生活保護受給者数を勘案の上、1,100人分を計上しております。

359ページをお願いいたします。

３款１項１目利子及び配当金は、交通災害共済基金の運用に伴い生じる利子でございます。

361ページをお願いいたします。

４款１項１目繰越金は、前年度繰越金でございます。

363ページをお願いいたします。

５款１項１目市預金利子及び２項１目雑入は、前年度とほぼ同額を計上しております。

以上で、議案第11号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第１１号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第１１号の討論、採決

○委員長　続いて、討論に入ります。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出がありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号　令和８年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　０時　００分　休憩

―――――――――――――――――――――

午後　　０時　０１分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第２１号について

○委員長　次に、議案第21号　行田市印鑑条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、礒貝課長。

○市民課長　議案第21号　行田市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の139ページをお願いいたします。

本案は、性的少数者の多様な性に配慮するため、印鑑の登録の際に必要事項を登録する印鑑登録原票から性別表記を廃止するとともに、行政書士法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令が公布され、用語が整備されたことにより所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の21ページをお願いいたします。

第５条は、印鑑の登録に関する規定で、第２項第４号は、「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。）」を、「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改めるものでございます。

また、第２項各号において、印鑑の登録事項を定めており、登録事項から性別表記を廃止するため、第６号の「男女の別」を削除し、第７号を第６号に、第８号を第７号にそれぞれ繰り上げるものでございます。

次に、第３項は、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改めるものでございます。

22ページをお願いいたします。

第14条は、「磁気ディスク」を「電磁的記録媒体」に改めるものでございます。

戻りまして、議案書の140ページをお願いいたします。

附則でございますが、施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で、議案第21号の細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　以上で説明は終わりました。

―――――――――――――――――――――

△議案第２１号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

１番、福島委員。

○１番　福島委員　私から、性別表記を削除するということで、性の多様性ということあったと思うんですけれども、なぜこのタイミングなのということをお聞かせください。

○委員長　礒貝課長。

○市民課長　お答え申し上げます。

性別表記の削除でございますが、平成31年４月１日に、印鑑登録証明書、発行する証明書は性別の表記を廃止したところでございます。このときにも、登録原票の男女の別の表記も削除するという決定はなされたんですけれども、このときは、原票が市役所内部のデータということで、外に出るものではないというところで、このとき廃止を見送ったところでございます。

その後、県内の状況を調べたところ、原票、証明書共に性別の記載がない市が40市中34市でございます。本市と同様、原票のみ性別があるのが３市ございまして、こういった他市の

状況を鑑みまして、今回、このタイミングで性別の表記を原票から削除させたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２１号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第21号　行田市印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長　以上をもって建設環境常任委員会を閉会いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

午後　　０時　０７分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長　　木　　村　　博

健　康　福　祉　常　任　委　員　会

３　月　９　日　（　月　曜　日　）

令和８年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月９日（月曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

議案第１０号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第１２号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算

議案第１３号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

議案第２２号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例

議案第２３号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第２５号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第２６号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例

○審 査 日 程　【消防本部】

議案第２５号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

議案第２６号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例

議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

【健康福祉部】

議案第２２号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例

議案第１２号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算

議案第２３号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第１０号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算

議案第１３号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算

○出席委員（７名）

委員長	田中和美 委員	３番	岩﨑　彰 委員
副委員長	野本翔平 委員	４番	養田英雄 委員
１番	橋本祐一 委員	５番	村田清治 委員
２番	斉藤博美 委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

熊谷	崇皓	健康福祉部長
吉田	兼弘	子ども未来課長
春日	千恵	高齢者福祉課長
内田	智之	健康課長兼保健センター所長
大崎	直子	健康福祉部副参事兼総務部副参事
吉澤	宏	消防長
野口	祥和	消防本部次長兼消防署長
山口	謙一	消防総務課長
新井	竹秀	予防課長
服部	昌彦	消防本部副参事
尾野	学	消防本部副参事
野口	友也	消防本部副参事

○事務局職員出席者

書記　進藤翔太

午前　　９時　２９分　開会

△開会の宣告

○委員長　皆様、おはようございます。

お忙しい中、当委員会にご参集賜り大変にありがとうございます。

イランを含む中東の情勢は大変緊迫を深めておりますし、注力するところですけれども、一日も早い戦争の終息を願うとともに、私たちは予算審査ということで大切な市民からの負託を受けておりますので、皆様のご協力の下、しっかりとした慎重審議をしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案７件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案１件であります。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程により行います。

―――――――――――――――――――――

△開議の宣告

○委員長　初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

吉澤消防長。

○消防長　皆さん、おはようございます。

委員長を初め委員の皆様には、日頃から消防行政の推進に格別なるご理解、ご支援を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和８年となり初めての委員会となりますので、初めに令和７年中の火災と救急の出動状況について、速報値となりますがご報告させていただきます。

まず、火災件数は22件でございました。前年と比較し12件の減少となっており、令和となってから最も件数の少ない年となっております。

内訳でございますが、建物火災が前年の21件から13件となり、全体の約59％を占めております。次いで、枯れ草等の焼損によるその他火災が７件となり、全体の約32％、車両火災が２件となり、全体の約９％となっております。

なお、逃げ遅れ等による死者はおりませんでした。

火災件数は少なかったものの、一旦火災が発生すると被害が大きい建物火災の割合が高く、いまだにたばこやろうそくを起因とする火災があることから、さらに火災件数の減少につな

がるよう、火の取扱いの注意喚起を含めた防火広報活動に励んでまいります。

次に、救急出動件数は前年より61件増加し、4,769件でございました。

内訳でございますが、急病が例年同様最も多く3,247件と全体の約68.1％を占めており、次いで、けが等による一般負傷が693件で約14.5％、次に、交通事故が279件で約5.9％となっております。

救急搬送された方は4,164人で、このうち68.1％が65歳以上の高齢者であり、救急車を呼ばなくてはならないような病気やけがを未然に防ぐ予防救急の広報を引き続き実施してまいりたいと考えております。

また、現場での活動時間を短縮し、迅速に医療期間に搬送することで早期医療の提供が可能となるよう、救急隊が出動中の救急車内から通報者へ電話を行い、必要な情報を現場到着前から聴取する取組を行っております。この取組の副次的効果として、次の出動の準備が早期にできることから、増加する救急需要に対応する体制づくりにもつながっていると考えております。

続きまして、本日ご審議いただきますのは、議案第25号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第26号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例及び議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分の３議案でございます。

説明は担当課長が申し上げますので、皆様、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言等はマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、明日審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますのでご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第２５号について

○委員長　初めに、議案第25号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

消防総務課、山口課長、お願いいたします。

○消防総務課長　おはようございます。消防総務課長の山口です。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議案第25号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の150ページをお願いいたします。

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基礎額のほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、条例案新旧対照表34ページをお願いいたします。

第５条第２項第２号は、消防作業従事者等に対する損害補償の補償基礎額を「9,700円」から「10,000円」に、その補償基礎額に増額した上限額を「14,500円」から「15,000円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

第５条第３項は、扶養親族のある非常勤消防団員等に対する補償基礎額の加算額について、第１号に該当する扶養親族については「100円」から「433円」に改め、「、第２号に該当する扶養親族については１人につき383円を」を削り、「第３号から第６号まで」を「第２号から第５号まで」に改め、同項中第１号を削り、35ページに移りまして、第２号を第１号とし、第３号から第６号まで１号ずつ繰り上げるものでございます。

別表は、非常勤消防団員の階級及び勤務年数ごとの補償基礎額を引き上げるため、団長及び副団長の項中、１万2,900円を１万3,340円に、１万3,700円を１万4,170円に、１万4,500円を１万5,000円に改め、分団長及び副分団長の項中、１万1,300円を１万1,670円に、１万2,100円を１万2,500円に、１万2,900円を１万3,340円に改め、部長、班長及び団員の項中、9,700円を１万円に、１万500円を１万840円に、１万1,300円を１万1,670円に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、151ページをお願いいたします。

附則でございますが、第１項は施行期日を、152ページの第２項は改正条例の施行に伴う損害補償及び傷病補償年金等の適用に関する経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第25号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第２５号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　説明ありがとうございました。

何点かお伺いしたいんですけれども、これは政令ということなので、全国的な改正ということでよろしいですか。まず１点お願いします。

○委員長　山口消防総務課長。

○消防総務課長　全国的な改正となっております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしましたら、今回引き上げる理由と背景について説明いただきたいのですけれども、例えば物価高ということもあるでしょうし、消防団の成り手不足ということもあるかと、そのようなことも考えられますけれども、どういったことで全国的にこの引き上げを行うのか伺います。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　民間企業の賃上げに伴い、一般職の給料の見直し等がされております。このようなところから、社会経済状況に鑑みた補償額の引上げというものが必要になっているものによることです。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、民間企業の引上げも社会経済状況ということで、物価高ということが言えるのかということで、こちらもそうなのかと今受け取りましたけれども、それで成り手不足というのはあまりあれですか。私、そっちも心配しているので、やっぱりそこも併せていかないと、消防団というのはなかなか担い手が難しいのかというところで、そういうところも加味しているのではないかと思いますけれども、どうでしょう。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

今回の条例案の改正につきましては、公務災害の損害補償に関する部分でございますので、

いわゆる日当といったところに該当する部分の金額の上昇といったところで捉えております。担い手不足の処遇改善ということでありますと、団員報酬になりますので、今回の改正については公務災害補償といった観点での改正となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。公務で何か事故があったときとかの補償ということなのでということで、分かりました。

そうしますと、これは10年未満だとか20年以上という三段階に分かれていますけれども、ほぼ全員が対象ということで、消防団の全員が100％対象ということでよろしいですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

表に関する部分に関しては消防団全て含まれております。このほかに、民間の消防作業協力者等も含めた公務災害といったところでの改正となっております。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　この改正と同様の引上げというのは何年前にあったのでしょうか。これは何年ぶりの改正なのかだけ、最後お伺いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　同様の改正にあっては、昨年の３月の定例会において改正をさせていただいております。

○２番　斉藤委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　では、質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第２５号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第25号　行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第25号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第２６号について

○委員長　次に、議案第26号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

予防課、新井課長。

○予防課長　予防課長の新井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第26号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

議案書の153ページをお願いいたします。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和７年総務省令第101号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和７年消防庁告示第10号）が公布され、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備の追加並びに当該設備の位置及び構造の基準が新たに規定されたことに伴い、行田市火災予防条例に当該設備の基準を定め、所要の整備を行うため、行田市火災予防条例を一部改正しようとするものでございます。

今回の改正は、近年のサウナブームを背景に、従来の屋内の浴室等のサウナ室に設置されるサウナ設備とは異なり、屋外のテント等のサウナ室に設置される消費燃料が小さい簡易的なサウナ設備が増加していることから、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備の追加並びに当該設備の位置及び構造の基準が新たに規定されたことにより、所要の整備を行い、改正するものです。

それでは、改正内容について順次ご説明申し上げますので、新旧対照表36ページをお願いいたします。

第７条の２は、対象火気設備等の種類に「簡易サウナ設備」を追加し、簡易サウナ設備の位置、構造に関する基準を新たに定めたもので、第７条の２に規定していた「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め第７条の３とし、第29条の７第１項中第１号中に「、感震ブレーカー」を追加し、第44条、届出の規定、第６号の２に「簡易サウナ」を追加し、第７号の

「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改めるものです。

議案書に戻りまして、155ページをお願いいたします。

附則の施行期日につきましては、令和８年３月31日とするものでございます。

以上をもちまして、議案第26号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第２６号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　私も近年のサウナブームということで、屋外のサウナというのをこの条例が出たので初めていろいろと調べてみたんですけれども、１人用から16人というのも、ドーム型だったりとか簡易的に外で使うようなサウナというのがあるということで、この条例というのは当然必要なのかという認識の中で、分からないことがあるんですけれども、１つが、位置、構造ということで、今課長のほうからも説明いただいたんですね。それの所要の整備ということですけれども、例えば、154ページの第７条の２のところの（１）のところに「火気予防上安全な距離として対象火気設備等及び」というように、決められた基準による距離を保つことということが書かれているんですけれども、これというのは、それを購入した人が守ることですよね。

もう一つが、その下に書かれている「熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること」と書いてあるんですが、これって製造者への規定なんですかね。その辺が分からないのですけれども、これは購入者と製造者に対しての条例という認識でよろしいですか。

○委員長　予防課、新井課長。

○予防課長　お答え申し上げます。

こちらは国が出したものでして、こちらは当然メーカーとかにも話がいっておりますので、メーカーさんによって熱源が違ったりしますので、それによって離隔距離が取られているものと考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

そうしますと、この定められている規定ということは、それはメーカーのほうに話がいっ

ている、製造者のほうにはいっているということで一つ認識ができました。

そうしますと、位置のことですけれども、これって買った人が守る規定ですけれども、これというのはどのように周知するんでしょうか。この条例案って誰も見られる、常に気にしているものでもないので。メーカーのほうには、そのようにつくりなさいよということは話がいっているということですけれども。

○委員長　新井課長。

○予防課長　こちらが販売されるに当たりまして、このような形で離隔距離が取られているものと考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　販売するので離隔距離が保たれているというのは、ちょっと想像がつかないですけれども、もうちょっと詳しくお願いします。

○委員長　新井課長。

○予防課長　メーカーによって熱源の熱の量が違いますので、それによって離隔距離も変わってきます。離隔距離が取れていればいいですよというところで、届出のときに確認をさせていただいてというように考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　すみません、私がちょっと理解ができていないのですけれども、別に購入者ではないんですね、これは。購入者が距離を保ちなさいよということではない。

○委員長　野口副参事、お願いします。

○消防本部副参事　お答えいたします。

こちらのほうの離隔距離の関係ですけれども、以前、消防庁長官が定める方法ということで、総務省省令の消防庁告示のほうで載っておりますけれども、こちらのほうの解釈としましては、周囲の可燃物の許容最高温度100度を超えない距離を保ちなさいよというところで解釈しております。

その周囲の可燃物の許容最高温度の100度を超えない距離とはどういうことかということですけれども、こちらのほうは最大の燃焼状態を想定しています。それで近くにある可燃物の温度の上昇が、30分間で0.5度以下に抑えられ、かつその表面温度が可燃物の許容最高温度、こちらでは100度を超えない距離としております。その温度超えない距離を安全距離とさせていただいているということが、消防庁長官の定める方法としてうたわれております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　すみません、私が聞きたかったのは、安全距離を保つのは誰なんですかということ。これは購入者なんですか、製造者でどうにかできる話なんですか。そうしたら、購入者だとしたらどのように周知するんですかということが知りたいんです。

○委員長　野口副参事。

○消防本部副参事　お答えをいたします。

こちらのほうは、安全距離を保つものとしましては製造業者となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

そうすると、製造業者にきちっとこの情報がいく、守ってくださいよということがいくということでよろしいのですね。購入者は、別に普通に手順に従って使えばいいということで。分かりました。

そうしますと、これはやっぱり罰則というのが設けられているのでしょうか。これに基づいた製造をしなくてはいけないということで、製造業者のほうには、そういう罰則みたいなものは設けられているんですか。

○委員長　新井課長。

○予防課長　罰則等は特にございません。

○委員長　斉藤委員、よろしいでしょうか。

○２番　斉藤委員　はい。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　お尋ねします。

サウナ設備を一般サウナ設備に言い換えたということですかね。これはどういうことなのかというのと、この一般サウナ設備というのは、いわゆる業務用のサウナと解釈していいのか、この２つをお尋ねしたいと思います。

○委員長　新井課長。

○予防課長　簡易サウナ設備は、従来のサウナ設備とは特性が異なることから別の種類のものとして位置づけることとしました。サウナ設備を２つに分けて、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加して、今までのサウナ設備を一般サウナ設備とするものです。

こちらの一般サウナ設備というのは、今までありました屋内にある公衆浴場施設、ホテル等にあるサウナ設備を一般サウナ設備としておりまして、簡易サウナ設備は、キャンプ場と

かで使用するようなものと考えております。

○委員長　もう一つ、お願いします。

○３番　岩﨑委員　一般サウナ設備というのが、業務用と解釈していいのでしょうかという。

○委員長　新井課長、お願いします。

○予防課長　一般サウナ設備は業務用となっております。また、簡易サウナ設備につきましても、事業として行うものについては届出が必要になります。また、個人で使用する、自分で使うようなものに対しては届出対象とはなっておりません。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　では、確認させてください。ちょっと理解の部分ですね。

サウナ設備は、一般サウナ設備と簡易サウナと2つに分かれたということですね。それで、それぞれが事業用ということでは使うこともできるということでしょうか。分かりました。ありがとうございます。

○委員長　１番　橋本委員。

○１番　橋本委員　行田市内で、一般サウナ設備と簡易サウナ設備の事業で行っている設備が何か所あるか把握していたらお願いします。

○委員長　新井課長。

○予防課長　現在、行田市内で届出されているサウナ設備の数につきましては９件となります。そのうち、条例改正後に簡易サウナ設備に当たるものについてはございません。

○委員長　橋本委員。

○１番　橋本委員　その９件については、定期的な検査ですとか、また何か新たにつくっているようなところもあるようですけれども、そういうときの開設時の検査とか、そんなようなところを少しお聞かせいただきたいのですけれども。

○委員長　新井課長。

○予防課長　サウナ設備を見に行くというよりは、立入り検査というのを予防課でやっておりまして、立入り検査時において、こちらの設備等も見させていただいております。

○委員長　橋本委員。

○１番　橋本委員　その頻度はどのくらいなんでしょうか。

○委員長　新井課長。

○予防課長　施設によっても多少の前後はあるんですけれども、基本的にはこちらの施設につきましては年一回、立入り検査のほうを行っております。

○委員長　橋本委員。

○１番　橋本委員　もちろん新規に開設する場合も、立入り検査というのは行っているのでしょうか。

○委員長　新井課長。

○予防課長　届出時には届出の調査のほうに行っておりまして、その後、継続して立入り検査を実施して確認させていただいております。

○１番　橋本委員　ありがとうございます。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　では、他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第２６号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第26号　行田市火災予防条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決するに決しました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号について

○委員長　次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を認めます。

消防総務課、山口課長。

○消防総務課長　それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算について、消防本部所管の歳出予算から細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の210ページをお願いいたします。

９款消防費、１項消防費のうち、４目水防費の水防管理費と水防演習費、５目災害対策費を除く消防本部所管部分についてご説明申し上げます。

初めに１目消防費ですが、前年度と比べ3,022万1,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、人件費と価格上昇に伴う消耗品費の増加によるものでございます。

右ページ説明欄の◎消防本部及び消防署運営費の主なものを申し上げますと、２節、３節、４節は職員106人分と再任用職員５人分の人件費で、前年度と比べ2,949万2,000円の増額となっております。

次に、８節旅費の２行目、研修旅費は、埼玉県消防学校、消防大学校、救急救命士養成等各種研修に伴う交通旅費並びに日当でございます。

次に、10節需要日の１行目、消耗品費は、一般事務消耗品のほか、救急用消耗品や救助用消耗品を含め計上しておりますが、前年度より129万5,000円、率にして約20％の増額となっております。

その３つ下の被服費は、消防職員の職務に必要な被服及びその付属品等の給貸与品の購入に係る費用で、前年度より58万9,000円の増額となっております。

その下の電気料は、消防本部庁舎及び各所署の電気料で前年度と同額となります。

さらにその下の燃料費は、消防団車両を含む消防本部が所管する車両の燃料費と各所署で使用するＬＰガス、灯油の購入費となり、前年度とほぼ同額となっております。

次に、11節役務費の３行目、通信料は、消防通信指令・線の利用料、救急活動用タブレットの通信利用料、災害現場中継システム通信料等でございます。

その３つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断、Ｂ型肝炎抗体検査・ワクチン接種のほか、消防業務遂行上必要な各種免許の取得及び更新等の手数料でございます。

次に、12節委託料の１行目、救急救命処置事後検証業務委託料から２つ下の救急救命士病院実習委託料なでは、救急活動に対して医学的な質を保証するために必要な教育、指示、指導に係る委託料でございます。

213ページをお願いいたします。

13節使用料及び賃借料の４行目、ＯＡシステム利用料は、災害現場中継システムの利用料、その下、ＯＡ機器借上料は、消防用設備や危険物設備の届出などの電子申請に対応するため、電子申請審査用タブレットのリース料でございます。

その３つ下、ＡＥＤ借上料は、市内コンビニエンスストアへＡＥＤ設置受け渡し事業として設置しておりますＡＥＤ34台分のリース料でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の４行目、救急救命士教育訓練事業負担金は、埼玉県消

防学校救急救命士養成課程において、救急救命士１名を養成するための負担金でございます。

その下、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市と共同運用しております高機能消防指令センターを安定稼働させるための運用経費でございます。

そのほかの科目につきましては、前年とほぼ同様の計上となっております。

次に、２目非常備消防費ですが、前年度と比べ280万4,000円の減額となっております。減額の主な要因は、団員報酬について、過去の執行率などから見直しを図り、366万1,000円の減額となっていることによるものでございます。

説明欄の◎消防団活動費の主なものを申し上げますと、初めに１節報酬の団員報酬は、水火災等の災害出動、警戒出動、教養・訓練等に伴う出動報酬及び年額報酬となりますが、条例定数270人に対して、過去３年間の執行率などから見込み計上したものでございます。

次に、７節報償費の３行目、退職団員報奨金は、退団される消防団員に対して、行田市非常勤消防団員に係る退職報奨金の支給に関する条例に基づき支出するもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上したものでございます。

次に、10節需用費の２行目、被服費は、消防団員の制服・活動服等の被服を給貸与するための購入費でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の３行目、退職報償掛金は、７節報償費で説明いたしました退職団員報奨金支払いのため、消防団員等公務災害補償等共済基金への掛け金で、加入人数は条例定数となっていることから、基本団員270人分を計上したものでございます。

そのほかの科目につきましては、前年度とほぼ同様の計上となっております。

214ページをお願いいたします。

次に、３目消防施設費は、車両購入を初め消防施設・設備等の整備及び維持管理に係る費用で、前年度と比べ5,458万円の増額となっております。増額の主な要因は、老朽化した消防庁舎と設備の改修に伴う工事請負費の計上によるものでございます。

右ページ説明欄の◎消防施設整備費の主なものを申しますと、初めに10節需用費の２行目、修繕料は、消防車両及び消防活動用資機材並びに消防施設・設備等の修繕費となりますが、そのほか管理車両の車検整備代、12カ月点検整備代を含め計上しております。なお、はしご車のオーバーホールに係る費用が不要となったことから、前年度より3,163万円の減額となっております。

次に、11節役務費の一番下、手数料は、主に安全基準、指針等により求められる資機材等の点検、検査に係る費用で、空気ボンベや酸素ボンベの耐圧検査、消防車両のポンプ機能点

検、救急救助用資機材の点検などがございます。

次に、12節委託料の１行目、調査測量設計委託料は、西分署と北分署庁舎の照明ＬＥＤ化と機動第一分団庁舎更新に伴う設計委託料でございます。

その２つ下、施設機械設備保守点検委託料は、熊谷市消防本部との指令センター共同運用に伴う設備・機器等の行田市単独部分による保守管理業務委託料でございます。

次に、14節工事請負費の２行目、建物改修工事請負費は、中央第二分団庁舎建て替えによるものでございますが、前年度は同類の事業計画がなかったことから、3,000万円の増額となっております。

その下、設備更新工事請負費は、消防本部庁舎に設置された受変電設備とトイレの給排水管改修工事によるもので、前年度より4,579万9,000円の増額となっております。

次に、17節備品購入費の１行目、事業用器具費は、主に空気ボンベや消防用ホースの購入費でございます。

その下、車両購入費は、消防署本署に配備する高規格救急車１台と広報車１台の計２台の更新を計画するものでございますが、前年度更新した消防団車両２台に比べ1,450万円の減額となっております。

さらにその下、救急用具購入費は、高規格救急車購入に伴い積載する高度救命処置用資機材一式の購入費でございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の消火栓設置負担金は、前年度と同じく消火栓２箇所の設置を計画しております。

次に、４目水防費ですが、説明欄の◎水防活動費は、機能別消防団員に係る水防活動経費でございます。前年度と比べ42万2,000円の減額となっておりますが、１節報酬の団員報酬について、過去の執行率から見直しを図ったことと、利根川水系連合水防演習の会場が群馬県千代田町で計画されていることから、８節旅費が不要になったことが主な原因となります。

以上で、消防本部所管の歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、申し訳ございませんが、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、２項５目１節消防手数料は、右ページ説明欄、許可手数料として、令和８年度の危険物施設等の設置又は変更許可申請及び完成検査申請等に伴う許可手数料を見込み積算し、計上しております。

続いて、42ページをお願いいたします。

14款２項国庫補助金、７目１節消防費補助金は、消防署本署に配備する高規格救急車と、それに積載する高度救命救急資機材の更新に当たり、緊急消防援助隊設備整備費補助金を活用するもので、その充当額を計上したものでございます。

続いて、50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から18行目、建物貸付収入（消防本部）は、消防本部庁舎の屋上に設置する太陽光発電設備のパネルと庁舎内に設置する自動販売機３台分の公有財産貸付けによる賃貸借料でございます。

続いて、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、４項１目雑入、３節負担金収入のうち、右ページ説明欄の一番下、一日消防士体験自己負担金は、一日消防士の参加に伴い加入いただく傷害保険加入料を計上したものでございます。

続いて、62ページをお願いいたします。

４節交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から４行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の装備品購入に際し、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備事業助成金の充当を予定するものでございます。

左のページに戻りまして、７節施設貸付収入のうち、右ページの説明欄の下から７行目、消防庁舎電気利用は、消防署本署・分署に設置されている自動販売機６台分の電気料と消防本部敷地内に設置されている都市整備部水道課管理の第２水源取水ポンプに係る行田市水道事業会計側の電気使用料を計上したものでございます。

次に、64ページをお願いいたします。

11節消防団員退職報奨金は、213ページ歳出の９款１項２目非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の中で計上しております退職報償掛金に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金から充当されるもので、過去の支出額及び退職予定者等に基づき計上したものでございます。

次に、68ページをお願いいたします。

21款１項市債、７目１節消防債のうち、右ページ説明欄の１行目、消防施設整備事業債は、消防本部設置の受変電設備とトイレ給排水管改修による工事費、西分署と北分署庁舎の照明ＬＥＤ化と機動第一分団庁舎更新に伴う設計委託料、消防署本署に配備する高規格救急車、高度救命処置用資機材及び広報車の購入に対して起債を活用するため計上したものでございます。

以上で、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分につきまして細部説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしましたら、予算の概要のほうから54ページでお伺いしたいのですけれども、まず、54ページの一番上の消防団庁舎更新事業というのが3,400万円で載っていると思うのですけれども、市内21箇所ある消防団庁舎について、計画的に改修して災害に備えますということで、令和８年度は、まず、中央第二分団庁舎の建て替えということで、もうこれは設計が終わって建て替える段階なのかな。

それで、下に機動第一分団の設計委託料ということで、400万円ということで２つ書いてあるんですけれども、漠然と思ったのが、今の行田市のマネジメント計画って新しくつくり替えているんですけれども、消防のほうというのは前のがそのまま生きて、これに基づいて計画的にやっていくということでいいんですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

今年度、公共施設マネジメント計画につきまして、施設の更新計画を含めて見直しがされているところです。消防本部でも、消防団庁舎も含めた見直しを行っております。その見直しに基づいて、今後の計画をしているところでございます。そのため、現在の公共施設マネジメント計画がそのままではなくて、見直しを踏まえた計画と考えております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　その見直しされたものって、まだ私たち見ていないですけれども、内部的にはそういう近々の、これは2026年に建て替えということになっていますので、そこも一応入って、見直しされた上でのこの計画ということで今認識しました。大丈夫ですね、それで。

私はこの古いのしか見ていませんけれども、新しいのがあって、その計画で、またこれとは多少違ってくるということでよろしいですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　庁舎の建て替え等につきましては、建築年数の古くなっているものから基本的には更新を計画されておりますので、今回の中央第二分団に関しましては、現在の公共施設マネジメント計画の建て替えの順序に基づいた建て替えとなっております。来年度の機動第一分団に関しても、同様に優先順位の高いものとなっております。

以上となります。

○２番　斉藤委員　分かりました。

○委員長　斉藤委員、引き続きありますか。

○２番　斉藤委員　いや、取りあえず。

○委員長　ほかにどうぞ。

３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　確認ということで、先ほど、これは厚いほうの予算書の213ページ、９款１項２目ですか、ここで説明がありました消防団活動費ということでご説明いただいたのですけれども、改めてちょっとご説明いただきたいのですが、何かというと、令和７年の消防団の人数を250名ということで計上して2,866万1,000円ということだったと思うのですけれども、それが270人ということで20名増加した、それで予算額が2,500万ということでございますので、人数は増えて金額が減ったと、非常に予算的にはいいのかもしれませんが、この辺につきまして教えていただけたらなと思います。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えを申し上げます。

昨年度の250人というのは、条例定数に対して実消防団員数を踏まえた人数として250人という設定をしておりました。今回は、270人というのは条例定数の人数といったところで、加入されたときに最大で270人といったところでの計上とさせていただいていることによって、20人の差が出ているものとなっております。

以上となります。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　分かりました。

○委員長　ほかにございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしましたら、概要の53ページの救急救命士養成事業ということで、厚

いほうだと213ページ、先ほど課長のほうで説明いただきましたけれども、救急救命士教育訓練事業負担金ということで、先ほどの説明ですと消防学校に１名分ということがありました、177万円ということで。毎年これは目標というか、１名ずつの予算取りという認識ですけれども、177万円が高いか安いかといったら、私、結構かかるんだなと捉えたんですけれども、やはりこれは目標的には１名ずつというのが適正なのでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

救急救命士の養成人数につきましては、以前もお答えさせていただいていることだと思うのですが、運用救命士が30人程度で全ての救急車に２名常時搭乗することが可能であるというふうに考えております。そういったところから、課長職になっただとか、救急救命士資格を有している者の現場活動をしなくなる職員も出てきますので、そういったところの補充を考えますと、常に１名ずつの養成が必要であると考えております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　１名じゃなくて、もう少し多いというのは難しいのでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　埼玉県救急救命士養成課程においては、県内の消防本部全てからの受講生の受入れとなっておりますので、消防本部の規模等により割り振りというものがございます。そこで、行田市にあっては１名程度の割り振りが例年ということですので、そちらのほうの人数となっております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

国家試験で、医師の指示の下に特定の医療行為ができるということで、多いほうがいいわけで、それが決まりというか割り振り、全県から来るからということで、そこは理解しました。

○委員長　ほかにございますか。

村田委員。

○５番　村田委員　先ほどの質問に関連してですけれども、106名の職員がいて、救急救命士を持っている方は何人ぐらいいて、そのうち管理職、現場から離れる、その内訳を教えてください。

○委員長　尾野副参事、よろしくお願いします。

○消防本部副参事　先ほどの説明にお答え申し上げます。

令和８年４月現在で考えますと、全職員対象で37名の救急救命士の資格となります。そのうち運用救命士に関しては24名となってございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　24名、そして先ほどのご答弁で、救急車に２人は乗ると、救命士が。分署だと12名体制で運用していますよね。そのうち、24時間勤務ですから６人ですけれども、週休２日のため４人になってしまう現場だと思うんですよ。それでも、４人のうち２人は必ず救急救命の資格を持った方が乗るということでよろしいのでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　そのような体制を目標としております。

以上となります。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　この24名の内訳を本署、分署で数を教えてください。

○委員長　野口消防署長。

○消防署長　救命士の内訳ですけれども、西分署、北分署におきましては各小隊に２名ずつ入れますので、24名のうち、西分署が４名、北分署が４名、その他の救命士は本署のほうに１と２で振り分けております。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　16人は本署で、その16名は現場……

○消防署長　そうですね。24名の中の16名は現場で救急車に乗る救命士になっています。

○５番　村田委員　分かりました。

ちょっと続いていいですか。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　団員報酬と水防と消防の団員数ですけれども、これは実数というのは幾つになるのでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

現在、機能別消防団員が33名、基本団員が220名、合計253名となっております。

以上となります。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　水防も聞いたんですけれども、自分の理解がまずいかもしれんけれども、機能別。

○消防総務課長　水防員に代わりまして、機能別消防団員というものになっておりますので、現在、水防員という団体自体がなくなっております。

○５番　村田委員　分かりました。

○委員長　村田委員、大丈夫ですか。

○５番　村田委員　いいです。

○委員長　ほかにございますか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございました。

私からは、予算書の211ページの20番の消防本部及び消防署運営費の中のこの職員手当についてお伺いしたいですけれども、この時間外勤務手当というのが、見ていると毎年560万円ぐらい計上されているんですけれども、この詳細というか、どうやってこの560万円が計上されているのかというのをまずお聞きします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

これは全体の市の予算の中で、職員等の人数等を踏まえて枠配と呼ばれるような形で、消防本部はこのぐらいといったところで、人事課の積算によって載せていただいているものでございます。

以上となります。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

人事課による積算ということですけれども、実際にこの560万円ぐらいが大体時間外勤務手当に充当されているという認識でよろしいでしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　そのとおりでございます。時間外に関する手当がこのくらいの金額という認識でよろしいと思います。

以上となります。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

その３つ下、一般職その他の手当というのが本年度の予算に計上されていて、一般職その他の手当が１億900万円で、前年度に比べて結構増えていると思うんですよね。500万円か400万円ぐらい増えていると思うんですけれども、これは何が原因でこの一般職その他の手当が増えたかを教えていただきたいですけれども。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

大変申し訳ないですが、２節から４節に関して、全て人事課の積算になっていることから、詳細なところまでは把握できておりませんが、職員の人数が増えているといったところと、あとは給料が上がっているといったところも踏まえて、上昇しているものと考えております。

以上となります。

○委員長　ほかにございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしましたら、概要の53ページの２段目の消防救急通信指令センター共同運用事業ということで、これというのはこの間説明会で説明してくれたものと思いますけれども、聞きたいのは、まず、今も熊谷市と共同で高機能指令センターを運用しているということで、説明会でもありましたけれども、令和８年度では協議会を設置して、これからそれに向けて協議をしていくという説明があったかと。令和12年に運用するというような説明だったかと思うんですけれども、まず、熊谷市と一緒にやっていたということもあるので、秩父だとか児玉、深谷、熊谷と行田ということの１つの共同の地域というか、あるんですけれども、やぼかもしれないけれども、隣に羽生市とか、近隣にもっとほかの消防の状況があると思うんですけれども、ほかのところがどこと組んでいるかとか、行田市としてはどこと一緒にやったほうがいいのかという内部での協議というのはあったんですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

消防本部内では、隣接消防、羽生消防ですとか県央消防、あとは熊谷市消防本部との継続、５ブロックでの、５消防本部における共同運用といったもので、どういった財政的な効果ですとか、そういったものが、出動態勢の充実とかといったところの検討はさせていただいております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　漠然と、地図を見たときに、秩父市まで入ると相当な広域になるのかと思ったので、羽生市だとか鴻巣市がどこと組んでいるか、私には分からないですけれども、その協議をした上で、どういうことが駄目で、今のほうが効率的だ、この秩父、児玉、深谷、熊谷と組むほうが効率的という議論になったのかをお伺いしたいと思います。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

まず、一番は財政的なもので考えたときに、スケールメリットとして考えると、大きいほうが効果が出る可能性は高いといったところで、現在行っている熊谷市消防本部以外の５ブロックと言われている５消防本部での検討会に参加をして、実際に負担の割合とかが人口割合ですとかそういった割合の仕方によって金額というのは変わってきますので、そこに参加して協議をすることが有効であるといったところで、今回の任意協議会に参加したいといったところでご説明をさせていただいているところでございます。

職員の遠いところへの派遣といったところに関しましても、当然、デメリットとして捉えておりまして、行田市の職員が秩父の配属になるといった場合には、通勤の距離ですとか、そういったところは問題があるなといったところも踏まえて検討はさせていただいております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　その５ブロックということで、財政的にはメリットがあるということで、今、課長がおっしゃったように距離的には応援出動出勤というのも書いてありましたので、秩父まで距離があるので、そこはデメリットという認識もある中で、やっぱりここで組んだほうがいいという結論に達したということで分かったんですけれども、では、参考までにお隣の羽生市とか鴻巣市はどういう区割りですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　まず、この区割りは埼玉県が示す広域化というものを７ブロックで分けて示されております。行田市が５ブロックという位置づけになっておりまして、羽生消防は行田市とは隣接ですが、ブロックとすると東部地域なので、加須、久喜、白岡などの埼玉県の東部の枠組みという位置づけになっております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　検討があったので、別に必ずしもその５ブロックでやらなくてはいけないというわけではなさそうですけれども、何となく真ん中にいたほうが、距離的な部分のデメリットが解消されるのかということで、参考までにお聞きしました。検討した結果、今のほうがいいということであれば、それは分かりました。

○委員長　ほかにございますか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　予算書の概要ですけれども、概要の中にある消防車両の更新事業の中に、今回車両購入費ということで災害対応特殊救急自動車ということで、あまり聞き慣れないような救急車ですけれども、これは一体どういう救急車なのかご説明をお願いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　ご説明申し上げます。

緊急消防援助隊の補助金を活用しようとしたときに、補助事業として、俗に言う高規格救急車のことを災害対応救急車という名称がついておりますので、緊急消防援助隊の補助金の活用を見越しているので、このような計上とさせていただいております。

以上となります。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

補助金の活用ということで、こちらの災害対応特殊救急自動車を購入することで、承知しました。ありがとうございます。

その隣にある広報車という車が450万円で計上されているんですけれども、あまり私たちも見ることがないですけれども、これはどういう車でしょうか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

軽自動車のバンタイプで、例えば台風のときの広報ですとか、火災予防に関する広報ですとか、そういったものの広報活動をするときに少人数で移動が可能、狭隘なところにも入っていけるといったところで軽バンの車両となっております。

以上となります。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございます。

広報車はどういう頻度で更新していくんですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　車両に関しましては、行田市消防本部管理車両の更新計画というのがありまして、その広報車に関しては基本的には12年の更新基準ですが、老朽化ですとか、まだもうちょっと使えるなとかといったところで、その更新計画よりも実際には長く使用していることもございます。

以上となります。

○委員長　ほかにございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、概要の52ページの災害現場中継システム運用事業、これの概要は書いてあるんですけれども、どういうときにドローンを飛ばして現場中継を行うのか、そのオペレーターの養成ということで、操縦できる人がどれぐらいいるのかも含めて説明いただいていいですか。これの事業の必要性ですよね。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　お答えいたします。

災害現場中継システムは、火災現場の早期実態の把握、もしくは利根川等の水難事故における要救助者の検索等を目的として飛行することを想定しております。オペレーターに関しましては、国家二等の免許を取得している者、現在３名養成をしております。このほかに消防署内で飛行実績を重ねて、飛行できる職員を現在養成しているところでございます。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　まず１点が火災の実態早期発見ということで、これは必ず飛ばしているわけでもないのかと思うんですけれども、どういう火災のときに飛ばすのか。利根川のときは、溺れてしまった人を探すということなのかと思いますけれども、何件ぐらいの実績でこの予算を組んでいるのかということでお伺いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　市内の火災におけるドローンの飛行実績というのは、現在のところはございません。ただ、全国各地で行われている大規模な火災ですとか自然災害といったものに対して非常に有効なデバイスという考えを持っておりますので、そういったときに使用ができて、

早期に市内の状況が把握できるといったところでは有効な資機材と考えております。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、飛ばすことがないほうがいいわけで、ただ、訓練というのは行っておかないといけないですけれども、どういう訓練を行って、その３名ですか、あと、これをまた増やしていくという計画があるのか、操縦できる方の養成講座を行うということで、その辺をお伺いします。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　国家二等の資格に関しては、全ての飛行オペレーターが必要な資格とはなっておりません。災害現場においては、飛行実績が10時間以上や、トレーニングを重ねているものであれば、問題がなく飛ばせるものと認識しておりますが、現在は二等の国家試験を３名養成したんですが、今後につきましては、休暇者等を踏まえても片番に１人ずつは法的なそういう資格を持った者が配備されているのが適切と考えておりますので、もう少し養成は考えておりますが、今後ずっと養成していくという考えではございません。

訓練に関しましては、各種火災予防週間に伴う訓練ですとか、そういったところでの飛行を踏まえた訓練を実施したことはございます。そのほかに、災害時に活用できるために、本署の訓練場における飛行訓練というのは日常的に実施しているところでございます。

以上となります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、その国家二等というのは10時間以上とか、そういうときに必要な国家資格ということで、特に資格というのは要らないということでいいですか。

○委員長　山口課長。

○消防総務課長　現在、災害時において資格は必要ないという位置づけになっているんですが、消防本部のように公的な立場で飛行させるときには、法的な講習等を受けて飛行させることが適切であると考えていることから、資格を取得させているところでございます。

以上となります。

○２番　斉藤委員　分かりました。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前　１０時　４８分　休憩

午前　１０時　５９分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

ご連絡申し上げます。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご清聴のほどお願い申し上げます。なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

では、次に健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長　田中委員長をはじめ委員の皆様には、日頃より健康福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本日ご審議いただく案件でございますが、議案第22号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例及び議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の両条例案について、また、議案第10号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算、議案第12号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算及び議案第13号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算の各特別会計予算案につきましてご審議をいただくこととなります。内容の説明につきましては各所属長から行わせていただきますので、何とぞご審議、ご指導賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございました。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

△議案第２２号について

○委員長　初めに、議案第22号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長　子ども未来課長の吉田です。

それでは、議案第22号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案書の141ページをお願いいたします。

現在、本市における学童保育室の保育料は行田市学童保育室保育料に関する条例第３条別表において一月当たりの金額を定めており、これは月の途中に入室し、または退室した場合であっても、一月分の保育料を徴収しております。しかしながら、学童保育室の利用者の中には、小学校の夏休みなどの長期休業期間中のみ利用する児童もいます。現在の条例では、そうした夏休み中のみ学童保育室を利用する場合の保育料は、７月中の利用期間が夏休みに入ってからの10日未満であるにもかかわらず、ふだんから学童保育室を利用している他の児童と同様の一月分の保育料を徴収しており、必要以上の負担をいただいている状況となっております。令和７年度を例に申しますと、令和７年７月の通常の学童保育室開室日数が26日に対し、夏休み中の学童保育室開室日数が９日と、通常の開室日数の半分にも満たないにもかかわらず、通常利用と夏休み中のみ利用の保育料が同額となっております。

こうした課題を踏まえ、長期休業期間中における学童保育室の保育料について、開室日数に合わせて日割りにより算定することができるように改正をしようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の23ページをお願いいたします。

第３条の改正についてですが、長期休業期間に限って学童保育室を利用する場合の保育料を、長期休業期間中の開室日数に合わせて算定することとする根拠規定を新たに追加するものでございます。

戻りまして、議案書の142ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和８年７月１日とするものでございます。

以上で、議案第22号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　ありがとうございます。

以上で説明が終わりました。

△議案第２２号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　評価する議案ですけれども、今まで暴利だったと、余計に取っていたということで、今気づいたということでしたけれども、夏休みということで、まず１つ、７月が当たる月ということで、もう１つはこれは11月ですか、冬休みですか、春休みですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　お答えします。

ほかには、冬季休業期間である12月と１月、あとは学年末と春季に当たります３月、４月が該当します。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

それで、それぞれ今、非課税の方もいらっしゃいますけれども、5,000円、7,000円、9,000円ということで、それぞれの金額を日割りにして、開室日を掛けた金額ということですので、半分以下になると思います。例えば、令和７年度の例で言っていましたけれども、９日分をもらうということで、これは完全な日割りではないということですよね。確認します。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　あくまで児童が学童を利用した日数ではなくて、学童の開室日数で割るので、極端な話、夏休み期間が１日の方でも夏休み期間のみの９日間の方でも、料金は同じです。それは、通常の月でも毎日使っている方と使っていない方でも一月分は同じなので、そのように捉えていただければと思います。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　９日開設だけれども、２日しか行かなかったということでも、９日分もらうということですね。そうすると、日割りにするという今回の改正は大いに評価できるものですけれども、完全に日割りにするという議論はあったんですか。そこにするには何か困難な部分があったのかどうか、お伺いします。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　まず、日割りのことですが、そもそも今回の開室日数に応じた日割りというのが、これは利用する側がどうにもできない理由だと。学校側で休業期間を設けるために、保護者の方が日中見られないということがありますので、利用者側でどうにもならない理由ですが、逆に日数によってしまいますと、それはあくまで利用者側の都合になってしまいま

すので、それだと収入のほうのものもありますし、全体的に公平性というバランスからしますと、どうなのかというところもありましたので、今回はあくまで開室日数に応じて改正をさせていただくというところです。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございました。

１点だけお聞きしたいですけれども、長期休業期間のみ学童保育室を利用する者というのは、実際に何名いらっしゃるんでしょうか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　お答えします。

今までの実績になりますが、まず令和５年度ですが、春休みを利用された方は１名、夏休み、７月から８月まで利用された方が23名、８月からの方が14名。冬休みで12月の方は１名、１月のみと３月はいらっしゃいませんでした。令和６年度が、春休みの４月のみが２名、７月からが39名で、８月のみが16名、冬休みと年度末はいらっしゃらなかったです。今年度も４月はゼロ、夏休みの７月からが29名で、８月のみが18名。12月からはいらっしゃらずに、１月が２名、今のところ、３月につきまして２名お申込みがあります。

以上です。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明いただき、ありがとうございます。

先ほどの課長の説明ですと、基本的に夏休みが多いということで承知しました。開室日数で学童保育料を払っていただくということになるんですけれども、これは今後、安くなるということですけれども、周知方法はどのようにしていくんでしょうか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　周知方法ですが、市報でまず周知させていただきますのと、ホームページ、あとは学童保育室へのポスター掲示等の案内を通じて周知を図ってまいります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今、預けていない月もあったということですけれども、多分今回の条例が通ると、金額もそれなりの金額に抑えられるということで、今度、また預ける方が増えてくる可能性が大いにあるわけで、今、常時行っている方でいっぱいですよね。定員いっぱい受け入れていますけれども、一時的に預けている方というのはどこの学童保育室に行くんでし

ょうか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　現在は、長期休業期間中の夏休みのみ、年度が変わった直後の６月頃に募集しているんですが、募集する際はあくまでも空いている学童、余裕がある学童で募集をさせていただきますので、基本的に同じ学校になるお子さんもいますが、いっぱいの学童では募集はしません。こちらの学童であれば受け入れられますという形で募集しております。夏休み以外は募集は特にしておりませんが、問合せがあったときは空いている学童で受入れをさせていただくという形を取らせていただきます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　夏休み以外は募集をしていないということは、それもあって４月ゼロ人ということだったのか。お知らせはしたほうがいいと思いました。今回もこれで、預ける側にも負担が軽減されるので、私も、そういうシステムあったかなという程度の認識しかないわけですよ。せっかくやっているんだから、その辺は周知というのは、募集を大々的にしなくても、お問合せくださいという程度でもいいですけれども、そこら辺は市としてうたっていただきたいなと思いますけれども。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　夏季休業期間中の募集と併せてするのか、ホームページ等に掲載するかは今後検討させていただきますが、分かるように周知をさせていただきます。

○委員長　ほかにございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　附則で施行日が令和８年７月１日というのは、周知期間がないから７月１日から施行すると定めるのか、お尋ねします。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　４月１日にしなかった理由も含めてだと思うんですが、まず、今年度で言えば３月27日から４月７日までの間が年度末と春季休業期間ということで連続して一定の期間内の休みに入ります。そこで、４月１日に施行にしますと、まず３月と４月で料金に差異が生じることによって、利用者の保護者側の混乱も生じるというところもありますので、そこで差異が生じないように配慮したのと、併せて、議員さんおっしゃるように周知期間も含めて７月１日としたものです。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第２２号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第22号　行田市学童保育室保育料に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手全員と認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　１５分　休憩

―――――――――――――――――――――

午前　１１時　１７分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

―――――――――――――――――――――

△議案第１２号について

○委員長　次に、議案第12号　令和８年度行田市市介護保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

高齢者福祉課、春日課長。

○高齢者福祉課長　高齢者福祉課長の春日です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第12号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算についてご説明いたします。

行田市一般会計・特別会計予算書の23ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億750万4,000円と定めるもので、前年度と比較して２億7,199万円の増額計上でございます。増額の主な理由としましては、後期高齢者人口の増加に伴い介護認定率の上昇及び介護サービス利用者の増加を見込んだことにより、保険給付費の増を計上しているものです。

第２条は、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度と同額の２億円とするものです。

第３条第１号は、歳出予算の第２款保険給付費における各項間の予算の流用について定めるものです。

それでは、歳出からご説明いたしますので、行田市一般会計特別会計予算に関する説明書の395ページをお願いいたします。

１款総務費、１項１目一般管理費は、前年度と比較し765万4,000円の増額となっておりますが、これは主に、令和９年度から令和11年度を計画期間とする第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定することによるものでございます。

主なものを申し上げますと、12節の１行目、介護保険事業計画等策定委託料は、先ほどの第10期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に係る費用、13節２行目、住民情報等基幹システム利用料及び次の住民情報等基幹システム借上料は、基幹系システムの介護保険資格管理業務等に係る所要額を計上したものです。

397ページをお願いいたします。

２項１目賦課徴収費は、前年度と比較し263万7,000円の増額となっておりますが、これは主に第１号被保険者の介護保険料のうち、普通徴収において、令和８年度から新たにコンビニエンスストアでの納付書払いを開始することによるものでございます。

主なものを申し上げますと、11節郵便料及び12節市税等コンビニエンスストア収納業務委託料、電算委託料は、介護保険料の賦課徴収業務に係る所要額を計上したものでございます。

３項１目介護認定審査費は、前年度と比較し196万8,000円の減額となっておりますが、これは主に、令和７年度は介護認定審査会委員の新たな任期が開始となったため、合同審査会を実施しましたが、令和８年度は委員が継続されるため、合同審査会を実施しないことから、委員報酬を減額したもの。また、令和７年度は介護認定審査会のオンラインペーパーレス化事業が開始間もないため、事業者による講習会を予定していましたが、令和８年度は市職員が直接講習を行うため、講習会手数料を計上していないこと。同じく令和７年度は、介護認定進捗確認システムの運用開始間もないことから、事業者からの運営支援を予定していましたが、システムの円滑な運用ができていることから、令和８年度は運用支援委託料を計上しないことによるものです。

次に、２目介護認定調査費は、前年度と比較し441万3,000円の増額ですが、これは主に介護認定に必要な認定調査をより迅速化するため介護認定調査員１名の勤務時間を長くするためのものです。

主なものでは、11節一番下の手数料は、要介護度の判定に必要となる主治医意見書の作成手数料、１枚めくっていただき、右ページの説明欄、12節要介護認定調査委託料は、要介護認定更新時の認定調査の一部を居宅介護支援事業者に委託しているため、その委託料を措置するものです。

次に、４項１目趣旨普及費は、介護保険制度の普及を目的としたパンフレットなどの作成費用です。

401ページをお願いいたします。

２款保険給付費、１項１目介護サービス等諸費は、要介護と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比較し２億3,113万6,000円の増額となっております。

主なものでは、18節１行目、居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し１億4,703万7,000円の増額、１つ飛んで地域密着型介護サービス給付費は、前年度と比較し205万円の増額、１つ飛んで施設介護サービス給付費は、前年度と比較し5,413万8,000円の増額、１つ飛んで、居宅介護福祉用具購入費は、前年度と比較し237万2,000円の増額、次に、居宅介護住宅改修費は、396万6,000円の増額、次に、居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者が作成するケアプラン作成に対する給付費で、前年度と比較し2,157万3,000円の増額となっております。

次に、２項１目介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された方への保険給付費で、実績等を勘案し、前年度と比べ828万1,000円の増額となっております。

主なものでは、18節１行目、介護予防サービス給付費は、前年度と比較し370万1,000円の増額、下から３つ目、介護予防住宅改修費は、前年度と比較し300万円の増額、次に、介護予防サービス計画給付費は、前年度と比較し108万円の増額となっております。

次に、３項１目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料で、前年度と比較し40万9,000円の増額となっております。

次に、４項高額介護サービス等費は、前年度と比較し1,373万8,000円の増額となっております。

403ページをお願いいたします。

５項高額医療合算介護サービス等費は、介護保険と医療保険の１年間で支払った自己負担額が一定の基準額を超えた場合に、その差額を支給するもので、前年度と比較し56万4,000円の増額、６項特定入所者介護サービス等費は、市民税非課税世帯に属する方が、特別養護老人ホーム等の施設入所やショートステイを利用した場合に、居住費と食費の負担軽減を図

るもので、実績を勘案し、前年度と比較し511万円の増額となっております。

405ページをお願いいたします。

３款１項１目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を計上するものです。

407ページをお願いいたします。

４款地域支援事業費、１項１目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの費用が主なもので、実績を勘案し、前年度と比較し382万4,000円の減額となっております。

主なものでは、12節介護予防・生活支援サービス事業委託料は、前年度と比較し57万6,000円の増額、18節１行目、介護予防サービス費負担金は、要支援認定者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスの費用として、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払うもので、実績を勘案し、前年度と比べ443万1,000円の減額となっております。

次に、２目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成費であり、実績を勘案し、前年度と比べ37万3,000円の減額となっております。

次に、３目一般介護予防事業費は、前年度と比較し148万3,000円の減額となっておりますが、これは主に、12節介護予防事業委託料において介護予防のための各種出前講座を実施する委託料の単価を見直したことによるものです。

次に、２項１目包括的支援事業費は、前年度と同額計上です。

次に、２目任意事業費は、前年度と比較し86万2,000円の増額となっております。主なものでは、１枚めくっていただき、右ページ説明欄、12節３行目、緊急通報サービス事業委託料は、ひとり暮らし高齢者の安心を確保するため24時間対応で緊急通報が可能なサービスを提供するための委託料で、前年度と比較し、12万4,000円の減額、１つ飛んで５行目、高齢者等配食サービス事業委託料は、介護予防・日常生活支援事業の対象者以外の見守りが必要な高齢者に対し、栄養バランスが取れた食事を届けるのに併せ安否確認を行うもので、110万1,000円の増額でございます。

次に、３目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケアシステムを構築するための核となる在宅医療と介護の連携推進のための費用であり、前年度と比較し191万2,000円の増額となっております。

主なものでは、12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料は、在宅医療を希望する方やその家族からの相談を受け、関係職種につなぐほか、ケアマネジャーからの相談対応業

務などを行う当該センターの設置・運営を市医師会に委託しているものです。

次に、４目認知症総合支援事業費は、前年度と比較し57万1,000円の増額となっております。主なものでは、12節１行目、認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やその家族を支援するため、社会福祉法人等に委託して実施する認知症カフェの運営費用で、市内12箇所を予定しているもので、利用者の送迎を実施するカフェの委託単価を見直し、前年度と比べ55万2,000円の増額。

次に、認知症地域支援推進業務委託料は、市内５箇所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症の支援体制の構築とケア向上を図るためのもので、その下のチームオレンジコーディネーター業務委託料は、認知症カフェのボランティアである認知症サポーター等がチームとなり、認知症の人やその家族のニーズに合った支援につなげるチームオレンジのコーディネーター業務を認知症カフェを委託している地域包括支援センター１箇所に対し、新たに委託するものでございます。

411ページをお願いいたします。

５款１項１目利子は、科目存置です。

413ページをお願いいたします。

６款１項償還金及び還付加算金は、賦課更正等に伴う過年度分過誤納金の還付金及び国・県等の負担金の返還金などで、前年度と同額計上となっております。

２項繰出金は、重層的支援体制整備事業として実施する介護予防事業の一部経費、地域包括支援センター運営に係る経費及び生活支援体制整備事業に係る経費の財源の一部である第１号保険料及び介護予防事業の一部経費に係る第２号保険料について、介護保険法で規定されている法定割合分を一般会計へ繰出金として措置するものです。

415ページをお願いいたします。

７款１項１目予備費は、前年度と同額計上です。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして377ページをお願いいたします。

１款介護保険料、１項１目第１号被保険者保険料は、資格喪失者の増加及び実績を勘案し、前年度と比較して2,384万円の減額計上でございます。

379ページをお願いいたします。

２款使用料及び手数料、１項１目督促手数料は、科目存置です。

381ページをお願いいたします。

３款国庫支出金、１項１目介護給付費負担金は、前年度と比較し4,705万2,000円の増額で、国の負担割合は、居宅サービス等給付費の20％及び施設サービス等給付費の15％相当額とされております。

次に、２項１目調整交付金は、所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合などを加味し交付されるもので、前年度と比較し518万5,000円の増額となっております。

その下の２目地域支援事業交付金は、前年度と比較し13万2,000円の減額で、国の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の25％及び包括的支援事業・任意事業費の38.5％相当額とされております。

その下の３目保険者機能強化推進交付金及び４目保険者努力支援交付金は、いずれも自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金で、令和７年度に交付された額と同額を計上しております。

383ページをお願いいたします。

４款支払基金交付金は、第２号被保険者の負担分について社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるもので、介護保険給付費の27％、介護予防・日常生活支援総合事業の27％相当分で、前年度と比較し6,862万9,000円の増額となっております。

385ページをお願いいたします。

５款県支出金、１項１目介護給付費負担金は、前年度と比較し3,720万円の増額で、県の負担割合は、居宅サービス等給付費の12.5％、施設サービス等給付費の17.5％相当額とされております。

その下の２項１目地域支援事業交付金は、前年度と比較し６万6,000円の減額で、県の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5％及び包括的支援事業・任意事業費の19.25％相当額とされております。

その下の２目介護保険事業費補助金は、歳出の一般管理費における介護人材確保促進事業委託料など、介護人材確保の取組に対する補助金です。

387ページをお願いいたします。

６款財産収入、１項１目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子でございます。

389ページをお願いいたします。

７款繰入金、１項１目介護給付費繰入金は、前年度と比較し3,240万4,000円の増額で、介護給付費における市が負担すべき額で、市の法定割合は、保険給付費の12.5％相当額とされております。

その下の２目地域支援事業繰入金は、前年度と比較し６万6,000円の減額で、市の法定負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5％及び包括的支援事業・任意事業費の19.25％相当額とされております。

その下の３目その他一般会計繰入金は、前年度と比較し1,092万4,000円の増額、その下の４目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税率引上げに伴い低所得者層を対象に実施している保険料軽減に対する公費負担で、前年度と比較し274万4,000円の減額計上となっております。

次に、２項１目介護給付費準備基金繰入金は、科目存置です。

391ページをお願いいたします。

８款１項１目繰越金は、歳出予算の充当財源として措置したものです。

393ページをお願いいたします。

９款諸収入は、前年度と同額の計上です。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

○委員長　ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

△議案第１２号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　398ページ、賦課徴収費の12節市税等コンビニエンスストア収納業務委託料ということで、これというのは、令和８年度から新たな新規事業として、私も介護保険がコンビニで払えないということが、あらそうだっけと今ちょっと思ったんですけれども、新規事業ということですけれども、まずなぜコンビニ収納業務をやろうということになったのという理由。それと、近隣自治体というのはどうですか。行田市は早いのか、遅れているのか、その辺を含めて伺います。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

コンビニエンスストアの収納業務委託料ですけれども、新規事業になります。理由ですが、市民からのお声が大きかったということになります。コンビニでも払えるようにしてほしいというお声があったというのが主な理由です。

近隣自治体の状況ですけれども、当市においては、コンビニエンスの収納については、介

護保険料は遅れている状況になります。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、特別徴収というのは天引きされるので、これは第１号の普通徴収の方だと思うんですね。この対象というのはどれぐらいいらっしゃるんですか。いいことですけれども、どれぐらいいるんですか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　約1,700人ぐらいになります。

○委員長　引き続いて、２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　続いて、その下の介護認定審査会で、これについて今回の予算で何回の見込みですか。大体平均135回ぐらいやっているのかと思いますけれども、今回は見込みは何回ぐらいで、あと、何件ぐらい、大体20件ぐらいだったかと思うんですけれども、何件ぐらい見込んでいますか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　令和８年度は143回を見込んでおりまして１回の審査件数は、おおむね25件ぐらいになっております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　以前よりは少し回数も増えたし、件数もちょっと増えたのかと認識します。

オンラインペーパーレス化ということで、令和８年は先ほどの説明だと職員が直接やるということだったんですけれども、それはなぜなのというのと、どんなことをやるんですか。内容についてお伺いします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　オンラインペーパーレス化の直接職員がやるというご説明は、審査員に対する講習会を直接職員ができるという形になります。

今まで、講習会を委託する予定で予算計上していましたけれども、職員が習得できて、実は令和７年度も利用しなくて済んだ状況です。令和８年度も運用ができますので、審査員に対するご説明を職員が直接行えるという形になります。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　その委託しなくてはならないと思っていたのに、職員が結局できたよとい

うのはどういう内容が、軽微なものだったということですか。それとも、職員が何か勉強して、そこまで指導できるようになったのということの内容を聞きたいです。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　まず、オンラインペーパーレス化のシステムの内容ですけれども、オンラインについては、Ｚｏｏｍを介した会議システムを使った審査会となります。ペーパーレス化については、そのシステム内で審査会資料を配信するというデジタル化になりますけれども、まず、ペーパーレス化から先に始めました。ペーパーレス化については、すぐに配信して、審査委員たちもすぐに見ていただけるような形を取りまして、あまり講習は必要なかったという形です。

オンラインについては、Ｚｏｏｍを介していますので、Ｚｏｏｍの取扱いが、職員もいろんな研修を自ら受けることで、Ｚｏｏｍの取扱いができる職員が増えてきていますので、それも職員ができたという形になります。

以上になります。

○２番　斉藤委員　今の内容からすれば、別に委託しなくてもできる、Ｚｏｏｍなんて誰でも見ればできる話なので、もともと要らなかったということで分かりました。

それと、その下の介護認定調査費ということで、これも常々言ってきているんですけれども、50日ぐらい認定までにはかかっているということで、何かもっと早くできないのということは常々言ってきているんですけれども、令和８年度は何か工夫したりだとか、何か少し早まるようなことは何かあるんですか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　以前、確かに介護認定審査期間が50日ぐらいかかっていました。令和６年が53.4日かかっていたところを、令和７年度に迅速化を図りまして、今、最新で39.8日ぐらいで審査ができています。

来年度の工夫点ですけれども、認定調査員の中には、もう少し長く働けるということをおっしゃっていただける方がいまして、調査の効率をまず上げていきたいというのが、令和８年度の工夫点になります。調査件数をもっともっと増やして、なるべく迅速化を図りたい。そのように考えています。

それと、審査会委員が、なかなかオンラインの審査会について、少し消極的な方もいたんですけれども、これを今月中に試行的に始めまして、なるべく審査会の短時間の開催というのも工夫していきたいなと思っております。

以上でございます。

○２番　斉藤委員　そうすると、おおむね39.8日、令和７年、直近でできたということで、もう大分改善されてきて、やっぱり市民のほうに声を聞くと、遅いと、早くしてくれというのがありましたので、そこは今聞いていると、今年度も少し工夫が見られるので、少しずつ改善しているのかとは感じました。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

では、５番、村田委員。

○５番　村田委員　予算書の410ページになります。

１点、お尋ねしたいんですけれども、説明の上、12節の２行目、徘徊高齢者などの位置探査サービス事業委託料というのが、１万6,000円ですけれども、どういった内容になるんでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　この徘徊高齢者等位置探索サービス業務委託料については、一人歩きをしてしまう認知症の高齢者のご家族からの相談を受けて、高齢者さんの位置が分かる小さい端末を持っていただいて、一人歩きで行方が分からなくなってしまった場合に、その端末の貸与になるんですけれども、貸与先である会社から位置を探索できる、そのようなサービスになっております。

予算額１万6,000円の根拠ですけれども、いわゆる初期費用のみ市が支払うような仕組みでして、令和８年度は新規として２台分の措置となります。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　相談を受けたときにお知らせしたいと思いまして、その初期費用２件分ですけれども、その後、その端末を持たせて継続させて、民間事業者が必要に応じて徘徊が頻繁にある人もいれば、行かない場合もあるけれども、その費用というのはどのくらいかかるのでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　利用者が払うその場の現場急行費用等になるんですけれども、手持ちがないので、後でお答えさせていただきたいと思います。すみません。

○委員長　後ほどお願いいたします。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　その対象者が介護認定を受けている受けていない関係なく、そのサービスは受けられますか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　いわゆる申請書で一人歩きなり徘徊行動がある方であれば、受けることができます。要介護は関係なくです。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　分かりました。ありがとうございました。

○委員長　では、３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　それでは、２款１項１目の介護サービス等諸費というところで……

〔「何ページ」と言う人あり〕

○３番　岩﨑委員　ページが402ページですね。

まず、ここの◎介護サービス等諸費のところで、居宅介護サービス給付費というのと施設介護サービス給付費の２つの部分ですけれども、金額の伸びでいきますと、居宅介護のほうが大きいということになるわけですけれども、これにつきましては、自宅で介護を受けたいという方が多くなった現れと考えていいんでしょうかというのがまずございます。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　施設サービスより居宅介護サービスのほうが伸び率が大きいというご質問だと思うんですけれども、介護保険事業計画においても、在宅サービスのほうの充実をより一層目指していまして、在宅で介護を受けられるような環境も整ってきているというような認識でいます。いわゆる地域包括ケアシステムは、住み慣れたところで人生の最後までを目指しておりますので、その方向に進んでいるかと思っております。

以上でございます。

○委員長　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ご丁寧な説明ありがとうございます。納得しました。そうですね。その趣旨に沿ってということで理解できました。

それと、その下の部分につきましてお尋ねしたいと思います。

介護予防サービス等諸費のところですけれども、介護を受けるという結果ではなくて、予防のほうに重点を置いたほうがより介護を受ける方の人数とか経費を少なくできるのかと思うんですけれども、こちらの予防サービスという点につきましては、どのように考えていら

っしゃるのかというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　介護予防の関係のご質問でございますけれども、介護予防サービス等諸費、これは介護予防の部分の一部になってございます。特に要支援の方が受けるサービスで、給付のサービスから受けるものと言われています。

もう一方で、４款地域支援事業費、407ページからのもので、介護予防日常生活支援総合事業という事業がありますけれども、こちらも予防サービスの一部になっております。これを抱き合わせて介護予防サービスが提供されています。

そのほか、65歳以上全員に受けていただきたい一般介護予防事業というのもありまして、健康づくりですとか認知症の予防ですね。このような事業も行っております。

予防に関しては、いろんな事業を掛け合わせて多方面からアプローチしているところでございます。

以上でございます。

○３番　岩﨑委員　非常に勉強になりました。ありがとうございます。

○委員長　ほかにございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　関連して402ページですけれども、今、課長から在宅サービスの充実をうたっているということでの説明がありましたけれども、それでも施設に入りたいという市民もいらっしゃるのかなというところで、特養の待機というのは170人ぐらいだったかと思うんですけれども、今どれぐらい予算を組んでいるんですか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　特別養護老人ホームの待機者数のご質問かと思いますけれども、これは県で毎年春頃に調査をしています。それ以降は調査をしていないですけれども、その調査の結果によりますと、要介護３以上で、今すぐ１年以内に入所したいという方たちの入所希望は市内は133名となっています。すぐにではなくても、考えている方を含めますと、令和７年度は160人という調査結果でございました。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、要介護３以上ということは、結構重い方ですぐ入りたいという方が、まだ133名待っているよということですが、そうすると地域密着型介護サービス

給付金って、これ行田市民だけが入居できるふぁみぃゆですか、これ１件だけですか、この地域密着型介護サービス給付費というのは。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　ご質問の地域密着型介護サービス給付費は、これは特養を含めて地域密着型サービスはほかにもあります。例えば小規模多機能居宅介護ですとか、看護小規模多機能ですとか、それから通所、デイサービスの中でも地域密着型がありますので、それを含めた数になっていますので、施設だけではない状況です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　すみません。何が言いたいかというと、ちょっと違うんですけれども、他市の方が入れるわけですよ、施設は。だけれども、市民のみが入れるというのは、たしかふぁみぃゆだけだったと思うんですけれども、その辺の待機が133名いて入れないと。行田市の方で、要介護３以上ですぐ入りたいという方がこれだけいらっしゃるんだけれども、その辺の兼ね合い、市民のみ入れるところは１件しかないけれども、それで不十分ではないですか、大丈夫ですかというところです。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

地域密着型の特別養護老人ホームは、確かにふぁみぃゆの東館と言われている場所になります。入所定員が小規模なところで、原則市民の方優先という形になります。そのほかに広域型として市内では５箇所ございますので、そちらも市外の方も入れますけれども、市民の方も大勢入所されている状況です。

不足しているかどうかのご質問ですけれども、十分充足しているかというと、そうではないと感じておりますけれども、先日、特別養護老人ホームの施設の方に直接お話を伺いまして、大規模な施設だったんですけれども、待機者は今、何人ぐらいですかと言ったら、三十何人しかいないと、自分のところの施設の待機者としては。施設ごとに入所申込みをしていきますので、施設ごとの待機者も人数が出てきます。大規模な施設において、100人以上入れるところにおいても、38人と言っていました。今、待機者が。38人なので、結構すぐ順番が回ってくるんですけれども、いざ入所となるとお断りする方も大勢いますと。何でかは、そこまではお聞きしていないですが、お断りする方もいて、今は順番がすぐ回ってくるというようなお話を聞きます。

そのほかにもケアマネジャーからも、入所は最近はすぐ入れるようになってきているとい

うお話はよく聞くところでございます。数字と実感と多少かけ離れているところがあるかもしれませんけれども、そういう状況を今把握しているところでございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、市内に入られている方と市外の数って、どれぐらいの割合があるんですかね。行田市民の方でも市外の施設に入っていらっしゃる方もいらっしゃるんですけれども、やむを得ず遠いところに入らなくてはいけないという方もいらっしゃると思うんですけれども、割合でもいいんですけれども、感覚でもいいんですけれども。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　申し訳ございません。手持ち資料がなくて、分析しないと分からない状況ですね。

○２番　斉藤委員　ちょっと分析してみていただければ。

○高齢者福祉課長　数日後のお答えで。

○２番　斉藤委員　いいです。

○委員長　斉藤委員、ほかにありますか。お願いします。

○２番　斉藤委員　410ページですけれども、これは前にも聞いたんですけれども、認知症カフェ事業委託料ということで、大分増えてきて12箇所まできましたけれども、これはやっぱり全体の地図を見ると、北部がほとんどないですよね、なぜか。それって別に何か北部に、例えば南河原荘だとか、大堰永寿荘だとか、やすらぎの里とか福祉施設があるからないとか、そういうことではないでしょうか。どういう理由ですかね。手を挙げる事業者がいないというのはあるんだと思うんですけれども。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　認知症カフェ事業については委託形式を取っていますので、市内の事業所に向けてやっていただけるところがないかということで公募をさせていただいています。その公募の中で、北部の事業者の手挙げがないということが１つあります。

また、１箇所決まっているところもあるんですけれども、開始されていないというところもありまして、ちょっと北部が少ない状況でもあります。ただ、１箇所ある社会福祉法人清幸会は須加地区にある事業所ですけれども、須加地区で一度やっていたんですけれども、利便性の問題というか、あまり集まらなかったということがありまして、今は同じ系列の佐間地区にあるうららかで会場を変えてやっているような状況でございます。

認知症カフェの中には、送迎サービスをやっていただいているところもありますので、そちらにお迎えに行っていただいているカフェもございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、やっぱり北部の利便性が要因で手を挙げるところがないのか、すごく中心部に偏っていて、太田地区にも２箇所あるけれども、ほとんど北部にないですけれども、例えば南河原荘だとか永寿荘の中でやってもらう、例えばやすらぎの里にもオンデマンド交流が出ていますし、そういったところでそういう施設を生かして、手を挙げてくれる事業者がないのかどうかということも検討しているのかいないのかというのをお聞きします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　認知症カフェの委託については、会場は法人の施設を使っていただいたり、公共施設を使っていただいたりというような仕様になっています。やってくれる事業所が、やりやすさがあると思うんですけれども、自分のところの施設を会場にするところが多い状況でございます。公共施設である南河原荘とか永寿荘の会場もこちらではお勧めしていますけれども、使い勝手を一番事業者は優先しているようでございます。会場については強制するものではないので、事業所のやりやすいところでお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　事業所のもちろんやりやすいというのは、そうだけれども、市として全体を見たときに、やっぱり北部にないなといったときに、そういった施設が使えますよとか、そういうご提案ですよね。なるべくそちらでやっていただけるように促すというか、そういった努力というのも必要なのかと思います。よろしくお願いします、その辺は。

○高齢者福祉課長　分かりました。

○２番　斉藤委員　それと高齢者等配食サービス事業委託料ということで、これの対象者というのは、どういう人が配食サービスを受けられるんですか。

あと、その負担というのはどれぐらい、あるのかないのかも含めてお願いします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　高齢者等配食サービス事業委託料の対象は、独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯が高齢者部門でやっている部分になります。今回、この任意事業費で上げている委託

料と、それから介護予防日常生活支援総合事業の４款１項１目でも、実はこの配食サービスをやっているものでして……

〔「何ページですか」と言う人あり〕

○高齢者福祉課長　408ページ。予算書上は408ページには配食は出ていないですけれども、この介護予防生活支援サービス事業委託料の中に含まれており、配食サービスが行われています。

配食制度としては、独り暮らし、高齢者のみ世帯となっているんですけれども、要支援とか事業対象者として認定された方については、介護予防日常生活支援総合事業で支出しております。それ以外の方については、こちらの410ページの任意事業で支出しているという形を取っています。対象としては高齢者、独り暮らし高齢者、高齢者のみ世帯になっております。自己負担は、ご飯とおかずで430円。おかずのみで350円となっております。

以上でございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、安否確認ということもあるのかなというところで、高齢者福祉課で独り暮らしの高齢者見守り事業ということで、前に乳酸飲料をやっていたのがシルバー人材訪問というのがありましたけれども、目的はこれも一緒なのかな。安否確認というのが主な目的でいいんですかね。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　配食サービスについては、２つの目的を持っています。１つは、栄養バランスが整った食事を提供するということと、もう一つが安否確認の２本立てとなっております。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　いつも分からなくなってしまうのは、介護保険料でやる制度と普通の一般会計でやる制度ってごちゃごちゃに私いつもなって、何でこれがこっちから出ているのかと。例えばおむつも両方出ているのかな。高齢者のおむつ給付事業だけれども、あれは１つにしたのかな。何かあったんですけれども、両方で出ていたりとかあるんです。これは制度上の例えば介護保険の中でこういう事業をやってくださいよということで、例えば上から補助金が出るとか、そういうすみ分けでやっているということでいいんですかね。両方で同じような事業をやっていたりとかって往々にあるんですけれども。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　配食サービスの高齢者部門については、介護保険法のみで行っていまして、一般会計の計上はございません。

おむつに関しては一般会計のみの計上になっています、現状では。

○２番　斉藤委員　前は両方出ていた。

○高齢者福祉課長　前は、分けて計上していた時期もあるんですけれども、おむつに関しては、今は一般会計のみになっております。

○２番　斉藤委員　分かりました。

○高齢者福祉課長　なぜこの配食サービスについても介護保険事業費の中で２つに分けているかのご質問につながってくると思うんですけれども、いわゆる介護保険法の中の地域支援事業という事業があるんですが、国で地域支援事業実施要綱というのが出されています。各種メニュー事業になっていまして、市町村がやれるメニューがたくさんあるんですけれども、その中に配食サービスとして、総合事業の配食サービスと任意事業として行える配食サービスと２つ、国のほうも要綱が立てられております。それぞれ国の要綱の条件に合ったものとして、少し科目を分けて計上させていただいております。それの根拠は、国の補助率が変わる、そこが大きな要因となっております。

以上となります。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質問ございますか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　何点か質問したいんですけれども、まずは認知症の件についてですけれども、認知症予防で、予算書の410ページの任意事業費の中にある一番下の部分の18節認知症サポーター養成講座とあるんですけれども、どれぐらい実際に受講した実績みたいなものがあれば教えていただきたいんですけれども。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　認知症サポーター養成講座の実績でございますけれども、今年度１月末現在で一般住民向けを10回実施しまして、参加者数が157人、あと事業所にも行っておりまして、特に介護事業所の新入職員向けにもやっています。それが１回で７人ですね。

それから、小学校、中学校に対しても希望があれば行うんですけれども、小学校は今年度１箇所で22人です。

それから、市の職員向けにも今年は行いました。２回ほど行いまして、市の職員60人参加いただきました。

そのほかに、もう既にサポーターの基礎講習というか、サポーター養成講座を受けた方に対してステップアップ講座というのを今年は行いまして、ステップアップ講座が１回で17人の参加がございました。

昨年度も同じような形でやっているんですけれども、住民向けが昨年度は今年よりは少なかったり、小学校が３校で少し多かったりという状況はありますけれども、大体いつもそのような形ぐらいの人数になります。

以上です。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明いただきありがとうございました。

私も、実は過去にこれを受けたことがあって、一般向けに参加して非常に勉強になったというのを覚えているので、お聞きしたんですけれども、それに関連して同じページの先ほどの斉藤委員と重複する部分があるんですけれども、質問の中で、認知症の総合支援事業費の中の12節の中に認知症カフェ事業委託料がありまして、前年度より若干予算が大きく計上されているんですけれども、これはなぜ前年度よりも認知症カフェの事業委託料が上がっているのかというのをお聞きします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　認知症カフェの事業委託料につきましては、一律認知症カフェをやっていただけるところに幾らという委託単価でやっていたんですけれども、利用者の送迎をやっているところとやっていないところがございまして、やっているところについては、それだけサービスがいいので、送迎加算をつけるような予定でこの計上をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。送迎を加算した事業所があるから、少し委託料が上がっているということで承知しました。ありがとうございます。

12節の中の一番下のチームオレンジコーディネーター業務委託料というのが新たに今年度から予算計上されているんですけれども、詳しく説明をお願いします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　チームオレンジという制度が国で進められているところですけれども、チ

ームオレンジ自体が、認知症サポーターが１つのチームとなって、認知症の人と家族に対する支援体制をつくるという、チームをつくるというのが国で進められています。

サポーターは、一般住民の方たちが講習を受けていただいている方ですので、サポーターの支援も必要という形が考えられますので、チームをコーディネートする専門職ですね。それの業務を行っていただくようにということで、これは委託料を立てさせていただいております。これも国のメニュー事業の１つになっております。今のところ考えているのは、認知症カフェを現に行っている地域包括支援センターが１箇所ありますので、その地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員の業務に負荷しまして、コーディネーター業務をお願いしようかと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長　ほかにございますか。

春日課長。

○高齢者福祉課長　すみません、先ほど村田委員さんから徘徊高齢者位置探索サービスの利用料のご質問がございましたけれども、お答え申し上げます。

初期費用のほかに基本料金、月額1,320円、それから位置情報提供料金、これがどこにその方がいらっしゃるかの情報提供料が１回につき220円、一人歩きとか徘徊してしまったときのですね。それから、バッテリー交換代金が自己負担になります。

以上でございます。

○委員長　ありがとうございます。

では、ほかに質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第１２号の討論、採決

○委員長　続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後　　０時　１７分　休憩

午後　　１時　１９分　再開

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

△議案第２３号について

○委員長　次に、議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長。

○健康課長　よろしくお願いいたします。

議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたしますので、議案書の143ページをお願いいたします。

改正内容は、大きく分けて３点となります。

１点目は、国民健康保険税の税率の見直しです。国民健康保険制度については、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、制度の運営について中心的な役割を担うこととなりました。

このような中、令和５年12月に策定した国民健康保険運営方針では、財政運営の基本的な考え方として、医療費の給付等のために埼玉県に支払う納付金や、被保険者の健康づくりのための保健事業の実施のための財源には、適正な保険税率等を設定し、適正な収納額を確保することにより、市町村国民健康保険特別会計の収支を均衡させる必要があるとしています。

本市では、埼玉県の方針及び令和５年２月に策定した国民健康保険税改定に係る基本方針に基づき、県内の国民健康保険税水準の統一に向け、一般会計からの法定外繰入れを解消するべく、令和６年度から令和８年度まで段階的に税率を改正することとしています。本案は、令和７年度の改正に続き、３度目の税率改正を行うものです。

次に、改正内容の２点目は、賦課限度額の引上げです。これまで本市の国民健康保険制度における賦課限度額の引上げについては、国の制度改正の翌年度に実施しており、今回も令和７年度の税制改正において行われた地方税法施行令第56条の88の２の改正を踏まえ、賦課限度額を全体で３万円引き上げるものです。

次に、改正内容の３点目は、子ども子育て支援制度の創設です。子ども子育て支援制度は、全ての世代や企業が支援金を拠出し、その拠出金を子育て施策の拡充に充てるためのものであり、子どもや子育て世代を社会全体で支える制度でございます。

具体的には、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付、こども誰でも通園制度などの給付の拡充のため、支援金が充てられることとなります。子ども・子育て支援金は、医療保険の保険料と併せて拠出していただくものであるため、本市の国民健康保険制度における子ども・子育て支援金分の税率や低所得者に対する軽減措置等を定めるものでございます。

なお、改正内容については、行田市国民健康保険運営協議会において審議がなされ、本年２月６日に適当である旨の答申をいただいております。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の24ページをお願いいたします。

第２条第１項は、本市の国民健康保険税について、これまでの医療分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分に加え、子ども・子育て支援納付金分の区分を追加するものでございまして、４つの区分ごとに算定した額の合算額を、国民健康保険の被保険者である世帯主に対する課税額とするものでございます。

２項は、医療分である基礎課税額の賦課限度額を65万円から66万円に改めるものでございます。

25ページをお願いいたします。

３項は、後期高齢者支援金等分の賦課限度額を、24万円から26万円に改めるものでございます。

第５項は、子ども・子育て支援納付金分の課税額を規定するもので、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき、算定した所得割額及び均等割額の合算額に、18歳以上の被保険者均等割額を加算した額を課税するものでございます。

次に、第３条第１項は、医療分である基礎課税額の所得割の税率を100分の7.6から100分の7.8に改めるものでございます。

次に、第４条は、医療分である基礎課税額の均等割を３万6,000円から４万2,000円に改めるものです。

次に、第５条は、後期高齢者支援金等分の所得割の税額を100分の2.6から100分の2.9に改めるものです。

26ページをお願いいたします。

第６条は、後期高齢者支援金等分の均等割額を１万4,500円から１万5,000円に改めるものです。

次に、第８条の２は、子ども・子育て支援納付金分の所得割額を新たに規定するもので、税率を100分の0.3とするものです。

次に、第８条の３、子ども・子育て支援納付金分の均等割額を新たに規定するもので、被保険者１人につき1,600円とするものです。

次に、第８条の４、子ども・子育て支援納付金分の18歳以上の被保険者均等割額を新たに設定するものです。子ども・子育て支援金制度は少子化対策のため創設される制度であるため、子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳未満の子どもに係る均等割額について10割軽減の措置を講ずることとしており、軽減額の総額を18歳以上の被保険者で按分し、18歳以上の被保険者に対する均等割として賦課することとしております。この18歳以上の被保険者の均等割額を、被保険者１人につき100円とするものです。

次に、20条は、国民健康保険税の減額について定める規定です。

第１項は、先ほど申し上げた第２条第２項及び第３項の賦課限度額の改正と同時に、医療分である基礎課税額及び後期高齢者支援金等分の賦課限度額を定めるものです。

27ページをお願いいたします。

子ども・子育て支援納付金課税額については、減額する規定を新たに設けるものです。

第１項第１号から３号まで、均等割額の改正に伴い、低所得者に対する７割、５割、２割軽減の規定を定めるとともに、子ども・子育て支援納付金分についても他の区分と同様に、低所得者に対する７割、５割及び２割の軽減措置を講ずることとするものです。

29ページをお願いいたします。

次に、第２項第１号及び第２号は、均等割額の改正に伴い、未就学児に対する均等割額の軽減規定を改めるものです。

また、第３号は、子ども・子育て支援納付金分について、他の区分と同様に未就学児に対する軽減措置を規定するものです。

30ページをお願いいたします。

第３項は、子ども子育て支援納付金分の所得割額、均等割額及び18歳以上の被保険者の均等割額について、他の区分と同様に出産被保険者に対する軽減措置を規定するものです。

31ページをお願いいたします。

第４項は、18歳未満被保険者につき、算定した被保険者均等割額を軽減する規定を設ける

ものです。先ほど申し上げましたとおり、子ども・子育て支援金制度は少子化対策のために創設される制度であるため、18歳未満の子どもに係る均等割額は10割軽減の措置を講ずることとしております。

戻りまして、議案書の147ページをお願いいたします。

附則でございますが、１項は本条例の施行期日を令和８年４月１日とするものです。

２項は、経過措置を定めるものです。

以上で、議案第23号の説明を終わらさせていただきます。

○委員長　以上で説明は終わりました。

△議案第２３号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　では、何点か質疑を行います。

平成30年に県に移管されたということで、その中の方針で、繰入れを減らして令和８年度までにゼロにしなさいということが載っておりまして、そういったことで行田市も３段階で、今回が令和８年度一般会計の繰入れゼロということで、かつては平成28年頃は５億円ぐらい入れていたんですよね、一般会計がね。それがもうゼロになってしまうということで、そのしわ寄せがこの税率の見直しということで、保険者の保険料が上がってしまうという条例が改正内容ですけれども。

まず１点お聞きしたいのは、一般会計からの繰入れの関係ですけど、近隣の状況というのはどうですかというのを１点。行田市は今回でゼロにしますけれども、近隣の状況というのはどうですかというのを１点お伺いします。

○委員長　内田課長。

○健康課長　近隣の状況ということでございますが、手元に資料がないんですが、熊谷市と羽生市、加須市、それぞれ繰入れをしておりまして、羽生市においては基金がございますので、その基金と調整しながら２年に１度の改正で行っているというような状況ですけれども、熊谷市と加須市においては行田市と同じような形で、令和８年度に法定外繰入れをゼロにするという計画で動いていると伺っております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　近隣ということでお伺いしたんですけれども、県内でもまだゼロにしていない自治体はあるということの下で、これって国の方針もそうですよね。ゼロにしなさいよということで、すぐ上の県の方針に従っている状況ですけども、東京都もまだ全然進んでいないという状況があります。埼玉県はまだゼロにするという方針の下に進んでいるほうですけれども、これというのは法的根拠、国保法とか法的根拠というのはないという認識はありますか。繰入れをゼロにするという。

○委員長　内田課長。

○健康課長　法定外繰入れをゼロにするという法的根拠は特にないと認識しております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　法的根拠がないにしても、県からそういう方針を示されて、私は圧力になっているんじゃないかという下の中で進んでいると、それで保険者の保険も上がってしまっていると認識しています。

それと、賦課限度についてもお伺いしたいんですけれども、今課長説明してくれたんですけど、１年遅れでやっていますよということで、前は２年遅れぐらいだったんですよ。遅れていたほうがいいわけですよ、賦課限度が上がっていってしまうので。だけれども、だんだん追いついてきてしまったということで、今の国の賦課限度との差異というか、どれぐらいの差がありますか。数万円。

○委員長　内田課長。

○健康課長　今回109万円で、８年度の政令改定のものが、ちょっと今手元にすぐ出ませんので調べて、たしか１万円だったと思います。

○２番　斉藤委員　１万円だね。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　多分そうです。医療分が１万円あれで、うちはだから今回で、110万円が国で、行田市がこの条例改正によって109万円で、１万円まだ安いという状況ですね。これも近隣の状況であると、みんなどれぐらいになっているんですか。国に追いついてしまっているところもあるだろうし、行田市と同じのところもあるだろうし、行田市よりも低いところってあるんですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　８割は１年遅れで行っているという状況です。109万円でもう既に行っている市

は９市あります。７年度が106万円で今度109万円に改正するものでありますけれども、106万円のところが31市ございます。おおむね８割ぐらいが行田市と同じような状況であります。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、その106万円の中に行田市は今入っているという。まだこれ通っていないから入っているということで、この31市というのはどうなるんですか。やはり上げる意向ですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　恐らく上げる状況になると思います。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。３点目の改正についてお伺いしたいんですけれども、子ども・子育て支援金って、本当に私目的が違うでしょうと言いたい部分ですけれども、先ほど説明がありましたとおり、子育て施策の拡充に使うと。全ての企業と世代に対して負担を強いるという３点目の改正ですけれども、やはり児童手当に使うというのは、本来所得税から行うものだと、私、９月に討論を行いましたけれども、目的が保険料からとる内容ではないと強く思うんですけれども、その辺担当課としてはどのように考えるのか。

　国保だけではないですよね。後期高齢者もそうだし、あと協会けんぽだとかほかの人もそうですけれども、18歳、先ほどの説明の中では、子どもに対しては行われて当たり前のことですけれども、その辺に対しての矛盾は感じませんでしょうか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　担当課といたしましては、子ども・子育て支援金の制度は、社会全体で子育て世代を支えるという新しい分かち合いの連携の仕組みと思っております。同じく分かち合いの連携の仕組みである社会保険制度の中でも、全世帯が加入をしておりまして、最も広く課税できるというところの部分で、既に出産育児一時金など出産に関する給付が行われていることもございますし、40歳以上65歳未満の介護保険料を医療保険と徴収しているというところの部分から、国と同様に本支援金について医療保険の保険料等を通じて徴収を行っていくという認識でございます。

　以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　最後１点ですけど、子ども子育て支援納付金ですけれども、３段階上がる予定であったかと思います。それの１段階ということでよろしいですか。これから３年かけ

て上げていくという方針がもう示されていたかと思うんですけど、それの今回は１段階という認識でよろしいですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　国から示されているものですと、３段階目の１段階目というところでございます。

以上です。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

副委員長。

○副委員長　確認をしたいと思ったのは、説明を聞いている中で、３点目の改正の子ども・子育て支援納付金の部分で、18歳未満被保険者が10割軽減の分、18歳以上の保険者がそれを負担するんだけど、それが１人当たり100円というご説明いただいたと思うんですけど、この金額というのは市町村によって違ってくるんですかね。

○委員長　内田課長。

○健康課長　県から標準保険税率が子ども・子育て支援金についても示されておりまして、市によってその部分変わってきております。

以上です。

○委員長　野本副委員長。

○副委員長　例えば県内市町村で言うと結構違うんですか。行田市は100円ですけど、どのくらい開きがあるか、もし分かれば教えてください。

○委員長　内田課長。

○健康課長　今すぐに出ないので、すみません。

○委員長　後ほどよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明いただきありがとうございます。１点だけ質疑させていただきたいんですけども、賦課限度額が今回３万円上昇して、最高で109万円になるということだったんですけれども、この109万円になる世帯というのはどれぐらいを見積もっているかどうかをお伺いしたいです。

○委員長　内田課長。

○健康課長　影響を受ける世帯は、医療分で135世帯で、後期高齢者支援金分で119世帯でございます。

以上です。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第２３号の討論、採決

○委員長　続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　反対討論いいですか。

○委員長　反対ということで。

ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　では、反対討論ということで、２番　斉藤委員お願いいたします。

○２番　斉藤委員　議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部改正について反対の討論を行います。

本条例は、埼玉県の運営方針どおりに一般会計からの財政補填を段階的に廃止する３段階目であり、今条例をもって一般会計からの法定外繰入れが完全になくなったことでの税率の引上げであり、反対です。

国保加入世帯は退職者や非正規など収入の低い世帯が多く、軽減対象世帯が約半分を占める実態があります。国保は社会保障制度の一環でありながら、協会けんぽなどのような事業主負担もなく、法定外繰入れも減らされている現状では、保険者の負担が過重となっています。

低所得者に対しては２割、５割、７割軽減はあるものの、全体的に高額であることは明らかであり、特に中間層の負担が顕著です。今回の引上げについて、法的な義務はないが、県の標準保険税率の提示は圧力になっているのが実態です。被保険者、例えば年収350万円のモデルケースでは、本会議で言っていましたけれども、国保税額年間約33万5,000円になります。国保だけで年収の１割近くを占めます。さらに所得税、住民税、年金保険料なども差し引かれる中で、この負担が本当に担税能力に応じたものと言えるのかが疑問です。

さらに、今条例の中で子ども子育ての納付金の負担も突如始まり、保険料とは目的外の徴

収が追い打ちをかけることになっています。

市として市民生活を支える立場から、高過ぎる国民健康保険税について、市でできる負担軽減に努めるべきであることを訴え、議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部改正に反対します。

以上です。

○委員長　これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第23号　行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決するに決しました。

△議案第１０号について

○委員長　次に、議案第10号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長。

○健康課長　引き続きよろしくお願いいたします。

議案第10号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算について説明申し上げます。

行田市一般会計・特別会計予算書の16ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億3,092万6,000円と定めるもので、主に歳出において保険給付費や国民健康保険事業費納付金が増額する見込みのため、前年度と比較いたしまして１億2,054万円を増額するものです。

第２条は、一時借入金の限度額を前年度と同額の８億円とするものです。

第３条第１号は、歳出予算の第２款保険給付費について、第３条第２号は、第３款の国民健康保険事業納付金についてそれぞれ各項間の予算の流用について定めるものです。

まず、歳出について主な説明をいたしますので、行田市特別会計予算に関する説明書の323ページをお願いいたします。

２款保険給付費、１項療養諸費は、実績に基づきまして一般被保険者の療養給付の増加を見込み、前年度と比較いたしまして4,750万3,000円を増額するものです。

327ページをお願いいたします。

３款国民健康保険事業費納付金は、埼玉県が市町村ごとに決定するもので、本市が埼玉県に納付するものです。主な増加の理由といたしましては、先ほどの保険給付費の増加や、令和８年４月から子ども・子育て支援納付金制度が創設されるため、子ども・子育て支援納付金を新たに計上するなど、県への納付金が増加することを見込み、前年と比較して国民健康保険事業費納付金を１億508万1,000円増額するものです。

331ページをお願いします。

５款保険事業費は、被保険者の健康増進等のために実施する事業で、１項特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導を行うもので、前年と比較いたしまして1,640万2,000円の減額です。これは主に特定保健指導及び健康診査委託業務において、対象者数及び受診者数の実績により、委託料を見直したことによる減額となったものです。

次に、２項保健事業費は、ジェネリック医薬品差額通知や医療費通知並びに人間ドック費用助成や、糖尿病腎症重症化予防対策事業を実施するためのものです。

続きまして、歳入について主なものを説明いたしますので、戻りまして303ページをお願いいたします。

１款１項国民健康保険税は、令和８年４月の国民健康保険税率の改定に伴う増額を見込み、前年度当初予算額と比較いたしまして１億6,410万5,000円の増額となる見込みです。

309ページをお願いいたします。

４款県支出金、１項１目保険給付費等交付金のうち、説明欄の１節保険給付費等交付金（普通交付金）は、歳出の保険給付費である療養諸費、高額療養費などを賄うもので、療養諸費の歳出の増加を見込み、これを踏まえまして計上しております。

その下の２節特別交付金は、保険者努力支援、特定健診等負担金などの合計額で、実績を勘案して計上したものでございます。

313ページをお願いいたします。

６款１項１目一般会計繰入金は、令和８年４月の保険税率改定を反映いたしまして、前年と比較いたしまして１億3,736万8,000円の減額となっております。減額の主な理由は、法定外繰入れを計上しなかったものによるものです。

以上で、議案第10号の説明を終わらさせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第１０号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　まず、被保険者数についてお伺いします。令和８年度の見込みというのは減っているのか増えているのか、その辺の被保険者数の増減についてお伺いします。

○委員長　内田課長。

○健康課長　減ってきております。

○２番　斉藤委員　その要因というか、なぜ減ってきているのかという分析はしていますか。例えば後期高齢者に移行する人が増えて、高齢者が増えたって、それは普通に考えられることですけれども、そういったことだとか、考えられることといえば、一定条件でパート、アルバイトも協会けんぽだとか、ほかの保険に移行が進んできたとか、そういったことなんでしょうか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　まず、１つに人口減少というところと、議員さんおっしゃられたように、後期高齢者医療制度に移行しているという部分、あと令和６年10月の法改正に伴いまして社会保険に移行されている部分を踏まえて、減少しているという認識でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、今聞いていてもそうですけれども、さっき討論でも何か入れたんですけれども、この保険者が、国保の加入世帯というのは退職者とか非正規雇用だとか、収入がない人だとか低い人が多い中で、唯一、パートだとかアルバイトで働いている人さえも移ってしまっているという現状で、ますます苦しくなっているのかという中で、もう一つお聞きしたいのは、そうはいっても国民健康保険の中で２割、５割、７割の軽減というのを行っているわけですよね、所得が少ない人に対して。

この軽減を受けている方たちがどれぐらいいるのかというのが、先ほど討論で半分以上いるって言ったんですけれども、漠然と。どれぐらいいますか、パーセンテージで、前は60％以上いたような気がしたんですけれども、現在はどれくらいいるんですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　おおむね50％ぐらい、半分くらいです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　何で聞いたというと、令和６年に一般質問しているときに62％って部長の答弁があったんで、それより増えて見込んでいるのなと思ったんですけれども、減っているんですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　実際の実績で当初予算を組むときに見ているところ、おおむね50％ぐらいというところです。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　では、いずれにしても半分以上が軽減世帯ということで、ほとんど成り立っていないと私は感じています。

それで、もう一点、お伺いしたいんですけれども、滞納世帯、行田市の定義だと、９期ありますよね、１回でも滞納すると滞納世帯と認識していると思うんですけれども、それだとうっかり忘れてしまったという人もいると思うんですけれども、大体１年ぐらい払っていないという滞納世帯ってどれぐらいいるんですか。１年じゃなくても、近い数字でもいいんですけれども。１回とかで滞納世帯に入れてしまうと、そこは私の言っている趣旨では外れてしまうんですけれども、おおむね滞納世帯ってどれぐらいいるんですか。高いから払えないという方ですよね。

○委員長　内田課長。

○健康課長　滞納世帯は、令和６年度の令和７年３月末で494人いらっしゃいます。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それの定義というのはどういう。何回遅れた人たちが入っているんですか、494人。どういう基準の人たち。

○委員長　内田課長。

○健康課長　１回の督促が出てというところで。

○２番　斉藤委員　督促が出るということは、何回。

○健康課長　督促が１回行ったところでというところです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　督促が出る定義は、何回、どれくらい遅れたら出るんですか。

○健康課長　確認をさせてください。すみません。

○２番　斉藤委員　大体500人見込んでいるということなのでしょうけれども。

それで一番聞きたいのは、短期保険証って令和８年度も発行していますか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　していないです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それってマイナ保険証の絡みですか。いつから発行しなくなったんですか。しないほうがいいんですけれども、令和８年度発行していないということですけれども、いつからですか。マイナ保険証というのは多分、短期保険証との絡みが分からなかったので、その辺説明してください。

○委員長　内田課長。

○健康課長　令和６年12月の切替えのときから行っておりません。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　短期保険証というのは、滞納していた人に対する、ペナルティーという言い方が合っているか分かりませんけれども、保険の有効期間が大体１年のところを短くしたものを渡して、来ていただいて、市が言うにはその対応、事情を聞いたりとかってするものということで説明があったんですけれども、それは今、令和８年度はなくなったと。それはマイナ保険証の関係でということですよね。

そうしますと、その中で、分納相談というのも行っていたはずですけれども、そういったところはどのように滞納している人たちに寄り添うんでしょうか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　督促が出たタイミングで、相談があれば分納相談というようなところであります。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ということは、被保険者の滞納世帯からの相談というのは、向こうから言えば受けるという形を、今は取らざるを得ないですね、マイナ保険証が始まってしまったから、これが出せなくなってしまっていますものね、そういうことですね。分かりました。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

斉藤委員、お願いします。

○２番　斉藤委員　326ページの出産一時金ということで、今、50万円でしたか、一時期42万円だったけれども、今、50万円かな。そうすると、単純に40件。40件しか産まれないから、

国保使う人の割合ですけれども、国保加入者の出産って40件ぐらいしか見込みがないんですか。少ないかと。

○委員長　内田課長。

○健康課長　実績から見込みまして、令和７年度が特に少なくなっていて、２月末現在で26件。ちなみに令和６年度は43件というところでございます。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。５～６年前だと、80件分ぐらい見込んでいたと思ったんで、随分減ったなと思いましたけれども、実績を見て、たまたまだったのか、７年度が少なかったということで、40件ということで分かりました。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございます。

予算書の高額医療費のところ、一般被保険者高額医療費のところですけれども、ここだと予算規模が大体７億円ぐらいだと思うんですけれども、これの何件ぐらい高額医療費の申請があって、何件かということと、あと例えば生活保護者が使っている割合というか、幾らぐらい生活保護者が利用しているかというのは、これは分かるものですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　これを積算しているのは過去の実績に基づいて、件数というよりは額の部分で積算しております。生活保護については、対象とは生活保護のほうになるので、国保の高額医療の中には入ってこないです。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしたら、332ページの健康診査委託料ということで、これは何人ぐらい見込んでいるんですか、4,900万円。これは特定検診でいいんですよね。

○委員長　大崎副参事。

○健康福祉部副参事　お答えします。

個別検診で4,650人、集団検診で580人を見込んでおります。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　では、受診率というのは少しは上がっているんですか。行田市は県平均よりも低いという認識がありますから、今回、上がるという見込みはあるんでしょうか、予算ですから。県平均がたしか40％いっていなかったと思うんですけれども、行田市はまださら

に低かった記憶がありますけれども、どうでしょうか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　令和６年度直近で分かる部分で、県平均が40.8％、行田市が39.6％というところで、若干低い状況であります。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、重症化を防ぐということで、無駄な医療費の抑制、必要なのはもちろん必要ですけれども、そういったところを目指しているわけです、事前に防ぐということで。今回の令和８年度は、県に近づくというか、県平均並みにいくような工夫というのは何かあるんでしょうか。

○委員長　大崎副参事。

○健康福祉部副参事　お答えします。

これまでも受診勧奨のはがき、電話勧奨、それから今年度はＳＭＳを通じて受診勧奨もしまして、あとそのほか治療中の方に対しましては、診療情報提供事業などを実施しております。新年度につきましては、若い世代の方の受診率が思わしくないので、40歳の誕生月に再度受診の勧奨のはがきを送付したいと思っております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今年度、ＳＭＳって携帯のメール、これは今年度、令和８年度のことも言ってくれたんですか、若い人というのは。令和９年度、先のことまで言ってくれたということですか。

○健康福祉部副参事　今年度はＳＭＳを実施しまして、ショートメールで。来年度、８年度は、40歳の方を対象に勧奨のはがきを新しく実施したいと考えております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ということは、携帯の番号が分かる方に対しての取組ということ、少しは工夫は考えているということで、分かりました。

○委員長　ほかにございますか。

副委員長。

○副委員長　令和８年度の予算において、一般会計からの繰入れをゼロにするという予算ということですけれども、これが実際に令和８年度で繰入れがゼロになるというのが確定するの

はいつぐらいになるんですか。それと、もしそれでゼロにならない、要するに繰入れしないといけないみたいなことが起こり得るんでしょうか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　まずは、令和７年度の繰越額がどのくらい見込めるかという部分が出てくると思います。その繰越額に応じて、税収を８年度で今回改定させていただいて、ある程度それは見込めるという形で、ぎりぎりの線ではあるんですけれども、できるだけ抑えた形で見ていますので、そこの部分で足りないという部分であれば、繰入れを行う、あるいは県に無利子で借り入れられる部分もございますので、その辺の部分も検討しつつということになると思うんですが、まずは７年度の繰越金がどのくらい出るかというのがポイントとなると思います。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、今回繰入金がゼロになるということで、保険料の先ほどの条例改正とここの予算というのはイコールですけれども、市の努力って必要だと思うんですよね。それで、未就学児に関しては、国の制度で均等割が半額になっているわけですね。そうしますと、６歳以上の子どもについては軽減が認められていないということですけれども、未就学児含めて、小中高生に対して、子どもの均等割を軽減している自治体があるんです。それは一般質問で私もやったことがあるんですけれども、そういった議論というのは、市としてはそういったところを、市民の保険を預かる中で考えているのかどうか。令和８年度はそういう議論をしたのかどうかというのをお伺いしたいと思います。やっている自治体がありますので、できないわけはないということで伺います。

○委員長　内田課長。

○健康課長　軽減を行っている市町村が６市、町が６町あります。多子世帯で、３人目を均等割を軽減するような部分というのが主です。

行田市といたしましては、国保財政が厳しいものですので、この辺は一般会計の繰入れ等が財源となってしまいますので、一般会計の財源をなくそうとしている中で、この部分を検討はしているんですが、行田市としては難しいというところがございます。

市といたしましても、国に軽減について、子どもに関する軽減・支援制度を、年齢の拡大あるいは軽減の割合を増やすように、国には要望しております。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　今、ぱっと６市６町あるということで、少しは気にしてくれていたので非常にうれしいんですけれども、その手法においても、私は一般質問しているんですけれども、やっている自治体にどうやってやっているということで伺ったんですね。そうしたら、今、課長が言うように、法定外繰入れをせざるを得なくなってしまうと、普通にやったら。ですが、そうではなくて、直接軽減するんじゃなくて、一旦、加入者が国保税を納めた上で均等割を給付するという手法を取っている自治体がありました、参考までに。ですので、こういった努力を、ほかのところはいろいろ試行錯誤の上やっているという１つの例として、だからできなくはないよと、法定外繰入れはあくまでも入れる方法じゃなくて、違う方法でもできるんだよという例として、少し参考までに挙げておきます。

それと、もう一つ、傷病手当の給付です。こちらも見舞金を給付している自治体が埼玉県内でも少し前だと９市町あったんですね。そういったところも、令和８年度、少しは行田市も傷病手当の議論というのはなかったのかと。伺います。

○委員長　内田課長。

○健康課長　傷病手当金も、財源が多いところというところが、財力に余裕がある市が行っている部分で、令和５年では、コロナの傷病手当があったんですが、そのときは国、県の支援があったからできたというところですけれども、行田市においては、その後の財源確保がなかなか難しいものですので、また一般会計からの繰入れ等も見据えないとならないというところで、現状としては難しいというところでございます。

以上です。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　法定外繰入れの制限の中での市の努力ということで、ほかの自治体を見ると、やっているところはそれなりに工夫をしていると。国保の不公平税制、ほかの保険よりもいろいろな制度上の中でも不利という中での、市としての負担軽減策というのを、財力に余裕って言いますけれども、今まで繰入れをしていたわけですよね。それがなくなっていく上で、どうしたら国保財政、加入者の負担軽減を図れるのかという頭でいないと、ほかの自治体のそういう例を見て少し研究していただきたいというのが、私の要望です。令和８年度も、先ほど私が聞いた中でも少しは気にしていたというところで、少しはそれは私もよかったなと思いますけれども、その姿勢を絶対忘れないで、今後ともそういったところの努力、工夫を続けていただけたらいいかと思います。

以上です。

○委員長　要望で。

ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

―――――――――――――――――――――

△議案第１０号の討論、採決

○委員長　続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第10号　令和８年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　賛成多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決するに決しました。

―――――――――――――――――――――

△議案第１３号について

○委員長　次に、議案第13号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

健康課、内田課長。

○健康課長　よろしくお願いいたします。

議案第13号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算について申し上げます。

行田市一般会計・特別会計予算の26ページをお願いいたします。

第１条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億8,898万円と定めるものです。高齢化の進展により、被保険者数の増加などに伴い、前年度と比較いたしまして２億1,096万6,000円の増額です。

まず、歳出について主なものを説明いたしますので、行田市特別会計予算に関する説明書、443ページをお願いいたします。

２款１項１目後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者数の増加などによる保険料と負

担金の増額に伴い、前年度と比較いたしまして２億1,147万6,000円の増額です。

続いて、歳入について主なものを説明いたしますので、戻りまして431ページをお願いいたします。

１款１項１目後期高齢者医療保険料は、広域連合による保険料賦課算定見込額に基づき計上したもので、令和８年度が保険料見直しの年であることや被保険者の増加により、前年度と比較しまして１億8,348万3,000円の増額です。

以上で、議案第13号の説明を終わらさせていただきます。

○委員長　ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

△議案第１３号の質疑

○委員長　次に、質疑を行います。

質疑のある方は挙手を願います。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、同じように加入者ですけれども、国保から移ってきた方がいるということで、後期高齢者の令和８年度では、被保険者数というのは増えているという認識でいいですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　はい、そうです、増えております。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それと、保険料ですけれども、１割負担の方と年収が多い方の２割負担ってあるんですが、割合というのはどのようになっていますか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　１割負担が大体70％ぐらい、２割負担が20％ぐらいですね。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、１割負担の方がおおむね多いということは、それほど年収が高い人よりも少ない人が多いということで分かりました。

こちらも、短期保険証というのはもともと出していなかったですよね、後期高齢者というのは。国保はマイナ保険証の絡みでなくなりましたけれども、もともと出していなかったという認識ですか、そこだけ確認します。

○委員長　内田課長。

○健康課長　こちらも６年で廃止になっております。

○２番　斉藤委員　分かりました。

そうしますと、最後、滞納者についてお伺いしたいんですけれども、滞納者数というのは、令和８年度はどれぐらい見込んでいるんですか。増えているのかどうか。２割の負担の人もできましたし、前は一律１割でしたので、その辺も含めて、滞納者というのは増えている見込みですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　滞納者数については、今手元にある資料ですと、ここ３年ぐらいは横ばいですね。令和６年度の決算で29.33％と出ております。

○２番　斉藤委員　それを見込んでやるということですね、30％ぐらいを見込んでいると。

○健康課長　はい。

○委員長　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それと、最後、子ども・子育て支援金と国保のほうが月257円ということで、本会議で言っていましたけれども、後期高齢者は幾らになるんですか。

○委員長　内田課長。

○健康課長　後期の子ども・子育て支援納付金は、均等割が1,330円、所得割が0.25％です。

以上です。

○２番　斉藤委員　年間の話をしておりますか。月幾らなのか、国保は月で言っていたから、後期高齢も月で言ってください。

○委員長　内田課長。

○健康課長　失礼いたしました。

後期高齢者は、令和８年度の見込みが月200円です。

○２番　斉藤委員　それは、では前の予定と変わらないんだ。分かりました。

○委員長　補足ですか、どうぞ。

○健康課長　すみません、失礼いたしました。

これは、こども家庭庁が試算した額をお話を。今手元にある資料だと、年間の額しか手元にはございませんので。

１人当たりの子ども・子育ての支援納付金分は2,519円です。年間です。

○２番　斉藤委員　１人200円ちょっと。ほぼ試算どおりということですね。

○健康課長　そうですね。209円。

○委員長　ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長　他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

△議案第１３号の討論、採決

○委員長　続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第13号　令和８年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決するに決しました。

△散会の宣告

○委員長　以上をもって本日の議事日程を終了いたしました。

明10日は、午前９時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

午後　　２時　３１分　散会

健　康　福　祉　常　任　委　員　会

３　月　１　０　日　（　火　曜　日　）

令和８年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

○開会年月日　　令和８年３月１０日（火曜日）

○開 催 場 所　　第２委員会室

○付 議 事 件　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

○審 査 日 程　【健康福祉部】

　　議案第　９号　令和８年度行田市一般会計予算

○出席委員（７名）

委員長	田中和美 委員	３番	岩﨑　彰 委員
副委員長	野本翔平 委員	４番	養田英雄 委員
１番	橋本祐一 委員	５番	村田清治 委員
２番	斉藤博美 委員		

○欠席委員（０名）

○説明のため出席した者

熊谷	崇皓	健康福祉部長
風間	重文	福祉課長
吉田	兼弘	子ども未来課長
堀口	恵子	こども家庭センター課長
春日	千恵	高齢者福祉課長
田島	裕介	地域共生社会推進課長
内田	智之	健康課長兼保健センター所長
田中	義久	健康福祉部副参事
大崎	直子	健康福祉部副参事兼総務部副参事

○事務局職員出席者

書記　進藤翔太

午前　　９時　２８分　開議

△開議の宣告

○委員長　皆様、おはようございます。

本日も当委員会にご参集賜わり、誠にありがとうございます。

本日は非常に寒いということで、体調管理に気をつけながら日々お過ごしいただければと思います。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

審査につきましては、お配りいたしました審査日程より行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長　おはようございます。

昨日に引き続きまして、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

本日ご審議いただく案件でございますが、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、健康福祉部の所管する部分でございます。健康福祉部が所管する事業は多岐にわたりますが、子育て支援の強化や健康づくりと福祉の充実に向けて重要な予算であると考えております。

内容の説明につきましては、順次各所属長から行わせていただきます。長時間に及びますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長　ありがとうございます。

△発言の申出

○委員長　審査に先立ちまして、執行部から発言の申出がございましたので、これを許します。

まず、高齢者福祉課、春日課長。

○高齢者福祉課長　高齢者福祉課長、春日でございます。

発言の許可をいただきましたので、申し上げます。

昨日の議案第12号　令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算において、私の発言中の２箇所の訂正及び回答できなかったご質疑についてお答え申し上げます。

初めに、発言の訂正でございますが、令和８年度行田市介護保険事業費特別会計予算の歳入説明における行田市一般会計・特別会計予算に関する説明書383ページ、４款支払基金交付金について、前年度と比較し6,862万6,000円の増額と発言しましたが、6,862万9,000円の

増額と訂正させていただきます。

また、斉藤委員のご質疑の答弁において、市内の特別養護老人ホームの箇所数について、地域密着型特別養護老人ホームふぁみぃゆ東館のほか市内の５箇所と申し上げましたが、ふぁみぃゆ東館のほか市内６箇所に訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

あわせまして、昨日回答できなかった斉藤議員のご質疑の、特別養護老人ホームに入所している方のうち市内の特別養護老人ホームへの入所者の割合についてでございますが、令和７年12月時点で市内入所者の割合は81.0％となっております。

以上でございます。

○委員長　次に、健康課、内田課長。

○健康課長　おはようございます。よろしくお願いいたします。

昨日回答できなかった質疑について、２点ほど答弁させていただきます。

まず、議案第23号の国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、１点目、斉藤委員の質疑の中で国民健康保険の滞納者についての定義はどのようなものなのかというところなのですが、収納課のほうに確認したところ、大別すると２種類ありまして、１点目の未納という部分の定義というのは、納期限から20日を過ぎたものが未納という定義になります。未納しておりますと、その後督促状が出るんですが、その督促状に記載されている納期限が過ぎたものが滞納というような定義づけになっているということでございます。

続きまして、２点目の野本委員の子ども・子育ての課税について他市の税率の状況はどうなっているのかというところで、近隣市の聞き取りをしたところ、お手元にお配りしたように、子ども・子育ての納付金の課税額が、熊谷市、加須市、羽生市、鴻巣市、行田市という形でご覧のとおりとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長　ありがとうございました。

△議案第９号について

○委員長　それでは、これより議事に入ります。

では、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、健康福祉部所管部分について議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、福祉課、風間課長。

○福祉課長　福祉課の風間です。よろしくお願いいたします。

それでは、令和８年度一般会計予算のうち、福祉課所管部分について説明を申し上げますので、予算に関する説明書の124ページをお願いいたします。

３款民生費、１項１目社会福祉総務費の右ページ説明欄の◎社会福祉一般管理費は、主に福祉課、高齢者福祉課、地域共生社会推進課に所属する職員の人件費です。

次の◎福祉課関係経費は、主に福祉課職員の時間外勤務手当です。

127ページをお願いいたします。

２つ目の◎行旅死亡人措置費は、身元不明の遺体の埋葬等を行うための費用で、前年度とほぼ同額です。

128ページをお願いいたします。

２目障害者福祉費の右ページ説明欄◎障害者福祉費は、前年度と比較して２億9,799万7,000円の増額です。これは、主に障害児の放課後等デイサービス事業等の通所に要する経費を措置した障害児通所給付費が１億円、障害者の日常生活を支援するための費用であります自立支援サービス等給付費２億円、それぞれ増加したことが主な増額要因となっています。

主な内訳ですが、12節１行目の障害者生活支援センター運営委託料と次の障害者就労支援センター運営委託料は、障害のある方が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、各種相談支援を行うため、行田市、加須市、羽生市の３市で共同設置する障害者生活支援センター及び障害者就労支援センターの運営費です。

次の障害者基幹相談支援センター運営委託料は、行田市、加須市、羽生市の３市で共同設置する地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言や人材育成の支援等を行う基幹相談支援センターの運営費です。

次の生活サポート事業委託料は、在宅の障害者を支援するため、民間事業者に委託して実施している一時預かり、移送サービス、外出援助サービスなどの費用です。

次の地域活動支援センター運営委託料は、主に在宅の身体障害者を対象として、入浴、機能訓練、レクリエーション活動等のサービスを市社会福祉協議会に委託しているものです。

131ページをお願いいたします。

一番上の入浴サービス事業委託料は、重度心身障害者の方に訪問入浴サービスを提供するものですが、月に４回までであった利用回数の上限を見直し、週に１回までを上限とするとともに、７月から９月の期間については、利用回数の上限を週２回まで引き上げることから、148万2,000円の増額となっています。

18節の１行目、地域活動支援センター運営費負担金は、他市の地域活動支援センターに通

所する方がいることから、その運営費を負担するものです。

次に、19節の３行目の心身障害者福祉手当支給費は、重度の心身障害者（児）を対象に、その障害の程度に応じて手当を支給するものです。

次の特別障害者手当支給費は、重度の障害により日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に支給するもの、次の障害児福祉手当支給費は、重度の障害がある20歳未満の方に支給するものです。

次の地域生活支援費は、移動支援や日中一時支援、日常生活用具給付事業など、障害者の自立した生活を支援するために行う事業に要する費用です。

次に、４つ下の障害児通所給付費は、主に障害児の放課後等デイサービス事業等の通所に要する経費を措置したもので、次の自立支援サービス等給付費は、障害者総合支援法に基づき障害者の日常生活を支援するための費用で、先ほど申し上げましたとおり、実績を勘案し、それぞれ増額となっております。

次の自立支援療養介護医療費は、療養介護サービス利用時に発生する医療費、次の自立支援補装具援護費は、身体障害者（児）の車椅子や義足などの補装具の作成や修理に要する費用、次の自立支援医療費は、身体障害者手帳保持者の手術や人工透析などの治療に係る医療費を公費負担するものです。

133ページをお願いいたします。

◎重度心身障害者医療支給費ですが、令和８年度から対象範囲を拡大し、精神障害者保健福祉手帳２級所持者の精神通院医療費の一部負担金についても助成対象とすることから、19節扶助費が3,600万円の増額となっております。

152ページをお願いいたします。

３項１目生活保護等総務費、右ページ説明欄の◎生活保護一般管理費の主な内訳ですが、１節２行目、会計年度任用職員報酬から８節１行目、費用弁償までは、福祉課職員12名、面接相談員２名分の人件費です。

次に、11節の３つ目、手数料は、125万円の増額となっております。これは、現在紙の帳票で行っている生活保護業務の預貯金等調査について、電子照会サービスを導入するための経費を計上したことによるものです。

次に、12節２行目、学習支援業務委託料は、生活困窮による相談支援対象世帯や生活保護世帯の中学生、高校生に学習教室を実施するための費用で、市社会福祉協議会に委託、実施しているものです。

次の申請支援業務委託料は、被保護者の年金記録の調査を行い、受給手続の支援を行うものです。

155ページをお願いいたします。

◎中国残留邦人支援費は、支援対象１世帯分の給付費です。

次の◎生活困窮者支援費の主な内訳ですが、１節会計年度任用職員報酬から８節費用弁償までは、就労支援相談員１名分の人件費です。

次の12節健康管理支援業務委託料は、被保護者の健康管理支援事業として、医療費扶助のレセプトデータから被保護者の受診状況や傾向を分析し、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進するための事業です。

次の相談支援業務委託料は、生活困窮世帯の自立のための生活困窮者自立相談支援事業で、重層的支援体制整備事業に該当しており、国庫４分の３の負担となっております。

19節住居確保給付金は、失業等に伴う収入減少により住居を失うおそれのある方などに家賃相当額を、また、家計改善のため家賃の低廉な住宅への転居費用を支給するものです。

次に、２目扶助費の内容ですが、いずれも実績を勘案して計上したものです。

歳出予算は以上です。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、38ページをお願いいたします。

14款１項２目民生費国庫負担金の１節社会福祉費負担金の右ページ説明欄の１行目、障害児通所給付費負担金、３つ下の障害者自立支援給付費負担金、２つ下の自立支援医療費負担金は、それぞれ対象経費の２分の１を、その上の特別障害者手当等負担金は、対象経費の４分の３を国が負担するものです。

次に、同目３節生活保護費負担金の右ページ説明欄、生活保護費負担金、次の中国残留邦人支援給付費負担金、その次の生活困窮者支援費負担金は、国が対象経費の４分の３を負担し、次の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、歳出で申し上げました生活困窮者自立相談支援事業の国庫負担対象額です。

次に、左ページ下、２項２目民生費国庫補助金のうち、１節社会福祉費補助金の右ページ説明欄、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援事業や日常生活用具の給付に対するもので、国が基準額の２分の１を補助するものです。

次に、２つ下の重層的支援体制整備事業交付金（福祉課）は、障がい者基幹相談支援センター運営委託料及び地域活動支援センター事業に係る経費の２分の１を国が補助するものです。

40ページをお願いいたします。

３節生活保護費補助金の右ページ説明欄、生活困窮者支援事業費補助金は、面接相談員の人件費、学習支援事業及び年金申請支援事業等に対する補助金です。

44ページをお願いいたします。

15款１項１目民生費県負担金の１節社会福祉費負担金の右ページ説明欄１行目の障害児通所給付費負担金、次の障害者自立支援給付費負担金、次の自立支援医療費負担金は、対象経費の４分の１を、その次の行旅死亡人取扱費負担金は、対象経費の全額をそれぞれ県が負担するものです。

３節生活保護費負担金は、住居のない方を現在地で保護した場合に、生活保護費に対して４分の１を県が負担するものです。

次に、左ページの下、２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金の右ページ説明欄、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援や日常生活用具の給付に対するもので基準額の４分の１を、次の心身障害者福祉手当補助金は、基準額の２分の１を県が補助するものです。

次の障害児・者生活サポート事業費補助金は、県の定額補助、次の重度障害者居宅改善事業費補助金と重度心身障害者医療費補助金及び一番下の難聴児補聴器購入支援事業費補助金は、事業費の２分の１をそれぞれ県が補助するものです。

47ページをお願いいたします。

１行目の超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、対象経費の２分の１を、次の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金は、給付費の２分の１をそれぞれ県が補助するものです。

次の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金は、県が対象費の４分の３を補助するものです。

次に、４つ下の重層的支援体制整備事業費交付金（福祉課）は、重層的支援体制整備事業のうち、障害者相談支援事業の基幹相談支援センター運営委託料と、地域活動支援センター事業に係る経費の４分の１を県が補助するものです。

48ページをお願いいたします。

３項２目民生費委託金の１節社会福祉費委託金の右ページ説明欄、療育手帳再交付事務費委託金は、知的障害者の療育手帳の再交付の事務に係る県の委託金です。

54ページをお願いいたします。

17款１項２目民生費寄附金の第１節社会福祉費寄附金は、社会福祉に関する一般寄附でございます。

64ページをお願いいたします。

13節返還金の右ページ説明欄４行目、心身障害者福祉手当返還金、次の特別障害者手当等返還金、67ページ、生活保護返還金は、科目存置です。

以上で令和８年度一般会計予算中、福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長　おはようございます。子ども未来課長の吉田です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、子ども未来課所管分について、歳出からご説明いたします。

行田市一般会計予算に関する説明書の138ページをお願いします。

２項１目児童福祉総務費、右ページ◎児童福祉一般管理費は、前年度と比較して１億5,699万3,000円の減額ですが、減額の主な要因としては、認可保育園である埼玉保育園の園舎建て替えに伴う施設整備補助金について、令和８年度は解体費のみを計上したことにより減額となったものです。

主な内訳ですが、12節２行目、（仮称）さきたま古墳公園広場子どもの遊び場事業構想作成業務委託料は、さきたま古墳公園において子どもたちが季節や天候を問わず楽しむことができる魅力的な遊び場の整備に取り組むもので、令和７年度より基本構想の策定を進めており、令和８年度は、民間活力の導入可能性調査を行いながら、遊び場の機能やモデルプラン等を取りまとめた基本計画の策定に取り組むものです。

２行下、病児・病後児保育事業委託料は、病気中、または病気の回復期にある児童を施設においてお預かりするもので、令和８年度より運営の委託先の変更を予定しております。

４行下、朝のこどもの居場所づくり事業委託料は、保育園の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事を変更せざるを得ない、いわゆる朝の小１の壁を解消し、保護者の就労と子育ての両立を支援するための朝の児童の預かりを実施するものです。

なお、本事業は、埼玉県のモデル事業として採択されたもので、令和７年６月定例会において補正予算の承認をいただき、令和７年度の３学期から西小学校の学童保育室において実施しており、令和８年度も引き続き西小学校において実施するものです。

141ページをお願いします。

２行目、一時預かり事業費補助金は、ふだん保育所等を利用していない家庭において一時的に家庭での保育が困難となる場合や、育児疲れによる保護者等の心的、身体的負担を軽減するため、保育所等において乳幼児を一時的に預かるもので、令和７年度に国の基準額が細分化されたことに伴い事業者への補助額が減額となったことなどから、減額計上したものです。

３行下、子ども等多世代の居場所づくり支援事業補助金は、多世代型子ども食堂事業における１月当たりの補助上限額の引上げを行うとともに、子どもの居場所が既に実施されている地域において新たに居場所事業を実施する場合においても、新規設置に係る経費の一部を補助できるように拡充して実施するものです。

２行下、施設整備費補助金は、先ほども説明しましたように、認可保育園である埼玉保育園において園舎の建て替え工事に伴う旧園舎の解体工事費用を支援するものです。

143ページをお願いします。

２つ目の◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に係る費用で、前年度と比較して278万4,000円の減額ですが、減額の主な要因は、情報システム標準化移行に伴い、電算委託料を情報政策課において一括計上することによるものです。

次の◎子ども医療支給費は、子どもに係る医療費の一部負担金等を支給するための費用で、前年度と比較して1,992万1,000円の増額ですが、増額の主な要因は、19節子ども医療費扶助費の増額によるものです。

145ページをお願いします。

１つ目の◎放課後児童対策事業費は、市内20箇所の学童保育室の運営を行うための費用で、前年度と比較して1,146万2,000円の減額ですが、減額の主な要因は、令和７年度に計上していた学童保育管理システムの導入に係る経費について、導入が完了したため令和８年度は計上していないことによるものです。

次の◎ひとり親家庭等医療費支給費は、ひとり親家庭等の親と子に係る医療費に一部負担を支給するための費用で、前年度と比較して397万9,000円の減額ですが、減額の主な要因は、情報システム標準化移行に伴う必要な機能を追加するための費用を令和７年度に計上していたものが、標準化移行完了により令和８年度は計上していないことによるものです。

147ページをお願いします。

１つ目の◎地域子育て支援拠点事業費は、きっずプラザあおい、なごみ及びつどいの広場

５箇所の地域子育て支援拠点事業に係る費用で、前年度と比較して366万円の増額ですが、増額の主な要因は、14節施設改修工事請負費において、きっずプラザあおいに設置しているウッドデッキが劣化により使用できなくなるおそれがあることから、利用者の安全性等を考慮し、ウッドデッキを撤去しコンクリート製のスロープを設置することによるものです。

次の◎おうち子育て支援事業費は、こども誰でも通園制度を法律に基づく新たな給付制度として本格的に実施するほか、ヴェールカフェ利用券を配付するなど、保育所を利用していない家庭の子育てを支援するための費用で、前年度と比較して2,863万1,000円の減額です。減額の主な要因は、こども誰でも通園制度の実施事業者に給付する負担金、18節乳児等支援給付負担金において、令和６年度及び令和７年度の実績を基に積算したことによるものです。

次の２目児童措置費の右ページ◎児童措置費は、私立保育所等に対する運営費及び児童手当等の扶助費で、前年度と比較して１億5,377万7,000円の増額ですが、増額の主な要因は、18節１行目、保育所等運営費負担金において、月ごとの入所児童数と人事院勧告の賃金上昇分を反映させて設定された運営費などの公定価格に基づき積算したことによるものです。

148ページをお願いします。

３目保育所施設費、右ページ◎施設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園３園に係る管理運営に伴う事務的費用で、前年度と比較して2,922万8,000円の増額ですが、増額の主な要因は、改修工事等の実施によるものです。

主な内訳ですが、12節１行目、調査測量設計委託料は、持田保育園の園舎外部改修、長野及び南河原保育園の照明ＬＥＤ化工事の設計委託料です。

151ページをお願いします。

14節設備改修工事請負費は、持田保育園のＧＨＰ空調更新及び南河原保育園の空調設備更新を行う費用です。

次の◎施設事業費は、公立保育園３園における保育業務を円滑に実施するための費用です。

次の４目児童センター費の右ページ◎管理運営費は、コミュニティセンターみずしろ３階の児童センターを運営するための費用で、前年度と比較して167万4,000円の増額です。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、32ページをお願いいたします。

12款１項１目民生費負担金、２節児童福祉費負担金は、右ページ説明欄、保育所入所負担金（滞納繰越分）のほか、子どものための施設短期利用事業費負担金のショートステイ事業

及びトワイライトステイ事業の利用者からの負担金収入を見込んだものです。

34ページをお願いします。

13款１項２目民生使用料、２節児童福祉使用料は、右ページ説明欄、公立保育所の延長保育料及び学童保育室を利用する児童の保護者からの保育料収入などを見込んだものです。

38ページをお願いします。

14款１項２目民生費国庫負担金、２節児童福祉費負担金のうち、右ページ説明欄１行目、子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園などの施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対するものです。

次の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されているものです。

次の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分、次の児童手当交付金は、児童手当扶助費に対する国庫負担分です。

次の乳児等のための支援給付交付金は、令和８年度より法律に基づく新たな給付制度として本格的に実施するこども誰でも通園制度の国庫負担分で、事業費の４分の３を見込んでいます。

次の２項２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金のうち、右ページ説明欄１行目、子ども・子育て支援交付金（子ども未来課）は、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業などに対するものです。

次の子ども・子育て支援体制整備事業補助金は、保育の質向上のための研修事業に対するもの、次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舎借上支援事業に対するものです。

次の就学前教育・保育施設整備交付金は、認可保育園である埼玉保育園の建て替え補助事業のうち、解体に要する費用に対するものです。

次の母子家庭対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金に対するものです。

41ページをお願いします。

１行目、重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課）分は、重層的支援体制整備事業のうち、いわゆる保育コンシェルジュである利用者支援事業、きっずプラザあおいの運営などの地域子育て支援拠点事業、子ども等多世代の居場所づくり事業である生活困窮者就労準

備支援事業等補助金に係る国の交付金です。

42ページをお願いします。

３項２目民生費委託金、２節児童福祉費委託金は、右ページ説明欄、特別児童扶養手当事務費委託金で、特別児童扶養手当の申請事務等に係る国の委託金です。

44ページをお願いします。

15款１項１目民生費県負担金、２節児童福祉費負担金は、右ページ説明欄１行目、子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づき、保育所や認定こども園などの施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対する県負担分、次の子育てのための施設等利用給付負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など子育てのための施設利用給付に対する県負担分、次の乳児等支援給付費負担金は、令和８年度より法律に基づく新たな給付制度として本格的に実施するこども誰でも通園制度の県負担分で、事業費の８分の１を見込んでいるもの、次の児童手当負担金は、児童手当扶助費に対する県負担分です。

46ページをお願いします。

２項２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金の右ページ説明欄１行目、保育サービス支援事業費補助金は、１歳児担当保育士雇用費や低年齢児途中入所促進事業などに対する県補助金です。

次の乳幼児医療費補助金は、子ども医療扶助費のうち、通院については小学校３年生まで、入院については中学校３年生までにかかる費用に対する県補助金です。

次の多子世帯保育料軽減事業費補助金は、市立保育所、公立保育所及び地域型保育事業における３歳未満児を対象とした第３子以降の保育料を免除することに対する県補助金です。

次のひとり親家庭等医療費補助金は、ひとり親家庭等医療費扶助費に対する県補助金です。

次の子ども・子育て支援交付金（子ども未来課）は、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、病児・病後児保育事業などに対する県負担分です。

次の教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金は、教育認定である１号認定を受けた児童の認定こども園利用給付に係る県補助金です。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舎借上支援事業などに対する県補助金、次の母子家庭等対策事業費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金に対する県負担分です。

１つ飛んで、朝のこどもの居場所づくりモデル事業補助金は、保育園の預かり開始時間と小学校の登校時間の差により保護者等が仕事を変更せざるを得ない、いわゆる朝の小１の壁を解消し、保護者の就労と子育ての両立を支援するための預かりを実施するための県補助金です。

次の保育士奨学金返還支援事業費補助金は、保育士奨学金返還支援補助金に対する県補助金です。

次の重層的支援体制整備事業交付金（子ども未来課分）は、重層的支援体制整備事業のうち、いわゆる保育コンシェルジュである利用者支援事業、きっずプラザあおいの運営などの地域子育て支援拠点事業に係る県負担分です。

56ページをお願いします。

18款２項４目子ども未来基金繰入金は、３歳未満児保育無償化事業に充てるため、次の５目栗原宣幸こどもの居場所基金繰入金は、子ども等多世代の居場所づくり事業に充てるため、それぞれ基金を取り崩すものです。

60ページをお願いします。

20款４項１目雑入の３節負担金収入の右ページ説明欄３行目、保育所主食費等負担金は、公立保育所の３歳児以上の主食費として１人月額700円及び副食費として１人月額4,500円を保護者から、また、職員などからは、給食費として１人月額5,500円を負担いただくものです。

62ページをお願いします。

６節施設保護受託収入の右ページ説明欄、保育所受託事業収入は、市外在住の児童を市内公立保育所でお預かりする場合の受託収入です。

64ページをお願いします。

13節返還金の右ページ説明欄１行目、子ども手当返還金から、３行目、ひとり親家庭等児童養育手当返還金まで及び67ページ２行目、子ども医療扶助費返還金（滞納繰越分）は、科目存置です。

14節精算金の右ページ説明欄の１行目、児童センター管理委託料精算金、次の学童保育室運営事業委託料精算金は、科目存置です。

次のひとり親家庭等生活向上事業委託料精算金は、ひとり親家庭等生活向上事業委託料に対する清算金の科目を設置したものです。

15節雑入の右ページの説明欄１行目、太田保育園敷地使用料は、廃川敷1,578平方メート

ルを太田保育園が使用するため、市が見沼土地改良区から借り受け、その使用料を同園から徴収するものです。

68ページをお願いします。

21款１項２目民生債、２節児童福祉債の右ページ説明欄１行目、保育園設備改修事業債は、南河原保育園空調設備更新工事、長野保育園及び南河原保育園の照明ＬＥＤ化工事設計委託及び持田保育園のＧＨＰ空調更新工事に対するものです。

次の保育園園舎改修事業債は、持田保育園の園舎外部改修工事設計委託に対するもの、次の保育園整備事業債は、認可保育園である埼玉保育園の建て替え補助事業に対するものです。

次の児童センター設備改修事業債は、児童センターの設備改修事業に対するものです。

以上で子ども未来課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長　次に、こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　おはようございます。こども家庭センター、堀口です。

議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、こども家庭センターが所管する部分についてご説明いたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の140ページをお願いいたします。

３款２項１目児童福祉総務費の説明欄◎こども家庭センター関係経費は、児童福祉専門職の保育士、社会福祉士等の人件費のほか、こども家庭センターの運営に必要な経費を措置したものです。

10節消耗品は、子どもを守る地域ネットワーク事業として、児童虐待予防について広く市民の皆様に周知するために、児童虐待予防啓発物品を購入し、配布するものです。

12節ＯＡシステム改修委託料は、健康管理システム改修に必要な経費で、母子手帳アプリを活用したＤＸ推進事業のうち、予防接種の予診票電子化に対する費用及び特定個人情報改版に対応する費用を健康課と案分し計上したものです。

次の◎こども家庭センター維持管理費は、こども家庭センターが執務している保健センターの維持管理に係る委託料などの経費です。

143ページをお願いいたします。

説明欄12節産業廃棄物処理委託料は、昨年度老朽化した高圧コンデンサから微量ＰＣＢが検出されたため、運搬処理委託を行うものです。

14節設備更新工事請負費は、保健センターの老朽化した受変電装置の更新工事を行うもので、高圧受変電装置を撤去し、低圧化に切り替える工事の費用を措置したものです。

次の◎家庭児童相談室費は、家庭児童相談員２名の人件費等に係る費用です。

続きまして、161ページをお願いいたします。

４款１項２目保健費のうち、２つ目の◎母子保健費は、前年度と比較して1,727万3,000円の増額です。増額の主な要因は、５歳児健診開始及び産婦健康診査の助成回数増等に伴うものです。12節検診委託料に必要な経費を計上しております。

その下の妊産婦乳幼児相談業務委託料は、赤ちゃん訪問、産後ケアのほか、新たに開始する５歳児健診フォロー事業の委託料です。

３つ下のＯＡシステム構築委託料及び13節のＯＡシステム利用料は、本年度導入した母子手帳アプリの機能を利用して、現在紙で行っている妊娠届や赤ちゃん訪問で使用する質問票等をオンライン化し、手続の効率化と利便性の向上を図るものです。

17節備品購入費は、５歳児健診で使用するデジタル身長・体重計及び子ども用の椅子を購入するものです。

163ページをお願いいたします。

初めの◎妊婦のための支援給付事業費は、18節妊婦のための支援給付金のほか、給付事務を行う会計年度任用職員の人件費等です。

次に、164ページをお願いいたします。

３目予防費の一番上の◎感染症予防費（こども家庭センター）は、予防接種法に基づく子どもと妊婦の定期予防接種に係る費用等で、1,010万7,000円の増額となっております。増額の主な理由は、令和８年４月から定期接種となる妊婦を対象としたＲＳウイルスワクチンに対応することによるものです。

12節ＯＡシステム構築委託料及び13節のＯＡシステム利用料は、本年度導入した母子手帳アプリの機能を利用した予防接種の予診票の電子化に対応するための費用です。

18節予防接種助成金は、男性のＨＰＶワクチン接種に９価ワクチンが追加されたことから、ワクチンの単価に合わせて117万3,000円の増額を行っております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について申し上げます。

初めに、令和８年度こども家庭センターの歳入は、昨年度と比較して2,578万9,000円の増額となっております。増額の要因ですが、本年度まで福祉課、子ども未来課で一括歳入して

いた国・県の補助金について当課分を切り分けて計上したこと及び保健センターの受変電設備改修事業に係る市債を計上したことによるものです。県・国の補助金の名称の次に括弧書きでこども家庭センターと表記させていただいております。

それでは、32ページをお願いいたします。

12款１項２目衛生費負担金の１節保健衛生費負担金の説明欄、未熟児養育医療負担金は、未熟児養育医療費の保護者の自己負担金です。

38ページをお願いいたします。

14款１項３目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費負担金の説明欄、未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から自己負担分を除いた額の２分の１に対する負担金です。

２項２目民生費国庫補助金、２節児童福祉費補助金の説明欄一番下の子ども・子育て支援交付金（こども家庭センター）は、児童虐待予防啓発物品の購入に対する補助で、補助率は３分の１です。

41ページをお願いいたします。

説明欄上から２つ目の重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、児童福祉専門職の人件費に係る補助で、補助率は３分の２です。

３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金、説明欄２行目、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（こども家庭センター）は、母子保健で実施する児童発達支援事業に対する補助金で、対象事業は、言葉の相談、心理発達相談、親子教室、巡回相談、５歳児健診フォロー事業に対するもので、補助率は２分の１です。

その下の子ども・子育て支援交付金（こども家庭センター）は、赤ちゃん訪問と産後ケア事業に対する補助で、補助率は、赤ちゃん訪問が３分の１、産後ケアが２分の１となっております。

次の重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、母子保健の旧子育て包括支援センター業務と妊婦包括支援業務に従事する助産師等の人件費に対するもので、補助率は、旧子育て包括支援センターが３分の２、妊婦包括支援事業が２分の１となっております。

次の地域未来交付金（こども家庭センター）は、母子手帳アプリを利用した母子保健のＤＸ化のうち予防接種の予診票に対応するもので、補助率は２分の１です。

次の母子保健衛生費補助金は、産婦健康診査、１カ月健診、プレコンセプションケアの妊娠期からの健康管理推進事業などのほか、新規事業の５歳児健診、予防接種を除いた母子手帳アプリを利用した母子保健のＤＸ化に対する補助金で、補助率は、５歳児健診以外が２分

の１、５歳児健診は児童１人当たり5,000円の補助で、補助率は２分の１となっております。

その下の妊婦のための支援給付交付金については、給付金の補助率は10分の10、その他の事業費の補助率は２分の１となっております。

44ページをお願いいたします。

県負担金、補助金となります。

15款１項２目衛生費県負担金、１節保健衛生費負担金、右側説明欄、未熟児養育医療負担金は、歳出計上額から自己負担分を除いた額に対する負担金で、補助率は４分の１です。

46ページをお願いいたします。

２項２目民生費県補助金、２節児童福祉費補助金の説明欄下から５番目、子ども・子育て交付金（こども家庭センター）は、児童虐待予防啓発物品購入に対する補助で、補助率３分の１、一番下、重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、児童福祉分で、補助率は６分の１となっております。

３目衛生費県補助金、１節保健衛生費県補助金の説明欄中ほどの不妊検査治療費助成事業補助金は、早期不妊検査、不育症検査に係る補助金で、補助率10分の10の県単独補助事業となっております。

その下の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金は、母子保健の児童発達支援事業に対する補助金で、補助率は４分の１。

次の子ども・子育て支援交付金（こども家庭センター）は、赤ちゃん訪問、産後ケアに対する補助で、補助率は、赤ちゃん訪問が３分の１、産後ケアが４分の１です。

次の重層的支援体制整備事業交付金（こども家庭センター）は、母子保健の旧子育て支援センター事業が６分の１、妊婦包括支援事業が４分の１となっております。

一番下の妊婦のための支援給付交付金は、給付金を除く事業に係る経費に対する補助で、補助率は４分の１です。

62ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、７節施設貸付収入のうち、右側の説明欄の中ほど、こども家庭センター電気料は、保健センターに設置している自動販売機の電気料です。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項２目民生債の２節児童福祉債の一番下、こども家庭センター設備改修事業債は、保健センターの受変電設備更新工事に対するものです。

以上でこども家庭センター所管部分の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお

願いいたします。

○委員長　次に、高齢者福祉課、春日課長。

○高齢者福祉課長　議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算のうち、高齢者福祉課所管部分について、歳出からご説明いたします。

行田市一般会計・特別会計予算に関する説明書の128ページをお願いいたします。

１目社会福祉総務費、右ページ説明欄上から２つ目の◎成年後見中核センター事業費は、判断能力が不十分な方の権利擁護や家族の申立て支援及び将来に向けての権利保全のための体制を整備して対応力を強化することにより、地域における課題に応じ、成年後見制度を必要な人が制度を利用できる仕組み構築することを目的とした中核機関を市社会福祉協議会へ委託する運営委託料、その下の権利擁護人材育成事業委託料は、市民後見人の養成事業を成年後見センターを委託している市社会福祉協議会へ委託するものです。

132ページをお願いいたします。

３目老人福祉費は、前年度と比較して316万9,000円の減額でございます。減額の主な要因としては、敬老祝金について令和７年４月１日の条例改正により年度単位での贈呈に改めたことで、令和７年度のみ対象者数が約半年分増えていましたが、令和８年度は対象者数が１年度分になり、対象者数が減少したことによるものです。

主な内訳ですが、右ページ説明欄、７節の２行目、記念品費は、敬老のお祝いとして75歳以上の高齢者全員に対し引換券により市内協力店舗等が設定した商品等をお送りする敬老お祝品引換事業等の記念品費です。

次の敬老祝金は、77歳、88歳、99歳の方へ市内共通商品券を贈呈するもので、条例改正により令和７年度のみ対象者数が半年分増えていましたが、令和８年度は１年度分の対象数となることから減額するもの。

10節２行目、印刷製本費は、主に敬老お祝品引換事業及び高齢者優待制度で利用できる店舗等の商品等の写真つき一覧と引換券が一体となったパンフレットを作成するための費用、11節１行目、郵便料は、主に敬老お祝引換事業で対象者全員にパンフレットを送付するためのもの、12節４行目、老人措置委託料は、環境的、経済的に地域での生活が困難な高齢者を養護老人ホームへ入所措置するための措置費で、実績を勘案し減額するものです。

18節一番下、難聴者補聴器購入費補助金は、高齢者の外出や社会参加を促すため、軽・中度の難聴高齢者が補聴器を購入した際に、その費用の一部を補助するものです。

134ページをお願いいたします。

19節扶助費、右ページ説明欄の一番上、紙おむつ給付費は、要介護３以上で在宅で紙おむつを使用している方に対し、本人及びその家族を援助し、精神的及び経済的負担の軽減を図るため紙おむつを支給するもの、その下の高齢者等介護者手当支給費は、重度要介護高齢者等を現に在宅で介護している方に対し、身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るため、月額5,000円を支給するものです。

次の◎ねんりんピック埼玉大会開催事業費は、令和８年11月に開催されるねんりんピック彩の国さいたま2026剣道交流大会を円滑に運営し、全国から本市にお越しになる方々を心のこもったおもてなしで迎え、本市の魅力を全国に発信するため、その必要経費を市実行委員会に対し補助するものです。

４目老人センター費は、主に老人福祉センター大堰永寿荘と南河原荘の指定管理料で、前年度と比較し272万円の増額でございます。増額の主な要因としては、人件費の増加に伴い指定管理料が増加しているもの、また、大堰永寿荘の老朽化が著しく、利用に支障が生じているトイレ設備の改修工事を行うものです。

136ページをお願いいたします。

８目介護保険事業費は、前年度と比較して3,130万5,000円の増額ですが、増額の主な要因としては、人件費の増により地域包括支援センター運営委託料、生活支援体制整備事業委託料が増加したこと及び介護保険事業費特別会計への繰出金が増加したことによるものです。

主な内訳として、右ページ説明欄、７節委員謝金は、地域包括支援センター運営協議会委員及び地域包括支援センターを気軽に利用できるよう、また、その利用により高齢者等の保健医療及び福祉の向上を図るために委嘱している地域包括支援センター相談協力員の委員謝金。

12節地域包括支援センター運営委託料は、市内に５箇所設置している地域包括支援センターの運営委託料、その下の生活支援体制整備事業委託料は、高齢者の生活支援サービスの提供体制整備のために設置している生活支援コーディネーターに係る業務等を市社会福祉協議会へ委託するもの。

18節２行目の通いの場乗合型ＡＩオンデマンド交通利用補助金は、通いの場である総合福祉会館やすらぎの里、老人福祉センター大堰永寿荘及び南河原荘へＡＩオンデマンド交通を利用して来られた高齢者の帰りの運賃分を補助するための経費、次の介護資格取得補助金は、介護人材確保のため、介護関連資格を取得し、市内の介護サービス事業所に正規雇用された場合、または、雇用する従業員の資格取得費用を負担した場合に、その一部を補助するため

の経費、次のケアプランデータ連携システム導入支援補助金は、介護報酬請求のため、居宅介護支援事業所と介護サービス事業所間でやり取りするケアプランや利用実績等についてオンラインで完結できるシステムを導入するための経費を補助するもの、次の通いの場移動支援事業補助金は、社会福祉法人等の空き車両を活用した集会所や公共施設等の通いの場への移動支援に係る経費等を補助するためのものでございます。

27節介護保険事業費特別会計繰出金は、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する市の法定負担分などを措置したものです。

少し飛びまして、174ページをお願いいたします。

５款労働費、１項１目労働諸費のうち、右ページ説明欄上から２つ目の◎シルバー人材センター費は、行田市シルバー人材センターの運営費の一部を補助するもので、前年度と比較して47万7,000円の増額となっております。

以上で高齢者福祉課所管部分の歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、１項１目民生費負担金、１節社会福祉費負担金、右ページ説明欄、老人福祉費負担金は、養護老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金です。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項２目民生使用料、１節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄、老人福祉センター使用料関係２つの項目は、老人福祉センターの利用者が納入する使用料です。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、１項２目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の３行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の２分の１相当の国の負担金。一番下、重層的支援体制整備事業交付金は、重層的支援体制整備事業として実施する地域包括支援センターの運営、生活支援体制整備事業、地域介護予防活動支援事業に対する国からの交付金です。

飛びまして、44ページをお願いいたします。

15款県支出金、１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の下から３行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の４分の１相当の県の負担金、１つ飛びまして重層的支援体制整備事業交付金は重層的支援体制整

備事業に対する県からの交付金です。

２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄、下から４行目、老人在宅福祉事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対する県からの補助金、その下の介護保険事業費補助金は、社会福祉法人が運営する介護施設を利用している低所得者に対し、法人が利用者負担金を軽減した場合に市と県が当該減額分を法人に補助しますが、県分の補助額を受け入れる補助金を措置したものです。

46ページをお願いいたします。

右ページ説明欄、上から５行目の権利擁護人材育成事業補助金は、成年後見センターが行う市民後見人を養成する権利擁護人材育成事業に対する県からの補助金です。

その下の全国健康福祉祭埼玉大会開催事業補助金は、令和８年11月に開催されるねんりんピック彩の国さいたま2026剣道交流大会の開催に当たり、市実行委員会への補助に対する県からの補助金です。

50ページをお願いいたします。

16款財産収入、１項１目１節土地建物貸付収入の右ページ説明欄、下から５行目、交番等敷地貸付収入（高齢者福祉課）は老人福祉センター大堰永寿荘の敷地の一部を須加駐在所に貸し付けている貸付料です。

56ページをお願いいたします。

18款繰入金、１項１目１節介護保険事業費特別会計繰入金は、重層的支援体制整備事業として実施する地域介護予防活動支援事業や地域包括支援センターの運営及び生活支援体制整備事業の費用に係る財源である第１号被保険者及び第２号被保険者の介護保険料分について、介護保険法で規定する法定割合に基づき繰り入れるものです。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項２目１節社会福祉債のうち、右ページ説明欄１行目、老人福祉センター設備改修事業債は、大堰永寿荘のトイレ改修工事に対するものでございます。

高齢者福祉課所管分の説明は以上でございます。

○委員長　次に、地域共生社会推進課、田島課長。

○地域共生社会推進課長　それでは、令和８年度一般会計予算のうち、当課所管部分について歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の125ページをお願いします。

４つ目の◎地域共生社会推進課関係経費は、前年度と比較して20万7,000円の減額となっております。

主な内訳ですが、７節謝金は地域福祉推進計画評価委員会委員謝金、18節更生保護団体事業費補助金は保護司及び更生保護女性会への補助金です。

127ページをお願いします。

１つ目の◎民生委員活動費は37万円の減額となっております。

主な内訳ですが、７節記念品費は退任される民生委員・児童委員の方への記念品費、18節民生委員・児童委員連合会交付金以下３つの交付金は、団体の活動費及び民生委員・児童委員の活動費として計上したものです。

３つ目の◎遺家族等慰謝費は23万2,000円の減額となっております。

主な内訳ですが、７節記念品費と12節追悼式委託料は、戦没者追悼式に係る経費を計上したものです。

次の◎社会福祉協議会振興費は778万円の増額で、主な理由は市社会福祉協議会の法人運営部門に配属される職員の人件費等の増加によるものです。

次の◎地域共生社会推進事業費は185万9,000円の減額となっております。

主な内訳ですが、７節謝金は多機関協働に向けた各種研修会やワークショップの講師謝金などを計上したものです。

129ページをお願いいたします。

１番上の12節訪問支援事業委託料及び社会参加支援事業委託料は、社会とのつながりがない方に訪問等を通じて社会とのつながりを回復するための支援を行うもので、市社会福祉協議会等に委託し事業を実施するものです。

次の◎安心生活創造事業費は159万8,000円の増額となっております。

主な内訳ですが、10節防災備蓄品費は、災害時に支援が必要な方が避難する福祉避難所で使用するための備蓄品を購入するものです。

11節郵便料は、個別避難計画作成に係る郵送料です。災害対策基本法では、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努めることとされており、避難行動要支援者のうち支援者への名簿の提供に同意を得られている方を対象に作成するものです。

12節安心生活創造事業委託料は、支えあいマップづくりといきいき・元気サポート制度を市社会福祉協議会に委託して実施するものです。

13節ＯＡシステム借上料は、避難行動要支援者名簿を管理している災害時要援護者支援システムに係る費用を計上しております。

134ページをお願いいたします。

５目総合福祉会館費は、前年度と比較して336万3,000円の増額となっておりますが、主な理由は、設備改修工事請負費の増額によるものです。

右ページ説明欄の◎総合福祉会館運営費の主な内訳ですが、12節指定管理料は市社会福祉協議会に対する総合福祉会館の指定管理料、その下の施設管理委託料はコウモリの侵入を防止するために屋根と壁の隙間をふさぐ作業を実施するもの、14節設備改修工事請負費は空調設備の冷温水発生器の２台のうちの１台分の分解整備工事を計上しております。

少し飛びまして、154ページをお願いいたします。

１番下の４項１目災害救助費は、前年度とほぼ同額で右ページ説明欄の19節災害扶助費及び157ページの１番上、災害死亡弔慰金は主に災害救助法の適用に至らない非常災害に際し、応急的な救助を行うことを目的として弔慰金等を支給するものです。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害死亡弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護貸付金については、支給実績がないことから科目存置としております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして35ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、１項２目民生使用料の１節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄の３つ目、総合福祉会館使用料は、研修室やプールなどの使用料収入を見込んだものです。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、２項２目民生費国庫補助金の１節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄の２行目、重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進課）は、令和６年度から開始した重層的支援体制整備事業のうち地域共生社会推進事業に係る経費と、安心生活創造事業に係る経費のそれぞれ２分の１を国が補助するもの、２つ下の児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（地域共生社会推進課）は、ヤングケアラー実態調査に係る経費の３分の２を国が補助するものです。

45ページをお願いいたします。

15款県支出金、１項１目民生費県負担金の４節災害救助費負担金の右ページ説明欄、災害障害見舞金及び災害弔慰金負担金は、対象経費の４分の３を県が負担するものですが、歳出の災害救助費において災害障害見舞金等を科目存置としたことから、歳入についても同様に科目存置としております。

次に、左ページの１番下、２項２目民生費県補助金の１節社会福祉費補助金の右ページ説

明欄の下から２つ目、民生委員活動費補助金は、県の基準に基づく補助金です。

47ページをお願いいたします。

上から４つ目、特別給付金等支給事務交付金は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求受付事務に対し県から交付されるもの、４つ下の重層的支援体制整備事業交付金（地域共生社会推進課）は、先ほど申し上げました地域共生社会推進事業に係る県の交付金です。

次に、左ページの３目衛生費県補助金の１節保健衛生費補助金の右ページ説明欄の４つ目、献血協力推進費補助金は県の定額補助です。

68ページをお願いいたします。

21款市債、１項２目民生債の１節社会福祉債の右ページ説明欄の総合福祉会館設備改修事業債は、歳出の総合福祉会館運営費の14節設備改修工事請負費に対応するものです。

以上で、地域共生社会推進課所管部分の説明を終わります。

○委員長　次に、健康課、内田課長。

○健康課長　私からは、令和８年度行田市一般会計予算について、健康課所管部分について主なものを説明申し上げます。

歳出から申し上げますので、136ページをお願いします。

３款１項７目国民健康保険事業費は、国民健康保険事業特別会計への繰出金で、前年と比較いたしまして１億3,736万8,000円の減額です。

主にその他繰入れの減額によるものです。

９目後期高齢者医療事業費は、前年度と比較して5,065万9,000円の増額で、その主な内訳は、137ページの説明欄、12節健康診査委託料、18節後期高齢者医療療養給付費負担金、27節後期高齢者医療事業費特別会計への繰出金となりますが、それぞれ前年度の決算見込みや埼玉県後期高齢者医療広域連合からの通知に基づきまして計上したものでございます。

少し飛びまして、159ページ、説明欄の◎保健衛生一般管理費の主な内訳ですが、12節、１行目の歯科在宅当番医実施委託料は、年末年始における歯科救急患者を診療するための歯科医療機関への委託料です。その下の休日急患診療実施委託料は、日曜祝日及び年末年始における医療機関の休日診療委託料です。

18節２行目、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、本市が属する熊谷・深谷・児玉地区第２次救急医療圏において、休日及び夜間の小児救急医療体制を確保するための負担金です。

３行下の二次救急輪番制病院運営事業補助金は、休日及び夜間において入院治療を要する

重症患者を受け入れる救急医療体制を確保するための市内医療機関に対する補助金です。

続きまして、２目保健費、説明欄の◎健康づくり推進費の主な内訳ですが、７節謝金は、プレコンセプションケア普及啓発に係る健康講座や熱中症予防、心の相談事業などを実施するための講師への謝金です。

その下の褒賞品費は、健康づくりチャレンジポイント事業のポイント獲得者に贈呈する市内共通商品券の購入経費です。

161ページをお願いいたします。

13節アプリケーションソフトウェア利用料は、埼玉県が進めている健康アプリコバトンＡＬＫＯＯマイレージを新たに導入し、ウオーキングを通して市民の健康づくりを促進してまいります。

163ページをお願いします。

説明欄の◎成人保健費は、前年度と比較しまして2,406万円の増額です。

主な要因は、今年度より検診の無料化と対象者への個別通知を行ったことにより、受診者が増加したため12節検診委託料の増額を見込んだことによるものです。

10節２行目、印刷製本費、11節郵便料及び12節２行目の封入封緘業務委託料は、今年度同時にがん検診等の対象者へ受診券を送付するためにかかる経費、13節ＯＡシステム利用料は、胃がん内視鏡検診について国の指針に基づく二重読影を実施できるようクラウドサービスの導入を目指すものです。

18節３行目、がん検診受診促進事業補助金は、受診率向上を目的として健康保険組合等が行う市民に対する受診勧奨等に対する補助金です。

次の◎感染症予防費（健康課）の主な内訳ですが、12節１行目、予防接種委託料は予防接種法に基づく高齢者を対象とした定期接種に係る費用を計上したもの、18節予防接種費助成金は委託契約以外の医療機関で定期予防接種を実施した際の返還金及び50歳以上の市民を対象とした帯状疱疹ワクチンの任意接種に対する助成金です。

165ページをお願いします。

２つ目の◎狂犬病予防費は狂犬病予防接種実施に係る経費です。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして36ページをお願いいたします。

13款２項２目衛生手数料、１節健康衛生手数料は、犬の登録及び狂犬病予防接種済票交付

に係る手数料です。

38ページをお願いいたします。

14款１項２目民生費国庫負担金、１節社会福祉費負担金の説明欄２行目、国民健康保険税未就学児均等割負担金は、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の財源として交付されるものです。

次に、５行下、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税の軽減措置に対して一定割合が補てんされるものです。

その下の国民健康保険産前産後国保税負担金は、国民健康保険の被保険者が出産するまたは出産された場合の産前産後期間に係る国民健康保険税の軽減措置の財源として交付されるものです。

40ページをお願いいたします。

２項３目衛生費国庫補助金、１節保健衛生費補助金の説明欄１行目、疾病予防対策事業費等補助金は、がん検診の受診勧奨等に対する補助金です。

42ページをお願いいたします。

３項２目民生費委託金、１節社会福祉費委託金は、国民年金業務に法定受託事務に係る委託金です。

44ページをお願いします。

15款１項１目民生費県負担金、１節社会福祉費負担金の説明欄５行目、国民健康保険基盤安定負担金は、国民健康保険税軽減額及び軽減対象者の一定割合に対して補てんされるものでございます。

その下の国民健康保険税未就学児均等割負担金は、国民健康保険税の未就学児均等割軽減額の一部を県が負担するものです。

その下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、保険料軽減分の一部を県が負担するものです。

２行下の国民健康保険産前産後保険税負担金は、国民健康保険の被保険者が出産するまたは出産された場合の産前産後期間に係る国民健康保険税の減額措置の財源として県が負担するものです。

46ページをお願いいたします。

２項３目衛生費県補助金は、１節保健衛生費補助金の説明欄１行目、骨髄移植ドナー支援費補助金は、骨髄等を提供するドナーに対する休業補償に係る県補助金で、補助率は２分の

１です。

その下の健康増進事業補助金は、補助率は３分の２で、その下の熱中症予防対策事業補助金は、補助率２分の１です。

６行下の自殺対策強化事業補助金は、対面相談やゲートキーパー養成事業に対する県補助金です。

その下のＡＹＡ世代がん患者在宅療養支援事業補助金は、若年者の末期がん患者の在宅生活を支援する事業に対する県補助金です。

その下のアピアランス支援事業補助金は、がん治療に伴う医療用ウイッグや補正具等の購入費助成に対する県補助金です。

少し飛びまして60ページをお願いいたします。

20款４項１目雑入、３節負担金収入の説明欄４行目、検診自己負担金は、若年者層を対象とした乳がんエコー検診実施に係る自己負担金です。

62ページをお願いいたします。

４節交付金及び助成金収入の説明欄５行目、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金は、人間ドックに係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金です。

次に、５節委託金収入の説明欄２行目、後期高齢者健康診査委託金は、健康診査に係る広域連合からの委託金です。

その４行下、高齢者保健事業・介護予防一体的実施業務委託金は、高齢者保健事業の実施に係る広域連合からの委託金です。

以上で、健康課の所管部分について説明を終わります。

○委員長　以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前　１１時　０７分　休憩

午前　１１時　１９分　再開

○委員長　休憩前に続き会議を開きます。

△議案第９号の質疑

○委員長　次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手願います。

３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　詳細なる説明ありがとうございました。あまりにも多いですけれども、最初に福祉課のほうについてお伺いしたいと思います。概要のほうの39ページでございます。

重度心身障害者医療費助成事業ということで、先ほどご説明をいただいたんですが、改めて質疑させていただきます。

この令和８年度から対象範囲を拡大したということでございまして、障害者の保健福祉手帳２級所持者の方まで助成対象を広げるという説明がございました。対象を広げた背景といいますか、経緯ですね、何人ぐらい増加すると見込んでいらっしゃるのかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　お答えいたします。

まず、経緯ですが、埼玉県のほうの要綱の改正によって、対象者を精神障害者の２級まで拡大すると、これが補助対象になるという改正が行われております。対象者ですが、今年度当初の時点で約550名、精神障害者手帳２級の方がいらっしゃいます。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。対象を広げたという背景がよく分かりました。あと、２級の所持者が550名ということでございますので、このうちの何名かの方ということで、そのことが分かりました。

続きまして、福祉課のところで、厚い冊子の説明書の131ページということで、３款１項１目ということで、障害者福祉全体で３億3,270万対前年比で増えているかと思います。こういった中で、障害者福祉の自立支援サービス等給付費、これが20億円増えていると。先ほど少し説明があったわけですけれども、民生費の中で物すごい比重が大きく割合が占めているのかなと思うんですが、自立支援関係費が大きく数字伸びているかと思いますが、こちらの背景についてお尋ねしたいと思います。

○委員長　風間福祉課長。

○福祉課長　自立支援給付費の大幅な増加についてお答えいたします。

近年、まず精神障害者について、就労支援ですとか心身の調子を整えるための訓練や、自立した生活を営めるような介助を提供するというサービスのニーズが増加しているというのが１点ございます。それと、これ最大の理由ですが、共同生活援助、グループホームの利用というのが伸びていまして、地域に根づいた生活を前提として、日常生活をサポートを受け

ながら、孤立を防ぐというところもあって、大変伸びています。

実際、数字的にですと、例えばグループホームの給付費ですが、こちらは例えば平成30年度と昨年度を比較しますと2.63倍になっております。ですので、グループホームの利用が伸びているというのが最大の理由となっております。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございます。そうすると、例えば具体的な名前で言うとレイズアップさんとかとういうところの役割が増えていると、そういうことなんですかね。

○委員長　風間福祉課長。

○福祉課長　委員さんおっしゃるとおりで、そういった形のグループホームで利用が伸びているということでございます。

○委員長　他に質疑お願いいたします。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　まず、児童センターですけれども、概要の22ページですけれども、これ市債60万円ってこれは何ですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　市債ですが、こちらは高圧引込みケーブルの交換工事のもので、地域活動推進課との按分で計上しています。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

気になるのは、17ページにありますけれども、今さきたま古墳公園「子どもの遊び場」整備事業ということで、令和７年度が基本構想で、今回の令和８年度基本計画ということの民間の活力ということで説明がありましたけれども、それぞれの目的というか、児童センターの建物の除却があと４年後に迫っているんですけれども、この児童センターというのはなくすのかちょっと分からない。この遊び場と目的がどう違うのか、２つ今出てきていますけれども、令和８年度。その辺がすみ分けというかどういうものなんでしょうか。

○委員長　吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長　お答えします。

まず、現在進めております子どもの遊び場については、もちろん屋内外で遊べる子どもの遊びだけではなくて、多世代で交流できるような施設とか、あるいは保護者の方とかが休め

る、そういうようなものも含めた施設として考えております。

児童センターは、基本的にはお子さんのみが使えるものとしていますが、今回のマネジメント計画の改定にも載せていただいておりますように、児童センターにつきましては、子どもの遊び場を今後進めていく中で、在り方については検討していきたいと考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　ですから、子どもの遊び場、今言っている整備事業で賄えてしまうのかなと子どもの遊び場ですから、児童センターの役割はもう果たしているのかなというところで、今ちょっと確認したんですけれども、まだこれから考えていくというようなことですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　まず、子どもの遊び場の機能とか中身について、まだこれからどういうものをやっていくかというところがまだ固まっていませんので、その中でもし同じような機能が賄えるのであれば、もちろん児童センターの在り方というのもそこら辺も含めて検討していきますが、まだ子どもの遊び場の細かい中身というのが全然決まっていませんので、そこら辺についてはその辺も含めながら検討していきたいと思います。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　当然そうですよね。児童センターももう古いので、これ今利用者数見ても大分減ってきた、令和５年度は特別に臨時閉館があったんですけれども。１万人は常にいたんですよ。ところが大分減ってきてしまったというのがありますので、古さというのもあるだろうし、中のリニューアルというのも、今も高圧引込みケーブルのとかって内部の工事とかというのはあると思うんですけれども、子どもの遊びのほうの充実というのにあまり力を注いでいないのかなと、こちらがあるのでというように見受けられたんですけれども、その辺どうなんですか。

○委員長　吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長　あくまで子どもの遊び場は、先ほど申しましたけれども、今後どうしていくかを決めていく中で、その中で別に児童センターの役割を子どもの遊び場に持たせるために児童センターを縮小とかそういうのではなくて、あくまでも児童センターは児童センターとして必要な機能であれば、そういうところは改修とかをしていきますので、そこはまだ別個として考えていただければと思います。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　分かりました。

そうしたら、その17ページの病児・病後児保育、令和８年度は委託先変更ということで、説明いただきたいと思います。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　病児・病後児保育につきましては、今年度まで南川げんきクリニックのほうで病児・病後児のほうを賄っていただいていましたが、法人のほうから続けるのが困難ということで申出がありまして、現在中央病院のほうで新たに病児・病後児保育を行うという形で、４月１日から進めるという形で進めております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　内容のほうはどのように変わるんでしょうか。定員というか受入れ人数だとか、対象、今６年生まで可能だと思うんですけれども、その辺はどうなんですか、縮小していないですか。

○委員長　吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長　対象等は変わっていないですが、受入れ人数が施設の規模、面積要件とかの関係もありまして、受入れ人数は、今は８名ですが、半分の４名が１日の受入れ人数になります。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、これで不足はないですか。不足しているけれどもげんきクリニックのほうでできないということであれば、やっていただけるところにやっていただくしかないですけれども、それで不十分と考えているのか、どうなのか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　現在の南川げんきクリニックの１日当たりの利用数からすると、中央病院のほうで賄える数ではありますが、市とすると足らないと考えておりますので、ほかの医療法人等とかにやっていただけないかというところは、今後も声がけのほうはさせていただきたいと考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　これって１日４名ということですよね。冬だとインフルエンザとかはやるときには、不足していると見て取れますので、足りないという認識はある中で探していくということ。何か石井クリニックの話も漏れ伝わってきていますけれども、その辺も頭の中には入っているということで、早急にお願いしたいかと。

中央病院の面積が、部屋が小さいのかというところも、どういう話合いがあったのか分かりませんけれども、説明できますか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　中央病院でやっていただくには、まずどこでやるかというところで、こちらのほうで全てを指定することはできませんので、その中で中央病院がやっていただける場所というのが、アパートの１室の中でやっていただけるという中でやっぱり部屋数が少ないという中で、受入れの人数が必然的にちょっと少なくなってしまったということです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、病院の１室かなと思ったんですけれども別なんですね。アパートを借りると。

〔「借りている」と言う人あり〕

○２番　斉藤委員　もともと借りているところを提供してくれるということ。病院と別に中に入っているわけでもなく。お医者さんがいるということが、安心・安全の病児・病後児保育だったと思うんですよね。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　中央病院のすぐ南側にあるアパートで、北側に訪問看護があるところが、今度そこを病児にするので、医者については常駐ではなくて何か急変があったときなんで、病院のすぐ北側ですので、そこら辺はすぐ対応できるようにはしております。

〔「全然関係ないアパートじゃなくて、ちゃんと病院の」と言う人あり〕

○子ども未来課長　そうですね、関係しているアパートです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしたらその下の、朝のこどもの居場所づくりなんですけれども、すみません、これ私が勘違いしているのかな、最初、忍小学校からモデル事業始まったかなと思ったんですけれども、さっきの説明で西小学校で引き続きと言っていたんですけれども、その辺が。アンケート取って、それで結局忍小学校を選んだはずだったと思うんですね。先ほどの説明だと西小学校ということでしたけれども、その辺もう一度説明をお願いします。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　６月の補正のほうを上げさせていただいたときは、こちらのほうとしても県のほうで昨年度やったアンケートから、忍小学校という形で進めさせていただいたんです

が、実際に募集をかけたりいろいろ声がけをさせていただいたんですが、申込みがございませんでした。その中で、もう一度県がアンケート取ったときの多いところの保護者の方にアンケートを取ったところ、西小学校で利用したいという方がいらっしゃいましたので、西小学校のほうに変更させていただいております。

来年度につきましても、新入生の保護者の方とかにアンケートを取りながら利用が見込まれるというところで、現在利用されている方はまだ低学年ですので、来年度以降も利用したいということがございましたので、そのまま西小学校のほうで来年度実施させていただくものです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、予算のときは忍小学校で説明がありましたけれども、決算のほうでは西小学校ということの報告があると。まだ決算じゃないですからね、分かりました。

そのときも私も何で忍小学校なのかなということで質疑して、西と泉で同じぐらいのアンケートの結果だったので、そちらのほうも検討しなかったのかなというところで質疑したかと思うんですけれども、分かりました。

それで、西小学校のほうできちんとこういうお手紙、うちの子が西小なんで、ちゃんと周知はしているようなのでよかったんですけれども、これっていうのは見守り員が２名ということで、どこにこれ委託したというかやっていただけるんでしょうか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　学童保育室を利用していますので、学童を運営しておりますときわ会のほうにお願いしております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　これも利用料が結構格安で、１回100円ということでかなり利用しやすいのかなと思いますけれども、この支払いというのはどのように、後払いなんですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　当日、お子様を学童までお連れいただきますので、そのときに現金で納めていただいております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、これって今まだモデル事業と書いてあるんですけれども、これ県の補助が歳入のほうでも説明ありましたが130万円ということで出ていましたけれど

も、これモデル事業というのが何年続くのか、その後は市としてそのまま継続してやっていくということなんですかね。令和８年度はモデル事業ということですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　県の補助金が、今年度と来年度の２年の補助金になります。令和９年度以降は今のところは補助金が出ない形で、令和９年度以降の実施につきましては、実際まだ朝の居場所づくりが３学期から西小学校のほうで始めて、１学期がまだ終わっていませんので、来年度、西小学校で新学期始めた中で、利用されている方とかまたそういうニーズのほうを確認しながら、令和９年度以降の実施については早急に検討したいと考えております。

○委員長　他に質疑ございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　21ページの公立保育園運営事業なんですけれども、３園の敷地というのは、借りているのかな。持田しか分からないです、持田はお寺さんの土地を借りているかと思うんですけれども、それぞれ借りているということでどうなんですか。市の土地のところもあるんですか。どこのページで見たらいいんでしょうか、予算の。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　持田が一部お寺を借りて、ほかは市です。

○２番　斉藤委員　ほかの２園は市なんですね。分かりました。

○委員長　斉藤委員、引き続きありますか。

お願いします。

○２番　斉藤委員　おうち子育て支援事業なんですけれども、概要の20ページなんですけれども、これは何か最初２年ぐらい前、県と何かタイアップしたコバトンセットというのが言っていました。最近説明がなくなったんですけれども、これは一緒にやっているんですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　令和６年度で終了しております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしたら、ヴェールカフェの利用券3,000円なんですけれども、これ利用率ってどうですか。結構利用されているんでしょうか。せっかくやっているんだから利用していただかなくてはいけないですけれども。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　配布者が今年度が１月末現在で621人に配布しておりまして、2,921枚利用

されています。300円券が10枚なので、なので人数となりますと年度末になりましたらそれぞれ番号振ってありますので、全部チェックすることはできるんですが、ちょっと後で確認させていただきます。

○委員長　関連して。

岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　このおうち子育て支援事業の件で、関連で質疑させていただきます。

令和７年が4,040万円、それで令和８年の予算が1,751万8,000円ということで、２年前と比べると約2,200万円減額というか、小さくなっているわけなんですけれども、この大きく減額になった理由についてお尋ねさせていただきたいと思います。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　先ほど説明でも申し上げましたが、令和８年度から国の制度として新たにこちら、こども誰でも通園制度が始まりますが、令和６年度はまず試行的に実施させていただく中で、まず見込みを出させていただいて、７年度も６年度の実績がほぼない中で、ある程度の利用の見込みをさせていただきました。

８年度につきましては、６年度の実績と７年度の実績がある程度出ていますので、その辺の実績を基にさせていただいた結果、減額になったものです。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　分かりました。ありがとうございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　こども家庭センターのほうに伺います。

母子手帳アプリというのを聞きたいんですけれども、概要の19ページと22ページと母子手帳アプリの運用事業と離れてしまっているんですけれども、何かこれくっつけてくれたほうがありがたいんですけれども、それはお願いします。

それで、これっていうのは紙の母子手帳というのは、原則論としては生きているということで、これっていうのはサービスというか、どういう扱いなんですか、まず。

○委員長　堀口こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　母子手帳の電子化というのは、今国で進めてはいるところなんですけれども、母子手帳そのものに記録される記録がいろいろございますところから、なかなか電子化が進まず、紙と併用して使っていくというような大きな流れにはなっています。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　紙の母子手帳というのは、何ていうんですか、公というか、それぞれの自治体が発行していると思うんです、国で推奨しているものであって、この母子手帳というのは民間のアプリということでいいんですかね。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　アプリは民間のものでございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　この予算今66万円ということなんですけれども、これ実績に基づいてこれは予算を組んでいる。どれぐらいの方を見込んでいるんですか。普及したいと思ってやっているんでしょうから。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　この66万円というのは、アプリの利用料になります。登録は妊娠届のときに登録のお勧めをさせていただいたり、いろいろなところでアプリに登録していただいた方にご利用いただくという形になっていて、アプリに登録している人数がこの予算に反映しているというものではないです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　これは民間に支払う手数料という66万円だと思いますけれども、それでやっているからには、やっぱり予算を組むからには利用率を上げたいということでやっているわけですよね。どのように周知して、どれぐらい利用していただきたいと目標があるのかどうか。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　今手元の資料で現時点で何人が登録というのがお答えできないので、また後日調べてお話をさせていただきたいんですけれども、市としましては、アプリの登録は携帯電話ですることができますので、妊娠届のときにアプリのほうの登録をお願いしていること。それから、各お子さんが行かれるようなところに周知のポスター等を貼らせていただいて、アプリの登録をしていただくというところで進めているところです。

　しかしながら、今この66万円の母子手帳のアプリを使ってできることというのが、自ら健診記録や予防接種の記録を入力しないとその記録が電子化されないというような、ちょっと使いづらいところがありまして、これから例えば予防接種とか妊娠届出書とか、そういったものでアプリを使ってできることが増えていくことによって、登録者数も併せて増やしていきたいと考えているところです。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、今課長も課題というのは認識しているようで予防接種はいっぱいあるわけですよね、お子さんが生まれると。それで、結局タイミングが、親がきちっと確認しないとという大変さがあるので、このアプリでお知らせとかというのはできるんですか。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　現状アプリでは、プッシュ機能でお知らせはできるんですけれども、令和８年度に導入する予防接種のアプリを入れることによって、接種の計画とか接種間隔とか、そういったものが医療機関と併せて管理ができるようになるというようなことをやる予定でおります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　お知らせができればすごくいいかなと思いました。そうすると、いろいろな郵送料だとかお手紙が削減できるというか、郵送料が減らせるということも今後できるのかなということで、便利なアプリと今捉えましたけれども。分かりました。

○委員長　１番　橋本委員。

○１番　橋本委員　福祉課のほうに何点かお尋ねします。

127ページの身元不明の埋葬費というところですけれども、抽象的で申し訳ないですけれども、最近にそういうような例があったのか、またどのような例でそんなような形になったのかをお聞かせください。

○委員長　風間福祉課長。

○福祉課長　お答えいたします。

今年度１件ございました。利根川で身元不明の死体がありまして、その処理に予算を今年度は支出したというところがございます。

以上でございます。

○１番　橋本委員　ありがとうございます。

それと、131ページ、入浴サービスが今度週１回となりますということで、また、ご確認ですけれども、週２回にしていただく期間というのをもう一度お聞きしたいんですが。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　お答えいたします。

７月から９月の夏季の間は週２回に回数を増やす予定です。

以上でございます。

○委員長　１番　橋本委員。

○１番　橋本委員　ありがとうございます。

週２回に増やす予定での対応の見通しというのは、ちゃんとついているんでしょうか。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　事業者との打合せ等は既に済ましておりまして、対応は可能という回答をいただいております。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　こども家庭センターの５歳児健康診査事業、５歳児健康診査後フォロー事業ということで、これ国の事業ですかね。この５歳児健診というのをやる意義というか、５歳児といえばそろそろ小学校に上がる年ですけれども、就学児健診とは何が違うんですかというのをお伺いします。

○委員長　堀口こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　５歳児健診についてですけれども、まず母子保健でやっている健診は、法定健診として１歳半の健診と３歳児健診がございます。そのほかに、乳児期の４カ月健診ですとか、６カ月、10カ月の健診とかいろんな健診を推奨はしております。５歳児健診も、今のところは推奨の健診というような形になっていて、法定健診には上がっていないのですが、いろいろな社会性が発達してくるこの時期に、集団での行動観察等も含めた健診が必要だろうということの、国の方針に基づいてこの５歳児健診の全国展開を、今国が取り組んでいるところです。

就学時健診との違いですが、就学時健診は教育委員会が学校に入るための健診をするんですけれども、この５歳児健診については、こども家庭庁のほうで健診、つまり母子保健の事業として健診をして、それで子どもたちの発達特性を把握して、必要な支援に早めにつないでいくというような目的があります。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうすると、発達に関して特化した、主にそちらが強いんですかね、この健診というのは。就学時健診は、健康というか身長だとか、体重だとか、そういう一般的なものですが、こっちのこども家庭センターのほうはもっと踏み込んで、発達状況をというところですかね。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　発達状況の細かい医者の診察というよりは、集団の中でお子さんたちを観察して、その集団の動きの中でどんなふうな対応ができるかというところを大枠を捉えていくというような健診の趣旨になります。

就学時健診は、個人個人、身長、体重ですとか、いろんな発達検査ですとかそういったところが含まれてくるんですけれども、５歳児健診はあくまでそのお子さんの特性を見ていくというところになりますので、大枠スクリーニング的な検査になるという形になっています。

以上です。

○委員長　関連して。

副委員長。

○副委員長　同じ部分で、それからそのフォローアップの事業も含めてですけれども、５歳児健診の事業のほうで、田中委員長が以前の議論の中で、この５歳児健診の推進というのをお聞きした際に、専門家の目が必要ということが課題であるんですというお答えいただいたんだと。それで、来年度実施するということでお聞きするんですけれども、実施に当たって、専門家の協力というのがしっかり得られているのかどうかというのが１つです。

それから、フォローアップのほうに関して、健診後のフォローというのは具体的に誰がどのようにフォローしていくのかというところをお聞きしたいです。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　５歳児健診の専門職の確保ですけれども、実施に当たっていろいろな方法を検索をした結果、専門家を全部含めて全部委託でできる事業所を探しまして、小児科の医師、臨床心理士、保健師、保育士、看護師、栄養士等の専門家をそろえた丸め委託で実施することを考えています。

市としましては、健診後のフォローアップ事業として今回予算に上げさせていただいているのが、心理士の発達相談の機会を設けて、健診で発達特性の認められたお子さんの相談支援を進めていく予定でおります。また、現状やっております言葉の相談ですとか、幼稚園・保育園巡回相談、それから心理発達相談という相談もやっているんですけれども、そういった相談事業も一緒に併せて、必要なところへご案内をさせていただくような形で考えております。それと含めまして、教育委員会のステップ教室ですとか、そういったところへのつなぎも含めて、フォロー事業という大きな事業を直営で進めていく予定でおります。

以上です。

○委員長　副委員長。

○副委員長　ありがとうございます。

フォローアップのほうでお聞きしたいんですけれども、今本当に児童発達に関する相談が物すごい数になっていて、多くの病院でもう予約が取れないというか、今取ろうとすると３カ月先ぐらいになってしまうという状態になっているというのは、すごく最近よく聞くんですね。市としてはそういった状況も認識しているのかというところだけちょっと確認したい。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　市としても、いろんなご相談を受ける中で、発達のご相談というのを多く承っているところですので、そういったところの一助につなげていく予定で、こちらの健診フォロー事業も進めていきたいと考えております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　また子ども未来課ですけれども、21ページの持田保育園園舎外部改修事業ということで、これの内容をお伺いしたいんですけれども。外壁及び屋根防水改修ということで、これずっと私が指摘してきたことなんですね。いよいよやるのかなということで、少し確認させてください。

外壁というのは、足場を組むちゃんとした外壁の補修ですかね。簡易なものなのか、きちんと大々的に、塗り替えもまだ40年を過ぎて１回もやっていないので、どうですか。

○委員長　吉田子ども未来課長。

○子ども未来課長　お答えします。

来年度は設計ですので、何をやっていくか設計の中でやっていきます。設計組む中でどういうものが必要か、調査していく形になると思いますので、今の段階でどこまで何をやるというのは。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　設計委託をしてみないとということで、大々的にこの外壁の塗り直しというのもその設計の中でやるかやらないか、まだ決まっていないということですか。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　一応予定しているのが、予算の概要にもありますように、外壁及び屋根の防水改修等を予定しております。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　経年劣化のために、もう40年以上も一度も塗り直しをしていない中での設

計費なのか、いやいやこれは調査費も含まれていて、これを調査してから決めるのかということをちょっとお伺いしたいんですよね。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　すみません、失礼しました。

調査ではなくて、あくまで工事をやるための設計ということです。失礼しました。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　それで、その工事というのはどういう工事なのかというのは、足場を組んだきちっとした外壁の塗り直しを考えているのか、要は、例えばひびが入っているところだけの簡易的な補修の工事なのかというのを聞きたい。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　ちょっとすみません、少し確認に時間をください。

○委員長　では、確認にも時間を要するかと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

午後　　０時　０１分　休憩

午後　　０時　５８分　再開

○委員長　では、休憩前に引き続き会議を開きます。

△発言の申出

○委員長　執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

堀口こども家庭センター課長。

○こども家庭センター課長　委員長から発言の許可をいただきましたので、先ほどの斉藤委員のご質問にお答えいたします。

母子手帳アプリの現在の登録者数ですけれども、本日３月10日現在で503件でございます。

以上です。

○委員長　ありがとうございます。

次に、子ども未来課、吉田課長。

○子ども未来課長　午前中、斉藤委員から質問がありました２点、お答えさせていただきます。

まず、ヴェールカフェの２月時点での利用率ですが、約52％となっております。

それともう一点、持田保育園の園舎外部改修工事ですが、こちら基本的に、全面の外壁等をやる予定になっています。

以上です。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　よかったです、持田保育園。

本当に３園で計画を２年ごとに立てていて、塗り直しというのはあったんですけれども、全く進んでいなかったので、雨漏りもしていて、ゼロ歳児もいることなので、そこの衛生部分も考えて、屋根の防水改修というのも行うし、外壁もきれいに塗り直すということで、公立だけが汚いままで、民間に任せているのではしようがないので、公立の役割って大きいと思うんです。私、両方預けていましたけれども、公立がよくやっています、本当に内容も含めて。

ですので、やっぱり見栄えというのも、もちろん中身の内装の雨漏りいうのはあってはいけないし、亀裂もいけないですけれども、きれいにするということも一歩進んだということで分かりました。

△議案第９号の質疑続行

○委員長　では、質疑を続行いたします。

３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　高齢者福祉課に、４つ質疑というかお尋ねしたいと思います。

まず、概要の39ページの認知症施策関連事業ということでございまして、難聴者の購入補助金110万円ということで、これについて小さなことですけれども、昨年まで加齢性難聴というふうに入っていたと思うんですが、今年、加齢が削除されているという部分で、何でという小さなことですけれども、まずお尋ねさせていただきたいと思います。

高齢者ということですので、自動的に加齢というのが入ってくるのかと思ったんですけれども、これを今回削除したということでございまして、お尋ねします。

○委員長　春日高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長　補聴器の購入助成に関してですけれども、加齢性を外した理由は特に大きな理由はございません。

要綱自体は、同じ要綱を使って事業を実施しておりますので変わりはございません。

以上でございます。

○３番　岩﨑委員　分かりました、ありがとうございます。

続きまして、38ページですが、成年後見センター運営事業ということで、今回716万7,000

円を計上してございますが、令和７年は、認知症施策関連事業ということで成年後見センター事業が含まれていたかと思うんですが、これを今年、分離したというのは、何か特段理由があるのというのをお尋ねしたいと思います。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　成年後見センターが設置できたということが大きな理由ですけれども、予算の項目としても事業費としてきちっと立てていますので、それで特出ししたという形になります。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　シンプルで分かりました、ありがとうございます。

それと次が、ひとり暮らし高齢者見守り事業についてお尋ねします、40ページですね。

91万円を令和８年度に計上していまして、こちらの推移を見ますと、令和５年が274万5,000円だったんですね。それが今回91万円ということで、３年前と比べると３分の１に減額になっているということになっておりまして、これについてニーズが減ったのか、これの原因につきましてお聞かせいただけたらなと思います。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　基本的に、利用者数が減ったというのが理由でございます。

ニーズが減ったかというと、乳酸飲料の配達の事業だったものを、これを転換したものですけれども、乳酸飲料の転換時はもう少し利用人数が多かったんですが、この事業にしましてから利用者人数が減ってきたという形になります。実績に基づいて、こちらは計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　利用者が減ったということで、よく分かりませんけれども、利用者減る、人気がないという、そういうことで減ったのかと、私、素直に考えてしまうんですけれども、これについて、過去に戻って、人気の高かった乳酸飲料、そちらに戻すそういう考えというのはないでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　お答え申し上げます。

ひとり暮らし高齢者見守り事業の原則があるんですけれども、介護保険サービスを使って

いないこと、それから緊急通報装置を使っていないこと、それから配食サービスを使っていないことなど、ほかの事業で見守りができる場合には、こちらの事業は利用しないという形になります。そのため、本当に必要な方々が少ないというのが実情かと思います。

また、乳酸飲料の事業に戻す予定はというご質問ですけれども、今のところその予定はございません。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　ありがとうございました。

最後は40ページですが、敬老お祝い品引換事業及び高齢者優待制度ということでございまして、700円のチケットを配付するということでございますが、商品の金額の1,036万円、それからあと印刷製本費124万円、郵送費268万円と。この３つを対象の人数で割ると970円ということになるんです。

これにつきまして、970円イコール1,000円と。700円という中途半端な金額でなくて、1,000円という切りのいいものにして、対象になるご高齢の方にお配りすると。こういったことを課内で検討したと、そういったことはございませんでしょうか、お尋ねします。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　敬老お祝い品引換事業の記念品の増額のご質問だと思うんですけれども、令和７年度から始まった事業でして、基本的に始まった経緯が、地区で行う敬老事業の補助金に代わるものとして事業を始めました。

そのときの１人当たりの補助金の単価を参考に、この事業が成り立っているものでございます。令和７年度から開始されたばかりですので、まだ金額の増についての検討はしておりません。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　分かりました。

今後、再検討をしていただけたらなと思います。

それと、一般質問の中で、他の議員が質問した部分に改めて触れさせていただくんですが、郵送料の部分です。

これにつきまして、同じ１軒にご夫婦いらして、そのご夫婦それぞれ宛てに送るという部分を連名で送っていただくと。そういう形でぜひともご検討をしていただきたいなと思うん

ですが、これについてご検討の余地は、来年度以降ですね、あるかどうかをお尋ねしたいと思います。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　パンフレットの郵送につきましては、なるべく経費を考えて事業を進めていきたいとは考えておりますが、封入封緘の委託をしています、この事業については、

一度、住民基本台帳から対象者を抽出して、封入封緘の委託をして納品していただくというタイムラグが発生しまして、その間に亡くなった方、転出された方の引き抜き作業というのをさせていただいています。そうしますと、世帯で併せて封入してしまいますと、もし、世帯の中で亡くなった方とか転出の方がいると、もう一度開けて引き抜かなければいけないというような作業も考えられるなというふうに今は考えております。

ですので、来年の発送につきましては、様々な事柄を総合的に勘案して判断していきたいなと思っております。

以上でございます。

○委員長　３番　岩﨑委員。

○３番　岩﨑委員　今の説明、分かりました。

来年度以降、前向きにご検討いただければと思います。

以上です。

○委員長　他に質疑ございますか。

５番　村田委員。

○５番　村田委員　幾つかさせていただきます。

先ほど出ました社協に委託している成年後見の中核センターの運営の中身について教えてもらえますか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　成年後見センターは、幾つかの機能を持たせるという形になっています。

１つは相談支援機能、それから後見人支援機能、それから広報機能です。そしてもう一つが、利用促進機能があります。そのほかに中核センターとして、関係機関をつなぐ役割の地域のネットワーク機能というのがあります。今年度については、ネットワーク機能以外の４つの支援機能を持たせて運営をしていただいているところです。

ですので、市民からの相談、それから地域包括支援センターや障害に関係する機関の専門職からの相談を受けています。それから広報機能として、センターの広報を行っていたりし

ております。それから、後見人に対する支援機能も行っておりまして、それに加えて市民後見人の養成講座、そこら辺もセンターでやっていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　昨年の設置が８月１日からで、実績的には、後見人制度を使って後見人がついた人数って分かりますか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　成年後見センターは、相談支援機能が主ですので、申立てを行っている機関ではないというのが一つありますので、相談支援を行った上で後見人がついたという数字までは上げてもらっていません。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　分かりました。

整理としては、相談を受けました。どなたか後見人って、家庭裁判所が入るから、後見人になる方が、行政書士とか司法書士とか弁護士とかいろいろあって、それは委任を受けた方が家庭裁判所に申請して後見人になるという流れですか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　行政書士とか司法書士は、専門職後見といって後見人になる方がほとんどになります。

申立てができる方というのは、四親等以内の親族、それから検察官とかいるんですけれども、そのうちの一つが市長、市長申立てというのもあります。

申立てを行うに当たって、親族からの申立ての代行を依頼されるということも行政書士とか司法書士はございますが、申立てをする方ではございません。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　分かりました。

次に、地域共生で129ページの支出ですけれども、そこに、これも社協に委託しているんですけれども、12節の訪問支援事業、社会参加支援事業、相談支援業務委託、３つ委託ですけれども、まず関連していますか。

○委員長　田島地域共生社会推進課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

こちらの３つの委託事業につきましては、重層的支援体制整備事業の中で実施している事業でありまして、全て関連している事業となっております。

訪問支援事業委託料と社会参加支援事業委託料については、市の社会福祉協議会に委託しておりまして、相談支援業務委託料につきましては、ＮＰＯ法人のにりん舎さん、ひきこもり等を対応している法人に委託しております。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　説明の中で、社会とのつながりがない方、いわゆるひきこもっている方が対象になるんでしょうか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　村田委員のおっしゃるとおりでございまして、ひきこもりの方を主に対象としております。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　相談支援業務はＮＰＯ、あとは訪問と社会参加については社協ということで、ここは、連携は図っているんでしょうか、

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　訪問支援事業につきましては、市の社協と連携は取っているんですけれども、いわゆるアウトリーチ事業といいまして、ひきこもりで自ら支援を求めることができない方、支援につながることに拒否的な方に対して、窓口で相談を待つのではなくて、訪問支援等を行うという事業であります。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　まず、相談業務をして、その情報が社協に行って、今度訪問しようと。

訪問した場合、ご本人になかなかお会いできないのが現状かと思いますけれども、まだ面会ができる方は救う道があるんですけれども、なかなか人と会わない方が多い中で、次の社会参加支援という形で社会参加支援業務というのは、ご本人が家から出て、社会参加するための何か支援、情報を得るところまで本人が出向いてきているんでしょうか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　まず、この事業関連しておりまして、初めに、訪問支援事業という形で、ひきこもりの方等に対して接触を図るわけですけれども、訪問のほかにも電話ですとかメール、そういった形でのアプローチの仕方というのもやっております。

なかなか会えない方には、ご自宅を訪れた際にお手紙を置いて帰ったりだとか、そういった形で少しずつですけれども接触ができるように、かなり時間かかるんですけれども、接触できる方もいらっしゃいます。

そういった方の中でお話できる方については、今度は参加支援事業という形で、最終的には就労に向けた支援というのを考えているんですけれども、現時点ですと、例えば、地域のボランティアですとか社会福祉協議会のやっているイベントのお手伝いなど、そういたスモールステップという形で、社会と関わり持てるような支援をしているところです。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　委託契約をして実績報告等が上がってきて、市役所と社協とのコミュニケーション、この件について、情報を交換する機会というのはあるんですか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

市と社協の連携ですけれども、なかなか対応が難しいケースにつきましては、市の地域共生社会推進課で持っております重層会議というのがあります。あとは支援会議というのがありまして、ケース難しい場合には、市と社協で連携して協議をしております。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　どこの町か忘れたんですけれども、社会福祉協議会がこの件に向き合って、どうしたら訪問して会ってくれるだろうということで苦労しながら、いろいろ歩いて、ご近所も聞きながら聞きながら行ったら、社会に出てから職を失うとか、人間関係でひきこもってしまったということで。

職に対して、働き口に対して情報を入れたらどうだろうということで、130件ぐらいの戸数でひきこもっている家庭があったんですけれども、そこにポスティングしながら、何度も何度も同じことを繰り返していったら、１人連絡が来て、２人、３人とどんどん増えて、結局、自分が働く場所を見失ってしまったということが原因というところまで行きついたんですね。

そういうことで努力をした結果、130件ぐらいあったひきこもりの件数が激減して、共同作業所というのを町で用意したらしいですけれども、そういうふうに段階的に社会に出すという取組をしたら、結果が出たということを報道で見たんですけれども、それで、だから何か言いたいというのは、毎年同じような委託契約をしても先には出ない、なかなか。だから、もう少し、もう一歩、二歩踏み込んだ行動を起こせるように、行政側から社協とも話をしながら、救うためにこの委託契約を結んでいるわけですから、ぜひそれを、知恵を絞ってやってもらったほうがいいのかと思いました。それは意見として。

あと、子どもの虐待の関係です。

虐待の関係で、こども家庭センターに国からの補助金とか、あと地域共生社会にも虐待の関係で、歳入で、分かれているんですけれども、これは内容的にちょっと違うんですかね。

歳入で、39ページの国庫補助金の児童虐待防止対策等総合支援事業補助金（地域共生社会推進課）、41ページに来ると、こども家庭センターに同じタイトルで補助金があるんですけれども、タイトルは一緒なので内容的にも同じなのかと思って。

歳出に行くとどこに行くのか、ちょっと私も見ていたんですけれども、分からなかったので教えてください。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

39ページの児童虐待防止対策等総合支援事業費の補助金の地域共生社会推進課分につきましては、こちら、国の補助メニューの名称になっているんですけれども、その中で、ヤングケアラー支援体制強化事業というのが、この補助金のメニューの中にありまして、そちらを使用したものが、こちらに記載のあります65万8,000円の事業でありまして、こちらは、ヤングケアラーの実態調査をするものについて国から補助を受けるものとなっております。

歳出につきましては、こちらは、基本的には会計年度任用職員の人件費を計上しておりますので、歳出上では見えてこないようなものになっております。

以上です。

○委員長　堀口課長。

○こども家庭センター課長　同じく、児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金として、母子保健のメニューの中に、児童の発達支援事業に対する補助を頂いておりまして、該当となる事業については、言葉の相談、心理発達相談、親子教室、幼稚園・保育園巡回相談、５歳児健診フォロー事業というところで、そちらの事業が該当するんですが、歳出で見ていただき

ますと、161ページの12節妊産婦乳幼児相談業務委託料というところと、それぞれの事業で講師派遣をやっている関係で、11節の手数料というところで、相談員派遣手数料という形で歳出は上げている形になっております。

以上でございます。

○５番　村田委員　ありがとうございます。

タイトルとはまた違うんですけれども、充当先としてはそういう中身ですね、分かりました。

それで、民生委員、児童民生委員と言いますけれども、児童民生委員も虐待の関係については関わりが出てくるんでしょうか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

民生委員につきましては、地域の見守りを行っていただいて、行政機関につなぐという役割を担っておりますけれども、地域見守っている中で児童虐待のような情報が入った場合には、行政につなぐというような形でお手伝いいただいております。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　ありがとうございました。

年間数件あるんでしょうけれども、虐待を受けた心の傷ってなかなか拭い去れなくて、それで義務教育行って、高校行って、何かのきっかけでまた登校拒否とかひきこもりとか、要するに最初に質問したように、社会不適合になってしまう可能性が高いと思われるので、幼児期の虐待に対しては、我々大人が気づいて手を差し伸べて、何とかそこから子どもが、本当に居場所といいますけれども、子どもが決めることだと思うんです、居場所づくりって。

親元にいるから必ずしもいいとは限らないし、私、昨年、養護施設に、熊谷に行ってきたんですけれども、今は昔の養護施設と違って、集団での生活ではなくて、グループホームが中心で、男女別、そして、プライベートルームもしっかりと古民家を改装して、ワンルームの仕切りがあって非常にプライバシーが守られて、なおかつ、そこにいる子どもたちも、18歳、場合によっては大学もそこから通っている子もいます。そういう形で、物すごく昔の養護施設とは違うなと、環境がよくなってきているなと、実際この目で見てきて感じました。

ぜひ、早いうちに環境を整えるという意味で、親元にいるのがそのときにいいのか、それは我々大人がまた判断して、専門家とも話をして、子どもの居場所、環境を導いてあげると

いうか、そういうことをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長　他に質疑ございますか。

副委員長。

○副委員長　地域共生社会の39ページのさっきのヤングケアラーの部分で聞きたいんですけれども、これは具体的には、ヤングケアラー対策って何をやるのかを教えてください。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　ヤングケアラーの実態調査の件でよろしいでしょうか。

○副委員長　はい。

○地域共生社会推進課長　ヤングケアラーの実態調査につきましては、今年度初めて記名式の調査というのを実施いたしました。

対象は小学５年生から中学３年生まで、人数にしますと2,858人の児童・生徒に対して実施したんですけれども、今回、回答数が1,927人ということで、回答率67.4％で、今回調査を実施いたしました。来年度についても同様に実施の予定をしております。

以上です。

○委員長　野本副委員長。

○副委員長　なるほど。

今年度、来年度調査をして、今年度の調査の分析みたいなものは、まだこれからになりますか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

今年度の分析の結果で申し上げますと、ヤングケアラーの可能性がある児童・生徒というのが、５年生から中学３年生の中で129人の児童・生徒が、お世話や家事をしているという回答をしております。

また、その中で、さらにヤングケアラーと推察される児童・生徒ということで、実際にアンケートの中で、「やりたいけれどもできないことがある」というような答えをした子が、こちらが23人いました。さらに、その23人のうち、「家事やお世話をどのように感じているか」という答えで、「仕方がない」ですとか「体がきつい」だとか「心がつらい」とか、そういった回答をした子が16人いまして、実質的には、この16人の子が、支援が必要なヤングケアラーではないかというような結果を出しております。

以上です。

○委員長　副委員長。

○副委員長　詳しくありがとうございました。

その16名に対しては、どういった支援というか方針でしょうか。

○委員長　田島課長。

○地域共生社会推進課長　お答えいたします。

16人の児童・生徒につきましては、２月中に市内の小・中学校学校長、教頭先生に報告いたしまして、学校側からまずは面談等をやる機会があれば、そういった中で、学校から様子を見てもらうというような形でお願いをしております。

必要に応じて、教育委員会、または地域共生社会推進課にもその状況を連絡いただいて、支援のやり方というのを、今後検討していくというような流れになっております。

以上です。

○副委員長　ありがとうございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

４番　養田委員。

○４番　養田委員　ご説明ありがとうございました。何点か質疑させていただきます。

予算書の概要ですけれども、概要の46ページです。

46ページの担当部署が高齢者福祉課の部分で、シルバー人材センターの運営費補助事業ということで、こちら参考ということで、会員数が令和７年12月末時点で356人というのがあったんですけれども、過去を振り返ってみると、少しずつ登録の人数というのが、会員数が増えているんですね。

これはやはり高齢化が進行してきて、60歳になって、シルバー人材センターで働いてみようという方が増えている証拠だと思うんですけれども、これは令和７年12月末時点ですけれども、実際に現時点で、365人の登録の中で働いている人というのは何名ぐらいいらっしゃるんでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　シルバー人材センターの登録者で実際に働いている方の人数でございますけれども、令和７年度、直近で１月31日現在になりますが、職種によっていろいろ分かれるんですが、請負が就業延べ人数となってしまうんですが、令和７年度は公共施設と民間施設合せて１万7,023人という延べ人数になります。派遣でいいますと3,901人です。

就業実人員がありまして、請負で295人、派遣でいいますと73人という形になります。

以上でございます。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

結構な方が働いているということで承知いたしました。

登録者の方がいらっしゃって、登録して間もない方とか、あと登録年数が多い方も多分いらっしゃると思うんですけれども、例えば、細かくなくていいんですけれども、大体、登録して１年未満とか３年未満とか、登録して10年以上とか、そういうデータというのはあるんでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　申し訳ございません、今手元にございません。

調べて、ありましたらご報告したいと思うんですけれども。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました。

細かい数字になってしまって申し訳ないですけれども、ありがとうございます。

シルバー人材センターの補助金というのが、毎年度大体2,000万円ちょっと、今回2,171万7,000円ということですけれども、実際この補助金というのはどのように使われているんでしょうか。

○委員長　春日課長。

○高齢者福祉課長　ほとんどがシルバー人材センター事務局の人件費になりますけれども、そのほかに事業、会議費ですとか、それから旅費、通信運搬費など細かい事業費にも使われているものでございます。

以上でございます。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　分かりました、ありがとうございます。

次の質疑に移りたいと思います。

概要の42ページお願いします。

一番下ですけれども、新規の福祉課の部分で被保護者年金申請支援事業ということで、今回、生活保護の年金記録について社会保険労務士に委託するという事業で、今回新しく始まった事業ということで、私も昨年の９月に一般質問させていただいて、早速、予算計上して

いただいてありがとうございました。

この事業についてですけれども、今後、どのようにスケジュールでやっていくのかというのを教えていただきたいですけれども。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　お答えいたします。

スケジュールですが、予算のほう承認いただきましたら、まず４月にはプロポーザルで業者選定に入りたいと考えております。実際の事業は、６月ぐらいから調査に入れればと今のところは考えているところです。

以上でございます。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

実際に４月、プロポーザルがあって、６月ぐらいから調査をしていくということで承知しました。ありがとうございます。

今回、一般財源は330万円で、国県支出金が990万円ということだったんですけれども、どうですか、補助金が990万円使えるということだったんですけれども、どのような補助金を使うんでしょうか。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　お答えいたします。

予算に関する説明書の41ページ、一番上の３節生活保護費補助金、この右側の説明欄に、生活困窮者支援事業費補助金というのがございまして、幾つかの事業が入っております。この中に、年金申請支援事業の補助金４分の３も入っております。

以上でございます。

○委員長　４番　養田委員。

○４番　養田委員　ありがとうございます。

これに関することかどうか分からないですけれども、生活保護の中で、ページちょっと飛びまして、概要の78ページです。

新規事業で、預貯金等照会電子化事業というところですけれども、これも生活保護に関することですけれども、預貯金調査について、紙の帳票によって行ってきた金融機関等への照会に電子サービスを導入することにより、照会文書の作成や発送に係る業務量、用紙の部数、印刷費用、郵便費用の削減を図りますと説明があるんですけれども、これをやることによっ

て、どれぐらいの経費削減が図られるんでしょうか。

○委員長　風間課長。

○福祉課長　お答えいたします。

まず、今、紙で照会しているものを電子ファイルでの照会に変えるための事業ですが、まず郵便料ですけれども、今まで年間で大体4,000件照会のために使っております。ただ、全ての金融機関が、この電子照会に対応しているわけではございませんので、約半分。例えば2,000件と見ますと、封書が110円ですから約22万円。それとあとは、照会時の発行の用紙です。これも約50％程度は削減できるものと考えております。また、大きいところですが、照会の作成時間が約30分、回答が返ってきまして、それをシステムに反映させるのに約10分ぐらい今かかっているんですけれども、それが約60％ぐらい削減できるのかと考えておりまして、こうして事務の効率化を図ることによって、本来の業務であるケースワークに注力ができると考えております。

以上でございます。

○委員長　他に質疑ございますか。

２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　18ページの一番下の子ども等多世代の居場所づくり支援事業ということで、改めて事業の内容について伺いたいんですけれども、多世代型子ども食堂事業、多世代交流事業、学習支援事業、新規設立支援事業、統括団体支援事業ということで５つ書かれているんですけれども、それぞれの事業の内容をちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　子ども等多世代の居場所づくり支援事業でございますが、内容につきましては、各種子ども居場所をやっている団体等に補助金をお渡しする事業でございまして、多世代型子ども食堂事業につきましては、年間上限18万円、多世代交流事業につきましては、年間の上限12万円、それから学習支援事業につきましては、年間上限12万円プラス、学習支援員を置いていることが条件ですが、学習支援員１人につき１日上限1,400円という人件費を交付するものでございます。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうしますと、それぞれの団体へ補助している事業ということで、中身については、その団体が主体となっていると思いますけれども、私、毎回これ見ているんです

けれども、実施団体というのは、来てくれる対象の居場所が必要になる子どもだとか食堂を利用したい子どもたちに、どうやって周知しているのというのがいつも気になっていて、なぜかというと、全くこの事業が見えてこないです、市民から。

こういうことをやっていることが、周知が不足しているのではないと思いますけれども、市がやっている事業ではないと。補助を出して、あくまで補助を出しているというところで、それぞれの団体はどのようにこの対象者を探しているんですか。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　周知に関してのご質疑かと思いますけれども、各種子どもの居場所をやっている団体につきましては、各団体の努力で、各種周知をしていただいているという認識をしております。

また、市におきましても、補助事業につきまして、ホームページやそういったもので周知しているという状況でございます。

ただ、今斉藤委員おっしゃられたとおり、周知がまだまだ足りない部分というのがございますと思いますので、今後につきましては、周知の部分について検討させていただいて、実施できればと思っております。

以上でございます。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　そうですよね。

市でもホームページでうたっているけれども、その団体にお任せしているということで、私はいつも思うんですけれども、一体誰が利用しているのというぐらい周知不足ですよね。私も同じ子どもがいる世代の保護者の方と話しているんですけれども、子ども食堂がどこでやっているかも誰も分からない状況です。実際に、多くの声を聞いたときに。

それで、よくあるんですけれども、関係者の近くの子どもたちだけしか行っていない状況ってよくあるんです、全国的に見ても。そうではなくて、広くやっているわけですよね。そこが毎回思うんですけれども、あまりにも周知不足。

例えば、さっきの子どもの朝の預かりは学校で配っているわけです。これ見ただけでも、ああ、こういうのやっているんだなって分かるんですけれども、そういう配布とかもしていないと思います。私も状況いろいろと、各学校とかも保護者の方とかに聞いているんですけれども、そういうチラシを見たこともないし、わざわざこっちで探して、子ども食堂やっているから行くというようには、なかなか市民の方ってそうならないですよ。

こういう対象者の困っている方って、そこまで自分でアンテナ立てて、自分から行くということはなかなか難しい人たちかと思うんですけれども、その辺市として指導というか、そこは必要なのではないかと、お任せするのではなくて、全てを。やっぱり周知不足ではないかと思うんですけれども、その辺、令和８年度は何か考えていますか。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　居場所の周知ということですけれども、現在、委員さんおっしゃるとおり、周知につきましては、各種団体、それから市におきましては、子どもの居場所のネットワークという統括団体がございますので、そういったところで周知をやっていただいているものと認識しております。

今後につきましても、市にしても居場所づくりを推進していく上では、市としても周知が必要だと考えておりますので、令和８年度につきましては、そういった周知に力を費やしていこうと考えております。

以上でございます。

○委員長　吉田課長。

○子ども未来課長　補足ですけれども、県で、子ども食堂ネットワークというものがありまして、そちらに入っている団体はそちらのホームページ載っていますし、市も窓口でチラシも置いたりしています。

ただ、実情として、子ども食堂は、１日当たりの食数が30食とか20食とか少ないので、あまり広くし過ぎてしまうというところもありますので、その辺は団体との兼ね合いもありますので、団体とかと話をしながら、どういうのが効果的な方法というのは、今後検討させていただきたいと思います。

○委員長　２番　斉藤委員。

○２番　斉藤委員　せっかくいいことをやっているんだけれども、本当に必要な人がこの事業を利用しているのと思ってしまうんです。

それぐらい全然知らない方が多過ぎて、だから、その辺、非常に難しいところですけれども、上限30食しか出せないというところもあって、広げられないというのもちょっと矛盾している部分もあるんだけれども、やっぱりその辺の中身をきちっと必要としている方に周知してきてもらうような、この事業が生きるようなほうに向かっていただきたいなということで、市もいろいろと成功しているところの事例を見て、団体によくお願いするなり、指導するなりしていただきたいと。せっかくすごくいいことしているんで、お願いします。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　承知いたしました。

前向きに検討させてもらいます。

○委員長　野本副委員長。

○副委員長　同じところで聞きたい。

子どもと多世代の居場所について、今年度が、予算が増えた事業で、昨年の当初予算の審議の中で、同じ会派の小林淳一議員の質疑で、この事業の効果をどのように見ますという質疑したときに、お答えで、どれだけ居場所が増えたというところで見ていきたいというようなお答えだったんですね。

なので、まだ今年度決算出ていないわけですけれども、現状で、子どもの居場所というのがどれだけ増えたのというのをお聞きしたいのと、それから、埼玉県が、子どもの居場所の事業で小学校区に１つというのを目標で掲げていまして、恐らく市もそれに倣っていると思うんですけれども、そうだとすると、行田市では、居場所がない小学校区というのがどこなのかというのをお聞きしたいです。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　まず、数はというところですが、居場所の数につきましては、市に対して届け出るとかそういった義務がございませんので、正確に何団体がどれだけやっているというのは把握できないところですが、県が調査した中では、令和６年３月末時点で17箇所の居場所が活動しておりまして、令和７年３月末時点におきましては、19箇所の居場所が活動しているという状況は把握しております。

現在、小学校区で居場所がない地域につきましては、東小学校区と埼玉小学校区が、現在ないところと認識しております。

以上でございます。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　今、田中副参事から、居場所がないという言い方は訂正して、子ども食堂がない場所とかにしたほうがいいのかと。居場所がないって限定してしまっているので。

○委員長　田中副参事。

○健康福祉部副参事　失礼いたしました。

居場所という発言が、ちょっと適していないというところだと思うんですが、居場所の定義がいろいろある中で、補助金の対象となっていない居場所という表現に改めさせていただ

きますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長　５番　村田委員。

○５番　村田委員　子ども食堂の流れから来た話ですよね。

でご答弁いただいて、居場所と言ったんだっけ。

○委員長　居場所、子どもの居場所づくりの。

○５番　村田委員　それは、子どもの居場所というのは、それは子どもの食堂ではなく。

○委員長　なくて、もっと。

○５番　村田委員　すみません。

○副委員長　補足しますと、子ども食堂だけではなくて、先ほどご説明あったように学習支援ですとか多世代の交流とかそういうのもやっているので、そういう意味で使わせていただきました。

○委員長　大丈夫でしょうか。

ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　補足ですか。

春日課長。

○高齢者福祉課長　すみません。

先ほどのシルバー人材センターに対する養田委員のご質疑に対する回答で一部訂正させていただきます。

シルバー人材センターの会員数のうち、就業の実人員に関することですけれども、合計で295人で、内訳として、請負で222人、派遣で73人、合計で295人でございます。

申し訳ございません。以上でございます。

○委員長　ありがとうございます。

では、他に質疑はないということでございましたら、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもちまして、議案第９号　令和８年度行田市一般会計補正中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑を終了いたしました。

―――――――――――――――――――――

△議案第９号の討論、採決

○委員長　続いて、議案第９号についての討論及び採決を行います。討論のある方は挙手を願

います。

〔発言する者なし〕

○委員長　討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第９号　令和８年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数と認めます。よって、議案第９号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

△閉会の宣告

○委員長　以上をもって健康福祉常任委員会を閉会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後　　１時　５６分　閉会

行田市議会委員会条例第３０条第１項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長　　田　　中　　和　　美